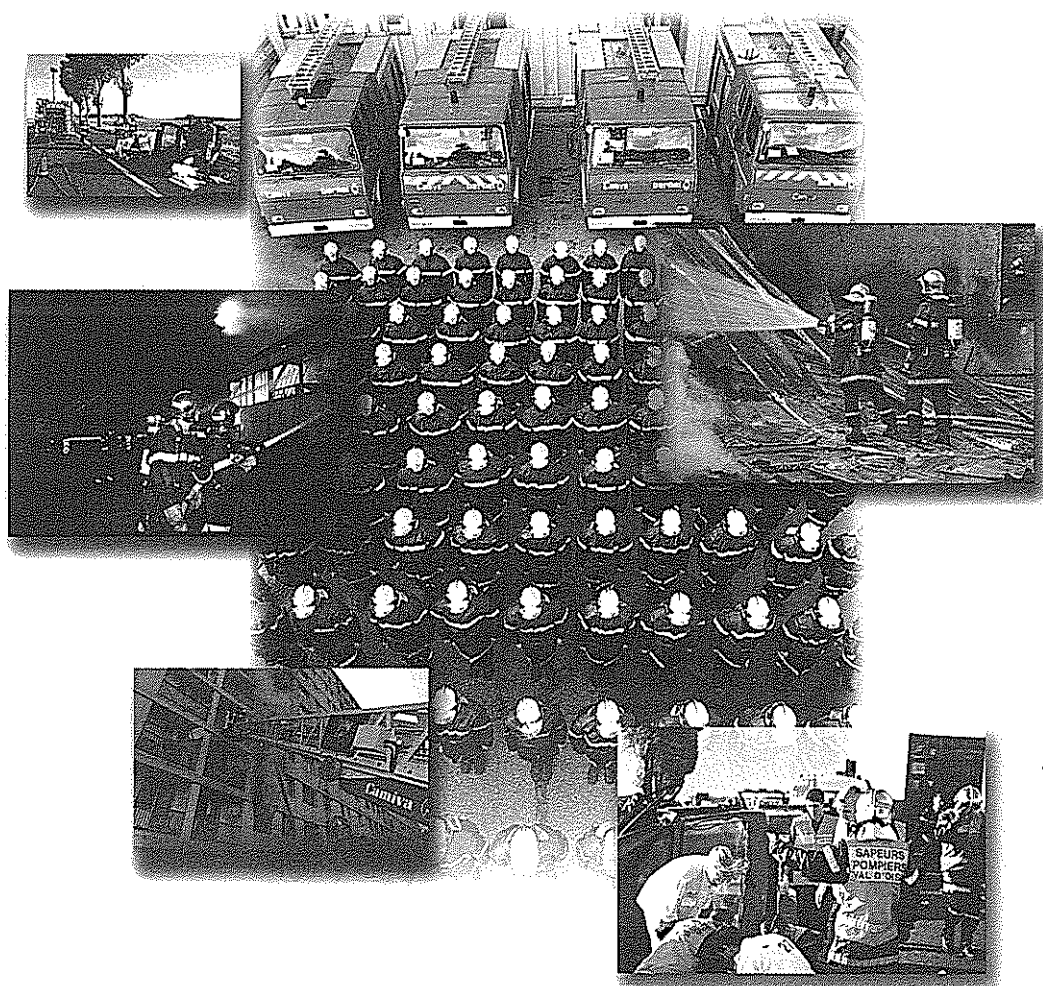


フランスの消防・防災制度

La sécurité civile et le service d'incendie et de secours en France



CLAIR

財団法人 自治体国際化協会

はじめに

フランスの消防・防災制度については、体系的にまとめられ、かつ、最新の情報まで含めた概説書が待たれていた。

フランスにおいては、消防業務は日本の市町村に相当する基礎的自治単位であるコミューン又はコミューン間広域行政組織によって担われてきたが、コミューンはフランス全土で約3万6千あまり存在し、人口2千人未満のものが約9割を占め、消防業務における財政負担能力、災害対応能力等の不足から、その改善が望まれていた。そこで1996年の法令改正により、従前はコミューン又はコミューン間広域行政組織により担われていた消防業務を5年以内に県レベルに移管することとされ、2001年にようやく制度改革が完了したばかりである。本書においては、県レベルへ移管後の制度について詳しく叙述してある。

また、フランス内務省市民防衛・安全局を中心とする国レベル、県域を超えるレベルでの消防・防災体制から県消防本部を中心とする県レベルでの消防・防災体制にわたる関係、消防職員、特に志願消防士に関する事項、警防、救助、救急、火災予防及び危険物規制にわたる消防行政、消防士の教育・訓練や昇進・昇任等についても概説的にふれてある。

本書は、全体的にはフランスの消防・防災制度について概説的に述べるにとどまっているが、全国の地方自治関係者、特に消防・防災を担当する方々にわずかながらでもお役に立つことを願っている。

なお、本書においては、訳語にそのまま現在の日本の制度に存在する言葉を無理に当てはめることをせず、できるだけ原語の内容を尊重して邦訳している。現行の制度上の用語を使用した場合、その既成概念との差異を排除することが困難であり、ともすれば誤解を与えてしまいかねない恐れがあるからである。しかし、日本の現行制度上の用語を当てはめて使用しないと理解が著しく困難になる部分については、多少の無理を承知の上で日本の現行制度上の用語を借用していることに留意されたい。

本書は、当協会のパリ事務所において、文献資料の収集や実地調査を重ねることによってとりまとめたものである。資料収集、実地調査に際しては、フランスの消防・防災関係者の方々に大変便宜を図っていただいた。本書の刊行に当たり、改めて厚く感謝の意を表したい。

2002年2月

(財) 自治体国際化協会
理事長 二橋 正弘

目 次

第1章 消防の歴史	1
1 古代ローマ時代	1
2 中世	1
3 近世	1
4 フランス革命～ナポレオン帝政、パリ消防隊の誕生	2
5 近代	2
6 現代	5
第2章 フランスの地方制度概略	9
1 地方団体	9
2 行政区画	9
3 コミューン	10
4 県	11
5 州	14
6 地方公施設法人	15
(1) 意義	15
(2) 種類	15
(3) 自治単位の階層ごとの特色	15
7 地方公務員制度	16
8 中央政府と地方団体の関係	16
(1) 1980年代の地方分権改革	16
(2) 官選の地方長官（プレフェ）	16
ア 地方長官の地位と権限	16
イ 地方長官庁と郡庁	17
(3) 県地方長官	17
ア 地位	17
イ 権限	17
(ア) 国の代表者としての権限	17
(イ) 地方自治行政に対する監督者としての権限	17
(ウ) 国の地方出先機関としての権限	17
(4) 州地方長官	17
ア 地位	17
イ 権限	17
第3章 市民安全体制	19
1 フランスにおける消防の位置づけ	19
2 市民安全の使命・任務	19
3 市民安全に係る行政組織	19
(1) 国のレベル	22
ア 国の実働部隊（市民安全訓練・出動部隊）	23
イ 災害時省庁間調整司令部	24
(ア) 組織	24

(イ) 任務	24
(ウ) 支援組織	24
(エ) 常時監視司令部	25
(オ) 通信本部	25
(カ) 国家災害対策本部（非常時の組織）	26
ウ 政府連絡網	26
エ 各司令本部連絡網	26
オ 各権限機関網	27
カ 省庁間の権限	27
(2) 国と地方の中間のレベル	27
(3) 地方のレベル	28
ア 県のレベル	28
(ア) 県消防本部理事会	29
(イ) 県消防局	30
a 保健・医療救急部	34
b 消防署所	35
c 通報処理センターと消防司令センター	36
d その他	38
イ コミュニのレベル	38
(4) パリ、マルセイユ	38
ア パリ	38
イ マルセイユ	42
(5) 中央と地方の関係	43
(6) その他の救助関係者	43
4 消防・防災関係職員	44
(1) 消防・防災関係職員	44
(2) 階級制度	47
(3) 勤務条件等	49
ア 給与等	49
(ア) 給与	49
(イ) 時間報酬	49
(ウ) 永年勤続手当	49
イ 労働基本権	50
(4) 公務災害	50
ア 職業消防士	50
イ 志願消防士	51
(5) 志願消防士	51
ア 国立志願消防活動観察評価局	52
イ 県志願消防活動観察評価局	53
5 消防・防災資機材	54
(1) 国のレベル	54
ア 消防用飛行艇	54

イ 指揮用航空機	54
ウ ヘリコプター	54
エ 自動車	55
(2) 地方のレベル	55
ア 装備	55
(ア) ヘルメット	55
(イ) 作業帽	56
(ウ) 防護マスク	56
(エ) 防護ジャケット	56
(オ) 安全ベルト	56
(カ) 独立呼吸器	56
イ 車両	57
(ア) 救助車両	57
(イ) 消防ポンプ車両等	58
(ウ) 特殊車両	60
(3) パリ消防隊	62
(4) マルセイユ海軍消防隊	62
第4章 消防行政	63
1 警防	63
(1) 通常火災への対応	63
ア 筒先	64
イ ホース	64
ウ ホース積載車等	65
(2) 林野火災への対応	65
ア 林野火災に対応した資機材等	65
イ 防御活動の種類等	66
(ア) 要警戒箇所の防御	66
(イ) 防御線	67
(ウ) 中隊の自己防御	68
(3) 化学火災への対応	67
(4) 化学物質等の漏えい等への対応	68
(5) 汚染事故への対応	69
(6) 放射線災害への対応	69
ア 対応プロセス	70
イ 放射線の検出	70
ウ 放射線災害に使用する資機材	70
(7) 大規模災害時の対応	70
ア 赤計画	70
イ 救助組織計画 (オルセック計画)	71
(8) その他	71
2 救助	71
(1) 交通事故での救助	71

ア	使用される資機材	72
イ	車内閉塞者救出	72
(2)	水難事故等での救助	73
(3)	救助困難な場所での救助	74
(4)	堆積物下等での救助	74
3	救急	75
(1)	消防が行う救急	75
ア	消防の管轄範囲	75
イ	使用される資機材	75
(ア)	窒息・傷病救助車	75
(イ)	医療救助車	76
(ウ)	高速医療車	76
(2)	救急医療援助組織	77
4	火災予防	79
(1)	建築物に係る火災予防	79
ア	安全性委員会	79
(ア)	県安全性・アクセス容易度諮問委員会	79
(イ)	高層建築物等県小委員会	81
(ウ)	郡委員会	81
(エ)	コミュニケーション委員会、コミュニケーション間広域委員会	82
イ	高層建築物	83
ウ	不特定多数を収容する建築物	84
エ	住居	85
オ	工場・指定施設	85
カ	ムルテ・モーゼル県の例	85
キ	その他	86
(2)	火災予防運動	87
ア	火災予防運動期間	87
イ	火災予防運動の規模	87
5	危険物規制	87
(1)	危険物に係る規制（輸送を除く。）	87
(2)	危険物の輸送	90
第5章	消防財政	92
1	県消防本部の財政	92
2	消防財政における県・コミュニケーション等の負担率計算法	93
3	全国における県・コミュニケーションの財政負担率	93
第6部	採用、教育・訓練	97
1	採用	97
(1)	県消防本部	97
ア	職業2等消防士	97
(ア)	外部選抜資格試験	97
a	外部選抜資格試験の受験資格	97

b 選抜資格試験の内容	97
(イ) 志願消防士専用選抜資格試験	98
a 志願消防士専用選抜資格試験の受験資格	98
b 選抜資格試験の内容	99
イ 職業消防中尉	99
(ア) 外部選抜資格試験の受験資格	99
(イ) 外部選抜資格試験の内容	100
ウ 志願消防士	100
エ 市民安全ボランティア	101
(2) パリ消防隊	101
ア 入隊資格	101
イ 入隊の形態	101
(ア) 初期入隊	102
(イ) 後期入隊	102
(ウ) 志願兵役	102
(3) マルセイユ海軍消防隊	102
ア 正規入隊	102
(ア) 受験資格	102
(イ) 選抜試験の内容	103
イ 志願によるもの	103
(ア) 受験資格	103
(イ) 選抜試験の内容	103
2 昇進、昇任	103
(1) 職業消防士	103
ア カテゴリーCにおける昇進	103
(ア) 1等消防士への昇進	103
(イ) 伍長への昇進	103
(ウ) 軍曹への昇進	103
(エ) 曹長への昇進	103
イ カテゴリーCからBへの昇任	104
(ア) 准尉に係る選考試験	104
(イ) 少尉、中尉に係る内部選抜資格試験	104
ウ カテゴリーBにおける昇進	105
(ア) 選考試験の受験資格	105
(イ) 選考試験の内容	105
エ カテゴリーBからAへの昇任	106
(ア) 内部選抜資格試験の受験資格	106
(イ) 内部選抜資格試験の内容	106
オ カテゴリーAにおける昇進	106
(ア) 少佐への昇進	106
(イ) 中佐への昇進	106
(ウ) 大佐への昇進	106

(2) 志願消防士	106
ア 1等消防士への昇進	107
イ 伍長への昇進	107
ウ 軍曹への昇進	107
エ 曹長への昇進	107
3 教育・訓練	107
(1) 国のレベル	107
(2) 地方のレベル	107
ア 職業消防士	108
(ア) 2等消防士	108
(イ) 伍長	109
(ウ) 軍曹	109
(エ) 曹長	110
(オ) 中尉	110
イ 志願消防士	110
(ア) 2等消防士	110
(イ) 伍長	110
(ウ) 士官	111
第7部 啓発	113
1 ジュニア消防士	113
2 救急法（応急処置）の普及	114
3 企業に対する教育	114
第8部 国際協力	115
1 アルジェリア洪水	115
2 エルサルバドル地震	115
3 トルコ地震	116
第9部 活動の状況	117
1 消防	117
(1) 全国での状況	117
(2) パリ消防隊の状況	122
(3) マルセイユ海軍消防隊の状況	127
2 救急医療援助組織	130
第10部 まとめ—日本の制度との比較	131
1 消防・防災制度	131
(1) 消防・防災体制	131
(2) 消防本部	131
(3) 消防職員	131
ア 階級	131
イ 消防士数	132
2 消防・防災行政	132
(1) 救急における連携	132
(2) 火災予防行政	133

ア 建築物に係る火災予防	133
イ 火災予防運動	133
(3) 危険物行政	133
3 消防財政	133
4 活動状況	134
付録1 火災予防運動パンフレットの事例	135
付録2 県消防本部と救急医療援助組織の協定 (SAMU80 の例)	137
参考文献	141

図表目次

<図>

図2-1 行政区画図 (アルザス州の例)	10
図2-2 フランス県区分図 (本土のみ)	12
図2-3 フランス州区分図	14
図2-4 地方行政に関わる主体 (1982 年以降)	18
図3-1 防衛管区の状況	20
図3-2 市民安全関係組織系統図	21
図3-3 内務省市民防衛・市民安全局組織図	23
図3-4 ガール県消防本部の組織図	31
図3-5 ガール県消防本部方面部区分図	32
図3-6 ガール県消防本部ヴィルヌーヴ方面部組織図	32
図3-7 ガール県消防本部ヴィルヌーヴ方面部ボーケール消防出張所組織図	33
図3-8 県域出動計画策定状況 (2000 年)	33
図3-9 フランス全土の消防署所の設置数	35
図3-10 各県の通報処理センターの設置状況	37
図3-11 常設の消防司令センター設置状況	37
図3-12 消防出張支所が県消防本部に統合されている割合の県別分布	38
図3-13 パリ消防隊管轄区域図	39
図3-14 パリ消防隊組織図	41
図3-15 マルセイユ海軍消防隊管轄区域	42
図3-16 過去 10 年間の消防士数 (職業消防士・志願消防士) の推移	44
図3-17 消防士の総数と分布 (2000 年)	45
図3-18 県のカテゴリー別消防士分布 (2000 年)	45
図3-19 県のカテゴリー別消防士分布 (平均) (2000 年)	45
図3-20 フランス全土における県消防本部カテゴリー別分布図	46
図3-21 各県の人口 1 万人当たりの消防士数の状況	46
図3-22 各県の人口 1 万人当たりの職業消防士数の状況	46
図3-23 各県の人口 1 万人当たりの志願消防士数の状況	52
図3-24 県消防統合済み志願消防士数の人口 1 万人当たりの状況	52
図3-25 各県の窒息・傷病救助車 1 台当たりの人口状況	57

図3-26	各県における道路救助車1台当たりの人口状況	58
図3-27	各県におけるポンプ車1台当たりの人口状況	59
図3-28	各県における林野火災用タンク車の台数	60
図3-29	各県におけるはしご車1台当たりの人口状況	61
図4-1	救急医療援助に関わる組織の一般的な関係	77
図4-2	ムルテ・モーゼル県の安全性委員会	86
図4-3	指定施設の許可手続の流れ	88
図5-1	県消防本部予算に対する県の負担率分布	96
図6-1	消防士1人当たりの教育・訓練の日数に係る県別分布	108
図9-1	全国での10年間の出動件数の推移(パリ・周辺3県、マルセイユ以外)	117
図9-2	全国での10年間の性質別出動件数の推移(パリ・周辺3県、マルセイユ以外)	118
図9-3	全国での性質別出動件数割合(2000年)	119
図9-4	全国でのカテゴリー別・性質別出動件数(2000年)	119
図9-5	全国におけるカテゴリー別・性質別出動件数割合(2000年)	120
図9-6	各県消防本部における人口1万人当たりの出動件数分布	121
図9-7	各県消防本部における1日当たりの出動件数	121
図9-8	パリ消防隊性質別出動件数(2000年)	122
図9-9	パリ消防隊性質別出動件数割合(2000年)	123
図9-10	パリ消防隊の各県別出動件数割合(2000年)	123
図9-11	パリ県でのパリ消防隊性質別出動件数割合(2000年)	124
図9-12	オー・ド・セーヌ県でのパリ消防隊性質別出動件数割合(2000年)	124
図9-13	セーヌ・サン・ドゥニ県でのパリ消防隊性質別出動件数割合(2000年)	124
図9-14	ヴァル・ド・マルヌ県でのパリ消防隊性質別出動件数割合(2000年)	125
図9-15	パリ消防隊総出動件数の10年間の推移	125
図9-16	パリ消防隊の年間月別通報件数・出動件数(2000年)	126
図9-17	マルセイユ海軍消防隊性質別出動件数(2001年)	127
図9-18	マルセイユ海軍消防隊性質別出動件数割合(2001年)	127
図9-19	マルセイユ海軍消防隊場所別出動件数割合(2001年)	128
図9-20	マルセイユ海軍消防隊性質別出動件数(空港、港、病院以外)(2001年)	128
図9-21	マルセイユ海軍消防隊性質別出動件数割合(空港、港、病院以外)(2001年)	129
図9-22	マルセイユ海軍消防隊コミューン別出動件数割合(2001年)	129

<表>

表2-1	人口規模別コミューン数	11
表2-2	フランス本土の州・県の人口の状況(1999年国勢調査結果)	13
表3-1	各防衛管区の状況	28
表3-2	ガール県消防本部理事会のメンバー構成	30
表3-3	ムルテ・モーゼル県消防本部理事会のメンバー構成	30
表3-4	一般的な消防士の階級	47
表3-5	ガール県の消防士の階級と人数	47
表3-6	消防士の県のカテゴリー別・階級別分布	48
表3-7	パリ消防隊の階級(陸軍)	48

表 3-8	マルセイユ海軍消防隊の階級（海軍）	48
表 3-9	ガール県における消防活動の種類と時間報酬の掛け率の関係の例	49
表 3-10	志願消防士の職業別分布（1998 年）	51
表 3-11	志願消防士の職業部門別分布（1998 年）	51
表 4-1	各州における SAMU 及び SMUR の設置状況（1997 年）	78
表 4-2	県安全性・アクセス容易度諮問委員会の構成	80
表 4-3	高層建築物等県小委員会の構成	81
表 4-4	高層建築物等県小委員会の検査班の構成	81
表 4-5	安全性郡委員会の構成	82
表 4-6	安全性郡委員会の検査班の構成	82
表 4-7	安全性コミューン委員会の構成	82
表 4-8	安全性コミューン委員会の検査班の構成	83
表 4-9	安全性コミューン間広域委員会の構成	83
表 4-10	安全性コミューン間広域委員会の検査班の構成	83
表 4-11	郡委員会及び検査班の活動状況（ムルテ・モーゼル県）	85
表 4-12	セベゾ II 指令による規制を受ける事業所数（州別）	89
表 4-13	指定施設に係る許可・届出の件数、行政罰数及び検査数（1999 年）	90
表 5-1	ガール県消防本部当初予算歳出（2001 年）	92
表 5-2	ガール県消防本部当初予算歳入（2001 年）	93
表 5-3	消防予算の県、コミューン等の負担割合（%）（2000 年、カテゴリー A の県）	94
表 5-4	消防予算の県、コミューン等の負担割合（%）（2000 年、カテゴリー B の県）	95
表 5-5	消防予算の県、コミューン等の負担割合（%）（2000 年、カテゴリー C の県）	96
表 6-1	2 等消防士初任教育訓練第 13 週目のメニュー（エッソンヌ県消防本部）	109
表 6-2	2 等消防士（志願消防士）の初任教育・訓練の内容	110
表 6-3	伍長（志願消防士）の事前教育・訓練の内容	111
表 6-4	伍長（志願消防士）の教育・訓練の内容	111
表 9-1	各州における SAMU の通報受信及び SMUR の出動状況（1997 年）	130

第1章 消防の歴史

1 古代ローマ時代

古代ローマ時代には、火災予防を実施するものとしては夜警が知られていた。その後、ローマ皇帝は、ローマの臣民の安全・安寧に鑑み、この任務を負わせるべく徴兵し、2千人の男子を一つの軍団として組織した。軍団を構成する7つの歩兵隊それぞれにローマの界隈の1つを担当させ、火災予防の任を命じた。この組織例はローマ帝国の数多くの大都市で継承された。

2 中世

中世では、都市ではほとんどこの種の警戒がなされていなかったため、シャルルマーニュ帝は、重要な都市では住民から徴用して夜警(*ronde de nuit*)の任に当たらせた。1254年、通りをさらに安全にし、火災に対して効果的に対処するために、当時の王ルイ9世は市民夜警(*guet bourgeois*)を創設した。これは職業夜警と呼ばれ、首都の最も代表的な同業組合に委ねられ、その職業技術を消火業務に使用することとされたものである。それ故、その中には左官、大工、屋根葺き職人などがみられた。建築材料に木材やわらが使用されていたことなどから、火災はかなりの件数にのぼり、しばしば悲劇的規模にさえなった。1371年になるとすぐに、住民に命令が出され、家の玄関のところに水を満たした小桶を置くこととされた。その特殊な能力を利用できる建築物職人や工夫の他に、しばしば托鉢修道会の修道士や奇妙なことに売春婦にまで頼っていた。実際、彼女たちはずっと娼館におり、それ故すぐに徴用してバケツ・リレーをさせることができるという第一の利点があった。この慣用は1472年には王の決断により正式に制定された。修道士については、かれらが階級制度を尊重することや彼らの犠牲の精神が重要な切り札であった。

3 近世

1524年、フランソワ1世の勅令により消防を担うパリ市の行政官である地区警吏(*quartenier*)の設置が義務づけられた。しかしながら、十分な装備がなかったため、この消火作業はしばしばパール・デュ・フー(*part du feu*)と呼ばれる、建物をフックや鉤付きの道具で引き倒し、炎が広がるのを防ぐ方法に頼っていた。この頃消火に用いられていた方法は、木の棒の先に湿らせたスポンジを付けたものやバケツリレーで運ぶバケツぐらいのものに限られていた。木製や金属製の噴霧ポンプも時々使用されたが、その目標に対する正確さにより使用する水の量をその場しのぎではあるが多少は抑えることができた。16世紀及び17世紀には、衛兵の設置や消火用具の維持管理が、行政官や街の警察業務を行うコミューンの職員である地区警吏となっている街の名士や市参事官(*échevin*)に割り当てられた。

消火に革命をもたらす技術革新が、苦労の末、驚異的な進歩を見せた。人力ポンプ(*pompe à bras*)である。水を押し出すことしかできず、まだ吸い込むには至っていない(つまりバケツでポンプのタンクを満たさなければならない)が、木製のバケツを使用するよりもはるかに炎に対して効果的であることが分かった。しかし、主たる弱点は、射程距離が短く、柔軟性のあるホースがまだ開発されていなかったため、あまり炎に近づくことができなかったことである。その上、バケツリレーをしてポンプの容器に水を運ぶことを続けなくてはならなかった。しかし、この発明はドイツ人であるハンス・ハウチによって完成される。彼は、このポンプに柔軟性のあるホースを装備し、さらにポンプの機構を改良し、吸引して押し出すことができるようになった。そして、1人のオ

ランダ人、ヨハン・ファン・デル・ヘルデがこの発明を利用することとなるが、彼が王国の大都市にポンプを設置することを始めたのである。

1699年には、先進的な商業的考え方を有する1人の男、フランソワ・デュ・ムリエ・デュ・ペリエがこの発明に興味を示すこととなる。彼は、当時の王ルイ14世に謁見を願い出て、王を説得し、王の公開状をもって王国における消火用ポータブル・ポンプの製造と販売を独占した。ポンプ衛兵隊(gardes-pompes)と呼ばれるパリの最初の消防隊は1716年に創設され、6年後にはデュ・ムリエ・デュ・ペリエがこの消防隊の指揮官となった。新設されたポンプ衛兵隊は、よく訓練され、かつ、装備も整い、無料で公役務を行った。重要なのは、この時まで救助に係る出動は有料であったことである。出動が警報により開始され、出動に対しては支払い義務があったことから、対応が遅れることによりしばしば悲劇的な結末をもたらしていたが、これに対応するため、1733年3月11日に、王は火災に係る救助は今後無料とすることを決定した。1765年には、ルイ15世がポンプ衛兵隊の防護を懸念し、ヘルメットの使用を勧めた。しかし、風俗、習慣の変化には時間がかかり、ヘルメットの着用は非常にゆっくりとしか広まらなかった。フランス革命はアンシャン・レジームの実用的な規定については数多く受け継ぎ、この中にはポンプ衛兵隊も含まれていた。ただ、貴族制度に基づいていた階級制度の原則は消え、指揮能力の評価によるものとなった。1790年8月24日には、コミューンに対して火災への防護措置を講じることを義務づける法律が公布された。

4 フランス革命～ナポレオン帝政、パリ消防隊の誕生

1810年7月1日、オーストリア大使館において、シュワルツェンベルグの皇太子がパリのあらゆる上流階級の人を迎えていたが、ここには大勢の人がつまかいていた。出火原因はよく分からないが、出火当時、ポンプ衛兵隊がうまく鎮圧することができず、死傷者を数多く出し、この中には帝国の名士も含まれており、大変な惨事となってしまった。ナポレオン1世も現場にいたが、フランス革命の遺産であるポンプ衛兵隊の職業意識の欠如に立腹し、帝国の建築物すべての安全を帝国親衛隊の工兵に任せることを決定した。この決定は直ちに1811年9月18日付けデクレにより認可され、このデクレによりパリの消防部隊が全面的に再組織化され、パリ消防大隊(Bataillon de sapeurs-pompiers de Paris)が創設された。パリ消防大隊は、後1867年にはパリ消防連隊(Régiment de sapeurs-pompiers)になり、1967年3月1日に現在のパリ消防隊(Brigade de sapeurs-pompiers de Paris、本来「パリ消防旅団」と訳すべきであるが本書においては「パリ消防隊」と訳すこととする。)へと変遷している。これより後、パリの火災安全は専管的に軍人に任されるようになる。また、サプール・ポンピエ(sapeur-pompier: [直訳] 工兵ポンプ士)という「不適切な」呼称が与えられるのもこの時代である。この呼称は、工兵隊の兵士が担当する対壕(sape)、すなわち都市を攻撃したり包囲したりする時の土木作業という危険な任務という言葉から受け継いだものである。

5 近代

○モンテスキューの通達

ルイ18世の内務大臣を務めるモンテスキュー神父(abbé de Montesquiou)が、各県の地方長官(préfet)に対し1815年2月6日付けの通達を発出し、これによりフランスにおける消防士の部隊と職について比較的統一性が持たれることとなった。この通達には次のように書かれている。「消防士の部隊を構成する規則はメール(コミューンの長)が作成する。当該規則により、業務の目的、部隊力、1又は複数の指揮官の指揮の下にお

ける組織、公権力との関係、入隊許可の要件、消防士の指名・指揮官の任命の方法、制服、規律、費用等が定められる。部隊は、コミューン当局の権限下におかれ直接その命令に服する。消防士の指名はメールが行い、下士官についてはメールと郡地方長官(sous-préfet)の提案の基に地方長官が任命する。士官の任命は同様に地方長官によって行われるが、この任命は内務大臣の承認を受けた後でなければ決定的なものとはならない。入隊の要件は、この業務の性質上、誠実さ、体力、建築に係る知識が要求され、皮革、木材、金属に係る職業の経験に鑑みて決定しなければならない。ポンプ、バケツ、鉤棒、はしご、その他日用品の購入、維持に係る費用は、年間予算に含めなければならない。消防士が火災や訓練の中で用いることのできない武器の購入に資金を割り当てることは不必要である。官憲は秩序が維持されていることを監視し、一方で消防士は火の進行を止め、人命を救うことにのみ従事しなければならない。」

○国家親衛隊と消防

1831年3月23日付け法律により、国家親衛隊(garde national)が配備されているコミューンについてはその一部を消火部隊として割り当てることが認められた。この日より、国家親衛隊は2種類の部隊、治安を担当する部隊と消防を担当する部隊、を有することとなる。治安を担当する部隊は、「ボロンテール(志願兵の意)」と呼ばれ、消防を担当する部隊はコミューンによって維持され、費用が支払われていたため、「ミュニシパル(コミューン所属の意)」と呼ばれた。1852年1月11日付けのデクレにより国家親衛隊の治安担当部隊は姿を消すこととなるが、コミューンはそれぞれの消防隊を保存することを決めた。同年6月14日付けデクレにより、フランスの消防士すべてに共通の制服が決められた。赤い袖章の付いたブルーのズボン及び上着、黄銅の飾冠がついたヘルメット、ブルーと赤の作業ベルトなどである。この法律と技術革新により第2帝政が終わるまでの消防隊が規定されることとなった。

○蒸気ポンプの発明

1862年時点では機械の開発が効果的ではなかったため、数年後の1867年のパリ万国博覧会において消防士とコミューン議会議員はイギリス製の蒸気ポンプ(pompe à vapeur)の優位を見いだすこととなる。3年後にはパリの連隊(régiment de Paris)に配備され、これにミュルーズとボルドーが続くこととなる。技術的進歩は目を見張るものがあった。これ以後は、蒸気ポンプが間断なく水をポンプ自身で吸い上げることとなる。ホースの先で得られる圧力は非常に強く規則的で、消火を容易にすると共に強化することとなった。

蒸気ポンプにも改善することがむずかしい不便な点がいくつかあった。火をたいて機械の圧力を上げるのに長い時間を要し、この間に火事の火が激しくなってしまうたり、機械のかさや重さが運ぶのを妨げたり、駆動させることがあまり容易ではなく、初歩的な安全措置を講じないと爆発の危険性があったりするが、これらの不便さも蒸気ポンプが有する利点に比べればそれほど問題ではなかった。一方で、この当時の大製造業者、大英帝国のメリーウェザーやフランスのティリオンが絶えずポンプがより早く、より強力に、より確実になるように改善したので、昔の人力ポンプも長い間消防隊の消火器具として残っていた。

○はしご車の発明

ポンプが一層強力かつ正確に火災に対応できるようになる一方、はしごに関する革新は決定的に救助を改善し、災害の上空から消火することの効率性を改善した。これらの

革新は大半をナンシーの工場経営者であるルイ・ギュギュミュに負うこととなるが、彼は当時まで使用されていた重い屋根葺き職人用のはしごを全面的に変えてしまった。はしごを軽量化し、かつ、手動で操作できる荷車を付けて非常に機能的にしたので、素早く約20mの高さにはしごを展開できるようになった。有名なロザリー（はしご車の名前）の誕生である。

○ホース車、消火栓等の使用

19世紀の第4四半期において、数多くの技術革新が消防士の仕事を容易にさせる。例えば、1870年代には初めて口径100mmの消火栓が用いられ、その他にもケーゼル継ぎ手やリベット締めされた革製のホースに代わって麻やリネン製のホースが用いられた。1882年には、救助の到着を知らせる伝統的かつ非常に軍隊的なラッパが廃止され、警笛が用いられるようになり、この後通常救助の車両には装備されることとなった。人力ホース車(dévidoir)が初めて現れるのは1890年で、その口径は消防ホースの口径70mmにすべて標準化された。

○消防士全国連盟の誕生

1881年には、フランス・アルジェリア消防士官・下士官連盟(Fédération des officiers et sous-officiers de sapeurs-pompiers de France et d'Algérie)が発足し、第1回全国大会が1882年にランスで開催された。全国的なレベルで消防活動に際しての困難について詳細な公式の報告書が作成されたが、人力ポンプはかろうじてフランスのコミューンの3分の1で使用されている唯一の用具であった。連盟は、年金金庫(caisse de retraite)の創設、ポンプ操作(manoeuvre de pompes)、救急車、救助に係るコンクールの組織などを行い、消防士という職業に活力を与えた。1901年には連盟はその後名称をフランス消防士連盟(Fédération des sapeurs-pompiers français)とし、孤児のための会社(Campagnes de Pupilles)を設置し、5年後には相互救助会社(société de secours mutuel)を創設した。1907年には連盟は最後の名称変更を行い、全仏消防士連盟(Fédération nationale des sapeurs-pompiers français)と称することとなった。

○消防車が赤色に

20世紀の初めには、フランス規格(Norme française)No. S61510に明記されているが、消防車の車体の外側の色は赤を基調としなければならないこととされており、続くフランス規格X08-008において、使用する赤色の波長と品質を規定している。白は、車体の形やシルエットを引き立たせるために用いられている。これが決められたのは、1885年である。パリ消防隊は、この当時工兵隊の規定色であるモスグリーンと黒に資機材を塗り替えることを決定していた。しかし、ウートル・マンシュで製造されたポンプが配達されてきたとき、そのポンプが塗られていたバーミリオン赤に驚くと共に魅了された。出勤時の視認性や住民に対するインパクトを意識して、公式の色として採用した。この考え方は徐々にフランス全土の消防隊に取り入れられ、その後車体と用具は工兵隊の緑色から脱し、燃え上がるような赤色へと変わった。

○消防士の制服

1887年9月17日付けのアレテにより、コムューンの消防士の服装がパリの消防隊に採用されたものに統一されることが定められた。ただ、ボタンと袖章の色については、パリ消防隊は金色で、その他は銀色と異なっていた。制服の着用が義務づけられたのは1831年であったが、以前は見分けるのに腕章を見るか、裏に付けられたバッジを見るしかなかった。

6 現代

○自動車の導入

20 世紀と共に、自動車が日常生活や消防隊に入り込んできた。この新しい発明に対する人々の興味は救助センターにも及んだ。消防隊では馬車の問題の解決策を自動車に見いだしたからである。初めて自動ポンプがパリに出現するのは 1907 年のことであるが、続いて大都市には現れることとなる。6 年後の第 1 次世界大戦の前夜にはパリの消防隊の車両はすべて自動車になっていた。この時代には、首都においては、通常の出動態勢という概念が規定され、応急救助車 1 台、ポンプ車 1 台、はしご自動車 1 台からなっていた。連盟がコミュンに対して人力ポンプから動力ポンプへの交換を強く促したのは大戦後の 1922 年になってからであった。

○軍隊から文民へ、そしてマルセイユ海軍消防隊の誕生

第 1 次世界大戦が続く 4 年間の間は、消防士は戦場の兵隊としては徴集されず、本来の任務を継続していた。しかし、それは戦火にある都市や地域では特に困難を伴った。絶え間ない砲撃、爆撃、火災によって消防士は疲れ果て、犠牲者も数多く出た。

1925 年 8 月 13 日付けデクレは大転換をもたらした。消防士は軍隊から脱し、この後内務省に専管されることとなる。また、別の事実が任務に変化をもたらすこととなる。1938 年 10 月 28 日には、マルセイユの百貨店であるヌーベル・ギャラリーが炎上した。火災を鎮圧するのに苦勞し、75 名もの犠牲者を出してしまった。同じ日、現場から数メートルのところで、急進社会主義者党の大会が開かれており、これには市会議議長らも出席しており、非常に多くの国・地方の政治家が現場で救助活動を見ていた。救助の遅れ、周囲の混乱、明らかな資機材の不足が政治家を動かし、1938 年 11 月 12 日に重要な 2 つのデクレが日の目を見ることとなる。

1 つは、その後消防の維持管理をコミュンに義務づけた。この日まで、コミュンは、1884 年法に従って、固有の救助センター (centre de secours、現在は centre de secours principal、centre de secours、centre de première intervention という区分になっているため、本書では便宜上順に消防署、消防出張所、消防出張支所という訳を当てているが、ここではその区分がまだないため、原語に近い訳語とする。) を置かなければならなかったが、維持管理は義務づけられていなかった。(1884 年法の法文には、「・・・消防隊の維持管理に係る費用は任意である。・・・」とされている。)

2 つ目のデクレでは、保護措置 (mesure de protection) と内務省による常時技術査察制度 (inspection technique permanente au ministère de l'Intérieur) の創設が規定され、常時技術査察制度は後に市民安全総合査察制度 (inspection générale de la sécurité civile) と名称を変えることとなる。大惨事の直接かつ即時的な結果としては、政府はマルセイユ市を海軍から派遣された軍の部隊、マルセイユ海軍消防隊 (Bataillon des marins-pompier de Marseille) の保護下に置くことを決定した。現在でもマルセイユはパリと共に軍の消防隊を有する都市である。

○18 番の普及

電話番号の 18 番が消防に与えられ、公式にパリで使用されたのは 1932 年のことである。電話の利用は大都市においては、電信網によって救助センターと住民を結ぼうとする試みについて、1888 年から 1892 年の間に特に増えた。当時の方法もあまり信頼がおけず不評であったが、電話の初期も全く同様であった。依然として救助センターに駆け込んでくる者がいたり、自らサイレンを鳴らす者もいた。半自動の電話規格が初めて制

定されると、通報の上で決定的な進歩が見られ、住民と消防の直接の結びつきができる可能性を示した。しかし、大都市においては、18番は直接救助センターにつながっているが、小さな村ではつながっているのが村役場や村長の家であったり、消防隊の隊長の家であったりした。国家憲兵隊が唯一 24 時間連絡が取れる場所であったので、通報の半分以上を国家憲兵隊が受けていた。このような慣行は、1980 年代の末に消防司令センター(*centre opérationnel départemental d'incendie et de secours : CODIS*)及び通報処理センター(*centre de traitement de l'alerte : CTA*)が一般的に設置されるようになって、ようやく消滅することとなる。しかし、将来は 18 番も、EU 諸国内で唯一共通の緊急番号である 112 番のために、おそらく廃止されることになるだろう。

○第 1 次世界大戦と復興

大戦中も消防士は爆撃による火災や破壊に対して第一線で戦っていた。その消防士のそばにいた受動防衛(*défense passive*)の志願者には、将来の市民安全(*sécurité civile*)の兆しがあり、実際何年か後に日の目を見ることとなる。第 2 次世界大戦は、国土に生々しく傷跡を残した。爆撃によって相当な被害を被り、100 もの都市、港、工場、通信手段がほとんど壊滅的状況であった。比類のない破壊や災害が積み重なるのに直面し、多数の消防士が献身と勇気の結果として命を落とした。解放と同時に始まった復興とともに、救助における改革と再組織の精神が育ちつつあった。1946 年 6 月 1 日、県地方長官に対し県規則の雛形(*règlement départemental-type*)が示され、1 年後には市民保護高等評議会(*Conseil supérieur de la protection civile*)が設立された。

○建築物の火災予防、林野火災対策

1947 年、ルーユ・マルメゾンの映画館ル・セレクトで、満席で上映中に火災に包まれてしまう。この大惨事では、89 名もの死者を出し、国民と当局に実に大きな精神的ショックを与えた。火災に引き続いて出された報告書では、火災予防に係る政策を緊急に打ち出すべきであることを協調した。このようにして、1954 年 8 月 13 日に、不特定多数を収容する施設における火災危険及びパニックに対する安全に関する措置(*mesures relatives à la sécurité contre les risques d'incendie et de panique dans les établissements recevant du public*)が、初めて生まれることとなった。これらの措置は、公共の場所における安全を改善する上での第 1 歩ではあったが、サン・ローラン・デュ・ポンにあるディスコ「サンク・セット」で再び悲劇が起きてしまい、150 人もの若者が犠牲になってしまった。これを踏まえて 1973 年 10 月 31 日付けデクレにより当初の措置が補完されることとなる。また、1949 年にさかのぼってみると、全国的な大惨事であるガスコーニュのランド地方の林野火災があった。1949 年 8 月 20 日の午後の早い時間に、志願消防士、軍の消防士、職業消防士が、今日でもフランス史上最も大規模で悲劇的な林野火災といわれている火災に正面から立ち向かった。当時新聞が「世紀の火災(*L'incendie du siècle*)」と呼んだ火災は、原野と松林を 5 万 m²も焼き尽くし、82 名が犠牲となった。犠牲者は火と戦うか、火から逃れようとして炎に捕まってしまったが、この火災の煙はボルドーまで太陽を遮った。この惨事の結果は当局に警鐘を鳴らし、林野火災の処理に係る緊急計画が決定され、全国的な森林の復活に係る政策が決定された。

○内務省市民保護局の創設、オルセック計画の誕生

内務省は 1951 年に市民保護課(*Service national de protection civile : SNPC*)を創設した。それは救助部隊と内務省の間にかかけられた橋であったが、その目的は予防(火災からの保護)、予測(救助計画)及び出動(救助)の分野において様々な権限を集め、最

適化することであった。その翌年、救助を展開する特別計画が敷かれる。頭文字を採ってオルセック・プラン(Plan d'organisation des secours :Plan ORSEC)と名付けられたが、この計画は消防士を前面に押し出し、大規模な災害時に必要なすべての救助作戦を行うこととした。オルセック 52 と呼ばれる通達はその規則を定めているが、現在もこれは有効である。

○消防の再編成

消防隊の組織、地位、職員は、1953年3月7日付けデクレによって規定されることとなる。そこには、それから長い間消防士に対して全国的な統一性を与えることとなる規定が含まれていた。内務省による、地方レベルではなく全国レベルでの規則の制定は、救助センターの階級制度、消防士の任務の定義、職業消防士と志願消防士の差異に鑑みた特別の地位及び規則などに及んだ。1954年1月21日には、国立市民保護学校(École nationale de la protection civile)が2箇所が開かれた。管理職等に対するものとしてはナンヴィル・レ・ロッシュのシャトーのものが該当し、消防士の訓練を行っていることで有名な火災保護国立センター(Centre national de protection contre l'incendie)はパリのシャプタル通りに存在する。1955年5月20日には、県消防本部(Service départemental d'incendie et de secours)が法的地位を獲得し、県消防監査官(Inspecteur départemental des services d'incendie et de secours :IDSIS)の責任の下に、固有の組織と財政上の自治を得ることとなった。コミューンに対しては、救助センターを置くなり、負担金を支払うなりして県消防の機能に加わることが義務づけられた。この組織は1982年8月4日付けのデクレにより改正され、救助に係る手段の作戦指揮は県地方長官の権限として残ったが、運営・財政については県議会議長(公選の県知事に相当)によることとされた。1987年から1988年にかけて整備された法律により、市民安全、火災に対する森林の保護、大規模災害の予防、消防の一般的な組織、特別出動計画(Plan particulier d'intervention)の作成、特別救助計画(Plan de secours spécialisé)の作成、赤計画(plan rouge)という名称で有名な多数の犠牲者が発生したときの救助計画の作成が定められた。

1969年2月24日付け内務省令により、フランス全土における救助センター全体の物的・人的装備が規定された。各センターには、消防車1台、救急車1台、動力ポンプ2機、消防士11人が装備されることとされた。平行して、より重要な市街地には救助センターを設置し、資機材等を補強して同時に多数の出動に備えられるようにした。小さいコミューンについては、隣接する署からの救助の到着が30分を超えている場合は、初期出動センター(これも、上述したとおり、ここでは第3部以降で述べるように「消防出張支所」とはしない。)を設けることが規定された。1975年には市民安全局(Direction de la sécurité civile)が創設された。内務省の1つの部局となり、従前の国家市民保護課は、固有の参謀本部、航空力、爆弾処理部隊、市民安全部隊、司令センターなどと共に実戦的になった。1987年7月22日付け法律は、市民安全、森林の火災からの保護及び大規模災害の予防の組織化について基本線を示した。

1988年5月6日付けデクレにおいて、緊急計画(plan d'urgence)が規定されるのと平行して、県消防本部の再編成も決定され、公的に認識されるようになる。県消防本部は、消防隊を有していないコミューンに対しては県の消防隊が使用できるようにし、消防隊を有するコミューンについては人的・物的に補強できるようにすることを目的としている。(フランスにおいては消防士の86%が志願消防士(sapeurs-pompiers volontaires)で

あることに留意しなければならない。235,300名の消防士のうち、志願消防士は198,250名を数え、年間出動数の40%をカバーしている。) 県消防本部は、さらに県にとっての予防と予測の任務を実行することとなった。

救助の最新化・最適化の最終段階として、消防隊全体に対して県事務化が2000年1月1日以来効力を有している。この後、公施設法人(*établissement public*)である県消防本部は、2つの組織、県消防隊と保健・医療救助部を包含することとなる。県消防隊には、同じ県の職業消防士、志願消防士、消防士補が再編された。従前の県消防本部から引き継いだ人的・物的手段、コミューン又はコミューン間広域行政組織に属していた人的・物的手段は、まとめられ、危険性や必要性に鑑みて配分された。このようにヒト及びモノを共通にすることは、非常に柔軟性を有することと結びついて、効率性の上昇につながっている。

第2章 フランスの地方制度概略

1 地方団体

フランスにおける地方団体(collectivités locales ; collectivités territoriales)は、憲法第72条及び1982年3月2日付け「コミューン、県、州の権利と自由に関する法律第213号(以下「1982年地方分権法」という。)」により、原則として、州(région)、県(département)、コミューン(commune、基礎レベルの自治単位で日本の市町村に相当)、海外領土(territoires d'outre-mer)と定められている。1999年国勢調査時点において、フランス全土で、州は26、県は100、コミューンは36,679存在する。現在フランスの地方自治は、州、県、コミューンの3階層制をとっている。なお、本書においては、海外領土に関しては詳述することはしない。

地方団体は、公選の議会によって、法律が規定する条件の範囲内で自由に管理運営される。地方自治に関する主たる法令としては、憲法及び地方自治法典(Code général des collectivités territoriales)が挙げられる。

2 行政区画

行政区画(circonscription administrative)には、地方団体でもある州、県、コミューンに加えて、郡(arrondissement)、カントン(canton)が存在する。州、県、コミューンは地方団体である一方、国の行政区画でもある。州、県には国の地方行政を統括する州地方長官(préfet de région)、県地方長官(préfet de département)が所在し、コミューンにおいては、メール(maire、日本の市町村長と議長を兼ねた職に相当)が国の代表としての職務も行う。一方、郡は国の行政区画となる場合の県の下位に位置する行政区画であり、全国に339存在する。郡の下位の行政区画がカントンであり、全国に3,839存在する。郡には県地方長官の下位機関である郡長(sous-préfet、字義上は「副地方長官」)が置かれている。通常、カントンは郡とコミューンの間の行政区画とされているが、都市部では1のコミューンが複数のカントンに区分されている場合もある。カントンは、現在では県議会議員の選挙区として、また憲兵隊(gendarmerie)配備や登記等に関する管轄区域としての意義を有するのみである。

図2-1 行政区画図 (アルザス州の例)

■ **Le territoire national**

フランス国土 (本土)

黒色部分がアルザス州



■ **L'arrondissement** 郡

バ・ラン県を構成する7郡
上から2番目がアグノー郡

フランス全土では339郡
うち12郡は海外



■ **La région** 州

アルザス州

フランス全土では26州
うち4州は海外州



■ **Le canton** カントン

アグノー郡を構成する3つのカントン
右端がビッシュヴィレ・カントン

フランス全土では3,839
うち124は海外



■ **Le département** 県

アルザス州を構成する2県
バ・ラン県 (上側)
オ・ラン県 (下側)

フランス全土では100県
うち4県は海外県



■ **La commune** コミュン

ビッシュヴィレ・カントンを構成する21のコミューン
(右図中の黒点がその1つ。)

フランス全土では36,679
うち114は海外



(出典) Les institutions de la France, NATHAN, 2000

Les collectivités locales en chiffres 2000, Ministère de l'Intérieur

3 コミュン

コミューンは、1999年国勢調査時点において36,679 (本土36,565) 存在し、その約9割が人口2,000人未満であり、10,000人以上のコミューンは全体の2%ほどしかない。歴史的には、コミューンの起源は、中世の都市コミューン、農村の司祭の管轄区域であった教区(paroisse)であるとされている。

コミューンには、審議・議決機関としてのコミューン議会、執行機関としてのメールが置かれている。コミューン議会の議員は住民による直接選挙で選ばれ、議長でもあるメールは議員の互選により選ばれる。コミューン議会議員の任期は6年で、全員が一斉に改選され、全国的な統一選挙の形で行われる。

コミューンの事務としては、社会扶助、道路、幼児・初等教育施設の整備と維持管理、社会住宅のほか、上下水道、葬儀、墓地、ガス、電気、家庭ゴミその他廃棄物の収集、市場、と畜場などがある。国からメールへの委任事務として、司法警察、戸籍や選挙管理がある。

表2-1 人口規模別コミューン数

人口 (人)	コミューン数(構成比)	合計人口数 (人) 構成比
0 ~ 699	24,720 (67.6%)	6,833,530 (11.4%)
700 ~ 1,999	7,207 (19.7%)	8,309,346 (13.9%)
2,000 ~ 4,999	2,789 (7.6%)	8,548,830 (14.3%)
5,000 ~ 9,999	975 (2.7%)	6,729,792 (11.2%)
10,000 ~ 19,999	462 (1.3%)	6,467,963 (10.8%)
20,000 ~ 49,999	300 (0.8%)	9,093,075 (15.2%)
50,000 ~ 99,999	76 (0.2%)	4,931,053 (8.2%)
100,000 ~ 299,999	31 (0.1%)	4,885,416 (8.1%)
300,000 以上	5 (0.0%)	4,152,430 (6.9%)
合計	36,565 (100%)	59,951,435 (100%)
10,000 未満	35,691 (97.6%)	30,421,498 (50.7%)
10,000 以上	874 (2.4%)	29,529,937 (49.3%)

(出典) フランス内務省ホームページ

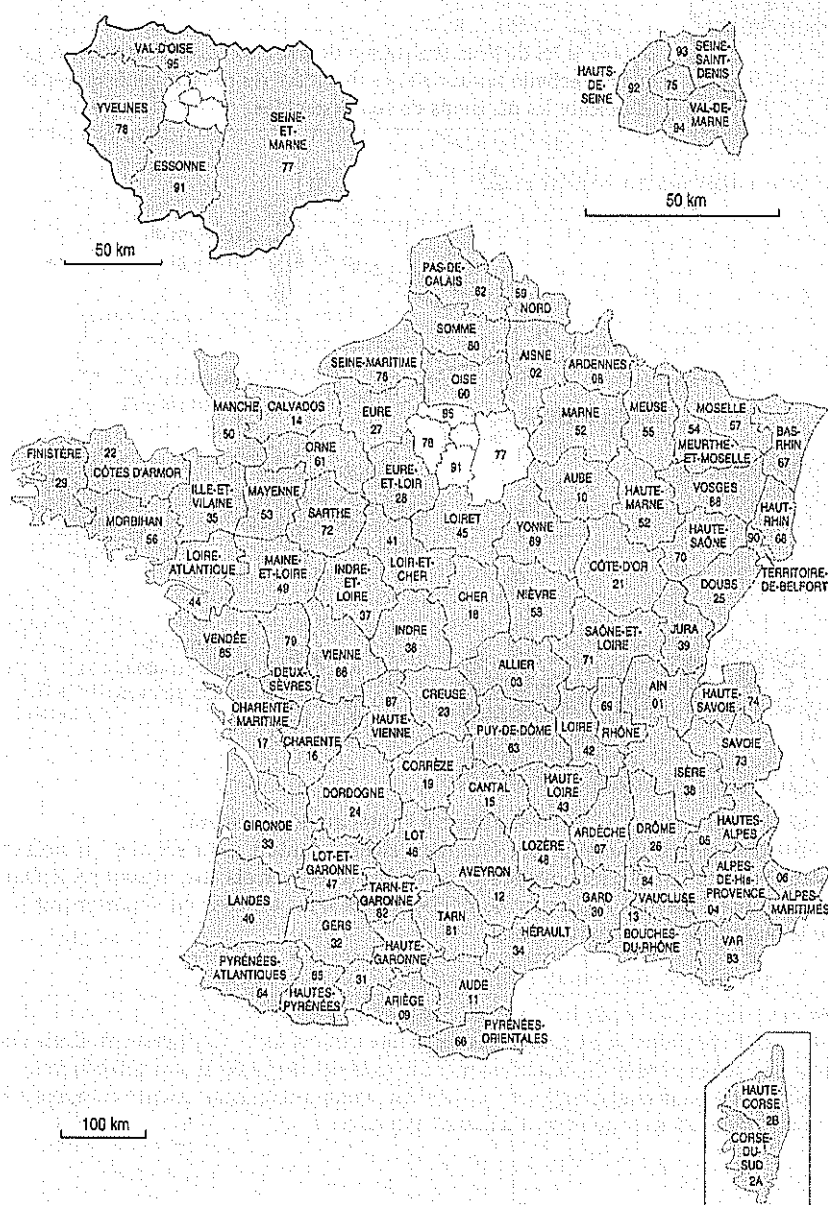
4 県

県(département)は、複数のコミューンを包括する行政区画であり、現在 100 (本土 96) 存在し、人口はノール県が最大で 255 万人、最小はロゼール県で 7 万 3 千人である。各県の面積は、約 5,700km²程度を標準としているが、最小のパリ県 (105km²) や最大のジロンド県 (1 万 km²) のような例外もある。このようにある程度面積が均一化しているのは、県がフランス革命以降に設けられた時に、当時の役人が官選知事所在地から県内各地に馬車に乗って 1 日で出向き、2 日間のうちに往復することができる範囲になるように機械的に区切られたためと言われている。

県には、審議・議決機関としての県議会(conseil général)、執行機関としての県議会議長(président du conseil général)が置かれている。県議会議員は住民による直接選挙により選ばれ、県議会議長は議員の互選により選ばれる。県議会議員の任期は 6 年で、3 年ごとに半数が改選され、県議会議長は改選ごとに互選される。

県の事務としては、県道、通学を含む公共旅客輸送、漁港を含む港湾、州やコミューンの地域計画や都市計画・住宅計画への関与、法定の社会扶助給付や福祉サービス、中学校、中央貸出図書館、音楽・舞踏等学校、文書館など教育文化振興、さらには商工業振興など、広範囲な分野が含まれている。

図2-2 フランス県区分図（本土のみ）



(出典) Les institutions de la France, NATHAN, 2000

表2-2 フランス本土の州・県の人口の状況 (1999 年国勢調査結果)

州及び県	人口 (人)	州及び県	人口 (人)
アルザス	1,734,145	リムーザン	710,939
バ・ラン	1,026,120	コレーズ	232,576
オ・ラン	708,025	クルーズ	124,470
アキテーヌ	2,908,359	オート・ヴィエンヌ	353,893
ドルドーニュ	388,293	コレーズ	2,310,376
ジロンド	1,287,334	ムルト・エ・モーゼル	713,779
ランド	327,334	ムーズ	192,198
ロット・エ・ガロンヌ	305,380	モーゼル	1,023,447
ピレネー・ザトランティック	600,018	ヴォージュ	380,952
オーヴェルニュ	1,308,878	ミディ・ピレネー	2,551,687
アリエ	344,721	アリエージュ	137,205
カンタル	150,778	アヴェロン	263,808
オート・ロワール	209,113	オート・ガロンヌ	1,046,338
ピュイ・ド・ドーム	604,266	ジュール	172,335
ブルゴーニュ	1,610,067	ロット	160,197
コート・ドール	506,755	オート・ピレネー	222,368
ニエヴール	225,198	タルヌ	343,402
ソーヌ・エ・ロワール	544,893	タルヌ・エ・ガロンヌ	206,034
ヨンヌ	333,221	ノール・パ・ド・カレ	3,996,588
ブルターニュ	2,906,197	ノール	2,555,020
コート・ダルモール	542,373	パ・ド・カレ	1,441,568
フィニステール	852,418	バス・ノルマンディ	1,422,193
イル・エ・ヴィレーヌ	867,533	カルヴァドス	648,385
モルビアン	643,873	マンシュ	481,471
サントル	2,440,329	オルヌ	292,337
シエール	314,428	オート・ノルマンディ	1,780,192
ウール・エ・ロワール	407,665	ウール	541,054
アンドル	231,139	セーヌ・マリタイム	1,239,138
アンドル・エ・ロワール	554,003	ペイ・ド・ラ・ロワール	3,222,061
ロワール・エ・シエール	314,968	ロワール・アトランティック	1,134,266
ロワレ	618,126	メーヌ・エ・ロワール	732,942
シャンパーニュ・アルデンヌ	1,342,363	マイエンヌ	285,338
アルデンヌ	290,130	サルト	529,851
オーブ	292,131	ヴァンデ	539,664
マルヌ	565,229	ピカルディー	1,857,481
オート・マルヌ	194,873	エーヌ	535,489
コルス	260,196	オワーズ	766,441
コルス・デュ・シュッド	118,593	ソム	555,551
オート・コルス	141,603	ブワトゥー・シャラント	1,640,068
フランシュ・コンテ	1,117,059	シャラント	339,628
ドゥーブ	499,062	シャラント・マリタイム	557,024
ジュラ	250,857	ドゥー・セーヴル	344,392
オート・ソーヌ	229,732	ヴィエンヌ	399,024
テリトワール・ド・ベルフォール	137,408	プロヴァンス・アルプ・コート・ダジュール	4,506,151
イル・ド・フランス	10,952,011	アルプ・ド・オート・プロヴァンス	139,561
パリ	2,125,246	オート・ザルプ	121,419
セーヌ・エ・マルヌ	1,193,767	アルプ・マリタイム	1,011,326
イヴリーヌ	1,354,304	ブーシュ・デュ・ローヌ	1,835,719
エッソンヌ	1,134,238	ヴァール	898,441
オー・ド・セーヌ	1,428,881	ヴォークリューズ	499,685
セーヌ・サン・ドゥニ	1,382,861	ローヌ・アルプ	5,645,407
ヴァル・ド・マルヌ	1,227,250	アン	515,270
ヴァル・ド・ワーズ	1,105,464	アルデッシュ	286,023
ラングドック・ルシオン	2,295,648	ドローム	437,778
オード	309,770	イゼール	1,094,006
ガール	623,125	ロワール	728,524
エロー	896,441	ローヌ	1,578,869
ロゼール	73,509	サヴォア	373,258
ピレネー・ソリオンタル	392,803	オート・サヴォア	631,679

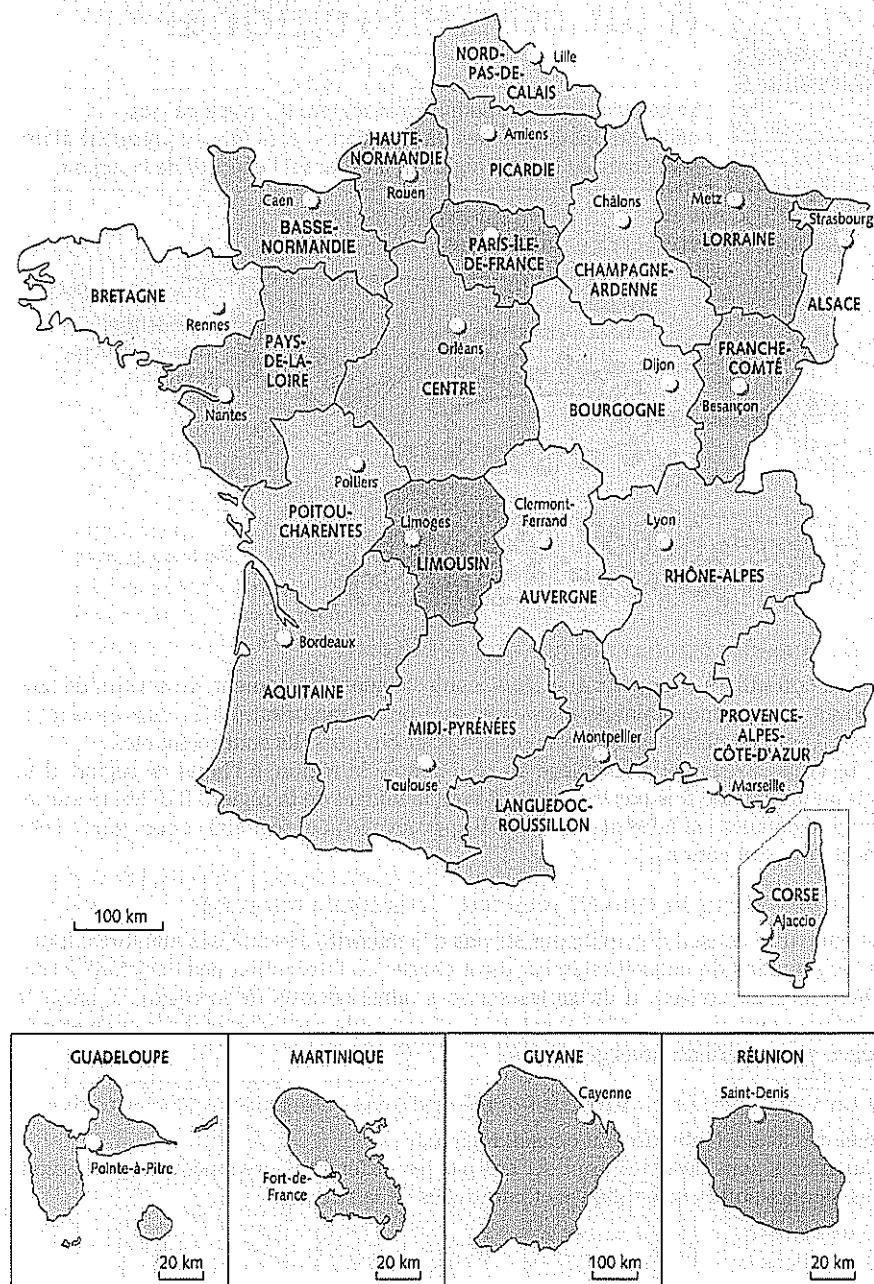
(出典) Les collectivités locales en chiffres 2000, Ministère de l'Intérieur

5 州

州(région)は、複数の県を包括する行政区画であり、現在 26 (本土 22) 存在し、人口はイル・ド・フランス州が最大で 1,066 万人、最小はコルス州の 25 万人である。フランスには、中世以来の歴史的な「地方(province)」という地域区分があり、現在の州の区分と重なる部分も多い。

州には、審議・議決機関としての州議会(conseil régional)、執行機関としての州議会議長(président du conseil régional)が置かれている。州議会議員は住民による直接選挙により選ばれ、州議会議長は議員の互選により選ばれる。州議会議員の任期は 6 年 (次

図 2-3 フランス州区分図



(出典) Les institutions de la France, NATHAN, 2000

回から5年)で、全員が一斉に改選される。

州の事務としては、高等学校、文化振興、水資源計画、州経済計画、経済振興、地域整備、地方自然公園、州交通計画策定と交通基盤整備、公共交通、運河・河川港の管理、職業教育訓練などが含まれている。

6 地方公施設法人

(1) 意義

地域における公共的活動を担当する主体の中で、公法上の法人格と財政的自主権を認められているものが、通常「公施設法人」と邦訳される *établissement public* である。地方団体が専管の行政区域で一般的な管轄権限を有するのに対し、公施設法人は特定の公役務のみを遂行する目的で設立されること(業務の専門特定性)に特徴がある。

公施設法人は公法人格を有し、原則として公法の規律するところによる。公権力の主体としての特権を持ち、行政契約を締結でき、職員は公務員たる身分を持ち、関連する争訟は行政裁判所系統の管轄に属する。産業的法人の場合は、私法の適用を受ける部分も多くなるが、公法人としての性格は変らない。混同しがちなものに公益[私]施設法人 (*établissement [privé] d'utilité publique*。一般公衆の利益になる活動を行うために特別に有利な扱いを受ける私法人)がある。

(2) 種類

公施設の種類の多様であり、類型としては、その設立主体により国の公施設と地域的公施設 (*établissement public territorial [local]*)。その中をコミューン、県などに区分)とが区分され、また担当業務の性格により「行政的公施設」と「産業的公施設」との区分が伝統的にされている。前者は事務組合などの広域行政組織、公的病院や社会福祉、教育文化施設などを典型とし、後者は仏電力公社、ガス公社のほか、パリ首都圏の公共交通を一元的に経営管理する「パリ交通公団」(*RATP=Régie Autonome des Transports Parisiens*。「エール・アー・テー・ペー」。*Régie* と呼ばれるが直営ではない。)などが代表例。

(3) 自治単位の階層ごとの特色

コミューン・レベルで多く見られるものは、まずコミューン社会福祉センターである。他に、給食などを行う学校基金、公的病院、低家賃社会住宅(HLM)の経営管理主体、地域整備公社、さらには産業的性格の上下水道、葬儀、電気、ガス、廃棄物処理、市場、公共交通などの地方公役務を供給する事業主体、観光振興公社などがある。

県レベルでは、HLMの経営管理、地域整備公社、乳幼児センター、サナトリウム、余暇活動センターなどのほか、公共交通など産業的な活動にも多く採用されてきた。1983年7月22日法により、中学校や特殊教育学校に県公施設法人の資格が付与され、さらに家族・乳幼児保護や特定疾患予防など福祉・保健行政や、博物館、音楽・造形美術など教育文化の分野で、同方式が非営利社団方式とともに、より幅広く利用されるようになっていく。なお、現在の県消防本部は県公施設法人の形態となっている。

州レベルの場合には、一部の州で計画策定やエネルギー関係の分野に採用されているほか、1983年7月22日法により、高等学校、特殊教育施設、農業高校、水産学校、船員養成校などの教育施設が州公施設法人化されている。

7 地方公務員制度

フランスの公務員制度は、国家公務員制度(*fonction publique de l'Etat*)、病院公務員制度(*fonction publique hospitalière*)及び地方公務員制度(*fonction publique territoriale*)の3種類からなり、基本的に、特定の職のために採用する職システムではなく、職群(*cadre d'emploi*)の枠内で採用するキャリア・システムを採っている。地方公務員制度は、55の職群からなり、この職群は3つの階層的なカテゴリーからなる。3つのカテゴリーは、カテゴリーA、B、Cと呼ばれ、カテゴリーAは採用時に高等教育免状のレベルが、カテゴリーBは採用時にバカロレア(大学入学資格試験)合格のレベルが、カテゴリーCは採用時に職業教育免状取得のレベルが要求される。1998年時点で地方公務員の総数は148万人を超え、公務員全体の32%、フランス給与所得人口の約6%に当たり、カテゴリーAが地方公務員全体の8.6%、カテゴリーBが13.0%、残りがカテゴリーCとなっている。地方団体類型別に見ると、コミューンと広域行政組織の職員が4分の3を占め、特にコミューンが突出している。県職員数は約16万人弱で、州職員は約9千人ほどしかない。(ただし、消防組織の改革以前のデータであることに注意。)なお、地方公務員は、原則として労働三権を有している。

8 中央政府と地方団体の関係

(1) 1980年代の地方分権改革

中央-地方関係は、1980年代の地方制度改革によって大きく変革された。1982年地方分権法を中心とする一連の地方制度改革立法により、従前、県レベルの行政全体の責任者であった官選知事(*préfet*)が地方行政全般について事前に「後見監督」(*tutelle*)を行ってきたのを廃止し、国は地方団体の行政について、事後的な監督を、地方長官(性格が変わった現在でも「プレフェ」と呼ばれている。)を中心としつつ、行政裁判所や州会計検査院などの機関も関与させながら行うシステムになった。これによって、ナポレオンの時代以来、フランス地方制度を特徴付けてきた中央集権的地方制度が抜本的に改革された。

地方分権改革以前には、官選県知事は、県行政全体の中心であった。県知事は、国の行政区画を代表する者であり、かつ地方団体の執行機関であるという職務の二重性が存在していた。これらは、フランス地方制度の2つの原理である「地方分散」(*déconcentration*)と「地方分権」(*décentralisation*)にそれぞれ対応する。1982年法の制定によって、後者の権限は県議会議長(プレジダン)に移管され、官選知事の継承者である地方長官(*préfet*。現在の「プレフェ」)は前者のみを行うこととなり、職務の二重性は解消された。さらに、地方長官はコミューン行財政の後見監督の権限も奪われ、地方団体に対する権限は往年の官選県知事に比べて大幅に縮小された。

(2) 官選の地方長官(プレフェ)

ア 地方長官の地位と権限

憲法第72条では従来から「県および海外領土において、政府の代表者は、国家的利益、行政監督、および法の尊重の責務を負う」と規定しており、この規定が中央政府による地方団体の監督の根拠規定であることに変わりはない。憲法にいう地方における国の代表者は現在は地方長官であり、各県ごとに県地方長官が任命される。

(1982年法では「共和国委員」という職名が用いられたが、その後1988年に至り、従前と同じ「プレフェ」という言葉を用いるようになった。)

1982 年法は、地方分権化に併せて「国の事務の地方分散」を推進し、その面においては、地方長官に対して重要な国家行政上の権限を新たに付与した。すなわち、以前は各地方出先部局の「活性化と調整のために配慮する」とともに「そこに勤務する職員に対し一般的指揮監督を行う」（1964 年 3 月 14 日法）ことが官選知事の役割であったが、1982 年法および同年のデクレによって、地方長官は、「関係主務大臣の権威の下に、県における国の地方出先部局を統括する」とともに「これら部局の長および代表者に対し…直接の監督権を有する」となっている。

イ 地方長官庁と郡庁

地方長官を補佐する組織は、全体として「地方長官庁」(préfecture。各県の中心都市に所在)及び「郡庁」(sous-préfecture。副地方長官庁で各郡の中心地に所在)と呼ばれる。県と州の両レベルを兼務する長官の場合には、州地方長官庁と県地方長官庁とが組織的に渾然一体となっている。

(3) 県地方長官

ア 地位

1982 年 5 月 10 日付けデクレ第 389 号は、県地方長官の地位を、「県における国の代表者を地方長官(préfet)と称する。長官は県における国の権威の保持者である。政府から派遣された者として、地方長官は首相および各大臣の直接の代表者となる」と規定している。県地方長官は、閣議の議を経て決定される大統領デクレによって任命される。

イ 権限

県地方長官の権限は、その性質により 3 つに分けることができる。

(ア) 国の代表者としての権限

- ・ 県内の一般警察権および特別警察権を行使する。
- ・ 国を代表して他の公法人的な間に協定を締結する。
- ・ 県議会に対し、国を代表して意思を表明する。
- ・ 県内の国の出先機関に係る委員会・審議会等において議長となる。
- ・ 県レベルで、国（中央・地方出先）、県議会議長、メーブル間の連絡調整を行う。

(イ) 地方自治行政に対する監督者としての権限

1982 年の地方分権改革により、従前の後見監督から、適法性を確保するための事後的な行財政監督になった。県地方長官は、行政裁判所、州会計検査院等を通じて地方団体の行財政監督を行う。

(ウ) 国の地方出先機関の長としての権限

この分野における地方長官の権限は強化されたが、例外として、軍政、教育に関する事務、労働基準監督、郵便・通信・放送、司法事務等は、直接の指揮監督から外されている。

(4) 州地方長官

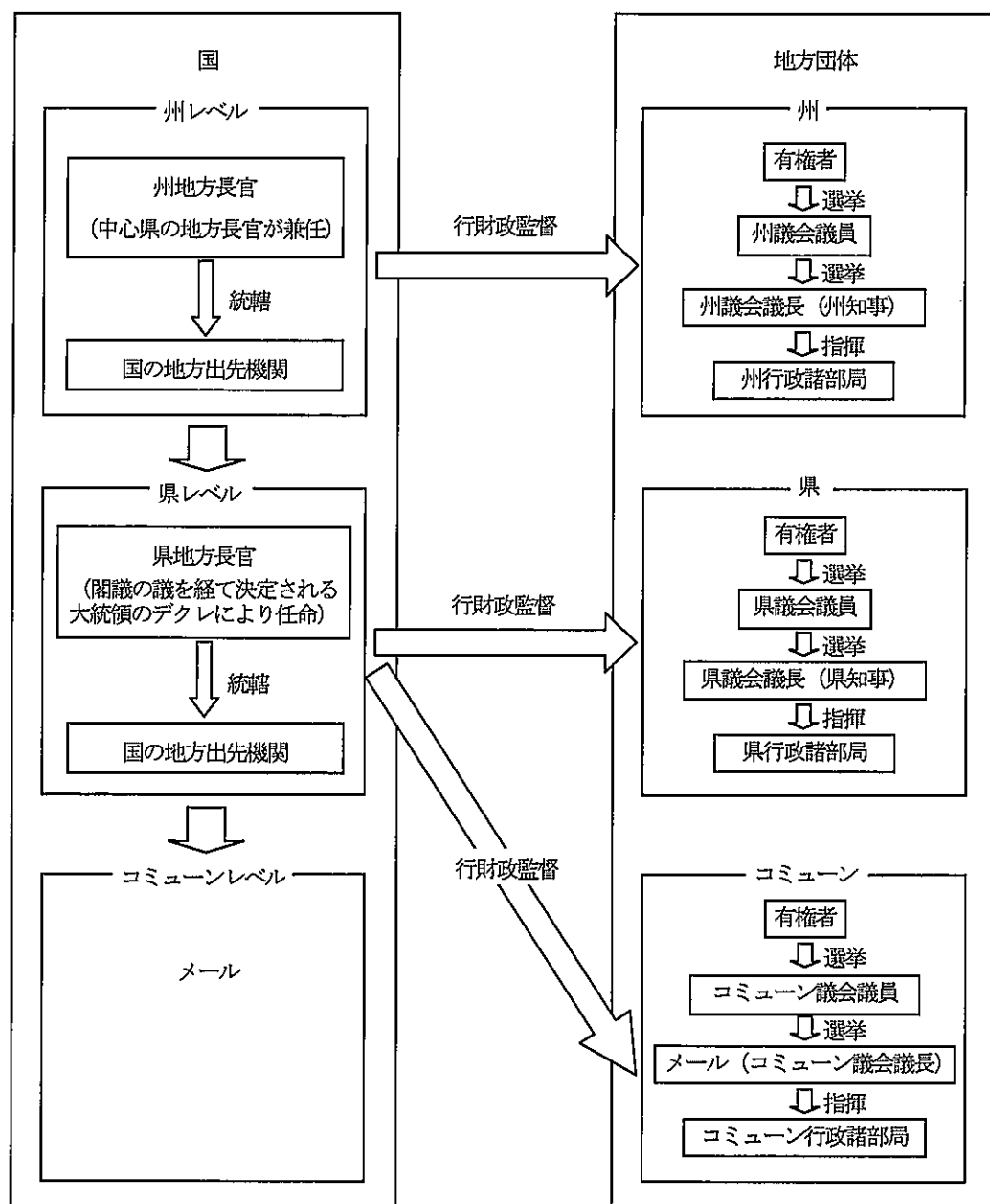
ア 地位

州地方長官(préfet de région)は、県地方長官と同様、1982 年法で、従来の国の任命による州知事を継承するものとして、新たに定められた。1982 年 5 月 10 日のデクレにおいて、「州地方長官は、政府から派遣された者として、州において国の権限を行使するため、首相および各大臣の直接の代表者となる」と規定されている。州地方長官は閣議の議を経たデクレによって任命され、州庁所在地の県地方長官が兼任する。

イ 権限

- ・ 地方団体としての州および州立の公施設法人に対して行政監督を行う。
- ・ 州における国の出先機関の指揮監督を行う。
- ・ 国土整備、経済開発の行政分野において国の政策を実行する。
- ・ 州議会に対して、国を代表して意思を表明する。

図2-4 地方行政に関わる主体（1982年以降）



(出典) Le guide des collectivités locales, 2^e édition

第3章 市民安全体制

1 フランスにおける消防の位置づけ

フランスにおいては、日本で言うところの消防は、国の政策としての市民防衛・市民安全の中でその一翼を担う組織として位置づけられており、軍などとは全く独立した日本のような組織体系とはなっていない。内務省の市民防衛・市民安全局(direction de la défense et de la sécurité civiles)は、消防に関わる国家レベルの実働部隊として、軍の部隊である市民安全訓練・出動部隊(unité d'instruction et d'intervention de la sécurité civile) 3 隊を指揮下に置き、パリ及び周辺の 3 県においては陸軍に属するパリ消防隊、マルセイユ及び周辺の一部のコミューンにおいては海軍に属するマルセイユ海軍消防隊が、それぞれの地域の消防を管轄している。

2 市民安全の使命・任務

市民安全とは、1987 年 7 月 22 日付け「市民安全の組織化、森林の火災からの保護及び大規模災害の予防」に関する法律第 565 号第 1 条に「あらゆる種類の災害を予防し、事故、災害から人命、財産及び環境を保護すること」と定義されている。

この市民安全という大きな枠組みの中で、消防は、予防、保護及び消火を任務としており、関係機関と連携しながら、事故、災害、大惨事に対応し、科学技術上の危険、自然環境上の危険を推定・予防し、また、緊急の救助に当たることとされている。

消防がその権限の範囲で行うこととされている任務は次のとおりである。

- ・市民の安全を確保するための危険の予防及び評価
 - ・市民の保護策の立案及び救助方法の企画
 - ・人命、財産及び環境の保護
 - ・事故、災害等の犠牲者に係る緊急の救助及び避難
- (地方自治法典第 1424-2 条)

3 市民安全に係る行政組織

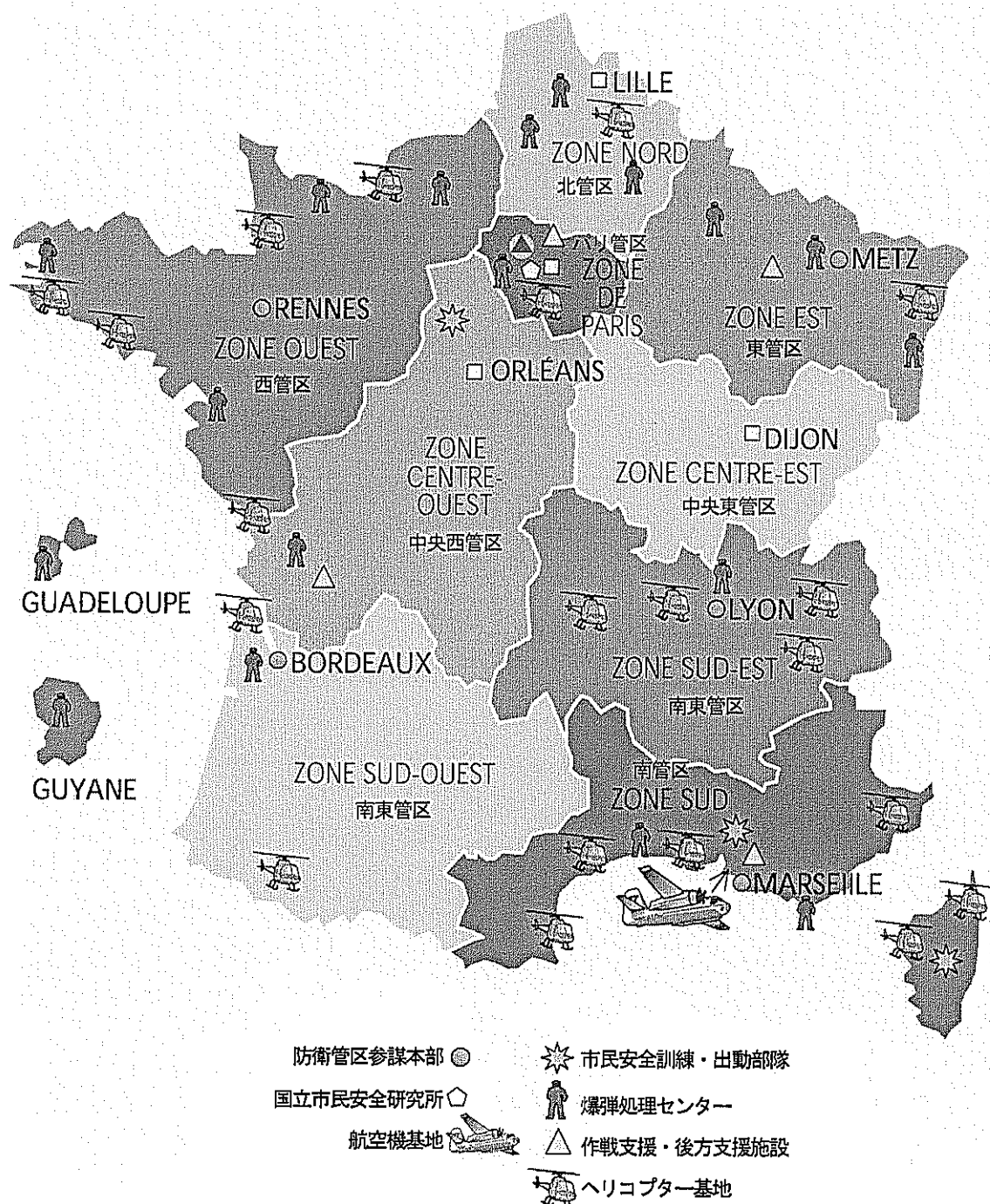
フランスで市民安全を担っているのは、国のレベルでは内務省市民防衛・安全局であり、国と県の間レベルでは管区参謀本部、県のレベルでは県消防本部である。

国レベルにおいては内務省の市民防衛・市民安全局、県域を超えるレベルでは防衛管区(zone de défense)という複数の州からなる行政区画(図 3-1 参照)が存在し、このレベルでは管区参謀本部(état-major de sécurité civile)、県のレベルでは消防本部(これが日本の消防に相当する。)が市民安全の業務を担っている。これらの組織間の関係を図に示すと図 3-2 のとおりである。

救急については、原則として、救助を伴うが医療援助を必要としない救急については消防が対応し、救助を伴わず医療援助を必要とする救急については上述した組織とは別に救急医療援助組織(Service d'aide médicale urgente :SAMU)が中心になって対応している。救急医療援助組織は各県に 1 ずつ設置され(設置される病院の 1 組織として位置づけられる。)、その機動部隊の 1 つである救急機動組織(Service mobile d'urgence et de réanimation :SMUR)が県内に複数設置されており(これについても各病院の 1 組織として設置される。)、主として医療行為を伴う救急業務を行っている。

国レベルにおいては、人命・財産の保護と共に災害予防について研究が必要とされるため、計画を作成し、組織を編成し、対策を講じるための重要な手段が付与されている。市民安全に関わる行政は幅広く、その責任は国の省庁、県及びコミューンで分担している。

図3-1 防衛管区の状況



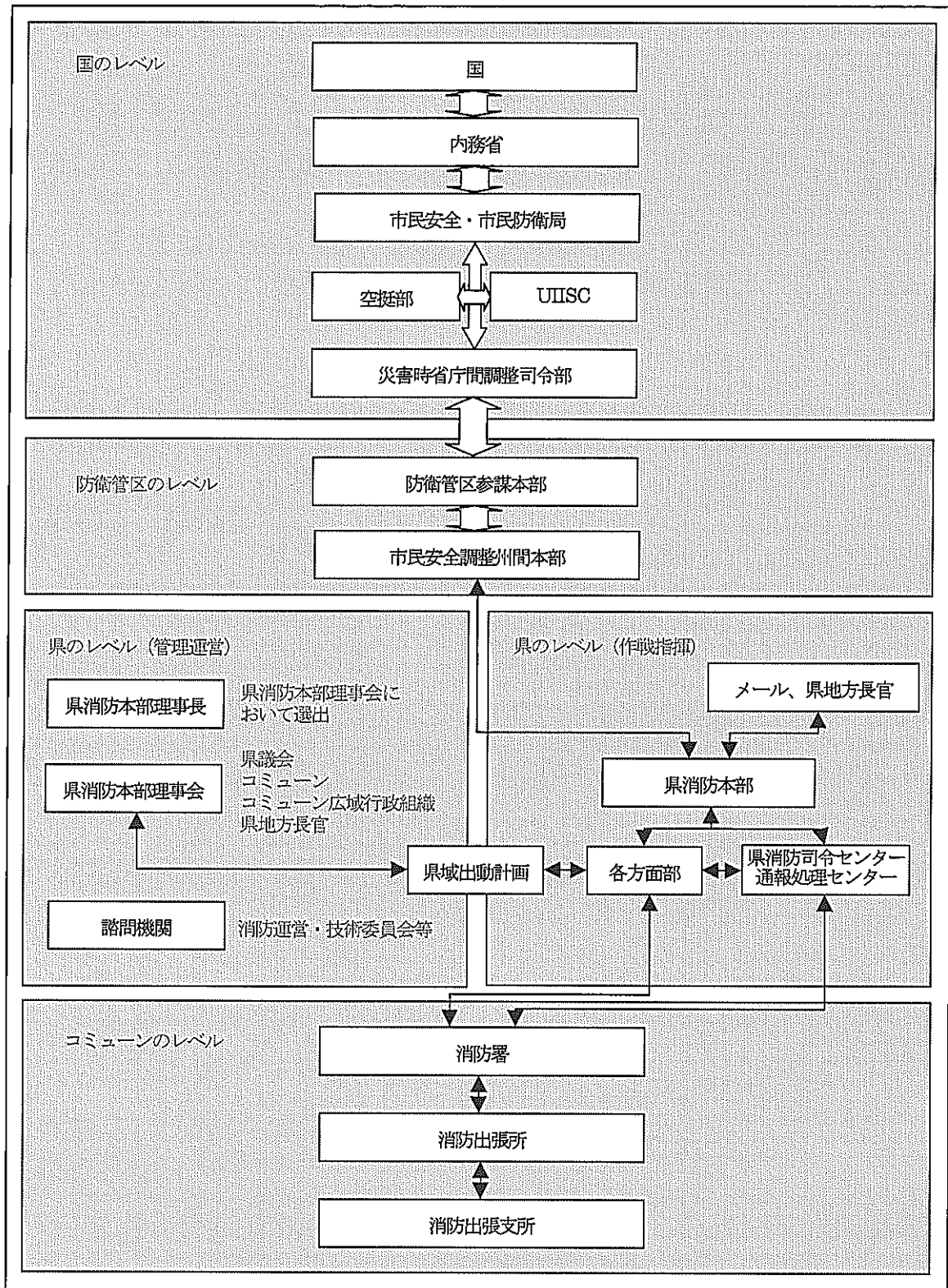
(出典) 内務省ホームページ

市民安全に係る組織は、地方分権化した地方団体の協力の下、国の組織の他国土全域での配備体制が形成されている。市民安全に係る組織は、以下の任務を負っている。

- ・国民の保護（通常の生活における事故から大規模災害まで）
- ・環境の保護（森林火災からすべての環境汚染に対する対策まで）
- ・財産の保護（火災予防から洪水の影響の軽減まで）

国の異なる省庁（内務省、国防省、保健省等）の市民安全に係る組織の区分けは複雑であるが、一般には、県地方長官が、メールと事故の予防、犠牲者の救助作戦の指揮の

図3-2 市民安全関係組織系統図



(出典) 全国消防士協会ホームページ

責任を分け合っている。しかし、出動がコミュニティの対応能力を超えると直ちに、救助に係る監視、作戦開始及び調整は、内務大臣（及びその傘下の地方長官）に託される。

内務省は、市民安全も担当しているが、1959年1月7日付けオールドナンス第17条の

規定の適用により同時に市民防衛の所管庁でもあり、首相の指示に従いつつ、市民の保護という観点から、すべての状況下において国民の保護に必要な予防・救助策を採ることを任務としている。内務省は、この範囲において軍当局と連携しながら行動する。

市民防衛・市民安全局長は、同時に防衛関係当局としての機能も遂行する。このため、市民防衛・市民安全局長は、以下の任務の推進・調整を行う。

- ・市民の保護に関連する対策の準備・実行
- ・あらゆる種類の市民の災害の予防、市民防衛・市民安全対策の策定
- ・平時のみならず危機においても、人命・財産の安全を目指した救助活動
- ・市民安全に係る出動
- ・地方の消防組織に対する援助、消防隊を規定する法令の作成
- ・市民安全教育の促進、消防士官の育成

(1) 国のレベル

国のレベルにおいては、内務省市民防衛・安全局が一元的に担当しているが、前述したとおり、国の市民防衛・市民安全という政策を軸に組織が編成されており、市民防衛・市民安全局は実働部隊として軍の部隊の一部を出動させることができる。

市民防衛・市民安全局の任務は以下のとおりである。

- ・市民防衛に係る方策の準備・調整・実行、市民保護に係る政策、市民に対するあらゆる種類の危険の予防、及び市民防衛・市民安全に係る方策の計画化
- ・平時のみならず危機時の人命、財産の安全を目指した救助活動
- ・市民安全に係る部隊の出動
- ・地方の消防の救助・消火に対する支援、消防隊に関する法規の策定
- ・市民安全教育の促進、消防士官の教育

市民防衛・市民安全局の組織は、下記のとおりで、これを図示すると図3-3のとおりである。

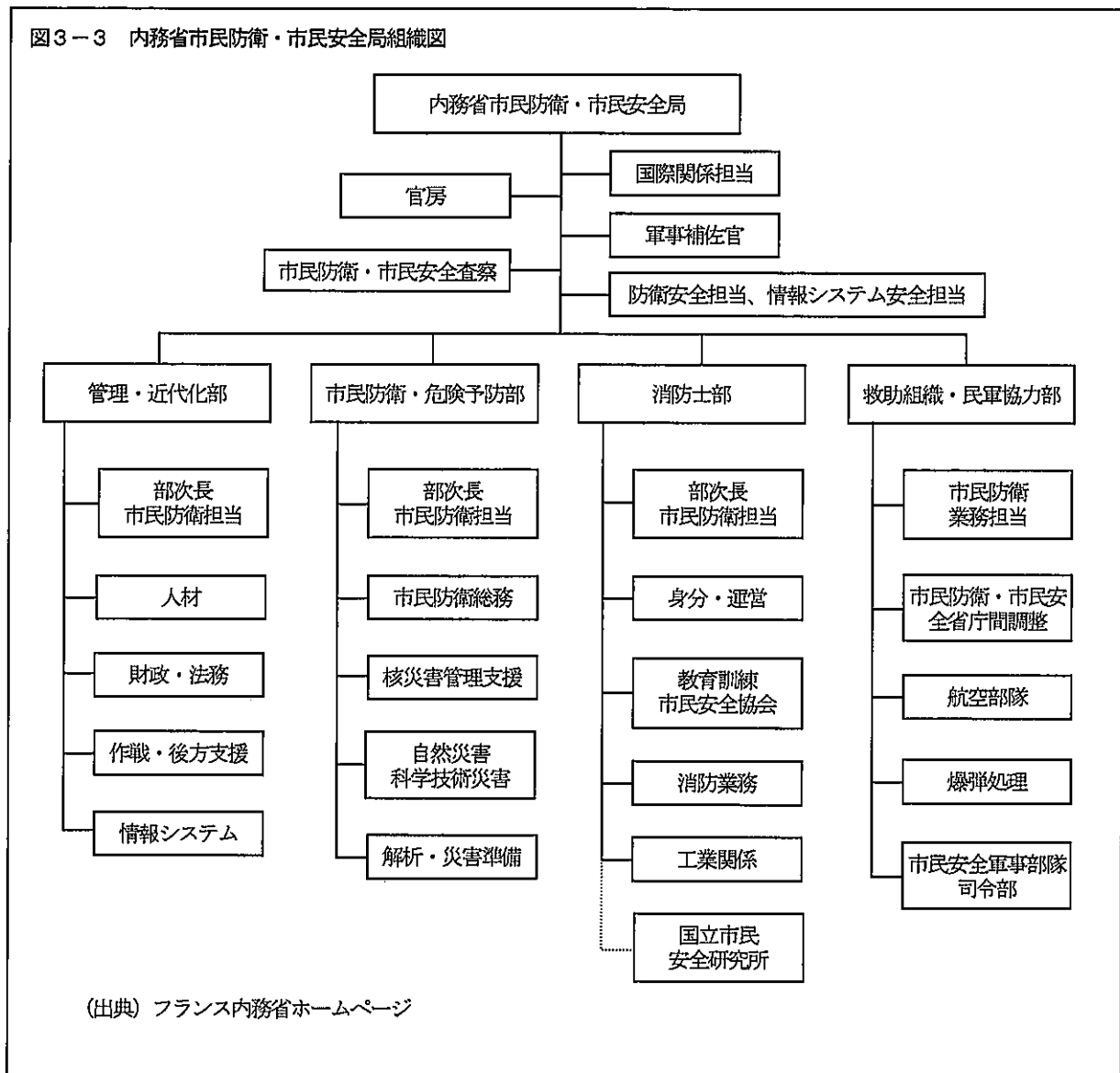
- ・市民防衛・市民安全査察(*inspection de la défense et de la sécurité civiles*)
市民防衛・市民安全業務全体を管理し、法令上定められたことが遵守されているかどうか監視している。また、関係機関に対し業務の効率を上げるための助言、指導等を行う。
- ・国際関係担当(*mission des relations internationales*)
市民防衛・市民安全に係る国際的活動を調整、一元化している。情報収集、大臣官房との連携等を行う。
- ・管理・近代化部(*sous-direction de l'administration et de la modernisation*)
経営・管理政策を推進し、人材管理を行う。予算の作成、法規の面における助言、資機材の管理等を行う。
- ・市民防衛・危険予防部(*sous-direction de la défense civile et de la prévention des risques*)
あらゆる災害、脅威を対象とした調査研究を行う。予防活動にも携わり、市民防衛・市民安全に係る規則の作成等も行う。
- ・消防士部(*sous-direction des sapeurs-pompiers*)

市民安全の地方分散業務、消防業務に関する法令の作成に携わる。消防士の身分に関すること、消防士の教育・訓練に関すること、消防資機材に関すること等を担当している。

- ・救助組織・民軍協力部(sous-direction de l'organisation des secours et de la coopération civilo-militaire)

人命、財産の安全を目的とした救助活動、森林の火災からの保護活動を準備、促進、調整する。環境保護に係る活動も行う。なお、災害時省庁間調整司令部(centre opérationnel de gestion interministérielle des crise :COGIC)はこの部に所管されている。

図3-3 内務省市民防衛・市民安全局組織図



(出典) フランス内務省ホームページ

ア 国の実働部隊（市民安全訓練・出動部隊）

市民防衛・市民安全局は、実働部隊として、軍の部隊である3つの市民安全訓練・出動部隊(unité d'instruction et d'intervention de la sécurité civile :UIISC)を出動させることができ、特に森林火災、科学技術災害、自然大災害において消防士を援護し、外国で災害が生じた場合にも派遣されている。市民安全訓練・出動部隊は陸軍工兵部隊に属しており、市民安全軍事部隊司令部(commandement des

formations militaires de la sécurité civile :COMFORMISC)の指揮下にある。市民安全軍事部隊司令部の長は、陸軍の高等士官が務めており、内務省市民防衛・市民安全局長の軍事補佐官でもある。市民安全訓練・出動部隊は、第1部隊がノジャン・ル・ロトゥルー（ウール・エ・ロワール県）、第5部隊がコルト（オート・コルス県）、第7部隊がブリニョール（ヴァール県）に配備されている。森林火災等の広域の災害等に際し、県地方長官から要請を受けた場合等、市民防衛・市民安全局長は市民安全訓練・出動部隊に対して出動命令を発し、この命令は市民安全軍事部隊司令部を通じて伝えられる。出動した市民安全訓練・出動部隊は、地方当局（県地方長官、メール）の指揮下で活動する。

イ 災害時省庁間調整司令部

（ア）組織

災害時省庁間調整司令部(COGIC)は、市民防衛・市民安全局長の救助・民軍間協力部の管轄下にあり、常時監視司令部(centre opérationnel de veille permanente(H24))、災害対策本部(centre de crise、必要時に設置される。)、通信本部(centre de transmission)、資料センター(centre de documentation)からなる。

- ・常時監視司令部は、24 時間体制で市民防衛・市民安全に係る監視を行っている。
- ・災害対策本部は、必要時に設置され、約 30 人まで収容できる課、又は省庁の枠組みを超えた組織となっている。
- ・通信本部は、指揮に係る通信手段すべてを管理し、国の主要なメディアとの連携を前もって構築してあるので、国の警報網により住民に情報を提供する役目を負うことも可能である。
- ・資料センターが上記の3つの機関を補っている。

（イ）任務

住民、財産又は環境に損害を与える可能性のある大災害に関連する全情報を収集することを任務としており、この情報は救助・民軍間協力部が使用できる。災害時省庁間調整司令部は、常時監視を行いつつ政府の決定に関して支援を行う部局であり（従前の決定支援・司令部[centre opérationnel et d'aide à la décision]が2000年に災害時省庁間司令部になった。）、内務省官房に全状況を報告し緊急対策を支援している。また、地方長官が求める技術的な情報について回答し、必要であれば地方長官が補足的な手段を講じることができるようにしなければならない。さらに、国家レベル、国際レベルで投入される部隊の運用方法について指導、調整する。

災害時省庁間調整司令部は、内務大臣が用いることができ、防衛担当高級官僚である市民防衛・安全局長の権限下におかれており、日常的又は重大な機能不全に陥ったときでも災害に対応し、その動向を見極め、人員・資機材の救助に係る動員可能資源全体（地方、国、公、私に関わらず）の調整を行う。

災害時省庁間調整司令部は情報の伝達に関して特権的な立場にある。情報交換の速度、情報源の多重性、情報の交差点、これらによって司令部員は日常的に訓練することができる。この任務を遂行するため、司令部は巨大な協力機関網を活用している（国内外を問わず。）。

（ウ）支援組織

災害時省庁間調整司令部は以下の機関に支えられている。

- ・市民防衛・安全局の管区参謀本部（マルセイユ・バラーブル、レンヌ、リヨン、ボルドー、メッツ）。これらは常時約 100 にものぼる県消防局司令部と連絡を取っており、県消防局司令部は災害時省庁間調整司令部に対し、最も重要な出来事について報告している。
- ・防衛管区事務総局
- ・救助隊、警察、憲兵隊、又は郡庁及びコミュン役場のネットワークにより、県内に突発するあらゆる出来事について情報を得ている地方長官及びその部署。各県における救助作戦の調整者であるこれらの特権的な通信者は、状況の追跡報告、災害等の予測を確実に行う。
- ・市民防衛・安全局の実働部隊（爆弾処理センター、ヘリコプター基地等）

（エ）常時監視司令部

常時監視司令部は、救助作戦及び住民の保護に関して、24 時間態勢の監視を行っている。当該司令部は、内部の情報源（県地方長官庁、県消防本部司令センター、管区参謀本部）又は外部の情報源（天気予報、国家憲兵隊、協力者網）から送られてくる情報すべてを処理・活用する。

災害時省庁間調整司令部は、人員約 15 名、室内に配備されたスクリーン、地図、無線、電話、通信システム（トパーズ、レスコム）で構成され、また緊急メッセージを伝えるため、首相、海外県・海外領土、SAMU と特別の連絡手段を有している。司令部では、常勤士官、夜勤士官、地図作製担当者及び電話交換手が常駐し、場合によっては、1、2 名の士官、あるいは求められる能力の領域に応じた指揮に係る専門家により補強される。

司令部の構成と司令部が使用できる手段は、同時に複数の災害（自然災害、科学技術災害、外国への派遣など）に対応できるように考えられている。このため、公のものであれ私のものであれ市民安全に係る国・地方の強力な部隊（地方レベルでは 23 万人の消防士）に支えられている。

常時監視司令部の任務は以下のとおりである。

- ・市民防衛・安全に係る措置を講じなければならないあらゆる出来事に関して、継続的に内務大臣に報告すること。
- ・関係大臣に対し、防衛担当高級官僚（局長）を介して、権限を行使するために必要な情報と分析を供給すること。
- ・住民の保護に係る活動を実行するために、地方長官が情報及び補強手段（専門家、軍出動部隊、航空機、ヘリコプター）を使えるようにすること。
- ・現場活動人員の調整をし、地方長官が最良の条件で責任を果たすことができるようにすること。

（オ）通信本部

通信本部は、市民防衛・市民安全局の通信手段すべてを管理し、その安全確実な作動を保障している。通信本部は、2 つの通信網を使用することができる。その一つは市民防衛・市民安全局の建物と司令部をつなぐものであり（Topaze）、もう一つは司令部と内務省の各部局をつなぐもの（Rescom）である。暗号通信網も加わることがある（国防、外務）。

通信本部は、特別にラジオ・スタジオを有しており、全国的な警報発令の際に

は直ちに起動し、フランス・アンテル（24 時間ニュースの放送を行っている国営ラジオ）とフランス・アンフォ（24 時間ニュースの放送を行っているラジオ）の電波に乗せてメッセージを伝達することができる。一回線は、また司令部とフランスの報道機関を結んでおり、直ちに声明を伝達することができる。

(カ) 国家災害対策本部（非常時の組織）

司令部の形態の 1 つで、決定を支援するものとして、災害のみに従事する第二の本部の創設が規定されている。災害対策本部（以下「災対本部」という。）が活動を開始するのは以下の時である。

- ・司令部で扱われる災害が単純なものから複雑になり、災対本部での特別な処置が要求される場合。
- ・全国規模の出来事が、危機的な状況を生み出しかねない場合（例えば、皆既日蝕、サッカー・ワールド・カップ、その他の大きな集会等）
- ・大災害が危急の状況を生みだし、各省庁間の調整を必要とする場合（例、核災害）

災対本部の目的は以下のとおりである。

- ・市民防衛・安全に対する重大な危機に面したときに、公権力の行使を調整するため、権限及び情報を一箇所に集めること。
- ・定期的に訓練を実施することは、各方面の連携を密にし、かつ、危機管理の技術を進歩させる効果があるが、この訓練を実施する唯一の養成・訓練の場であること。

災対本部は複数の室からなっている。

- ・省庁間調整部と呼ばれている室は、他の省庁の代表、専門家、複雑な危機の管理に必要な協力者すべてに向けた約 20 の司令所を収容している。この室は、2 のスクリーンを有しており、1998 年 6 月のサッカー・ワールドカップの時に国の救急司令部として初めて起動した。
- ・災害状況把握室は、約 20 人の危機の対応者が会議を開くことができるようになっている。テレビ会議用の設備のおかげで、大臣、官房、その他の専門本部（核保護安全研究所、県の防衛司令本部、州間市民安全調整本部）と直接話すことができる。
- ・その他の付属の室は、秘書と電話交換手、総合係、情報係等の小部屋になっている。

ウ 政府連絡網

政府連絡網(réseau gouvernemental)により、首相直属の部署（国防事務総局、核安全省庁間委員会事務総局）や防衛高級官僚とその部署、特に災害時省庁間調整司令部と常時連絡を取っている省庁の部署（防衛、外務、経済・財政・産業、運輸、建設・住宅、保健、海外県・海外領土、環境、農業）がまとめられている。

エ 各司令本部連絡網

各司令本部連絡網(réseau des centres opérationnels)は、それぞれの分野での専門性を有し、出動できる体制を整えている異なる司令本部（国立道路情報本部、陸

海空軍間司令本部、外務省緊急室、国家警察司令本部、憲兵隊司令本部) をまとめるものである。

オ 各権限機関網

いかなる時でも、産業の専門家、実験の専門家、調査その他の本部を加えて、出来事あるいは危機に際して、診断を行い、助言をし、予測する必要がある。そのため、この連絡網が、協力機関の核で構成され、災害時省庁間調整司令本部と恒久的に連絡できるシステムが形成されている。全国に情報を流すため、予報や気象警戒地域予報(bulletins regionaux d'alerte météorologique :BRAM)を災害時省庁間調整司令本部に送信しているフランス気象庁(Météo France)。また、例えば核に関することでは、原子力エネルギー委員会(commisariat à l'énergie atomique :CEA)、対イオン性放射線保護局(office de protection contre les rayonnements ionisants :OPRI)、核安全・保護研究所(institut de protection et de sûreté nucléaire :IPSN)のような組織。さらに、日常生活のためには、フランス電力、エール・フランス、フランス国鉄、フランス・テレコム。

この連絡網は、市民防衛・安全局と協定を結び協力関係を誓った7つの大きな組織も含んでいる(フランス赤十字、市民保護全国連盟、アマチュア無線全国連盟、フランス洞窟救助、カトリック救護、愛犬家連盟、葬儀専門家全国連盟)。

状況に応じて、この連絡網は、状況が要求するあらゆる種類の権限まで拡大する。

カ 省庁間の権限

内務省は、救助に係る国の手段の大部分を使用できる。諸省庁は内務省に協力するが、内務省は市民安全に係る責任の下で、その協力を求め又は使用することができる。国防省は、特に森林火災の時に出動する(1997年において総員1,300人、ヘリコプター[プーマ型]3機)。国土整備・環境省は、大きな自然災害、科学技術災害に係る政策を調整する。同省はまた、「環境保護に係る類型化された諸施設(installations classées pour la protection de l'environnement)」を所管している。産業担当省は、原子力災害、炭化水素に係る災害等の科学技術災害の予防のために直接行動する。予算担当省は、国内の事故の予防、消費者に提示される製品の安全性を確保する。保健担当省は、救急医療援助組織(service d'aide médicale urgente :SAMU)及び救急・救命機動組織(service mobil d'urgence et de réanimation :SMUR)を後見監督している。建設・交通・住宅省は、高層住宅での火災に対する安全に関する規則を考案する。雇用・連帯省は、企業、職場内での事故、災害の予防と直接関係がある。農業省は、森林火災の予防及び森林の安全管理(間伐、対火災森林保護専用道路の建設、森林消防部隊(unités de forestiers-sapeurs)など)

(2) 国と地方の中間のレベル

図3-1に示すとおり、フランス全土は9つの管区(zone、軍の管区[circonscription militaire]と一致する。)に区分されており、このうち6つの管区には管区地方長官(préfet de zone)の管轄の下、管区参謀本部(état-major de zone de sécurité civile :EMZSC)が設けられている(1987年法により創設)。管区地方長官は、州地方長官、県地方長官を兼ねており、パリ管区だけは警視総監が管区地方長官を兼ねている。管区参謀本部は、管区全般の危険を総体的に解析し、消防士の訓練に係る基本計

画の作成、及び管区の救助総合組織計画(plan d'organisation générale des secours :plan ORSEC)の作成を担当している。管区参謀本部は、管区地方長官の部下である消防士官（管区参謀本部長）によって指揮されている。

管区参謀本部長の管轄の下で、市民安全調整州間本部(centre interregional de coordination de la sécurité civile :CIRCOSC)は、複数の県に関わる救助作戦や国の援護を要するような救助作戦を調整する。現在、レンヌ、リヨン、メッツ、ボルドー及びバラーブルの5箇所に設置されている。この中でもバラーブルは、地中海側の森林を火災から保護することを特に任務としている。

表3-1 各防衛管区の状況

管区名	管区地方長官所在場所	構成する州	管区参謀本部	UIISC
東管区	メッツ	アルザス、ロレーヌ、シャロン・シュル・マルヌ	メッツ	
北管区	リール	ノール・パ・ド・カレ、ピカルディ		
西管区	レンヌ	オート・ノルマンディ、バス・ノルマンディ、ペイ・ド・ラ・ロワール、ブルターニュ	レンヌ	
パリ管区	パリ	イル・ド・フランス	パリ	
中央東管区	ディジョン	フランシュ・コンテ、ブルゴーニュ		ノジャン・ル・ロトゥルー
中央西管区	オルレアン	サントル、ブワトゥ・シャラント、リムーザン		
南東管区	リヨン	ローヌ・アルプ、オーヴェルニュ	リヨン	
南西管区	ボルドー	アキテーヌ、ミディ・ピレネー	ボルドー	
南管区	マルセイユ	プロヴァンス・アルプ・コート・ダジュール、ラングドック・ルシオン、コルス	マルセイユ	ブリニョール、コルテ

(3) 地方のレベル

地方のレベルで、災害の予防と救助を組織することを担当している責任者は、コミューンのメール（警察権の範囲に限られる。）及び県地方長官である。

県地方長官は、救助総合組織計画（オルセック計画）その他の緊急計画を準備し、大規模な災害の場合には、これらの計画を発動できる。また、予測可能な自然災害（洪水等）の予防計画を作成する。一のコミューンの対応能力を超える災害については、県地方長官が救助作戦の指揮を採ることとなり、この救助作戦には消防士も加わる。さらに、県地方長官は、必要な場合には民間の手段を求めることもできる。県地方長官は、防衛・市民保護省際業務組織(service interministériel de défense et de protection civile :SIDPC)を用いることもできる。

コミューンの区域において住民の安全に対して責任を負っているメールは、消防士をよりどころとしている。消防士の80%以上は志願消防士であり、その大部分は自らの職業活動と志願消防活動を両立させなければならない。消防士は、コミューンの部隊、コミューン間広域部隊又は県の部隊に属しており（およそ11,000の実働部隊）、各県内において、一の地方議員が主宰する理事会を有する県公施設法人である県消防本部の管轄下にある。

県消防長は、県地方長官及び関係するメールの管轄の下に、県消防本部の人員や資材及び県内の消防の部隊を動かすことができる。全国レベルで見ると、日に8,000回以上消防士は出動していることになる。志願消防士、職業消防士及び軍の消防士（パリ周辺とマルセイユのみ）は、日々、様々な事故、災害から住民を確実に保護する役目を負っている第一線の人たちである。

ア 県のレベル

日本では市町村消防であるのに対し、フランスにおいては 1996 年の法律改正により、遅くとも 2001 年 5 月までにはコミューン消防又はコミューン間広域消防から県消防へ組織改編が行われた（ただし、県によっては 1996 年以前に独自に県消防化しているところも存在する。例：ヴァル・ド・ワーズ県）。各県には、公施設法人(établissement publique)としての県消防本部(service départemental d'incendie et de secours)が設立され、県の消防隊を擁している。県の消防本部は、主として財政等運営管理を行う県消防本部理事会(conseil d'administration du service départemental d'incendie et de secours)と実際の消防活動の指揮を行う県消防局(direction départementale des services d'incendie et de secours)からなっている。(地方自治法典第 1424-1 条)

(ア) 県消防本部理事会

県消防本部理事会は、県の代表者（県議会議員）、コミューンの代表者（メール）、コミューン間広域行政組織の代表者（コミューン間広域行政組織の長及び当該広域行政組織の議員）からなり、理事長は理事の中から任期 3 年で互選される。県地方長官は理事ではないが、法的に理事会に出席することが認められており、議決が消防作戦能力や人材・資機材の適切な配分に影響を与えるものである場合は、議決をやり直すことを求めることができる。また、オブザーバーとして、県消防長(directeur départementale des services d'incendie et de secours)、消防主任医師(médecin-chef du service de santé et de secours médical des sapeurs-pompiers)、職業消防士（士官 1 名、士卒 1 名）、志願消防士（士官 1 名、士卒 1 名）が出席できる。

理事会の議席数は、人口 90 万人以上の県で県内の 1 又は複数のコミューン又はコミューン間広域行政組織が 33%以上財政負担している場合は 30 議席、それ以外の場合は 22 議席とされている。その配分方法は、まず 8 議席のうち 4 議席が県（県議会議員）、残り 4 議席がコミューン（メール）及びコミューン間広域行政組織（長）に割り当てられる。メールとコミューン間広域行政組織の長は互選（多数決一回投票）により代表を選ぶ。総議席数が 30 議席の場合は、残りの 22 議席を負担額に応じて県、コミューン全体及びコミューン間広域行政組織全体に配分し、総議席数が 22 議席の場合は残りの 14 議席を同様に配分する。理事となる県の代表は県議会議員の中から県議会において互選され、理事となるコミューン間広域行政組織の代表はコミューン間広域行政組織の長及び議員並びに当該広域行政組織を構成するコミューンのメールの中からコミューン間広域行政組織の長によって名簿式投票により選ばれ、コミューン間広域行政組織に加入していないコミューンのメールについては、その中から名簿式投票によりその代表を選ぶ。各メールやコミューン間広域行政組織の長の持ち票は、財政負担の割合に応じて決められる。また、同様の方式で同数の代理人が決定される。

理事会は 6 ヶ月に 1 度以上開かれ、主に予算に関すること、県、コミューン、コミューン間広域行政組織の負担額に関することを決定する。

参考のため、ガール県消防本部とムルト・エ・モーゼル県の理事会の構成を表 3-2 及び表 3-3 に示す。

ガール県は、2001 年 1 月 1 日より県事務化が始まった。2001 年度の消防の予算における県の負担割合は約 45%、県内のコミューン全体の負担割合は約 55%と

なっているが、理事会における県の代表の数とメールの代表の数は同数としている。また、理事会は年に4回開かれている。

表3-2 ガール県消防本部理事会のメンバー構成

正規		代理	
<制度担当理事>		<制度担当理事>	
県議会議員	4人	県議会議員	4人
メール	4人	メール	4人
<財政担当理事>		<財政担当理事>	
県議会議員	7人	県議会議員	7人
メール	7人	メール	7人
県地方長官（議決権なし）			
<オブザーバー>			
消防長			
消防主任医師			
県会計官			
職業消防士（士官）	1人	職業消防士（士官）	1人
職業消防士（士官以外）	1人	職業消防士（士官以外）	1人
志願消防士（士官）	1人	志願消防士（士官）	1人
志願消防士（士官以外）	1人	志願消防士（士官以外）	1人

（出典）ガール県消防関係資料

表3-3 ムルト・エ・モーゼル県消防本部理事会のメンバー構成

正規		代理	
県議会議員	8人	県議会議員	8人
メール	6人	メール	6人
広域行政組織代表	8人	広域行政組織代表	8人
県地方長官（議決権なし）			
<オブザーバー>			
消防長			
消防主任医師			
県会計官			
職業消防士（士官）	1人	職業消防士（士官）	1人
職業消防士（士官以外）	1人	職業消防士（士官以外）	1人
志願消防士（士官）	1人	志願消防士（士官）	1人
志願消防士（士官以外）	1人	志願消防士（士官以外）	1人

（出典）ムルト・エ・モーゼル県消防本部ホームページ

（イ）県消防局

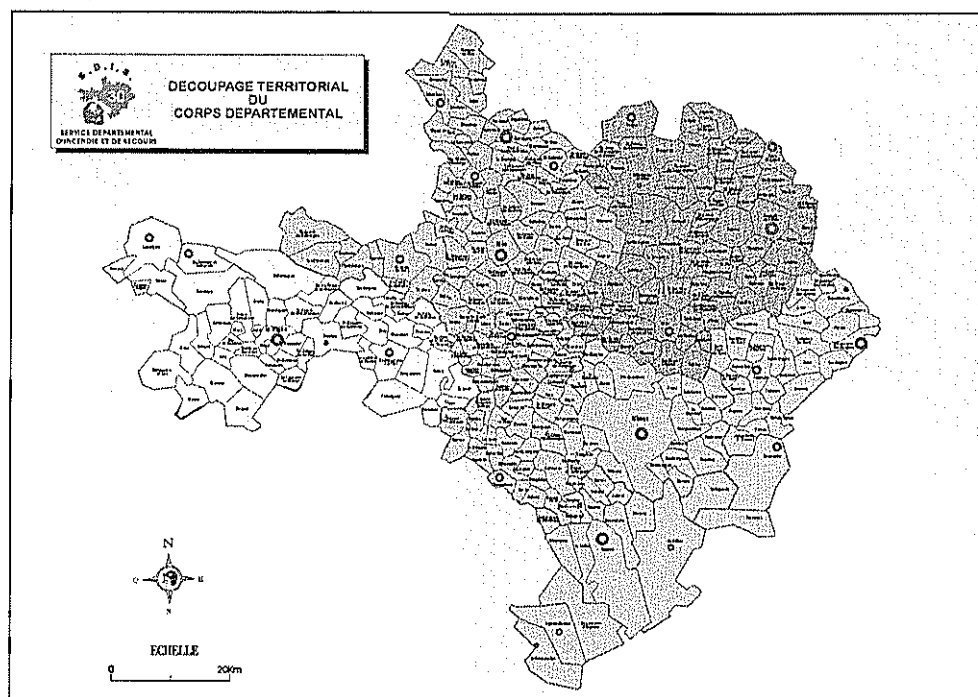
県消防局(direction départementale des services d'incendie et de secours)は、保健・医療救助部(service de santé et de secours médical)、作戦司令担当部(services opérationnels)、総務担当部(services administratifs)、専門分野担当部(services techniques)、特に、予防、災害予測、後方支援、技術、人事、教育、総務及び財政を担当する部局からなっている。この本部の下に通常県内を複数に分割した方面部(groupement)を設け、各方面部に従属する形で消防署(centre de secours principal)、消防出張所(centre de secours)、消防出張支所(centre de première intervention)に分類される消防署所(centres d'incendie et de secours)が存在する。図3-4から図3-7にガール県消防本部の組織図、方面部区分図、方面部の組織図及び消防出張所の組織図を示す。

図3-4 ガール県消防本部の組織図

```
graph TD
    CC[県議会議員官房]
    CFC[県消防本部理事会]
    CLD[県地方長官]
    CFC -- 共同指名 --> CLD
    CFC --> CC
    CFC --> CFCF[県消防長]
    CFCF --> CCFC[県消防次長]
    CFCF --> CCFCF[県広報課]
    CFCF --> CCFCF2[調査・組織企画課]
    CFCF --> CCFCF3[志願消防士課]
    CFCF --> CCFCF4[総務部]
    CFCF --> CCFCF5[作戦部]
    CFCF --> CCFCF6[保健・医療救助部]
    CCFCF4 --> CCFCF4_1[財政・公契約課]
    CCFCF4 --> CCFCF4_2[後方支援・技術課]
    CCFCF4 --> CCFCF4_3[人事・管理課]
    CCFCF4 --> CCFCF4_4[運営顧問]
    CCFCF5 --> CCFCF5_1[消防司令センター  
通報処理センター]
    CCFCF5 --> CCFCF5_2[予防課]
    CCFCF5 --> CCFCF5_3[教育課]
    CCFCF5 --> CCFCF5_4[予測・作戦管理課]
    CCFCF5 --> CCFCF5_5[情報・通信技術課]
    CCFCF6 --> CCFCF6_1[保健課]
    CCFCF6 --> CCFCF6_2[医療救助課]
    CCFCF6 --> CCFCF6_3[能力推進課]
    CCFCF4 --> CCFCF4_5[ニーム方面部]
    CCFCF4 --> CCFCF4_6[ヴォーベール方面部]
    CCFCF4 --> CCFCF4_7[ヴィルヌーヴ方面部]
    CCFCF4 --> CCFCF4_8[ル・ヴィガン方面部]
    CCFCF4 --> CCFCF4_9[パニョール方面部]
    CCFCF4 --> CCFCF4_10[アレス方面部]
    CCFCF4_5 --> CCFCF4_5_1[ニーム消防署]
    CCFCF4_5 --> CCFCF4_5_2[サン・ジェニー消防出張所]
    CCFCF4_5 --> CCFCF4_5_3[ソミエール消防出張所]
    CCFCF4_6 --> CCFCF4_6_1[ヴォーヴェール消防署]
    CCFCF4_6 --> CCFCF4_6_2[エグ・モールト消防出張所]
    CCFCF4_6 --> CCFCF4_6_3[ル・グロー消防出張所]
    CCFCF4_6 --> CCFCF4_6_4[サン・ジル消防出張所]
    CCFCF4_6 --> CCFCF4_6_5[ヴェルジェーズ消防出張所]
    CCFCF4_7 --> CCFCF4_7_1[ヴィルヌーヴ消防署]
    CCFCF4_7 --> CCFCF4_7_2[ボーケール消防出張所]
    CCFCF4_7 --> CCFCF4_7_3[フルヌ消防出張所]
    CCFCF4_7 --> CCFCF4_7_4[ロックモール消防出張所]
    CCFCF4_8 --> CCFCF4_8_1[ル・ヴィガン消防署]
    CCFCF4_8 --> CCFCF4_8_2[ラヌジョル消防出張所]
    CCFCF4_8 --> CCFCF4_8_3[サン・イポリト消防出張所]
    CCFCF4_8 --> CCFCF4_8_4[サン・ソヴール消防出張所]
    CCFCF4_8 --> CCFCF4_8_5[シュメヌ消防出張所]
    CCFCF4_9 --> CCFCF4_9_1[パニョール消防署]
    CCFCF4_9 --> CCFCF4_9_2[バルジャック消防出張所]
    CCFCF4_9 --> CCFCF4_9_3[ムジャンヌ消防出張所]
    CCFCF4_9 --> CCFCF4_9_4[ボン・サン・テスプリ消防出張所]
    CCFCF4_9 --> CCFCF4_9_5[ユーズ消防出張所]
    CCFCF4_10 --> CCFCF4_10_1[アレス消防署]
    CCFCF4_10 --> CCFCF4_10_2[ベッセージュ方面部]
    CCFCF4_10 --> CCFCF4_10_3[ジュノラ消防出張所]
    CCFCF4_10 --> CCFCF4_10_4[ラ・グラン・コンブ消防出張所]
    CCFCF4_10 --> CCFCF4_10_5[ルディニヤン消防出張所]
    CCFCF4_10 --> CCFCF4_10_6[サン・タンプロ消防出張所]
    CCFCF4_10 --> CCFCF4_10_7[サン・ジャン消防出張所]
```

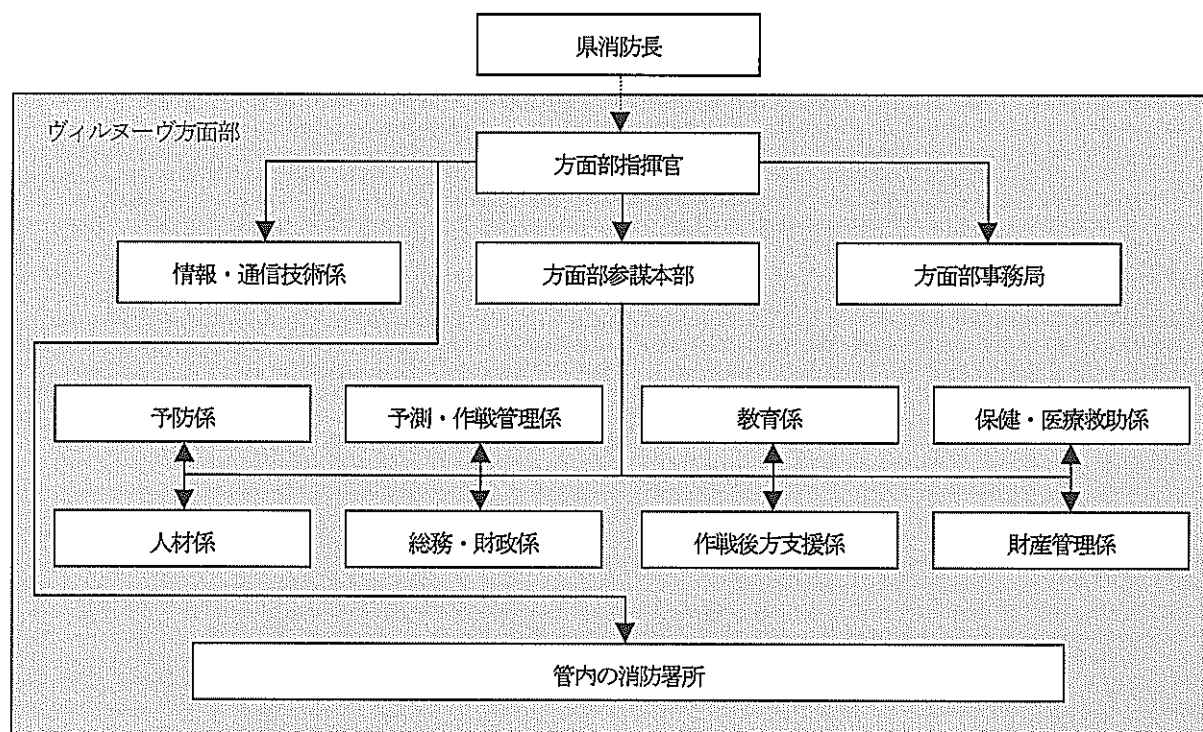
(出典) ガール県消防関係資料

図3-5 ガール県消防本部方面部区分図



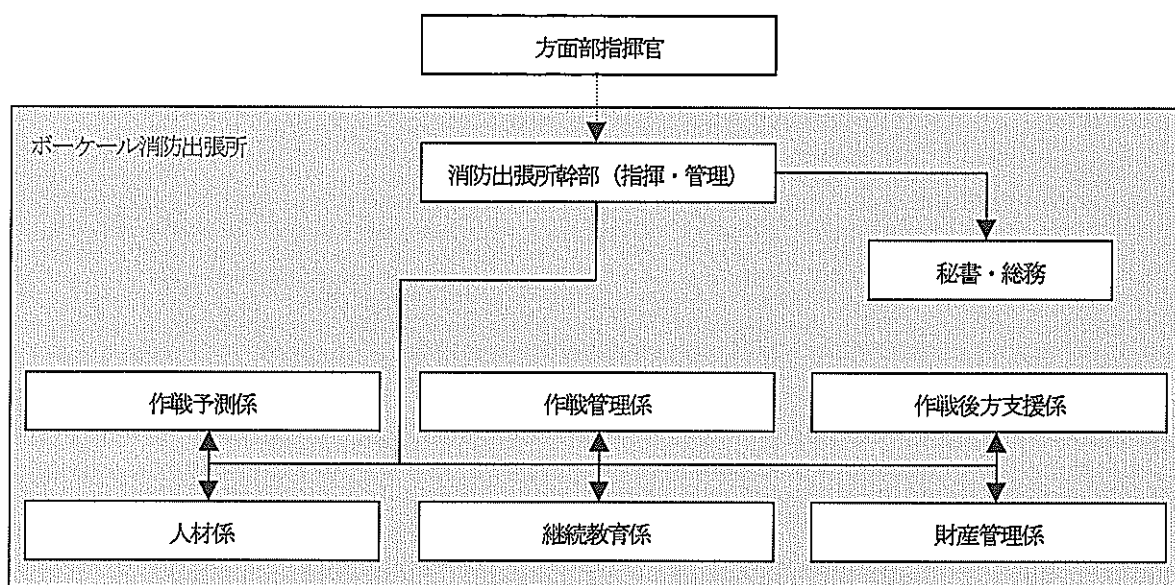
(出典) ガール県消防関係資料

図3-6 ガール県消防本部ヴィルヌーヴ方面部組織図



(出典) ガール県消防関係資料

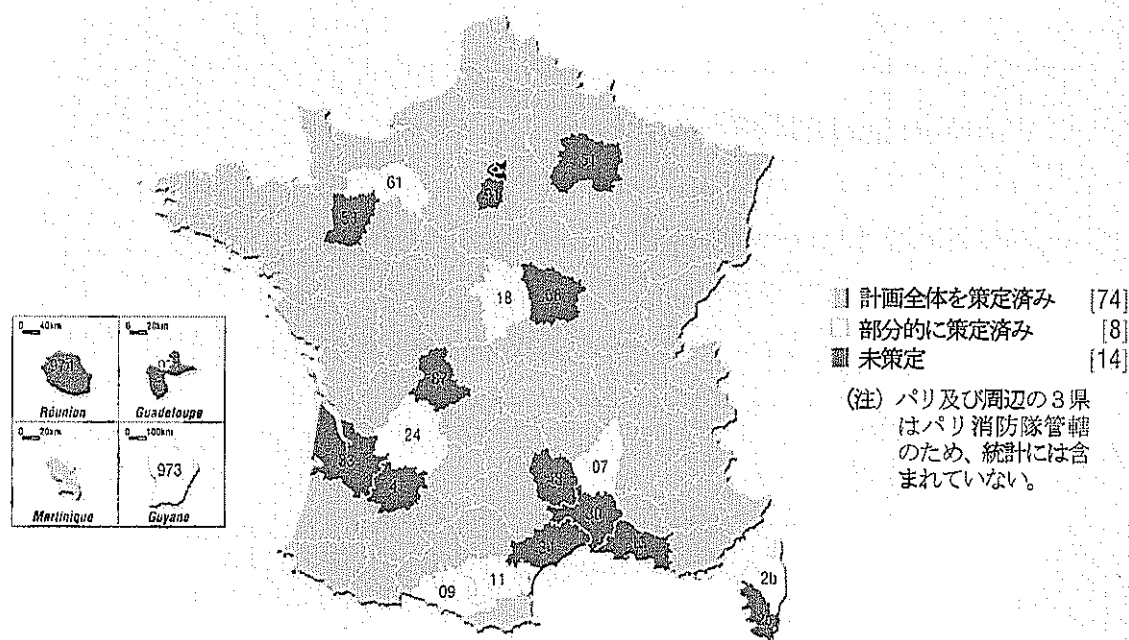
図3-7 ガール県消防本部ヴィルヌーヴ方面部ボーケール消防出張所組織図



(出典) ガール県消防関係資料

県消防局を組織するに当たっては、人口、危険性を有する施設の有無を考慮して作成される県域出動計画(schéma départemental d'analyse et de couverture des risques)を考慮しなければならない(2000年時点での策定状況は図3-8のとおり)。方面部は、作戦規則(règlement opérationnel)、県消防隊内規(règlement intérieur du corps départemental)により規定される要件により、作戦、総務、技術的な任務を遂行している。各消防の部局には、一般に地方公務員である職業

図3-8 県域出動計画策定状況(2000年)



(出典) Statistiques de l'année 2000, Ministère de l'Intérieur, 2001

消防士と他に職を有する志願消防士が存在する。(地方自治法典規則第 1424-1 条)

県消防本部には、1 の消防司令センター(*centre operationnel départemental d'incendie et de secours :CODIS*)及び1 又は複数の通報処理センター(*centre de traitement de l'alerte :CTA*)を設置しなければならないこととされ、消防司令センターは県レベルで消防の作戦活動調整を行い、通報処理センターは通報の受領、処理、場合によっては救助要請の通報を適切な機関(警察、SAMU)に接続し直す。消防の緊急通報処理装置は、緊急医療援助組織(SAMU)の通報受領・調整センター及び警察の通報受領センターと内部的につながっている。(地方自治法典第 1424-44 条)

県消防隊の長である県消防長は、少佐(*commandant*)、中佐(*lieutenant-colonel*)又は大佐(*colonel*)の階級を有する職業消防士の士官であり、県消防部の総員に対し権限を有している。県消防長は、職業消防士の士官である消防次長(*directeur départemental adjoint*)、総務・財政の責任者、方面部の長等の補佐を受けている(地方自治法典規則第 1424-19 条)。

救助作戦指揮は、警察権の範囲内で県地方長官とメールの管轄下において、県消防長に属する。県消防長が不在の時には、作戦規則の規定により、職業消防士又は志願消防士のうちから定められたものが指揮を採る。(地方自治法典規則第 1424-43 条)

a 保健・医療救助部

保健・医療救助部については、他の部局と異なり、その任務、構成等が特に法律において定められている(地方自治法典規則第 1424-24 条)。その主たる任務は、以下のとおり。

- ・消防士の体調の監視
- ・本来業務である医業、職業消防士の訓練の実施、志願消防士の訓練に関連する医療業務の実施。
- ・予防医学、衛生、安全の観点からの助言。特に衛生・安全委員会に基づき行う。
- ・出動時の消防士に対する公衆衛生上のサポート及び応急処置
- ・救助時の消防士に対する教育の一部
- ・救助医チームの状況の監視
- ・救急医療援助、医療搬送の業務への参加
- ・動物等に関連する消防隊の出動に対する随伴

保健・医療救助部は、消防士の健康管理、出動時における消防士のけがの手当等、消防士に対する医療業務が主たる業務とされているが、場合によっては救急医療援助も行っている。

消防が行う救急業務は、通常は搬送など医療行為を伴わないものであるが(このため、消防が有する救急車は内部が非常に簡素になっている。)、救急医療を行う救急医療援助組織及び救急機動組織がカバーできていない地域がある等の場合等では、県消防本部の保健・医療救助部がその任を担うこととなる。例えば、ガール県においては救急医療援助組織及び救急機動組織が県都のニームの周辺

しかカバーできていないために消防が救急医療業務も一部担当している

保健・医療救助部には、志願消防士の資格を有する医師、薬剤師、看護婦（士）、獣医も存在する。さらに、職業消防士 150 人又は志願消防士 1,000 人に対して 1 人の割合で医師長(médecin-chef)、必要な場合には、医師長補(médecin-chef adjoint)を有する。看護婦（士）については、同様の割合で有し、薬剤師については 1 又は複数を有するが、そのうちの 1 人が内部の薬局の運営に携わる（地方自治法典規則第 1424-25 条）。

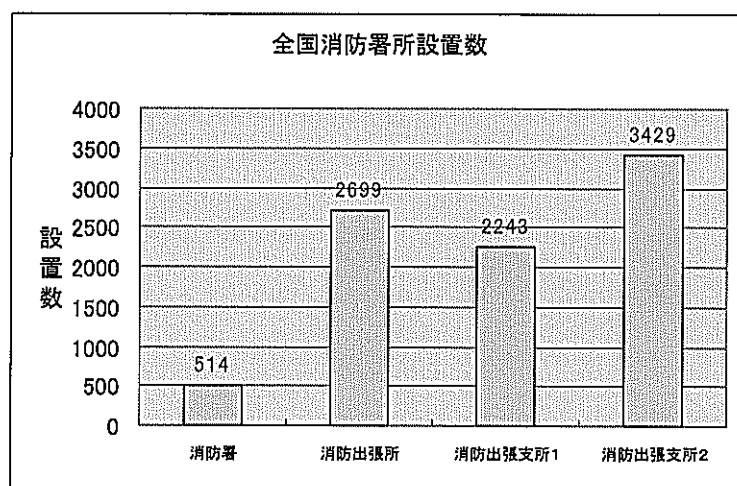
県消防長の管轄下において、医師長は保健・医療救助部を指揮し、救助当局や消防運営当局に対し助言を行う。医師長は、医師長補により補佐を受けることができる。保健・医療救助部は、薬剤師長(pharmacien-chef)、また必要があれば獣医長(vétérinaire-chef)を擁することができる。

保健・医療救助部の士官（医師長等）は、少なくとも少佐の階級を有する必要がある、内務大臣と消防理事長共同のアレテにより任命される。保健・医療救助部の職員は医師長の権限下におかれ、かつ、各部署の長の管轄下にある。（地方自治法典第 1424-27 条）

b 消防署所

消防署所は、県地方長官のアレテにより、県域出動計画に従って、消防署、消防出張所、消防出張支所に分別されて設置される。消防署は、同時に少なくとも火災出動 1 件、救助出動 2 件、その他出動 1 件ができる体制にあることが要求され、消防出張所は、同時に少なくとも、火災出動 1 件、救助出動 1 件、その他出動 1 件ができる体制が要求され、消防出張支所は、少なくともその他出動 1 件ができる体制が要求される。なお、2000 年時点での全国の消防署所の設置数は図 3-9 のとおり。

図 3-9 フランス全土の消防署所の設置数



(注) 消防出張支所 1 とは県消防本部に統合されたもので
消防出張支所 2 とは統合されていないものをいう。

(出典) Statistiques de l'année 2000, Ministère de l'Intérieur, 2001

当直の職員は、直ちに出動できる体制になければならず、待機職員は、作戦規則で定められる時間内に出動できる体制になければならない。（地方自治法典規則第 1424-39 条）

各消防署所は、県消防長の提案に基づき、県地方長官と県消防理事長共同のア

レテにより任命された署所の長の権限下に置かれる。(地方自治法典規則第 1424-40 条)

職業消防士と志願消防士が混在する消防署所は、混在署所と呼ばれ、8 名以上の職業消防士が置かれているところでは、その指揮は 1 の職業消防士により行われ、8 名以上の職業消防士が置かれ、かつ、総員 30 名を超える場合にあっては、職業消防士の士官が指揮を採ることとなる(地方自治法典第 1424-41 条)。

作戦規則は、県技術委員会、県消防運営・技術委員会及び県消防本部理事会から意見が出された後、県地方長官のアレテにより定められる。作戦規則は、県域出動計画と国の参照指針(guides nationaux de référence)の規定を考慮しなければならない。この作戦規則において、消防の異なる任務に対応する作戦指示が記述され、各任務に係る必要最低限の人員と資機材を記述することが義務づけられている。火災出動については、少なくともポンプ車 1 台、6～8 人の消防士が必要であり、救助出動については、少なくとも呼吸停止者及びけが人に対応できる救助車両 1 台、3～4 人の消防士が必要であり、その他の出動については少なくとも 2 人以上の消防士が必要とされている。(地方自治法典規則第 1424-42 条)

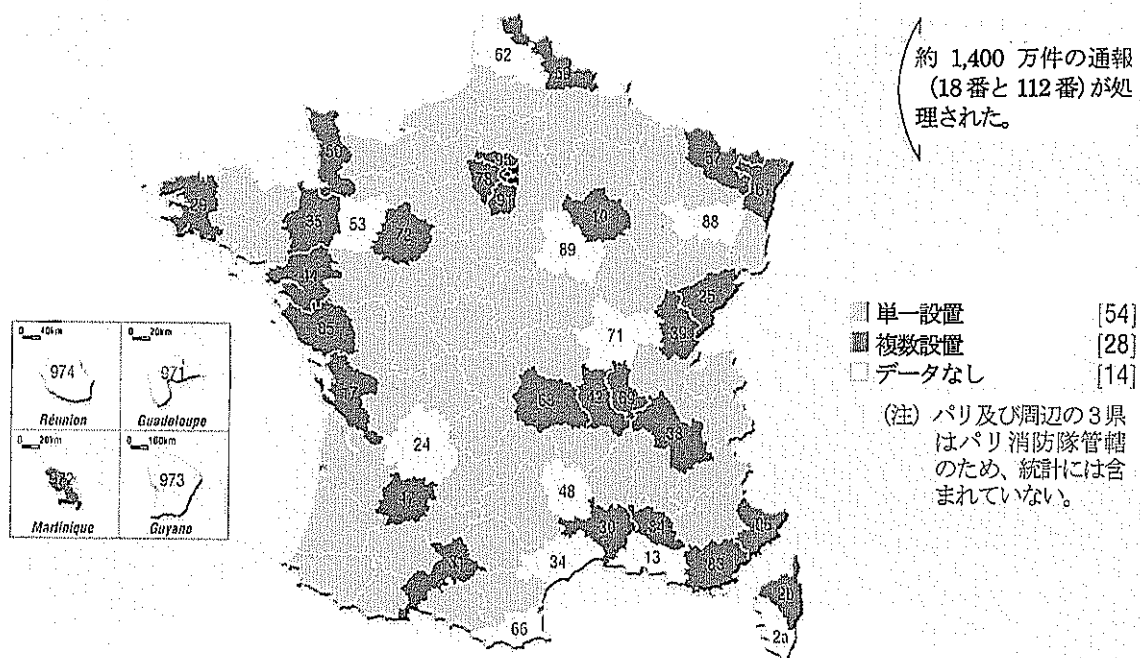
c. 通報処理センターと消防司令センター

通報処理センターは、職業消防士によって指揮される。電話番号は、全国的に共通の 18 が割り当てられている(地方自治法典規則第 1424-44 条)。通報の処理の仕方は必ずしも一箇所で行っているわけではなく、ヴァル・ド・ワーズ県の場合は 6 つの消防署と 17 の消防出張所に通報処理センターが設置されており、これらが各所管区域の通報を処理しており(ただし、2、3 年以内には 1 箇所にする予定)、ヴァル・ド・ワーズ県の場合は 3 つの方面部で処理している(ここも近々一元化する予定)。

県内には CODIS と呼ばれる一の消防司令センターが設置され、県内の消防の作戦活動に係る調整を行っている。消防司令センターは一の職業消防士により統括される。消防司令センターには、進行中の全作戦の情報が直ちに伝えられ、作戦が終了するまで定期的に状況の変化が伝えられる。県消防長の管轄下において、消防司令センターは、火災、事故、災害、大災害時に、県地方長官、防衛区の当局、県当局、コミューン当局、さらには救助作戦に関わっている公私の機関との連絡を確保することを担当している(地方自治法典規則第 1424-45 条)。

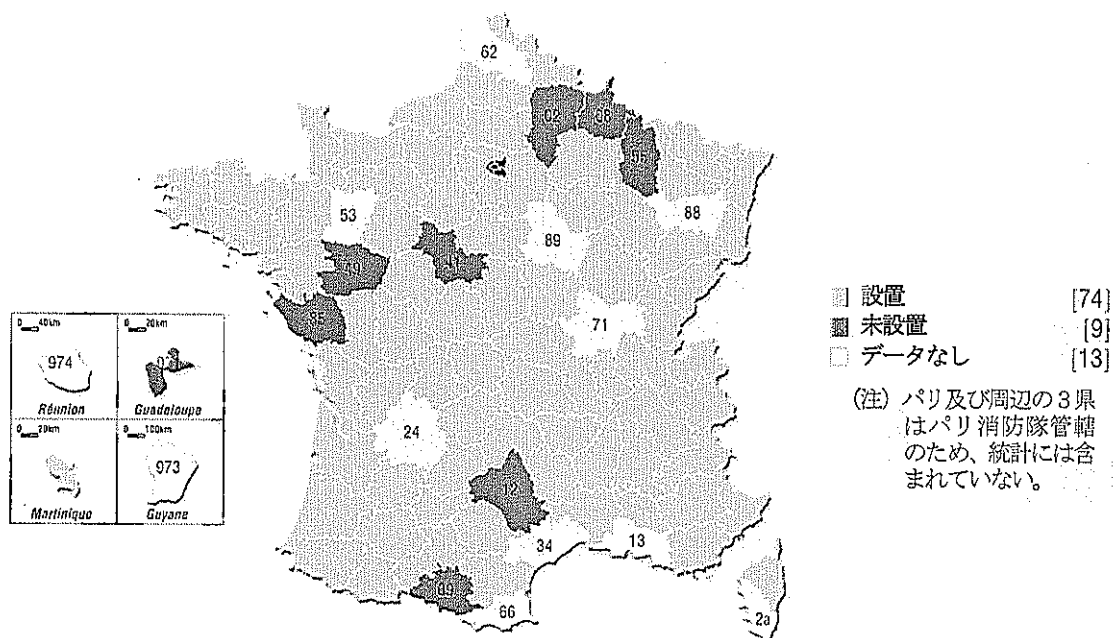
なお、2000 年時点での消防司令センター及び通報処理センターの設置状況は図 3-10 及び図 3-11 のとおり。

図3-10 各県の通報処理センターの設置状況



(出典) Statistiques de l'année 2000, Ministère de l'Intérieur, 2001

図3-11 常設の消防司令センター設置状況



(出典) Statistiques de l'année 2000, Ministère de l'Intérieur, 2001

d その他

状況により、医療・救命が求められている場合には、県地方長官の権限の下、その指示に従って、SAMUの部隊と連携を取りながら、消防はその部隊を出動させる。(地方自治法典規則第1424-46条)

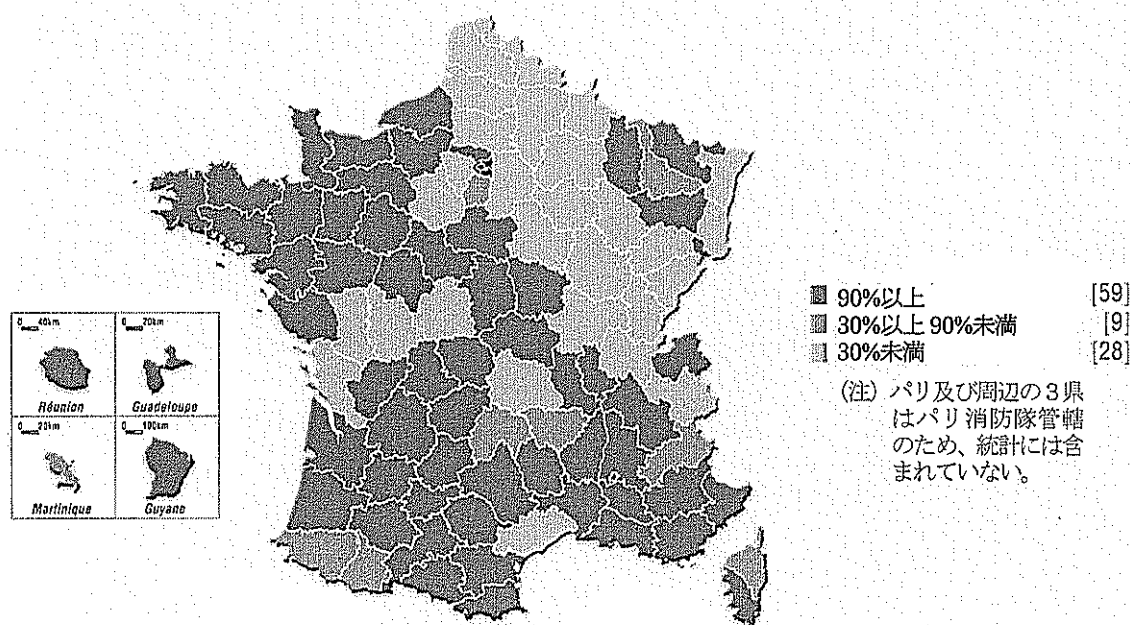
消防が県域を超えて出動することができるのは、県地方長官の決定による場合(特に県間協定の適用による場合)、防衛管区の地方長官又は火災に対する森林の保護や重大災害の予防に関して首相により任命される地方長官の決定による場合、又は内務大臣の決定による場合である。(地方自治法典規則第1424-47条)

防衛管区内の作戦の調整を担当する地方長官(防衛管区地方長官)は、市民安全参謀本部を有し、当該参謀本部には職業消防士が配置されている。参謀本部の構成は、内務省のアレテにより決定される。(地方自治法典規則第1424-49条)

イ コミューンのレベル

1996年の法令改正により、消防は県事務化されたため、原則としてコミューンのレベルでの消防組織は存在しないが、法令上、例外的に志願消防士のみを有する消防出張支所については、コミューン又はコミューン間広域行政組織で維持することができることとされている。2000年時点における県消防本部に統合されている消防出張支所の割合は図3-12に示すとおり。

図3-12 消防出張支所が県消防本部に統合されている割合の県別分布



(出典) Statistiques de l'année 2000, Ministère de l'Intérieur, 2001

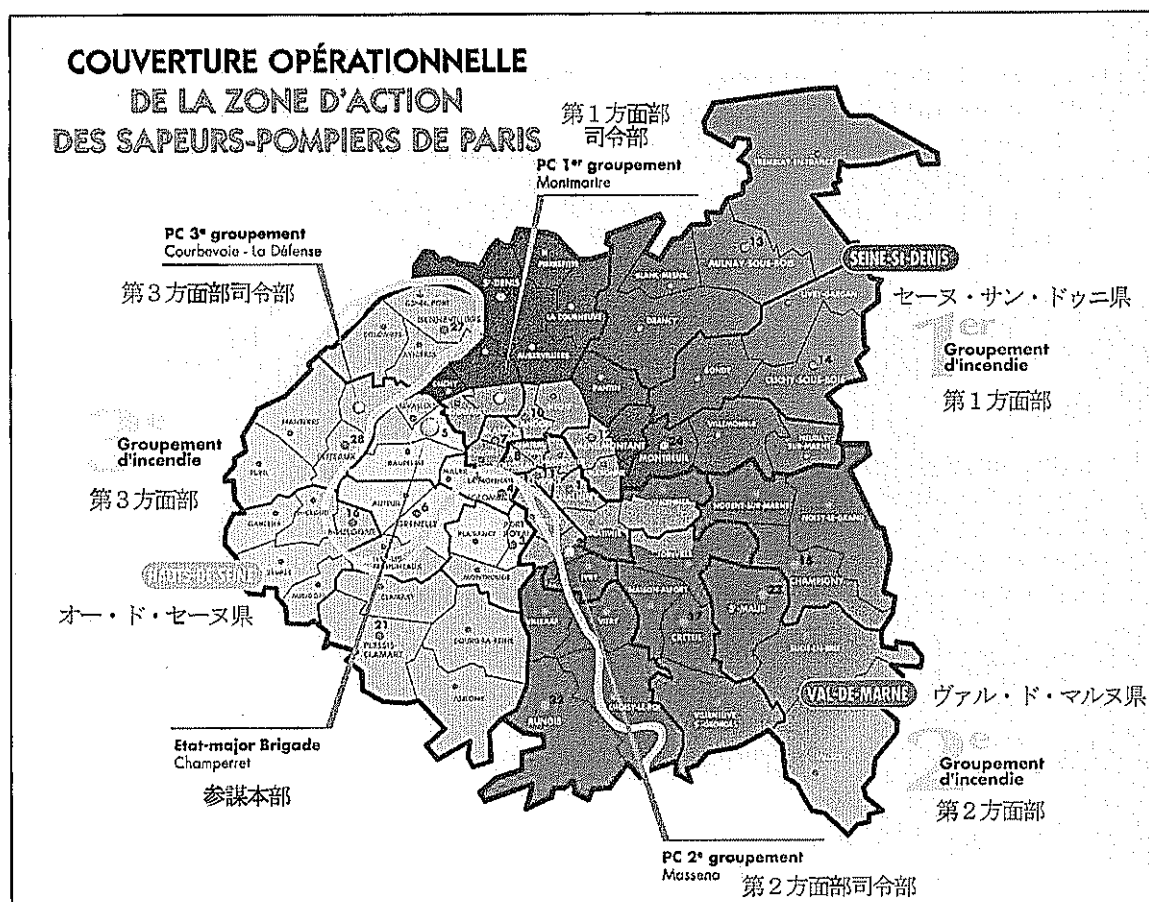
コミューンのレベルでは消防組織を有しないが、コミューンは財政的には一部負担しているほか、消火栓や貯水槽はコミューンの権限に属し、これらの維持管理はコミューンの管轄となっている。

(3) パリ、マルセイユ

ア パリ

パリ及び周辺のオー・ド・セーヌ県、セーヌ・サン・ドゥニ県及びヴァル・ド・マルヌ県については、パリ消防隊が管轄している。管轄している区域は面積では

759k m²、人口では約 618 万人（フランスの総人口の 10%に相当）、124 のコミューンをカバーしていることになる。図 3-13 にパリ消防隊の管轄区域を示す。



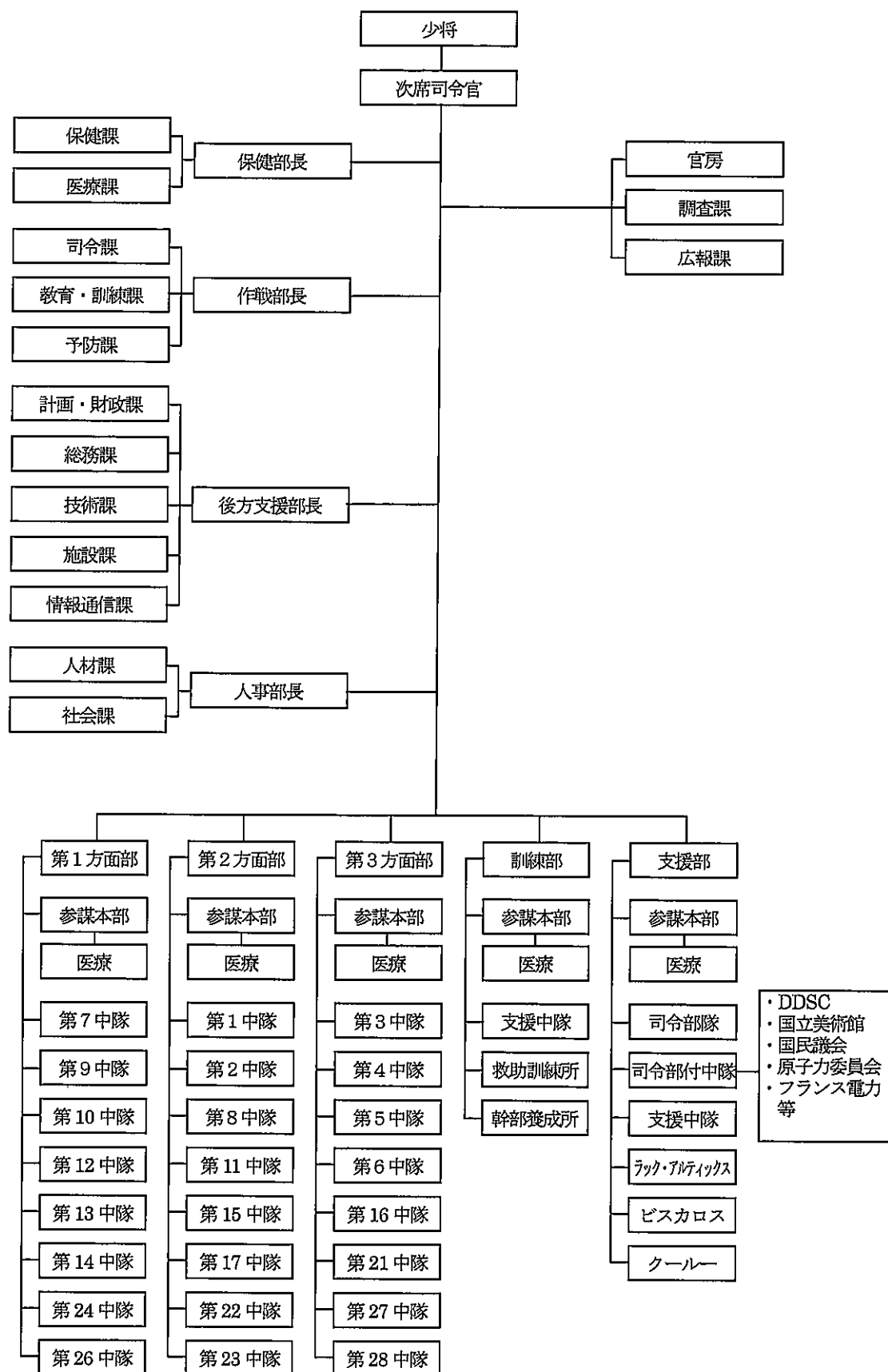
パリ消防隊(Brigade de sapeurs-pompiers de Paris)は、陸軍の1部隊であり、1965年以來陸軍工兵部隊に所属している。パリ消防隊は、軍としての指揮、組織、採用、規律、昇進に係る問題については、イル・ド・フランス軍管区司令官(Commandant de la circonscription militaire de l'Ile-de-France)でもあるパリ軍司令官(Général Gouverneur militaire de Paris)に所管され、火災時の救助・消火活動については、パリ警視總監(préfet de police de Paris)に所管されている。

2000 年現在の総員数は 6,840 名であり、管轄区域内には 81 の兵営設備 (casernement、これが本部、消防署等に相当)が置かれている。管轄区域は 3 つの方面部に区分されている。参謀本部(Etat-major、これが本部に相当)は、パリ 17 区のシャンペレに位置し、ここに少将の事務局である官房、組織、資機材、規則等を扱う調査部、内外の連絡等を扱う広報部（ここでは、見学者も扱っている。）、主として救急医療、軍の医療、教育・研究において少将の保健技術顧問も務めている医

長が所在する。各方面部には8の中隊が配属され、全域で77の消防署（このうち25がパリに、52が周辺3県にある。）に振り分けられている。図3-14にパリ消防隊の組織図を示す。

パリ消防隊は、パリと周辺3県の所管に加えて、ラック・アルティックス（天然ガス採掘・処理区域が存する。）、ビスカロス（ランド県の軍試験センターが存する。）、クールー（ギュイヤンヌにある国立宇宙研究所関連施設が存する。）も所管している。

図3-14 パリ消防隊組織図



(出典) Brigade de sapeurs-pompiers de Paris (パリ消防隊パンフレット)

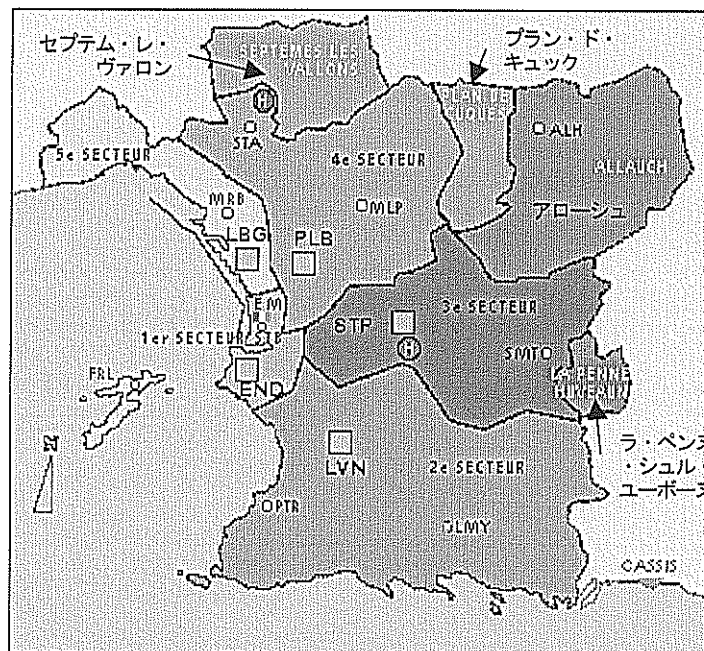
イ マルセイユ

マルセイユは、マルセイユ海軍消防隊 (bataillon de marins-pompiers de Marseille、総数約 1,700 人) により管轄され、最終指揮権はメールに委ねられているが、教育・訓練、管理、職員の地位については国防省が管轄する。

マルセイユは、5つの管轄区域に分割され、各管轄区域には中隊1隊が配備され、1の主たる駐屯部隊（通常の消防署に相当）と1又は複数の衛星部隊（出張所に相当し、10存在する。）が設置されている。マルセイユ海軍消防隊は11の中隊からなっているが、第1中隊から第5中隊までが各管轄区の実働部隊であり、第6中隊は特殊救助を、第7中隊はポール・ド・ブー等の港を、第8中隊は安全訓練所(Centre d'instruction sécurité :CIS)を、第9中隊は参謀本部（マルセイユ消防司令センターが所在するとともに予防業務も行っている。）を、第10中隊はマルセイユ・プロヴァンス空港（空港の管理を行っている商工会議所との協定による。）を、第11中隊は救急医療援助（救急機動組織を有している。）を担当している。

マルセイユ海軍消防隊が管轄している区域は、面積では2万3千ヘクタールにのぼり、マルセイユと周辺の4つのコミューン（プラン・ド・キュック、アローシュ、ラ・ペンヌ・シュル・ユヴォーヌ、セプテム・レ・ヴァロン）をカバーしている。図3-15にマルセイユ海軍消防隊の管轄区域を示す。マルセイユ海軍消防隊は、こ

図3-15 マルセイユ海軍消防隊管轄区域



(注) マルセイユ海軍消防隊はマルセイユの他、周辺5つのコミューンも管轄している。

(出典) マルセイユ海軍消防隊ホームページ (非公式)

の他にもマルセイユ・プロヴァンス空港、フォス港等の石油取扱港等を管轄し、さらに1988年には救急医療援助を担当し、そして15番（救急医療援助組織SAMUの共通番号）の通報処理も行っている。特に、上述したように第11中隊の中に救急機動組織を有し、18人の契約医、3人の軍医及び見習い軍医と28名の運転手を擁している。これらの医師は15番の通報管制にも救急医療援助組織の医師と共に携わっている。

また、財源はマルセイユ市が負担している。

(4) 中央と地方の関係

上述してきたとおり、災害が通常の規模であって、県内にとどまる程度のものであれば県消防本部が対応し、独立して活動するが、県消防本部の能力を超えるような災害が発生した場合には、補強部隊の投入等に関して管区参謀本部が調整を行い、さらに大きな災害である場合には内務省市民防衛・市民安全局が調整することとなる。つまり、災害の規模等に応じて災害活動全体の調整を行うレベルが地方から中央政府へと変化していく。

(5) その他の救助関係者

消防士の他にも、予防、教育及び住民に対する出動に尽力している数十万人もの人がいる。これらの協会は、多くの場合幅広い活動を展開するゼネラリスト組織である。フランス赤十字（9万人のメンバー）、市民保護全国協会（最近、バルカン半島におけるコソボ難民に対する活動で有名になった。）、キリスト教救助団、白十字は、救助体制の一部をなし、適切な援助を保障している。中には、専門家の団体も存在する。市民安全アマチュア無線家全仏協会（遭難した航空機を捜索する場合に2,000人ものオペレーターが関わってくる。）、海上救助国営会社（救助基地を255箇所以上有している。）、フランス洞窟救助（1,700名の洞窟探検家を有している。）、捜索・救助愛犬家全仏協会が存在する。

4 消防・防災関係職員

(1) 消防・防災関係職員

内務省市民防衛・市民安全局の職員は約 2,500 人で、文民と軍人から構成されている。例えば、災害時省庁間調整司令部（40 人ほどからなる。）は、市民安全訓練・出動部隊、地方の消防隊、パリ消防隊、マルセイユ海軍消防隊、国家警察からの出向者で構成されている。

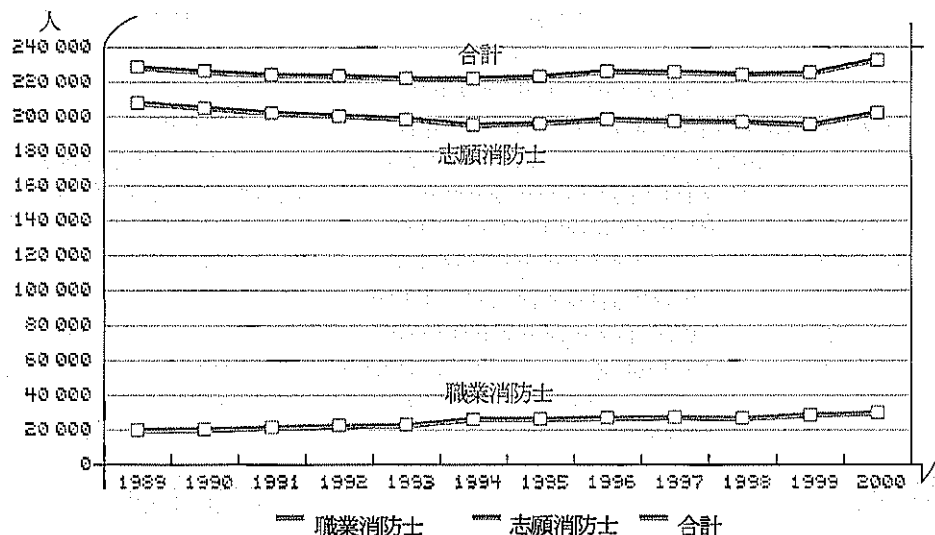
国レベルでの実働部隊である市民安全訓練・出動部隊は陸軍工兵部隊に所属している軍人である。1998 年には市民安全訓練・出動部隊の 75% が徴集兵で占められていたが、国民役務の段階的廃止により 2001 年の秋には徴集兵の割合が 0 になり、2001 年の末には市民安全訓練・出動部隊は、陸軍志願兵（誓約志願兵[engagés volontaires de l'armée de terre :EVAT]と志願兵[volontaires de l'armée de terre :VDAT]の 2 種類があり、EVAT は最低 3 年契約で、VDAT は 1 年契約で更新可能）ですべて占められることとなる。

国と県の間レベルでは、管区参謀本部の長は職業消防士の士官であり、県から派遣されている。

県消防本部の消防職員には、消防士の他、総務関係を担当する職員、技術者等が含まれる。

県の消防隊は、職業消防士（約 3 万人。地方公務員であり、主として大都市に存在する。）、志願消防士（約 20 万人で、このうち約 8 千人は保健・医療援助部に属している。）及び消防士補（約 300 人で、国民役務の一種である市民安全役務を果たす若い男女である。）からなる。職業消防士と志願消防士に係る過去 10 年間の消防士数の推移を図 3-16 に示す。

図 3-16 過去 10 年間の消防士数（職業消防士・志願消防士）の推移



(出典) Statistiques de l'année 2000, Ministère de l'Intérieur, 2001

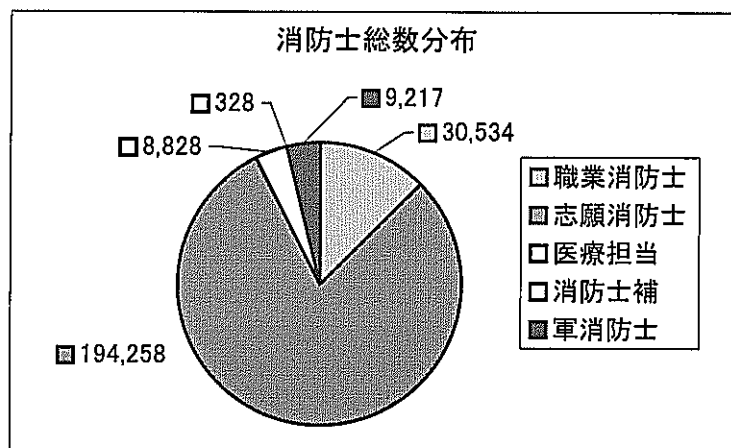
大尉までの階級の消防士官については、県地方長官と県消防理事長共同のアレテにより任命され、少佐、中佐及び大佐については、内務大臣と県消防理事長共同のアレテにより任命される（地方自治法典規則第 1424-21 条）。

県の消防隊の長でもある消防長は、少佐、中佐又は大佐の階級を有する職業消防士

の士官である。(地方自治法典規則第 1424-19 条)

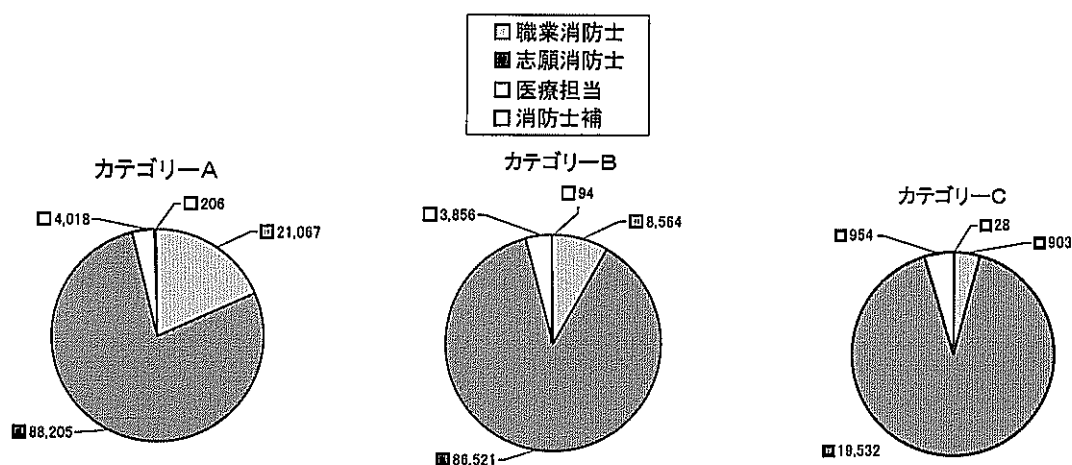
パリ（周辺の 3 県を含む。）については、パリ消防隊の消防士は陸軍工兵部隊に属し、マルセイユについては、マルセイユ海軍消防隊はその名のとおり海軍に属している。なお、2000 年における消防士の総数とその分布等を図 3-17 から 3-22 に示す。

図 3-17 消防士の総数と分布 (2000 年)



(出典) Statistiques de l'année 2000, Ministère de l'Intérieur, 2001

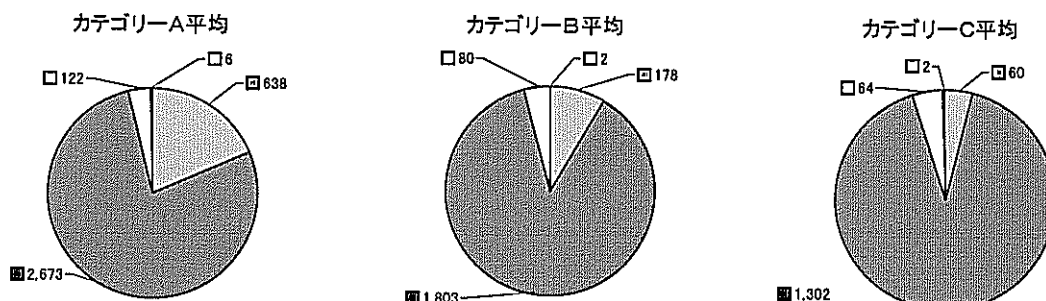
図 3-18 県のカテゴリー別消防士分布 (2000 年)



(注) カテゴリー-A : 人口 90 万人以上、又は消防士 300 人以上の県 (33 県)
 カテゴリー-B : カテゴリー-A に属さない県で、人口 30 万人以上、又は消防士 100 人以上の県 (48 県)
 カテゴリー-C : カテゴリー-A にも B にも属さない県 (15 県)
 なお、このカテゴリーにはパリと周辺 3 県は含まれない。

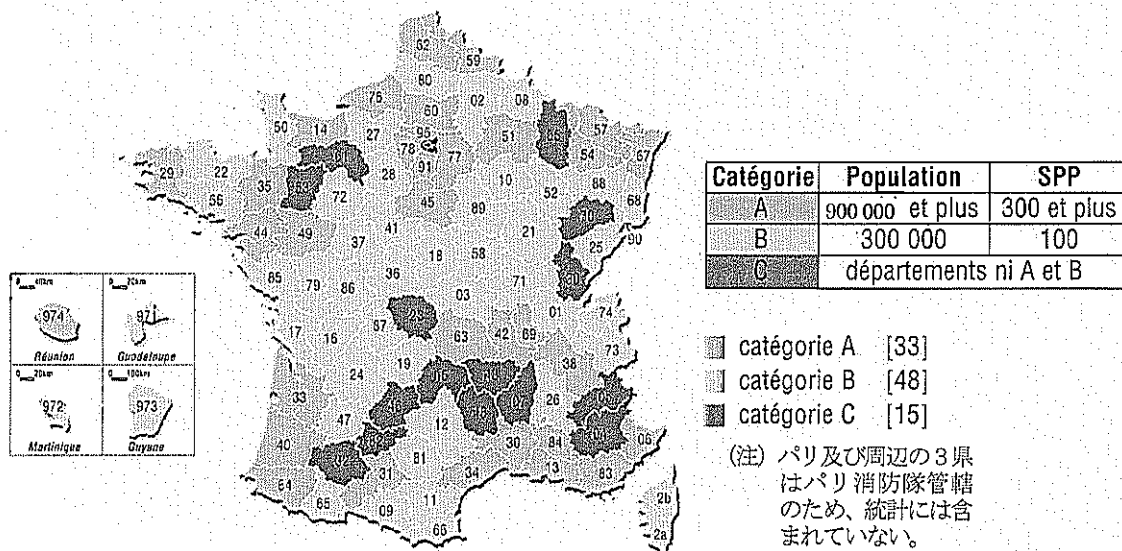
(出典) Statistiques de l'année 2000, Ministère de l'Intérieur, 2001

図 3-19 県のカテゴリー別消防士分布 (平均) (2000 年)



(出典) Statistiques de l'année 2000, Ministère de l'Intérieur, 2001

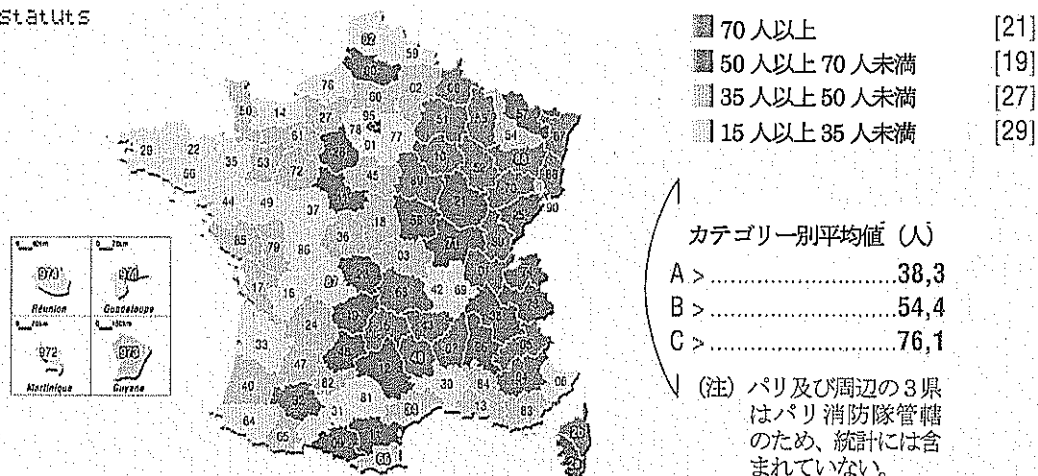
図3-20 フランス全土における県消防本部カテゴリー別分布図



(出典) Statistiques de l'année 2000, Ministère de l'Intérieur, 2001

図3-21 各県の人口1万人当たりの消防士数の状況

> TOUTS STATUTS

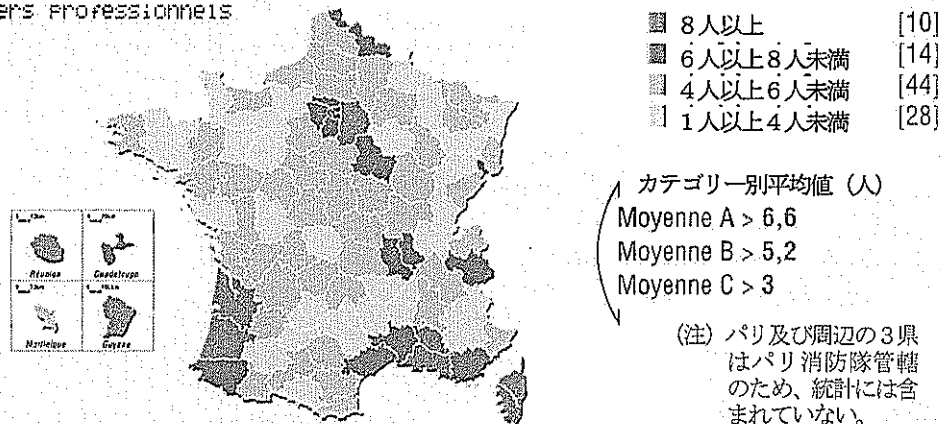


(注) 県番号が白抜きになっているのは2000年のデータを採集できないため旧データを使用していることを表す。

(出典) Statistiques de l'année 2000, Ministère de l'Intérieur, 2001

図3-22 各県の人口1万人当たりの職業消防士数の状況

> SAPEURS-POMPIERS PROFESSIONNELS



(注) 県番号 2a、2b、34、48、62、66、71、87、88、971、973、974 の県については旧データを使用。

(出典) Statistiques de l'année 2000, Ministère de l'Intérieur, 2001

(2) 階級制度

パリとマルセイユについては、どちらも軍の組織の一部であるため、軍の階級制度によっているが、一般の消防士についても階級制度は陸軍の階級制度の呼称を借用している。1990年9月25日付けデクレ第851号、2001年7月30日付けデクレ第681号及び同日付けデクレ第682号によると、一般的な消防士の階級の呼称とその地方公務員としてのカテゴリーの対応は表3-4のとおりである。

表3-4 一般的な消防士の階級

	階級名	フランス語	地方公務員のカテゴリー
士官	大佐	colonel	A
	中佐	lieutenant-colonel	
	少佐	commandant	
	大尉	capitaine	
	特等中尉	lieutenant hors classe	B
	1等中尉	lieutenant de première classe	
	2等中尉	lieutenant de deuxième classe	
	少尉	sous-lieutenant	
	准尉	major	
下士官	曹長	adjudant	C
	軍曹	sergent	
士卒	伍長	caporal	
	1等消防士	sapeur de première classe	
	2等消防士	sapeur de deuxième classe	

(注) 准尉は2001年の改正により新たに設けられた階級

ただし、消防本部によっては、上記階級に加えて、主任伍長(caporal-chef)、主任軍曹(sergent-chef)、主任曹長(adjudant-chef)といった階級を設けているところもある。以下に参考のため、ガール県の消防士の階級別人数を示す(表3-5)。

表3-5 ガール県の消防士の階級と人数

	階級名	フランス語	職業消防士	志願消防士
士官	大佐	colonel	2	
	中佐	lieutenant-colonel	4	
	少佐	commandant	9	
	大尉	capitaine	6	2
	等外中尉	lieutenant hors classe	7	34
	1等中尉	lieutenant de première classe	9	
	2等中尉	lieutenant de deuxième classe	25	
下士官	主任曹長	adjudant-chef	73	25
	曹長	adjudant	30	
	主任軍曹	sergent-chef	40	128
	軍曹	sergent	59	
士卒	主任伍長	caporal-chef	82	320
	伍長	caporal	56	
	1等消防士	sapeur de première classe	36	702
	2等消防士	sapeur de deuxième classe	47	
合計			485	1211

(出典) ガール県から入手した資料

また、全国的な階級別分布は表3-6に示すとおりである。なお、これにはパリと周辺3県及びマルセイユは含まれていない。

表3-6 消防士の県のカテゴリー別・階級別分布

	職業消防士				志願消防士			
	A	B	C	合計	A	B	C	合計
士官	2,285	1,090	153	3,528	3,055	2,900	826	6,781
下士官	7,221	3,042	362	10,625	11,714	11,358	2,733	25,805
士卒	11,561	4,432	388	16,381	73,436	72,263	15,973	161,672

(出典) STATISTIQUES 2000, Direction de la Défense et de la Sécurité Civile, Ministère de l'Intérieur, 2001

表3-7 パリ消防隊の階級（陸軍）

	階級名	フランス語
将校	准将	général de brigade
	大佐	colonel
	中佐	lieutenant-colonel
	少佐	commandant
	大尉	capitaine
	中尉	lieutenant
	少尉	sous-lieutenant
	少尉候補生	aspirant
下士官	准尉	major
	主任曹長	adjudant-chef
	曹長	adjudant
	主任軍曹	sergent-chef
	軍曹	sergent
士卒	主任伍長	caporal-chef
	伍長	caporal
	1等消防士	sapeur de première classe
	2等消防士	sapeur de deuxième classe

(出典) マルセイユ海軍消防隊ホームページ

表3-8 マルセイユ海軍消防隊の階級（海軍）

	階級名	フランス語
将校	准将	contre-amiral
	大佐	capitaine de vaisseau
	中佐	capitaine de frégate
	少佐	capitaine de corvette
	大尉	lieutenant de vaisseau
	中尉	enseigne de vaisseau première classe
	少尉	enseigne de vaisseau deuxième classe
	少尉候補生	aspirant
下士官	准尉	major
	主任曹長	maître-principal
	曹長	premier-maître
	主任軍曹	second-maître
	軍曹	maître
士卒	主任伍長	quartier-maître de première classe
	伍長	quartier-maître de deuxième classe
	消防士	matelot

(出典) マルセイユ海軍消防隊ホームページ

なお、地方公務員のカテゴリーとは、地方公務員が属する職群の分類のことを指し、カテゴリーA、B、Cの分類の定義は次のとおりである。

- ・カテゴリーA：採用時に高等教育免状が必要となる。施策の企画や指揮監督の任務を遂行する。
- ・カテゴリーB：採用時にバカロレア（大学入学資格試験）合格レベルが必要。施策の「適用」の任務を遂行する。

- ・カテゴリーC：職業教育免状（B.E.P）取得のレベルで採用される。

パリ消防隊、マルセイユ海軍消防隊の階級制度は表3-7及び表3-8のとおりである。

（3）勤務条件等

ア 給与等

（ア）給与

地方公務員である消防職員の場合は、基本的には、一般の地方公務員と同様にカテゴリー別、経験年数等により決定される。一般的には、同レベルの地方公務員と比べた場合、消防職員の給与の方が高い。

年金の計算の対象は、基本給のみとなっている。

（イ）時間報酬

志願消防士については、消防活動は労働ではないため、給与は支給されないが、法律により、時間報酬(vacations horaires)が認められている。これは、市民安全に係る任務及び職業訓練活動への参加という名目によるものである。志願消防士が受け取る報酬は、一般利益を満たすために県消防本部において行う活動の代償としての補償金に相当する。従って、この報酬は給与・俸給や所得の性質を有さず、いかなる課税の対象ともならず、社会保険料徴収の対象ともならない。あらゆる収入、社会保障手当と同時に受け取ることが可能である。

1996年11月22日付けデクレ第1004号において、時間報酬という形式で志願消防士への補償金の一般的枠組みが定められた。補償金の計算方法は1998年5月4日付け通達において規定され、2000年1月7日付けアレテにより志願消防士の時間ごとの基本報酬額を定めている（消防士：42.68FF、伍長：45.89FF、下士官：51.59FF、士官：64.20FF）。従前は、これらの率の見直しは毎年の交渉の結果によるものであったが、1998年の経済財政産業省との協定により、スライド制となった。

単位時間当たりの時間報酬については、基本報酬額と活動の種類等により規定される率の積により決まる。参考までにガール県の時間報酬の活動の種類ごとの掛け率を表3-9に示す。

表3-9 ガール県における消防活動の種類と時間報酬の掛け率の関係の例

消防活動の種類	対象	掛け率(%)	備考
作戦任務	医者、薬剤師、獣医師	250	
	0時～7時の任務	200	保健・医療救助部の医師を除く。
	日曜日、祝日	150	保健・医療救助部の医師を除く。
	通常	100	
当直	司令センター、通報センター	100	
	上記以外で計画されたもの	75	ただし、出動した場合は率を引き上げ。
自宅待機		9	ただし、出動した場合を除く。
訓練	一般の研修	75	
特別任務	専門を有する者	250	内容は財政省・内務省が定めるもの
	医学的適性を見る者	250	消防士の医学的適性に係る診断
その他の任務	予防査察	75	
	その他の活動	75	資機材の整備、会議、セレモニー等
	出張	35	医師の診断を受ける等。

（出典）ガール県消防関係資料

（ウ）永年勤続手当

最低 25 年間活動に従事した志願消防士に対して活動に従事しなくなった後に支払われる永年勤続手当(allocation de vétérance)が法律により一般化された。永年勤続手当は年金とは同一視されず、一般利益のための任務に当たった時間に対する手当と見なされる。従って、この手当は譲渡不可能であり、また差し押さえ不可能であり、他のすべての所得、社会的手当と同時に受け取ることが可能である。永年勤続手当は、定額部分と変動額部分から構成されている。

変動額部分は、活動に従事しなくなった時点での当人の階級及び志願消防士として従事した活動期間に応じて計算される。永年勤続手当のための経費負担は、全額が勤務先の雇用主に課せられ、志願消防士が分担金を支払うことはないこととされている(1999 年 8 月 3 日付けデクレ第 709 号)。また、2000 年 1 月 7 日付けアレテにより永年勤続手当の定額部分が 1,962.69FF と定められた。

イ 労働基本権

地方公務員である消防職員の場合は、他の地方公務員と同様に原則として労働三権を認められている。ただし、争議が公の秩序や人命財産の保護を危険な状態に陥れる場合には、メールは警察権に基づき争議行為への参加者を徴用(réquisition)することができる。また、県地方長官も同様の権限を行使しうる。

ただし、パリとマルセイユについては、軍人であることから、労働三権を有しない。

(4) 公務災害

通常の労働災害補償に加えて、危険度が高いため民間の保険会社と消防本部が補完保険と呼ばれるものを契約し対応している。これは志願消防士に対しても適用される。

公務災害補償については、職業消防士と志願消防士では異なってくる。職業消防士は公務員としての補償を受けることができるが、志願消防士の場合は消防活動は労働ではないために労災とはならない。ただ、医療面(例えば、殉職時の家族への補償、けがの場合の補償等)についての補償のレベルは同じである。しかし、志願消防士の場合は、けが等により長期に休暇を取得せざるを得ない等の理由により失職しても、消防本部としては何もできない。

なお、志願消防士の場合、殉職した場合は、その時点で受けていた給与全額をその配偶者は生涯受け取ることができる。この補償は補償基金が行うこととなっている。

ア 職業消防士

公務災害として認められるには、その作用が突然で激しいこと、職務中であること、外部要因に起因することの 3 つの条件が満足されなければならない。特に、通勤経路での事故と職務執行中にかかった病気については、特別なケースである。通勤経路での事故については、当該経路が住居と勤務地を結ぶ最短経路であり、日常使用している経路である場合には、通勤中における事故として認定される。また、職務執行中にかかった病気については、当該病気の後遺症が社会保障法典第 R416-3 条に規定されるものである場合には公務災害として認定される。

公務災害が生じると、被災者の署所の長は、以下の 3 つの書類を提出しなければならない。

- ・ 損傷箇所、損傷の種類、場合によっては職務執行停止に関する初期診断証明書
- ・ 長の署名の入った事故申告書
- ・ 長の署名の入った職階報告書

県消防本部は、公務災害により職務執行ができなくなった場合には、給与に加えて医療費、入院費、薬・検査・分析費、診断証明書発行費、住居又は病院までの交通費を負担することとなる。

イ 志願消防士

上で述べたとおり、志願消防士の消防活動は、あくまで活動であって職務ではないため、カバーできる範囲が職業消防士とは異なる。

まず、対象となる災害は、消防活動中の事故、住居と消防署所との往復経路での事故、訓練中の事故の3種類である。

災害が生じた場合、県消防本部が負担するのは、医療費のみであり、志願消防士は病気休暇により休暇をとることとなる。日々の手当は次に掲げる3つについて計算し、被害者にとって最も有利なものが適用される。

- ・当事者が給与所得者である場合は、職務を停止することとなった日より前3ヶ月間に受け取っていた課税対象となる給与所得の90分の1の額
- ・当事者が給与所得者でない場合は、職務を停止することとなった日より前1年間の所得として申告した非給与所得の365分の1の額
- ・時間報酬の8倍の額（ただし、1週間当たり40倍の額を限度とする。）

(5) 志願消防士

フランスにおいては、前述したとおり、志願消防士が消防士全体の約85%（約21万人）を占め、重要な役割を担っている。1997年と1998年に国立志願消防活動観察評価局により実施された志願消防士の実状に関するアンケート調査によると、志願消防士の職業別分布の表3-10から分かるとおり、過半数が被雇用者及び工員であり（55.6%）、高校生、大学生及び国民役務で徴集された人は合計12.7%であった。志願消防士のうち67.7%は民間部門であり、このうち59.9%が給与所得者（従業員50人以上の企業：30.2%、10～49人の企業：14.5%、10人未満の企業：15.2%）で、7.8%が自営業である。また、志願消防士のうち20.4%は公共部門で働く人で、国家公務員が6.7%、地方公務員が10.6%、病院公務員が3%となっている。志願消防士のうちには求職中という人も存在し、8.2%となっている。

表3-10 志願消防士の職業別分布（1998年）

職業	割合 (%)
工員	31.7
被雇用者	23.9
その他・無職	11.7
高校生・大学生	11.5
中間管理職・職工長	7.5
農業従事者	4.9
職人、商人	4.6
自由業	2.1
国民役務従事者	1.2
上級管理職	0.5
企業経営者	0.4
合計 (53 県)	100.0

（出典）La situation des sapeurs-pompiers volontaires en France, 1998, Ministère de l'Intérieur

表3-11 志願消防士の職業部門別分布（1998年）

部門別	割合 (%)
民間部門の給与所得者	59.9
従業員10人未満の企業	15.2
従業員10～49人の企業	14.5
従業員50人以上の企業	30.2
公共部門の職員	20.4
地方公務員	10.6
病院公務員	3.1
国家公務員	6.7
自営業	7.8
求職中	8.2
その他	3.7
合計 (56 県)	100.0

（出典）La situation des sapeurs-pompiers volontaires en France, 1998, Ministère de l'Intérieur

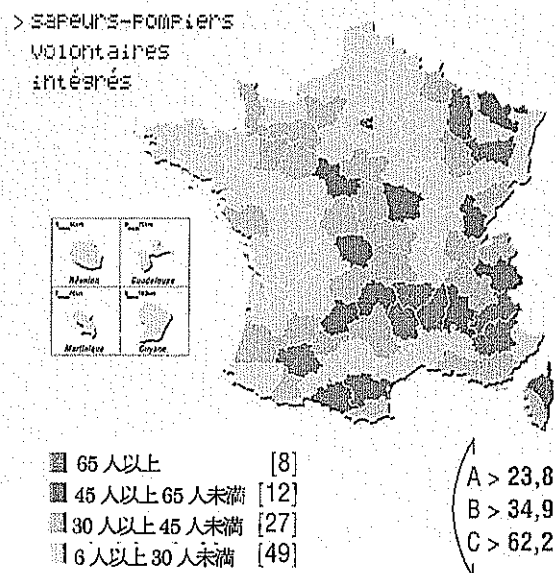
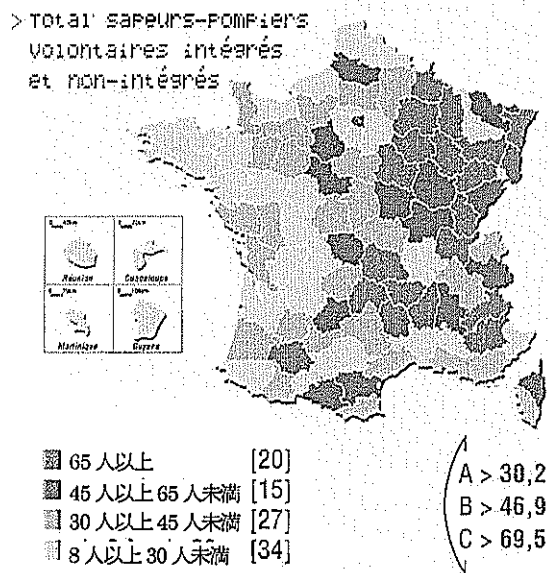
志願消防士は、本来の職務時間中に雇用主に欠勤許可(autorisation d'absence)を受けて、緊急出動に係る任務及び既に計画されている訓練を行っている。県消防本部に

は志願消防士の当直業務及び訓練期間の計画化が義務づけられ、また、県消防本部は志願消防士の雇用主と協定を締結することもできる。志願消防士は、消防士としての出勤又は訓練による欠勤を理由に、有給休暇(congés payés)、勤続年数(ancienneté)、社会保障(protection sociale)に関することについて不利益を受けることはない。また、消防活動を理由に、懲戒処分(sanction disciplinaire)、降格(déclassement)、解雇(licenciement professionnel)することはできない。

なお、参考までに 2000 年時点での人口 1 万人当たりの志願消防士の県別状況を図 3-23 と図 3-24 に示す。これらの図においてもパリと周辺 3 県及びマルセイユは含まれない。

図 3-23 各県の人口 1 万人当たりの志願消防士数の状況

図 3-24 県消防統合済み志願消防士数の人口 1 万人当たりの状況



(出典) Statistiques de l'année 2000, Ministère de l'Intérieur, 2001

(出典) Statistiques de l'année 2000, Ministère de l'Intérieur, 2001

ア 国立志願消防活動観察評価局

国立及び県志願消防活動観察評価局の設置に関する 1996 年 9 月 4 日付けデクレ第 772 号により、消防における志願消防活動の推進、評価、分析等を行う機関として、内務省の下に設立された。

国立志願消防活動観察評価局(observatoire national du volontariat dans des corps de sapeurs-pompiers)の任務は、以下のとおりである。

- ・ 県志願消防活動観察評価局から伝えられた情報をもとに、消防隊における志願消防活動の状況を評価する。
- ・ 法律、規則によって定められた志願消防活動のための措置の効果を評価する。
- ・ 行政当局に対して、志願消防活動の促進又は発展のための提案を行う。

国立志願消防活動観察評価局の主たる任務は、志願消防活動の状況を適切に把握するために必要な情報を収集し、その信憑性を確認し、分析と総括を行うことである。国立志願消防活動観察評価局は、収集し総合された重要な情報等を幅広く広報

している。

1998年の国立志願消防活動観察評価局の最初の年次報告書は、1997年と1998年に消防本部で実施されたアンケート結果の総合的紹介をしている。この全国レベルでの調査目的は、フランスにおける志願消防士の現状に関して、量的そして質的な総括を行うことであった。

1999年度の報告書は、1999年1月1日における県志願消防活動観察評価局の機能と活動の評価、活動可能時間協定の作成及びいくつかの県における志願消防活動のための政策の総括を紹介している。また、全国レベルで1年以内にとられた措置を再確認している。

内務大臣又はその代理人が局長を務める国立志願消防活動観察評価局は、志願消防活動に様々な側面で関与するパートナーを集めている。例えば、国の行政当局の代表、雇用者、地方議員、志願消防士などである。

イ 県志願消防活動観察評価局

県志願消防活動観察評価局(observatoire départemental du volontariat dans ses corps de sapeurs-pompiers)の任務は、次のとおりである。

- ・県における志願消防活動の状況进行评估する。
- ・志願消防活動を促進し、様々なカテゴリーに属する人々に対する広報活動を発展させる。
- ・様々な関係者の間で地方レベルでの協議を行うことにより、志願消防活動の実施を容易にする。
- ・県消防本部と志願消防士の間で協定が締結される際、調整役を果たす。

県消防活動観察評価局のメンバーは22人で、地方団体代表、雇用者、消防士に重要な助言等を与えている。議長は地方長官が務め、メンバーには充て職で、県消防長、県消防本部理事長、県消防士連盟(union départementale des sapeurs-pompiers)会長3人が含まれる。

5 消防・防災資機材

(1) 国のレベル

国レベルにおいては、以下に示すような資機材を使用することができ、県内、防衛管区内等において地方長官から要請があった場合に投入するほか、国自らの判断で投入することもある。

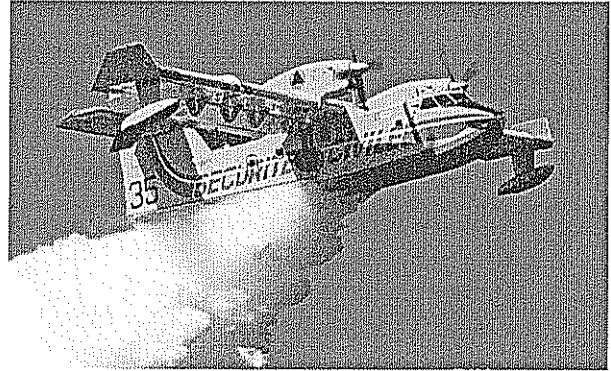
ア 消防用飛行艇

林野火災用の消防用飛行艇が総数 25 機存在する。

○カナデール CL415

(Canadair CL 415)

用途： 林野火災消火
水容量： 6,130 リットル
最大速度： 毎時 320km
台数： 12 機



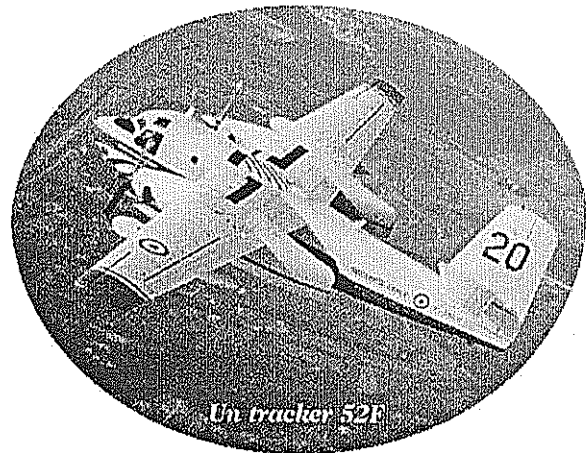
○トラッケー爾 S2F

(Tracker S2F)

用途： 林野火災消火
水容量： 3,400 リットル
最大速度： 毎時 320km
台数： 11 機

○フォッケール 27(Fokker F27)

用途： 林野火災消火
水容量： 6,400 リットル
最大速度： 毎時 400km
台数： 2 機



イ 指揮用航空機

○ビーチクラフトキング 200(Beechcraft King 200)

用途： 指揮
台数： 2 機

ウ ヘリコプター

ヘリコプターは総数 33 機存在する。

○エキュルユー(Ecueuil)

用途： けが人等の搬送、空からの指揮、空からの偵察、特殊チームの搬送
収容人数： パイロット 1 名、他 5 名
最大速度： 毎時 240km
台数： 5 機



○アルウエット 3

(Alouette 3)

用途： けが人等の
搬送、空から
の指揮、空か
らの偵察、特
殊チームの
搬送

収容人数： パイロット
1名、他5名

最大速度： 毎時 180km

台数： 25 機



○ドーファン(Dauphin)

用途： けが人等の搬送

収容人数： 10 人 (乗員及び収容者)

最大速度： 毎時 210km

台数： 3 機

エ 自動車

自動車は、総数 975 台存在する。

(2) 地方のレベル

ア 装備

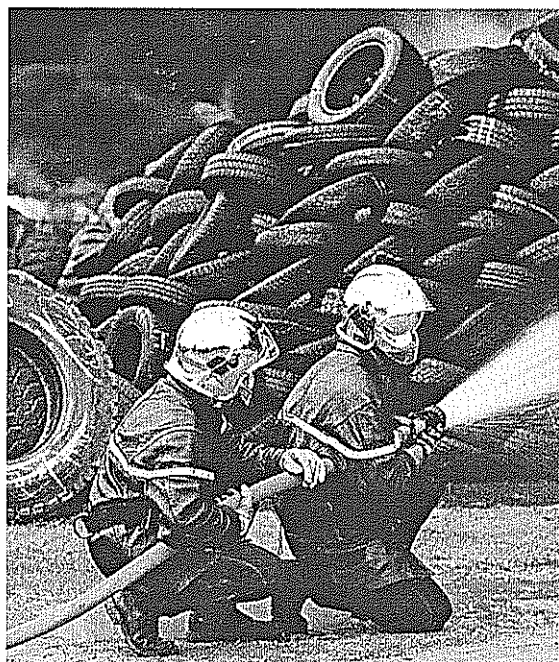
消防士の装備(tenue)、記章、シンボルについては、1993 年 6 月 18 日付けアレテにより規定されている。5つの大きなカテゴリーがあり、ここでは現場用のカテゴリー4を紹介する。

(ア) ヘルメット

2種類のヘルメット(casque)が使用される。

○ヘルメット F 1 (casque F1)

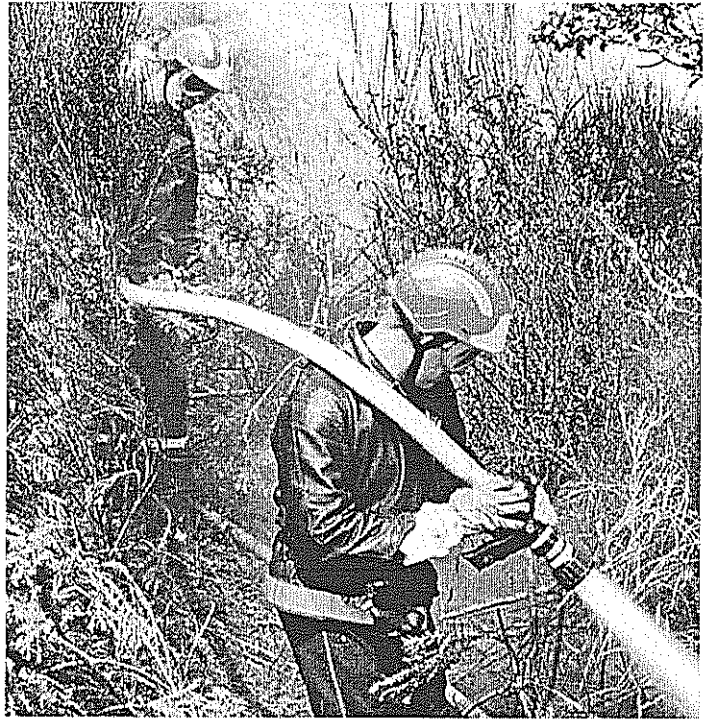
これを着用するのは、訓練時、都市・産業火災時、爆発危険を伴う出動時及び公的性格を有する行進時である。クロームカラーでニッケル風の被覆が施されており、重量は1,350 グラムを超えないものとなっている (付属品なしの状態)。収納式の顔カバーが2種類ついており、独立呼吸器用マスクが固定できるようになっている。フランスの他、多くの国がこのヘルメットを採用している。



○ヘルメットF 2

(casque F2)

これを着用するのは、訓練時、林野火災時、救助・撤去作業時、G R I M Pにより実施される作業時及び公的性格を有する行進時である。頭を半分覆うような形であり、独立呼吸器を取り付けることができる。重量は、付属品のない状態で735グラムを超えない。色は階級により異なる(白、黄色、赤)。保護用めがねは取り外しが可能である。



(イ) 作業帽

作業帽(casquette)の色は赤で、平らな形をしており、細い側面、上部及びひさしからなっており、記章はついていない。各消防本部の内規により訓練その他の出動時、又は特定の出動時の装備の一部をなしている。

(ウ) 防護マスク

防護マスク(cagoule de protection)は、着色はされておらず、熱安定性があり不燃性で不溶性の材質でできており、これにより頭部及びヘルメット下部の頸部の保護を確保する。

(エ) 防護ジャケット

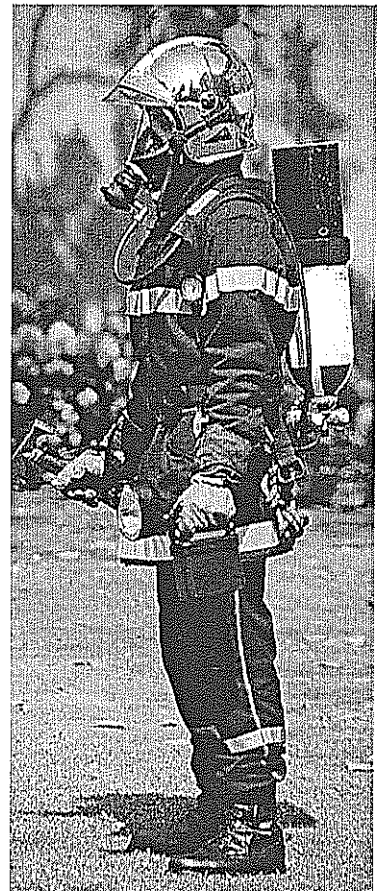
防護ジャケット(veste de protection d'intervention)は、黒又は青の色合いのもので、革又は布製である。これに銀色がかったグレーの反射性の帯が設けられており、1本は胸の上の当たりの位置に背中から胸にかけ、袖についても同じ高さのところになるようにしてある。もう一本は、ジャケットの裾に取り付けられ、色は階級により異なる。

(オ) 安全ベルト

安全ベルト(ceinturon de sécurité)は、黒い木綿製のベルトで、ベルトには、小銃ホルダー、やっこホルダー等が付属している。

(カ) 独立呼吸器

独立呼吸器(appareil respiratoire isolant)によ



り 30 分間は火災から出る煙やガスから防護し、危険なく活動ができる。

イ 車両

ここでは、フランスにおいて消防で使用されている主たるものを挙げる。

(ア) 救助車両

○窒息・傷病救助車

(véhicule de secours aux
asphyxiés et aux
blessés :VSAB)

消防士が用いる「救急車」である。

乗員： 運転手 1 人、隊長
(chef d'agrès) そ
の他 2 名

用途： 犠牲者の救助、
救急治療用医
療器具（酸素
等）携行

全国台数： 5,872 台（2000
年）

平均価格： 310,000FF

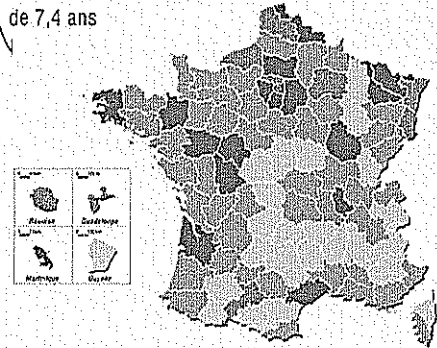


図 3-25 各県の窒息・傷病救助車 1 台当たりの人口状況

> VSAB

5 872 VSAB
d'une moyenne d'âge
de 7,4 ans

(注) パリ及び周辺の 3 県
はパリ消防隊管轄
のため、統計には含
まれていない。



■ 14,000 人超	[9]
■ 10,000 人～14,000 人	[17]
■ 6,000 人～10,000 人	[46]
■ 6,000 人未満	[24]

(出典) Statistiques de l'année 2000, Ministère
de l'Intérieur, 2001

○道路救助車

(véhicule de secours routier :VSR)

乗員： 運転手 1 人、隊長(chef
d'agrès)その他 2 名

用途： 交通事故その他の事
故（鉄道事故等）、救
出用器具(matériel de
désincarcération)、消
火器具及び標識設置
器具の携行



全国台数： 1,663 台
(2000 年)

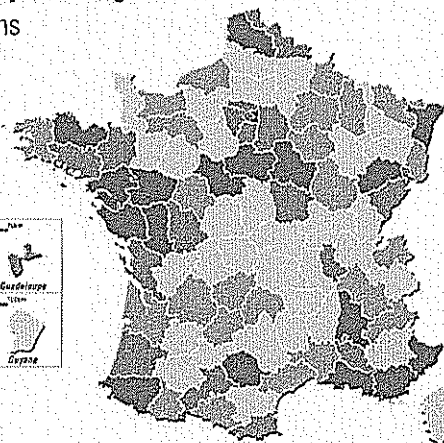
平均価格： 550,000FF

図3-26 各県における道路救助車1台当たりの人口状況

> VSR

(注) パリ及び周辺の3県はパリ消防隊管轄のため、統計には含まれていない。

1 663 VSR (総数)
d'une moyenne d'âge
de 9,3 ans



45,000 人超	[20]
35,000 人～45,000 人	[17]
25,000 人～35,000 人	[24]
25,000 人未満	[35]

(出典) Statistiques de l'année 2000, Ministère de l'Intérieur, 2001

(イ) 消防ポンプ車両等

○ポンプ車

(Fourgon-pompe
tonne :FPT, Fourgon-
pompe tonne
léger :FPTL)

乗員： 運転手
1人、隊長 (chef
d'agrès)
その他
2名

用途： 消火

設備： 消火水

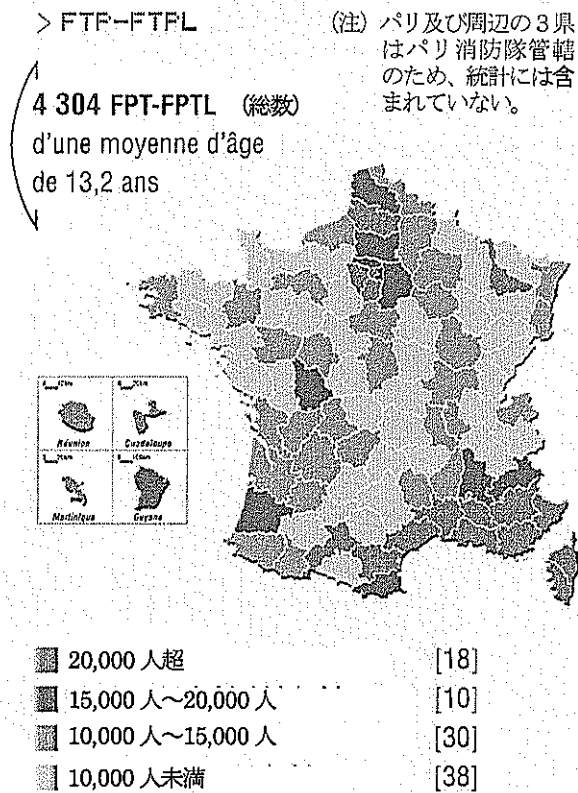
3,000 リットル、ホースリール2機 (それぞれ200メートルのホース)

全国台数： 4,304 台 (2000 年)

平均価格： 800,000FF



図3-27 各県におけるポンプ車1台当たりの人口状況



(出典) Statistiques de l'année 2000, Ministère de l'Intérieur, 2001

○林野火災用タンク車

(camion citerne feux de forêt : CCF)

乗員 : 運転手 1 人、
隊長 (chef d'agrès) その他 2 名

用途 : 林野火災消火

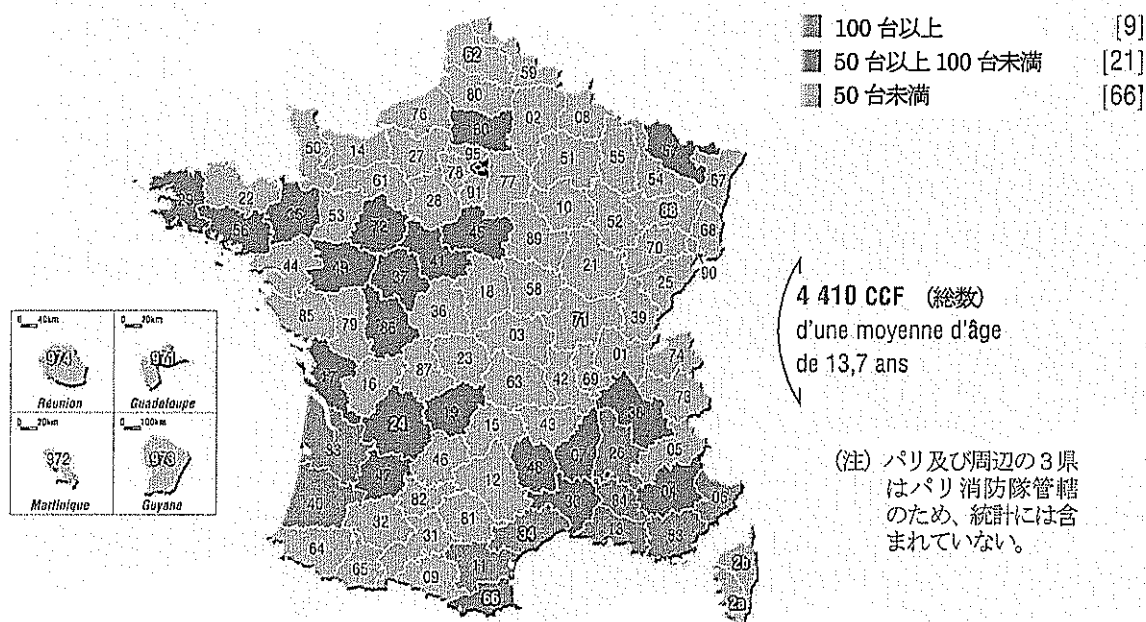
設備 : 2,000 ～
13,000 リットルのタンク

全国台数 : 4,410 台 (2000 年)

平均価格 : 1,000,000FF



図3-28 各県における林野火災用タンク車の台数



(出典) Statistiques de l'année 2000, Ministère de l'Intérieur, 2001

○牽引型自動ポンプ(motopompe remorquable :MPR)

用途： 河川、湖沼等からの揚水
設備： 毎分 1,000～3,000 リットル
の流量を有するポンプ1台
平均価格： 100,000FF



(ウ) 特殊車両

○はしご車

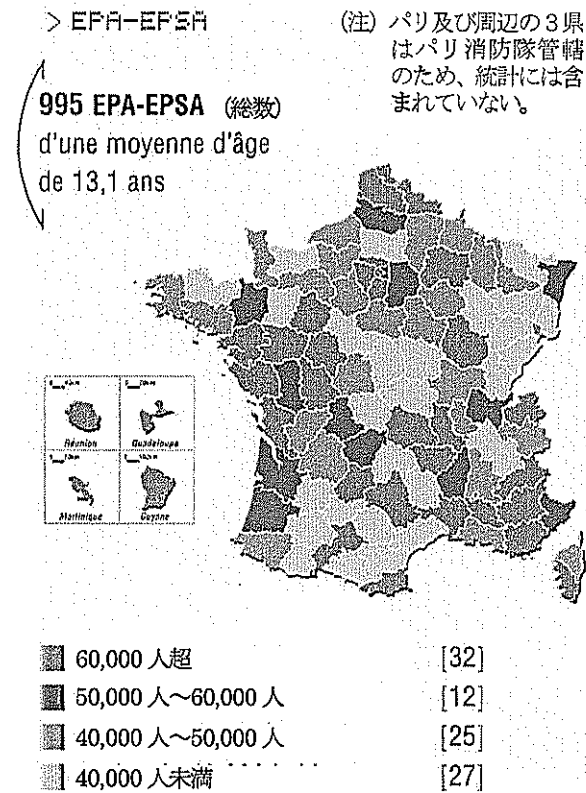
(échelle pivotante
automatique :EPA,
échelle pivotante
semi-
automatique :EPS
A)

乗員： 運転
手 1
名、他1名



用途： 建築物の外からの救助、上部からの消火
 設備： 24～30mのはしご、2～3人用のゴンドラを備えたものもある。
 全国台数： 995 台以上
 平均価格： 2,500,000FF

図3-29 各県におけるはしご車1台当たりの人口状況



(出典) Statistiques de l'année 2000, Ministère de l'Intérieur, 2001

○指揮車

(poste de commandement : PC)

乗員： 消防士 1
 ～3名

用途： 多数出動
 時の救助
 に係る指
 揮及び調
 整

設備： 通信機器
 (無線、電話、ファックス)

全国台数： 100～200 台

平均価格： 300,000～600,000FF

○空港用車両(véhicule d'aéroport)

用途： 空港の滑走路上で消火及び救助



(3) パリ消防隊

2000 年現在のパリ消防隊の資機材の保有状況は、以下のとおり。

- ・消防ポンプ車 130 台
- ・消防はしご車 63 台
- ・消防救助車 66 台
- ・探索車及び指揮車 71 台
- ・特別車 133 台

(4) マルセイユ海軍消防隊

- ・都市型・産業型火災用消防車 41 台
- ・はしご車 11 台
- ・森林火災対応用消防車 96 台
- ・救助車 72 台
- ・特別出動車 95 台
- ・指揮支援車 231 台
- ・消防艇 3 艇
- ・モーターボート 5 艇
- ・小型ボート 15 艇
- ・消防ヘリコプター 2機 (6月から9月の期間だけ借りる。)

第4章 消防・防災行政

1 警防

(1) 通常火災への対応

通常の火災時に対応する消防戦術は、大まかに分けると以下のような局面から構成される。

○踏査(reconnaissance)

現場に消防車が到着後、直ちに隊長が自ら行う。この踏査により、被害の規模、作戦を展開する場所を素早く調査する。

○人命救出(sauvetage des personnes)

要救助者がいる場合は、救助が優先される。この作業は消火作業と平行して行われる。

○消火作戦(opération d'extinction)

隊長の指示により、戦線が定められ、1又は複数の筒先から放水され、火災に立ち向かう。同時に、隊員は財産を火災による損傷や放水による損傷から最大限保護する。財産保護の概念は非常に重要である。鎮火後も再燃防止のために現場を監視し、残火処理等を行う。



例えば、都市部においては、火災の初動時には、水槽付ポンプ車(fourgon-pompe-tonne :FPT) 2台、自動旋回式はしご車(echelle pivotante automatique :EPA) 1台、及び現場総指揮官(中隊長、chef de groupe)が乗る連絡車(véhicule de liaison :VL) 1台が動員される。現場に到着後すぐ現場総指揮官が踏査を行い、災害の規模、必要な資機材を評価し、その後作戦自体は専任的に2人班(binôme)により展開される。2人班とは、同じ活動に対する2人組の単位のことをいい、班長(chef d'équipe)と班員(équipier)で構成される。従前は、1つの班は、班長(chef d'équipe)、副班長(sous-chef)及び班員(servant)の3人で構成されていたが、従前の班に代わって作戦を担うこの新しい手法は、効率及び安全性について、かなり改善した。1つの機器は1又は複数の2人班が担当する。8人の乗員(3つの2人班、機関員、隊長)で構成される水槽付ポンプ車が火災の現場に到着する場合には、現場への途上で隊長が各班に役割を指示する。放水支援班(binôme d'alimentation :BAL)による放水準備が整うと同時に、消火班(binôme d'attaque :BAT)は筒先放水により消火に当たる。消



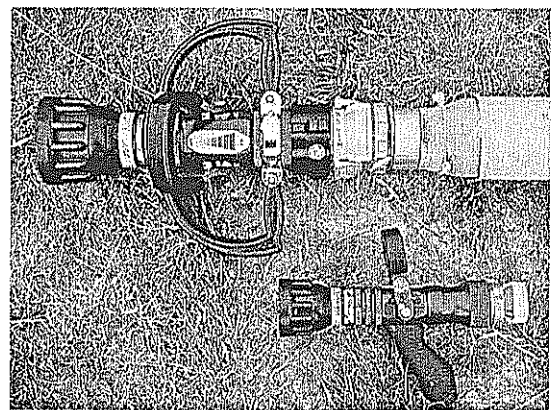
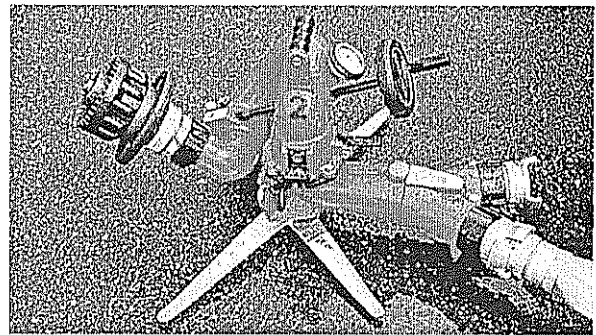
火班の筒先保持者(porte-lance)は、消火作業時には最も火炎にさらされることとなる。火炎の伝播を防ぐことが任務であるため、火源に最も近づき、筒先の流量を最大限効率よくしなければならない。その任務が1人で遂行できない場合には、筒先保持者を保護することとなるが、それは背後に位置する第2筒先保持者(porte-lance double)と呼ばれる班員が担う。前進していく中で筒先保持者を援護しながら、再燃や、破片の落下のような消火作業展開中に突発する事態を監視することとなる。もう1組の2人班は、隊長の手元に配備され、待機状態にある。消火班の班長は、筒先を1つ、ホースを1本、投光器1台を持ち、班員は、ホース2本、制御装置(commande)1台を持つ。放水準備班の班長と班員は、ホース車(dévidoir)、分流器(division)を担当する。

1999年2月3日付け内務省令により、筒先は2人の消防士からなる班、すなわち2人班によって確保することが決定された。実際のところ、2人班による作業は、3人班で作業してきた消防士の習慣を根底から覆すようなものだったが、この新しい原則は、プロセスを簡略化し、操作数を減じることにより安全性を確保している。

以下、使用される器具についても少し、触れる。

ア 筒先

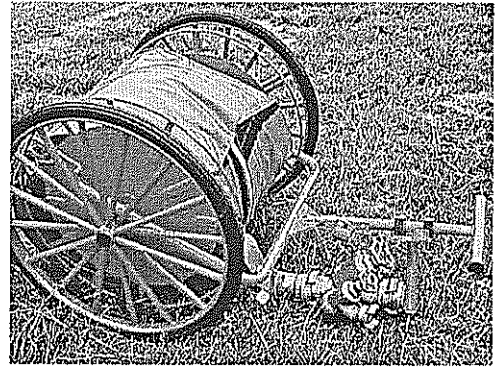
伝統的には4つの型式が存在する。ホースリール用筒先(lance de dévidoir tournant :LDT)20/7は、車両に据え付けられており、偵察、小火等で使用し、流量は、7バールの圧力で3.5m³/hである。小型筒先(petite lance :PL)40/14は、3.5バールの圧力で15m³/hの流量であり、大型筒先(grosse lance :GL)65/18は5.7バールの圧力で30m³/hの流量を有する。強力型筒先(lance de grande puissance :LGP)は、60m³/hの流量を有する。ここ数年来、新しい世代の筒先である流量可変式筒先(lance à débit variable :LDV)が出現している。口径22mm、45mm又は70mmのホース用のものがあり、様々な流量と正確な噴射を得ることができる。流量については、筒先の下側にまたがって取り付けられた鉄製のノブを用いて制御し、噴射については、筒先の先端部にあるリングをまわすことにより様々な形状の噴射を得る。噴射の形状については、火源を直接攻撃するために用いられる棒状の噴射(jet plein)から、火勢の弱い火災に対して用いられる噴霧上噴射(jet pulvérisé)、大面積を急速に冷やしたり、前進時に防護スクリーンとしての役割を果たす拡散型噴射(jet diffusé)などがある。



イ ホース

ホースには、3つのカテゴリーが存在する。まず、送水用ホース(tuyau d'alimentation)であるが、これは消火栓から消防車のポンプへ送水するためのホー

スである。口径は 110mm で長さは、5m、10m、20m のものがある。次に、吸水用ホース(tuyau d'aspiration)であるが、これは自然水利又は人工水利からポンプで吸水するのに用いられる。形がつぶれないように金属製のスパイラルで補強されゴム引きされた布製で半硬質のもので、口径は 40mm、65mm、100mm がある。放水用ホース(tuyau de refoulement)は、ポンプから消火地点の筒先に水を送るものであり、口径は、22mm、25mm、45mm、70mm、110mm があり、それぞれ特定の筒先用に作られている。



ウ ホース積載車等

消火現場と水利がかなり離れている場合には、ホース積載車(dévidoir automobile : DA)が用いられる。ホース積載車は、連結すれば長さ 1 km にもなる大口径のホースを車内に折り畳んで輸送する。車両後部の扉を開き、ホースを地面におき、車が前進するにつれてホースが展開して行くままにすれば十分である。数分あれば、遠くにある水利と消火地点の間に長大で大容量のホースを設置することができる。

また、全路面型ホース積載車(dévidoir automobile tous terrains : DATT)も存在し、後述する林野火災時にも利用される。

重量ホース積載車(dévidoir automobile lourd : DAL)は、口径 110mm のホースを折り畳んだ状態で 2,000m 積載し、かつ、110mm を 3 つの 70mm に分ける分配器を 3 つ、110mm の仕切り弁を 2 つ搭載している。



(2) 林野火災への対応

フランスは全土の約 4 分の 1 は林野に覆われているため、地域によっては特別な体制を敷かなければならないほど林野火災が大きな危険となっている。規模が拡大した場合には、防衛管区、国等に人的・物的支援を求めることとなるが、ここでは規模がそこまで拡大していない場合の対応について記述する。

ア 林野火災に対応した資機材等

林野火災においては、消火に当たる基本単位となるのは、中隊(groupe)であり、全路面型小型指揮車(véhicule léger tous terrains pour le commandement : VLTT) 1 台、消火用として中型林野火災用タンク車(camion-citerne feux de forêt moyen : CCF moyen) 3 台及び支援・供給用として大型林野火災用タンク車(CCF super) 1 台又は大容量タンク車(camion-citerne grande capacité : CCGC) 1 台からなる。なお、中型林野火災用タンク車は、2,000～5,000 リットルの容量で、10 バールの圧力で毎分 750 リットル又は 15 バールの圧力で毎分 1,000 リットルの放水

量を有し、大型林野火災用タンク車は、5,000 リットルを超える容量で、15 バールの圧力で毎分 2,000 リットルの放水量を有し、大容量タンク車は容量 1 万リットルである。通常複数の大隊は、区域指揮官(chef de secteur)の指揮下に置かれ、さらに状況が困難な場合には、現場総指揮官(chef de site)の指揮下に置かれることとなる。



消火活動については、隊長(chef d'agès)に任せられ、林野火災用タンク車に装備してあるホースリールに付属した筒先(lance)40/14 (公称圧力 3.5 バールで毎時 15m³ の放水量) 及び 2 つに振り分けられたホースに筒先 20/7 (公称圧力 7 バールで毎時 3.5m³ の放水量) を使用して消火を行う。主として、40/14 の筒先は火災を抑制するために用いられ、20/7 の筒先は 40/14 の筒先を使用する隊員の後方支援用として、完全に鎮圧(消火)し、周囲を浸水させることを目的として使用される。大がかりな火災の抑制を行う場合に、付近に水利があれば、大型林野火災用タンク車又は大容量タンク車に装備されている放水砲(canon)を用いることもできる。65/18 の大口径筒先(公称圧力 5.7 バールで毎時 30m³ の放水量)は、水利等を利用できる場合には、火災の鎮圧又は要警戒箇所(住居等)の保護に使用される。大隊単位で見ると、林野火災用タンク車を 4 台とも同時に消火作業に使用する場合もあれば、2 台を消火作業用に、もう 2 台を後方支援(水の供給)用に使用する場合もある。



イ 防御活動の種類等

完全に消火するためには、消防士はまず燃えた木々とそうでないものを隔離することにより火源を絶つことが必要で、これを消火隔離(forestage)という。そして、酸素を絶つために、その上に土をかぶせたり、消火用飛行艇の投下する消火剤を用いたりする。地上においては、古くから使われているものの依然として効率のよい消火棒(batte à feu)を使用する。焼けた部分に散水して温度を下げ、再燃を防ぐ。

防御活動としては、大きく分けて 3 種類あり、1 つが住居、キャンプ場等特に留意を要する要警戒箇所の防御(défense des points sensibles)、2 つめが防御線(ligne d'arrêt)の設置で、これはむずかしい活動で大量の資機材を必要とし、火炎の行く手に待ち受けて行う必要がある。3 つ目は、中隊の自己防御(autodéfense du groupe)である。

(ア) 要警戒箇所の防御

要警戒箇所には、城館(château classé)から、老人ホーム(maison de retraite)、キャンプ場、人里離れた農家、高圧電線の鉄塔などまで包含される。中隊の車両

は火炎から身を守りながら、要警戒箇所の防御の準備にかかる。防御線を構築したり、藪を刈り払い、付近に散水し、火炎が来るのを待ち受ける。

(イ) 防御線

危険な手法であり、火災の伝播が深刻な場合にしか用いられない。この作戦では、数個の中隊が協調して事に当たることになる。中隊の車両5台が、道路上で火炎が迫ってくる側に一列に並べられる。各林野火災用タンク車は、火炎抑制用に40/14の筒先を、飛び火対処用にホースリールに設置されている小型の筒先を準備する。前もって、消火隔離が行われ、その区域が片づけられ、予防的に散水される。火炎が猛烈になって総退却を余儀なくされたときは、消火ホースはそのまま放置し、筒先だけを取り外して車両に積み込んでできるだけ早くその場から退避する。



(ウ) 中隊の自己防御

自己防御は中隊が火災の危険にさらされたときに実行され、道が遮断され退路が断たれたときに限らず、車両を移動させることができなくなった場合にも用いられる。まず、その場にある車両をできるだけ接近して並べ、筒先はクジャクの羽を広げるように砲列を作り、筒先及び放水砲の焦点距離は最大にし、火炎に向かう3面と車両の集合体の上部に連続した水幕ができるようにする。後は、火炎が過ぎていくまで車両の中等で待機することとなる。



(3) 化学火災への対応

通常の火災と異なり、炭化水素系の液体（ガソリン、軽油等）の火災等の場合には、通常の水による消火では困難をきたすため、泡を用いて消火に当たることとなる。通常使用される泡の発泡率は10から300（例えば、1リットルの溶液が10リットルに発泡させる場合は発泡率10）である。低発泡のものは、大火災時や特に引火しやすい物質の火災である場合に用いられ、高発泡のものは、主としてゴム、プラスチック等の火災に用いられる。泡は、放水用ホースに直接装着された注入システムを用い、放水時に生じる負圧を利用して容器に入った泡消火薬剤と水を混合して作られる。



大規模な火災に対応する場合は、水と泡消火薬剤の混合は特別な車両である化学消防車 (fourgon-mousse :FMO)、高出力化学消防車 (fourgon-mousse grande puissance :FMOGP)で行われる。重量 19 トンの高出力化学消防車は、6 から 8 人の消防士で構成される。5,000 リットルの水タンク、1,500 リットルの泡消火薬剤を積載し、薬剤は 18 バールの圧力で毎分 450 リットルの流量を有するポンプにより、水は 15 バールの圧力で毎分 4,000 リットル (240m³/h) の流量を有するポンプにより供給される。高出力化学消防車には、消火用に流量可変式筒先 (lance à débit variable :LDV)を 8 つ装備し、そのうちの 3,000 型の 2 つは三脚に搭載して使用する。毎分 2,000 リットルの放水量を有する放水砲を車両上部に搭載している車両は、多量の 45mm、70mm、110mm のホースセット、耐火服、独立式呼吸器、ホース継ぎ手を搭載している。

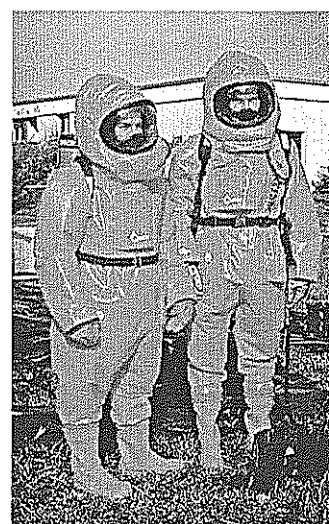


泡タンク車 (cellule mousse :CeM)は、容量 3,000 リットルのタンパク泡原液のタンクを 2 器備え、毎分 300 リットルの流量を有するポンプを搭載している。これは通常ポンプと筒先の間に配置され、直接泡原液を供給し、泡消火薬剤を濃度 1 % から 6 % まで変えることが可能である。泡タンク車は、筒先に濃度 6 % であれば泡消火薬剤を 6,000 リットル、濃度 3 % であれば 9,000 リットルを供給できる。

3 種消火剤搭載中型消防車 (fourgon tri-extincteur moyen :FTEM)は、3 人で構成され、水、泡、粉末の 3 種類の消火剤を搭載し、特に都市部等での炭化水素の火災対応用に使用される。水は、容量 3,000 リットルのタンクから 180m³/h の流量を有するポンプにより供給される。泡は、水の 3,000 リットルのタンクと 1,000 リットルの泡消火薬剤から作られる。粉末は、1,500 キロが搭載されている。各消火剤は、車両の内部から操作可能な多目的放水砲により放出されるか、または手動の筒先を用いて放出される。

(4) 化学物質等の漏えい等への対応

化学危険はいたる所に存在する。基礎的な有機化学製品は言うに及ばず、圧縮ガス、無機物質、肥料、塗料、洗剤、染料、プラスチック原料、薬品などである。これら日常的な製品は、潜在的に化学危険を有している何千もの製品のうちのいくつかに過ぎない。例えば、フランスでは年間 45 トン以上もの火薬が製造されており、よく知られていない上目立たないせいもあるが、危険は存在する。救助業務に係る決定に支援を行うため、化学災害出動機動部隊 (unité mobile d'intervention chimique :UMIC)と化学災害出動機動設備 (cellule mobile d'intervention chimique :CMIC)が設置されている。これら部隊の使命は、できるだけ正確に化学危険を与えている成分を特定し、早急に化学危険を解消できるように指導することである。化



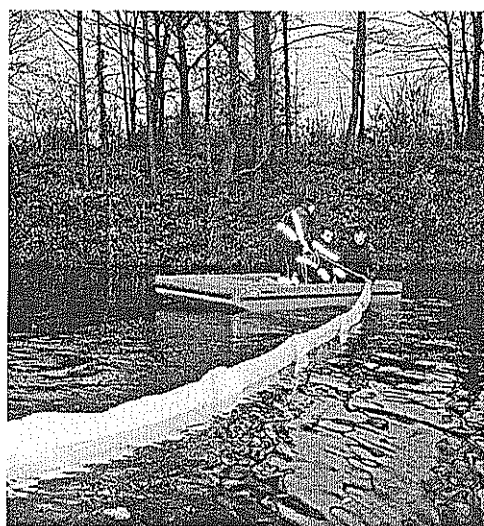
学災害出動機動部隊には、初期の緊急事態に対応できるよう特殊な資機材が装備されている。その資機材により危険の探知、場所の特定、早急の対策を講じる。初期の措置を講じた後、収集した情報一式を県鑑定室(*cellule d'identification départemental*)に送る。県鑑定室は予見される事態を評価し、適切な解決方法を提案する。

また、化学出動車(*véhicule d'intervention chimique :VCH*)は、化学危険の初期評価及び測定に不可欠な資機材一式を搭載している。すなわち、探知装置、測定装置、防水性の被服 (K1、K2、GR)、換気装置、独立呼吸器、標識・専用区域設置機材、多種類の容器、採取用具等である。

(5) 汚染事故への対応

汚染事故(*pollution accidentelle*)は大気、土壌及び水に影響する。大気の汚染に関しては、問題となる製品や気体の特殊性から、どちらかといえば担当は上述した化学出動機動部隊及び化学出動機動設備である。

汚染物質が水に対して混和性がない限り、消防が最も装備を備えているのが水に対する汚染である。流水、池、貯水池における汚染は、毒性物質等の急激な放出につながるおそれがある。引き起こされる結果は、関係する物質によって非常に異なるが、例えば、炭化水素のタンクから漏えいが発生した場合は、爆発を引き起こす可能性があり、酸や塩基を流出させると動物層や植物層を破壊・汚染する可能性があり、見かけはそれほど危険がなく見える液体も自由地下水を汚染する可能性がある。水面を汚染物質が流れていくのを防ぐために、消防士はオイル・フェンス



(*rideau flottant*)や網の中にスポンジが入っている吸着用堰を用いる。これらの使用方は簡単で、小規模の汚染には効果を発揮する。炭化水素系の液体に最も適している方法としては、重量換算で 25 倍まで吸着することのできる吸着剤を散布する方法もある。汚染物質回収用に、場合によっては、炭化水素だけを回収することができる浮きポンプを用いることもある。貯蔵・上澄み取りの作業後、汚染物質は処理することができる専門の会社へ移される。しかし、消防士の任務はここで終わるわけではなく、汚染箇所が完全に清掃されるまで続けられる。

土壌化学汚染除去班(*cellule de dépollution chimique terrestre :CeDCT*)は、汚染除去の任務を負う。汚染除去班は、防護服、ブーツ、手袋を装着する。漏えいを止めるために、様々な形、様々な直径の特別な緩衝物を用いる。回収器具として、ステンレス製の容器とふた付きのタンクを用いる。

(6) 放射線災害への対応

フランスには原子力発電所(*central atomique*)が 21 箇所あり、この危険性もさることながら、国内では研究用又は医療診断用に放射性同位元素(*radio-isotope*)が流通しており、年間 30 万個ものその小包が、海路、陸路、空路から入ってくるが、このうちの 3 分の 2 は医療部門あてである。

放射線災害 (risque radioactif)への対応は、基本的には、放射性源を隔離することであるが、これが不可能な場合にはその危険により引き起こされる影響を限定する。放射線災害出動機動部隊 (unité mobile d'intervention radiologique : UMIR)は、放射



性物質に関する事故等が生じた場合に、通常の消防隊を緊急技術援護するために出動する。また、原子力発電所のような保護施設内に対する出動の要請にも応じる。

ア 対応プロセス

まずは、嚴重に防護された隊員により、事故がどのようなタイプのものなのか、被害者は存在するか、放射性源は存在するか、について偵察が行われる。要救助者がいる場合は、直ちに救出し、その後、進入用気密室(sas d'accès)を備えた安全区域を標識を用いて設定する。汚染された区域を出入りする場合は、隊員は必ず進入用気密室を通らなければならない。また、防護服を脱いだり(deshabillage)、汚染を除去する(décontamination)のもその気密室内で行われる。

イ 放射線の検出

放射線の測定は、線量測定法(dosimétrie)と呼ばれる方法で、危険の確定、保護措置の設定及び適切な手続を行うために非常に重要である。手法はいくつかあるが、最も単純なのは非常に繊細な機器を用いて放射線の写真を撮ることである。また、各隊員は、ペン型の線量計を携帯し、受ける放射線量を測定する。

ウ 放射線災害に使用する資機材

放射線出動機動部隊は、状況にかかわらず直ちに汚染された場所で偵察及び応急処置を行わなければならない。そのため、放射線出動車(véhicule d'intervention radioactivité : VR)には、特殊被服・マスクの他に検出測定器、採取機器等の機材一式が搭載されており、その機材により汚染区域と非汚染区域を設定する。他には、汚染除去用シャワー、放射性物質を取り除くために特別に開発された容器等がある。

(7) 大規模災害時の対応

ア 赤計画

航空機事故、高速道路上の玉突き事故、自然災害のような大規模災害時には、治療すべき被害者の数は非常に多数になりうるため、消防司令センターは災害現場に特別な機構である先進医療設備 (poste médical avancé :PMA)を派遣する。先進医療設備は、1又は複数の医療救助車(véhicule



de secours médicale :VSM)により輸送されるモジュールにより構成されるが、医療救助車は、あらゆる場合に集合して先進医療設備を構成することができるように県内に分散して配備されている。各医療救助車は、機動力、超近代的医療設備、150リットルのリサイクル可能な水タンク等を備えている。医療救助車1台で、10分未満にテントの下に小さな野外病院を設置し、直ちに約10人を収容して治療することができる。10人から60人ぐらいの被害者が出ている災害で、赤計画(plan rouge)が発動されると、通常3から4台の医療救助車が集められ、先進医療設備を構成し、6人の医師の元に同時に60人の被害者を治療することができる。

イ 救助組織計画（オルセック計画）

救助組織計画(plan d'organisation de secours)は、通称オルセック計画(plan Orsec)とも呼ばれているが、1987年7月22日付け「市民安全の組織化、火災からの森林保護及び大規模災害の予防に関する」法律第565号に基づいて、大規模な災害等が生じた場合に速やかに救助活動が展開できるように、災害の規模等に応じて予め作成される。救助組織計画は、災害の規模等に応じて、県救助組織計画(plan Orsec départemental)、防衛管区救助組織計画(plan Orsec de zone)、全国救助組織計画(plan Orsec national)に区分される。

県救助組織計画は、県地方長官により作成され、必要な場合には県地方長官が当該計画を発動する。防衛管区救助組織計画は、防衛管区地方長官により作成され、必要な場合には防衛管区地方長官が当該計画を発動する。全国救助組織計画は、市民安全担当大臣（通常は内務大臣）により作成され、必要な場合には首相が当該計画を発動する。

(8) その他

スズメバチの巣の除去、水で一杯になった地下倉庫の排水、高い木に登って降りられなくなった家の猫の救助等に係る通報を受けることがあるが、このような場合に用いられているのが汎用車(véhicule toutes utilisations :VTU)である。汎用車は、フランスの各消防隊に存在し、シンプルなバンで、伸縮式の



はしごのような軽度の出動に向けた資機材を搭載している。その他に、機密性の高いスーツ、スズメバチの巣を取るための道具、シート、ロープ、その他の工具が搭載されている。また、排水装置、吸水ポンプ、チェーンソー等も搭載している。

2 救助

(1) 交通事故での救助

交通事故等の救助に係る出動は、基本的に道路救助車(véhicule de secours routier :VSR)1台、窒息・傷病救助車(véhicule de secours et d'assistance aux asphyxiés et blessés :VSAB)1台、高速医療車(véhicule rapide médicalisé :VRM)1

台から構成される。道路上の救助作戦に当たって、消防士は第一の任務である犠牲者の救助を早急に行わなければならないが、同時にそれと平行して行われる二次災害を防ぐための作戦も忘れてはならない。現場に到着すると同時に、1の班(équipe)は直ちに標識を設置して安全区域(zone de sécurité)を設置し、他の道路利用者に警告する。そして、表示用のコーンで車内閉塞者救出班(équipe de désincarcération)の作業区域(zone de travail)を確保し、必要であれば照明を行う。現場で作業する者はすべて蛍光性のベスト(gilet fluorescent)を着用しなければならない。事故の分析、自動車の型式、犠牲者の数・容態、現状確認、気象状況などの情報から何を優先すればよいか判断する。車両を固定後、バッテリーの電源を切って、車両の内部に救出作業が入ることとなる。

ア 使用される資機材

道路救助車は、交通事故時の道路救助に係る出動に使用され、3名の乗員から構成される。道路救助車には、以下に挙げる3つの任務を遂行するための資機材が搭載されている。第1の任務は、標識を設置することにより新たな事故を防ぐことで、第2は、被害者の救出で、必要な場合には車内閉塞者救出用具を使用する。第3は、火災を早急に消火することである。

また、必要な道具は道路救助消防車(fourgon de secours routier :FSR)にも搭載されている。車内閉塞者救出には、700バールの圧力の油圧式器具が使用される。スプレッダー2機、カッター又はペダルカッター1機、ジャッキ2機である。消火用の資機材は、動力ポンプ1台と粉末消火剤9キロのタンクである。道路救助車は、標識設置用に、最長4.5mの伸縮式ポールに据え付けられた500ワットの照明器具4器、点灯式のコーン、3点点滅式三角標識を使用することができる。



道路救助消防車は、道路救助車で対応できないような重度の車内閉塞時に使用され、6名の乗員で構成される。道路利用者に警告し、かつ、事故現場を照明するため、最長6mの伸縮式又は可搬式のポールの先に付けられた500から1,000ワットの照明を多く搭載している。車内閉塞者救出に当たっては、多種類の強力な道具を使用する。プラズマ式切断機、切断機、スプレッダー、ペダル切断機、圧縮空気式フロントガラス切断機、グラインダー、圧縮機、油圧装置、ケーブル巻き上げ機、空気式ジャッキ、粉末消火器、二酸化炭素消火器、火災時の高圧式筒先、傷病者搬送・治療用硬式板等である。

イ 車内閉塞者救出

交通事故の場合、往々にして犠牲者は衝突の衝撃で変形した車内に閉じこめられる。閉じ込められている人の状態にかかわらず、極端に変形した車体から被害者を直接引き出すことは困難である。そこで、車内閉塞者救出が実施され、車体の鋼板・シャシーを切断し、被害者が救出される。これは、車内閉塞者救出の専門班に割り

当てられた役目であり、この任務のための特殊車両である道路救助車又は道路救助消防車が使用される。犠牲者は、事故現場（場合によっては、閉塞車両の中）で予め処置が行われ、救出後すぐに容態に応じて窒息・傷病救助車（消防の救急車）で搬送するか、救急医療組織に託するか決定する。



車内閉塞者救出を行うには、フロントガラスをはずし、救出が行いやすいように屋根もはずす。また、火災が発生する危険性をできるだけ抑えるために、圧縮空気式又は油圧式で非常にゆっくりと何トンもの圧力で作動する切断機やスプレッダーを用いる。必要な場合には、機械式又は圧縮空気式ジャッキを用いて車体の一部を持ち上げる。注意しなければならないのは、最近の自動車は使用される材質や安全装置が多様化しているため、カーボン製の防護枠が切断できなかったり、不注意でエアバッグを作動させることなど、作業上注意しなければならないことが増えていることである。

例えば、正面衝突した自動車の場合には、まず、道路救助車又は道路救助消防車の乗員は、車内閉塞者救助の作業中に事故車が不用意に動かないように固定する。特殊な工具を用いてゴムパッキングを切りとり、フロントガラスと後部ガラスを取り除き、ドアの窓ガラスは注意深く取り外すか破壊する。スプレッダーを用いてドアの錠とちょうつがいをはずし、屋根の脚部を切断することにより屋根を取り外す。切断部にはゴム又は布製の防護具を取り付ける（場合によっては、消火ホースの切れ端を加工して用いることもある。）。運転席等の計器盤をジャッキを用いてはずし、必要ならペダルも特殊工具を用いて切断する。この間中、犠牲者に対しては手当を施し、精神的に支えている。細心の注意を払いながら、硬質の搬送板を使用して犠牲者を引き出し、安定させながら車両から救出する。以上が車内閉塞者救出の一例である。

窒息・傷病者救助車の隊長は、無線で救急医療援助組織及び消防司令センターに連絡し、活動の総括を行う。すなわち、生命の危険にさらされている人の有無、被害者のけがの具合、行った処置等である。

（２）水難事故等での救助

消防ダイバー（plongeur sapeur-pompier）は、1960年代に設置され始めた。ダイバーは消



防隊の中でも比較的繊細かつ特殊な用具を用いる部隊である。今日、ダイバーは、数多くのケースで出動している。人、財産、動物の捜索、洪水、遭難時の出動等である。消防ダイバーは、しばしば捜索のために徴用される。消防ダイバーが用いる気密性の

高い新しいスーツは、極端に汚染されたり、酸や特に腐食性の強い化学製品が混じった水の中で活動することを可能にする。ダイバーは緊急の場合を除いては、常に2人1組で出動する。この場合、片方のダイバーは水面に残り、いつでも潜れるように待機する。

(3) 救助困難な場所での救助

救助困難域出動部隊(groupe d'intervention en milieu périlleux :GRIMP)は、一連の救出ではもはや効果がないと判断された場合に投入される。被害者が重度に負傷し、かつ、非常に高いところであるか、又は逆に、危険で深い穴であるため被害者に到達することが困難な場合等である。作業場所は、どちらかといえば、都市の中であり、建設現場、クレーン、高層建築物などがそうであり、また、嵐や暴風の時にはその他のすべての場所も該当する。さらに、ヘリコプターを使用し、付属のウィンチを使って昇降することもある。

救助困難域出動員(intervenant en milieu périlleux :IMP)は、3つの大隊に区分される。第1救助困難域出動員は、厳密な意味での作戦には直接出動はしない。さらに訓練を積んだ第2救助困難域出動員は、第3危険環境出動員のチーフの命令の下に活動を行う。階級は、ヘルメットの色で表され、赤が第2救助困難域出動員で白が第3救助困難域出動員である。消防ダイバーと同様、救助困難域出動員は、毎年適性テストを受けなければならない。第2救助困難域出動員と第3救助困難域出動員は、年間80時間以上もロープの上で過ごすなければならない。救助困難域出動部隊の隊員は登山用具は使用するが、出動にかかる技術は、登山の技術と言うよりはむしろ洞窟探検技術に近いものということができる。



(4) 堆積物下等での救助

この救助活動の任務は、ビルの崩壊、爆発、地震によって生き埋めになった被害者をできるだけ早く捜索し、救出することである。救助・堆積物除去(sauvetage déblaiement)の隊員は、生き埋めになった被害者を探知するために、高度な機器を用いるが、犬もこのような捜索には強力な主役の1人である。除去作業と同様搬出作業には、せん孔、起重、その他すべての種類の道具が一式取りそろえられている。

救助犬専門班(spécialité cynophile)は救助・堆積物除去と密接に結びついている。救助犬専門班は、1又は複数の不可分である人と救助犬の組からなっている。各班員は、ビルの崩壊や地滑り、爆発などで埋まってしまった人の捜索を効果的に遂行するために、常に救助犬と非常に強く温かい関係を保持し



ている。

また、道に迷って遭難した人の捜索に投入されるべく特別の訓練を受けている班もある。これらの班に対する訓練は、オート・ザルプのブリアンソンで行われる。作戦に参加する犬はすべて生き埋め捜索に係る専門国家免状を有しなければならない。救助作業が、音探知に係る高性能機器、電子探知器、光ファイバー等を用いるようになったとはいえ、救助犬は依然として重要な手段であり、犬の並はずれた嗅覚は、雪であれ、コンクリートの堆積であれ、4m以上の深さにいる犠牲者を探知することができるのである。

3 救急

(1) 消防が行う救急

ア 消防の管轄範囲

原則的には、医療援助を伴うような救急では後述する救急医療援助組織が主体となり、救助を伴うような救急では消防が主体となるが、実際にはケースバイケースで対応している。通報場所の所管についても、原則的には家庭内で生じた急病には救急医療援助組織が対応し、公道等においてけが、病気になった場合は消防が対応することとなるが、これもケースバイケースで対応することとなる。このため、第3部で述べたように消防司令センターと救急医療援助組織の通報受領・管制センターは内部的につながっており、互いに通報を伝達することができる仕組みとなっている。

例えば、公道において交通事故があり、衝突した自動車の中に閉じこめられた人がいるような場合では、まず消防が通報を受けてすぐに出動し救助を行うが、負傷者の状況によっては救急医療援助組織の協力を求めることとなる。この場合でも、必要機材を消防の救急車に移した上で、救急医療援助組織から出動依頼を受けた救急医が消防の救急車に同乗して病院へ搬送する間に医療援助を行ったりするような協力関係が見られる。

また、ガール県のように救急医療援助組織が県全域を効果的にカバーできていない場合に、消防がその部分を担当している場合や、ピュイ・ド・ドーム県やオート・サヴォア県のようにさらに効率よくするために消防司令センターと救急医療援助組織の通報受領・管制センターを1つにしている県も存在する。

このような消防と救急医療援助組織の協力関係は協定によって確保されることがとされている（付録2参照）。

イ 使用される資機材

(ア) 窒息・傷病救助車

窒息・傷病救助車は、世間では単に「救急車(ambulance)」と呼ばれているが、単独で出動することが可能で、主たる任務である救出の他に窒息者、交通事故の被害者、病人の治療ができるような特別の装備が施されている。運転手の他に、初等救助教育・適正証(certificat de formation et d'aptitude professionnelle au secours élémentaire : CFAPSE)を有する3人の乗員からなる班で構成され、総員4人のうち少なくとも1名は道路救助教育・適正証(certificat de formation et d'aptitude professionnelle au secours routier : CFAPSR)を有していなければならない。窒息・傷病救助車には、任務に必要な器具が一式備えられている。例えば、傷病者搬送に使用される高さ調節可能な折り畳み式担架、搬送用硬質板、添

え木、固定用バンド等である。また、搭載してあるスーツケースには、軽度の応急処置ができるような機器が収められており、酸素療法用の装置と車両に固定された酸素ボンベ・軽量の可動式酸素ボンベも車両に備えられている。重度の場合には、医療用器具、心臓ポンプ、半自動式除細動器等も用いられる。

軍隊と同じように、消防でも無線等の連絡では、国際コード（アルファ、ブラーボ、シャルリー、・・・[Alpha, Bravo, Charlie,....]）を使用している。例えば死者が出たときには、噂が流れるのを防止する意味で、死者のことをデルタ・シャルリー・デルタ (Delta-Charlie-Delta :DCD [読み:デ・セ・デ]、仏語で *décédé* [読み:デセデ] は死亡者の意。) と呼んでいる。



(イ) 医療救助車

医療救助車は、数分で野外ミニ病院(*mini-hôpital de campagne*)を設営するための資機材が装備されており、このミニ病院では超近代的な医療器具、リサイクル可能な備蓄水を保有している。医療救助車は、救急車やヘリコプターによる、犠牲者の収容、応急処置の実施、傷病者の避難を実施するのを主たる任務としている。医療救助車は、単独又は他の医療救助車若しくは先進医療設備(*poste médical avancé :PMA*)と共に機能する。

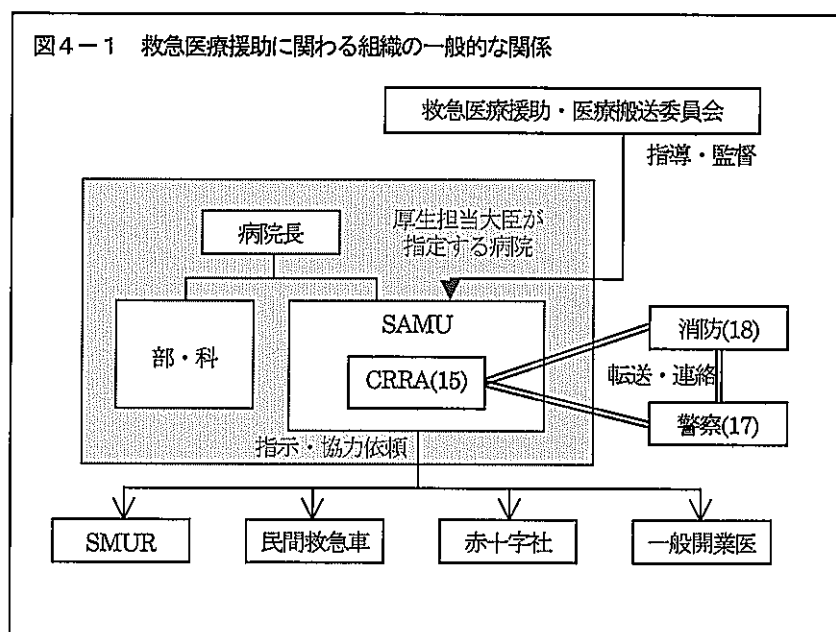
(ウ) 高速医療車

交通事故時の緊急事態に対応するため、高速医療車(*véhicule rapide médicalisé :VRM*)が設置されるようになり、これには消防医師1名、場合によっては助手1名が同乗する。高速医療車には、後部に傷病者を治療するための医療器具一式が備えられている。消防士は、救急機動組織の出動時の装備と同様の設備を備えた連絡医療車(*véhicule de liaison médicalisé :VLM*)を使うことも可能である。



(2) 救急医療援助組織が行う救急

フランスにおいて救急医療援助(Aide médicale urgente)の中核を担っているのは救急医療援助組織(Service d'Aide Médicale Urgente :SAMU)であるが、この組織は、救急医療援助を求める通報に対して症状等の状況に応じ、医学上の助言を行ったり、民間救急車を手配したり、重度の場合には救急機動組織(services mobiles d'urgence et de réanimation :SMUR)の派遣を要請したりする、いわゆる救急通報の調整役を担っている組織であって、基本的には救急車等の実働部隊は有していない。実働部隊である救急機動組織は、厳密には救急医療援助組織とは別の組織であるが、一般的には救急医療援助組織に救急機動組織も含めて考えられることも多い(通常、救急医療援助組織が設けられている病院には救急機動組織も設置されているため)。図4-1に救急医療援助に関わる組織の一般的な関係を示す。



救急医療援助組織については、保健担当大臣(Ministère chargé de la santé)が当該組織を設置する病院を指定し、その管轄区域も併せて決定する。救急医療援助組織は、設置された病院の組織に従って一の科又は部を構成している。救急医療援助組織には通報受信調整センター(centre de réception et de régulation des appels :CRRRA)が設けられ、通報(全国的に電話番号15番)の受信・管制を行っている。通報の受信・管制については、内部的に消防及び警察とつながっており、相互に連絡調整を行う。原則として各県に1つ設置され、1997年時点で105が設置されている(5つの県が2つつ有している)。救急医療援助組織と救急機動組織の設置状況は表4-1のとおり。

救急医療援助組織は、救急事案に対して医療手段のみによって応える使命を帯び、医療手段に加えて救出を必要とする場合には、消防の協力を仰ぐこととなる。救急医療援助組織の通報受信・管制センターの運営は、義務的医療保険制度、国及び地方団体からの拠出金でまかなわれている。

救急機動組織については、保健担当大臣のアレテにより当該救急機動組織を設置する病院が指定される。救急機動組織には実働部隊が設置され(1の出動隊は少なくと

表4-1 各州におけるSAMU及びSMURの設置状況(1997年)

州名	SAMUの設置数	SMURの設置数
イル・ド・フランス	8	37
シャンパーニュ・アルデンヌ	4	13
ピカルディー	3	16
オート・ノルマンディ	3	11
サントル	6	15
バス・ノルマンディ	3	10
ブルゴーニュ	4	15
ノール・パ・ド・カレ	2	17
ロレーヌ	4	13
アルザス	2	7
フランシュ・コンテ	5	12
ペイ・ド・ラ・ロワール	6	17
ブルターニュ	4	20
アワトゥ・シャラント	4	10
アキテーヌ	6	16
ミディ・ピレネー	8	23
リムーザン	3	6
ローヌ・アルプ	9	34
オーヴェルニュ	4	10
ラングドック・ルシオン	5	11
プロヴァンス・アルプ・コート・ダジュール	6	22
コルス	2	4
アンティーク・ギューヤンヌ	3	5
レユニオン	1	3
合計	105	347

(出典) Les appels d'urgence au centre 15 en 1997, Ministère de l'emploi et de la solidarité,

も、救急車の運転手、蘇生医及び助手の3人からなる。)、救急医療援助組織の要請により出動する。同一県内の救急機動組織は、その県の救急医療援助組織の連絡調整を受けることとされている。全国で347(1997年)の救急機動組織が設置されており、県平均では3から4設置されていることとなる。各県において、救急医療援助組織は個々の救急機動組織と協定(convention)を結び、その活動に係る要件等を定めている。

また、各県には、救急医療援助・医療搬送委員会(comité départemental de l'aide médicale urgente et des transports sanitaires)が設置され、救急医療援助組織はこの監督を受けている。この委員会は、県地方長官を委員長とし、県保健・社会局長(directeur départemental des affaires sanitaires et sociales)、県消防局長、県消防医長(médecin-chef départemental du service d'incendie et de secours)、保健監察医(médecin inspecteur de la santé)、県議会議員、県内のメール、救急医療援助組織の医師の責任者等30名の委員からなる。

なお、関係する主な法令は、保健衛生法典、1986年1月6日付け法律第11号、1987年12月16日付けデクレ第1005号等である。

4 火災予防

(1) 建築物に係る火災予防

建築物の火災予防については、一般的に建築許可(permis de construire)の審査段階、建築許可が下りた後の建設・改修工事中及び竣工後に対策が講じられることとなる。主として消防が関係するのは、高層建築物、不特定多数を収容する建築物、住居及び工場・指定施設である。しかし、消防は後述する安全性委員会等を通じて火災安全性及び対パニック安全性について意見を述べることができるのみで、実際の改修命令等は警察権を有するメール又は県地方長官によって行われる。

建築許可については、土地占用計画(plan d'occupation des sols :POS)を承認する議決後6ヶ月を経過したコミューンにあつては、建築許可の審査及び交付は、当該コミューンの名においてメールが行う。土地占用計画を備えないコミューン又は土地占用計画議決後6ヶ月を経過しないコミューンにあつては、建築許可の審査及び交付は、一般に、国の名においてメールが行うが、高層建築物、営業用建築物(事務所、店舗、工場)で床面積が1,000 m²以上のもの等にあつては、県地方長官が行うこととされている。実際には、土地占用計画を備えているコミューンであっても小規模のコミューンについては審査ができないことが多いため、県建設局(direction départementale d'équipement :DDE)に審査を任せることが多い。

防火対策等を含む建築物に関する規定を所管しているのは、建設・運輸・住宅省及び内務省であり、主たる法令は、都市計画法典(Code de l'urbanisme)、建設・住宅法典(Code de la construction et de l'habitation)、地方自治法典(Code général des collectivités locales)等である。

ア 安全性委員会

(ア) 県安全性・アクセス容易度諮問委員会

各県には、県レベルの安全性委員会として県安全性・アクセス容易度諮問委員会(commission consultative départementale de sécurité et d'accessibilité : CCDSA)が県地方長官の命令により設置されている。県地方長官は、当該諮問委員会の下に特別小委員会(sous-commission spécialisée)、郡委員会(commission d'arrondissement)、コミューン委員会(commission communale)、コミューン間広域委員会(commission intercommunale)を設置することができる。県安全性・アクセス容易度諮問委員会は、以下の分野について諮問された場合に答申することとなる。

- 不特定多数を収容する建築物及び高層建築物における火災安全性及び対パニック安全性
- 身体障害者のアクセス容易度
- 労働法典に規定される仕事場における火災予防及び避難に係る規定に対する例外規定
- 森林法典に規定される森林の火災危険からの保護
- スポーツ大会などを行うために設けられる施設の認可
- キャンプ場等の使用者の安全性の確保

県安全性・アクセス容易度諮問委員会の構成は表4-2のとおりで、県地方長

官は当該委員会の議長を務めるが議決権はない。なお、公務員以外の構成員の任期は3年である。

県安全性・アクセス容易度諮問委員会は、高層建築物及び不特定多数を収容する建築物のうちカテゴリー1に属するものを対象としている。メール又は県地方長官が建築許可を出すに当たって、同委員会は計画内容を審査し、意見をメール又は県地方長官に伝え、これを踏まえて建築許可が出されることとされている。建築許可後にあっては、建築中、使用開始前に同委員会自ら又は小委員会の検査班が火災安全性の観点から検査を行い、メール又は地方長官に報告し、メール又は地方長官はこれを基に使用開始許可を出すこととなる。さらに、使用開始後にあっても、同委員会自ら又は小委員会の検査班が定期検査等を実施することとされている。

表4-2 県安全性・アクセス容易度諮問委員会の構成

役職名（仏語）	人数
常任メンバー	
県地方長官(préfet)	
国の出先機関の代表	10
県衛生・社会局長(directeur départemental des affaires sanitaires et sociales)	1
防衛・市民保護省庁間調整課長(chef du service interministériel de défense et de protection civile)	1
県公安局長(directeur départemental de la sécurité publique)	1
県憲兵隊大隊長(commandant du groupement de gendarmerie départementale)	1
州産業・研究・環境局長(directeur régional de l'industrie, de la recherche et de l'environnement)	1
県消費・競争・不正行為防止局長(directeur départemental de la consommation, de la concurrence et de la répression des fraudes)	1
県建設局長(directeur départemental de l'équipement)	1
県農林局長(directeur départemental de l'agriculture et de la forêt)	1
州環境局長(directeur régional de l'environnement)	1
県青少年・スポーツ局長(directeur départemental de la jeunesse, des sports)	1
県消防局長(directeur départemental d'incendie et de secours)	1
県議会議員(conseiller général)	3
メール(maire)	3
非常任メンバー（扱うテーマによる。）	
関係するコミューンのメール又は助役	
関係するコミューン間広域行政組織の長	
不特定多数を収容する建築物又は高層建築物に関する場合	
建築士の代表	1
身体障害者のアクセス容易度に関する場合	
身体障害者、高齢者、未成年の身体障害者の親を代表する協会から選ばれた人	3
スポーツ大会等に供される施設の認可に関する場合	
県オリンピック・スポーツ委員会の代表	1
関係する各スポーツ連盟の代表	1
スポーツ・レジャー資格職業組織の代表	1
森林の火災危険からの保護に関する場合	
国家林野局の代表(représentant de l'Office national des forêts)	1
林野火災コミューン委員会の代表(représentant des comités communaux des feux de forêts)	1
森林所有者の代表	1
キャンピング場等の使用者に対する安全性に関する場合	
営業者の代表	1

また、上述したとおり地方長官は県安全性・アクセス容易度諮問委員会の下にテーマごとに以下の5つの小委員会を設けることができる。

- 不特定多数を収容する建築物及び高層建築物の火災危険及びパニックに対する安全性に関する県小委員会（以下「高層建築物等県小委員会」という。）
- 身体障害者のアクセス容易性に関する県小委員会
- スポーツ施設の認可に関する県小委員会
- キャンプ場等の使用者の安全性に関する県小委員会
- 森林の火災危険に対する安全性に関する県小委員会

（イ）高層建築物等県小委員会

小委員会を設けた場合は、小委員会の答申が県安全性・アクセス容易度諮問委員会としての答申としての効力を発する。高層建築物等県小委員会は、県安全性・アクセス容易度諮問委員会と同様、高層建築物及び不特定多数を収容する建築物のうちカテゴリー1に属するものを対象とし、建築許可時、使用開始前、使用開始後に検査を行い、意見をメール又は県地方長官に伝えている。高層建築物等県小委員会の構成は、表4-3に掲げるとおりで、当該小委員会は官房長等の

表4-3 高層建築物等県小委員会の構成

役職	人数
常任メンバー	
防衛・市民保護省庁間調整課長	1
県公安局長又は県憲兵隊大隊長	1
県建設局長	1
県消防局長	1
非常任メンバー（扱うテーマによる。）	
関係コミュニケーションのメール又は助役	
その他上記にない県安全性・アクセス容易度諮問委員会のメンバー	

表4-4 高層建築物等小委員会の検査班の構成

役職	人数
県消防局長（又は代理）	1
県建設局長（又は代理）	1
県憲兵隊大隊長又は県公安局長（又は代理）	1
メール（又は代理）	

県地方長官庁の職員が議長を務めるが議決権はない。公務員以外の構成員の任期は3年である。小委員会の事務局は、県消防局長が担う。

また、県地方長官は高層建築物等小委員会に検査班(groupe de visite)を設置することができる。検査班には表4-4に掲げるメンバーを必ず含まなければならない。検査班は、検査を行うごとに報告書を作成し、高層建築物等小委員会に提出する。

（ウ）郡委員会

県地方長官は、不特定多数を収容する建築物における火災危険・パニックに対する安全性及び身体障害者のアクセス容易性に関する2つの分野については、それぞれ命令により郡委員会(commission d'arrondissement)を設置することができる。郡委員会は、郡長(sous-préfet)により主宰される。不特定多数を収容する建築物における火災危険・パニックに対する安全性に係る郡委員会（以下「安全性郡委員会」という。）においては、後述する不特定多数を収容する建築物の5

つのカテゴリーのうちカテゴリー2から4までを扱うこととされている。安全性郡委員会は、建築許可時に計画を審査し、メール又は地方長官に対し意見を述べる（この意見を踏まえて建築許可を出すこととなる。）と共に、使用開始前に同委員会自ら又は検査班が検査を行い、メール又は県地方長官に意見を述べる。使用開始後にあっては、同委員会又は検査班が定期検査等を行い、メール又は地方長官に報告する。安全性郡委員会の構成は、表4-5のとおり。なお、公務員でない構成員の任期は3年である。

表4-5 安全性郡委員会の構成

役職	人数
公安管轄区の長又は管轄する憲兵隊中隊長	1
県建設局の局員	1
火災予防に関する免状を有する消防士	1
関係コミュニティのメール又は助役	

地方長官は、安全性郡委員会にも検査班を設置することができる。検査班の構成は表4-6のとおり。

表4-6 安全性郡委員会の検査班の構成

役職	人数
安全性郡委員会のメンバーでもある消防士（又は代理）	1
憲兵隊中隊長又は公安管轄区の長（又は代理）	1
メール（又は代理）	
安全性郡委員会のメンバーでもある県建設局の局員	1

(エ) コミュニティ委員会、コミュニティ間広域委員会

県地方長官は、さらに必要と考える場合は、不特定多数を収容する建築物における火災危険・パニックに対する安全性及び身体障害者のアクセス容易性の2つの分野については、コミュニティ委員会又はコミュニティ間広域委員会を設けることができることとされている。不特定多数を収容する建築物における火災危険・パニックに対する安全性に係るコミュニティ委員会（以下「安全性コミュニティ委員会」という。）は、メール又は助役により主宰される。安全性コミュニティ委員会の構成は、表4-7のとおり。なお、公務員でない構成員の任期は3年である。

表4-7 安全性コミュニティ委員会の構成

役職	人数
常任メンバー	
公安管轄区の長又は県憲兵隊小隊長	1
火災予防に関する免状を有する消防士	1
県建設局の局員又はコミュニティの職員	1
非常任メンバー（扱うテーマによる。）	
その他県安全性・アクセス容易度諮問委員会のメンバー	
オブザーバー（扱うテーマによる。）	
県地方長官の命令により任命されるメンバー	

コミュニティ委員会、コミュニティ間広域委員会の役割は、郡委員会とほぼ同様である。

県地方長官は、安全性コミュニティ委員会にも検査班を設けることができる。その構成メンバーは表4-8のとおり。

表4-8 安全性コミュニケーション委員会の検査班の構成

役職	人数
安全性コミュニケーション委員会のメンバーでもある消防士（又は代理）	1
憲兵隊中隊長又は公安管轄区の長（又は代理）	1
メール（又は代理）	
安全性コミュニケーション委員会のメンバーでもある県建設局の局員又はコミュニケーションの職員（又は代理）	1

また、不特定多数を収容する建築物の火災危険・パニックに対する安全性に関するコミュニケーション間広域委員会（以下「安全性コミュニケーション間広域委員会」という。）は、コミュニケーション間広域行政組織の長によって主宰される。安全性コミュニケーション間広域委員会の構成は、表4-9のとおり。なお、公務員以外の構成員の任期は3年

表4-9 安全性コミュニケーション間広域委員会の構成

役職	人数
常任メンバー	
公安管轄区の長又は県憲兵隊小隊長	1
火災予防に関する免状を有する消防士	1
県建設局の局員又はコミュニケーション間広域行政組織の職員	1
非常任メンバー（扱うテーマによる。）	
関係コミュニケーションのメール又は助役	
その他県安全性・アクセス容易度諮問委員会のメンバー	
オブザーバー（扱うテーマによる。）	
県地方長官の命令により任命されるメンバー	

である。

県地方長官は、安全性コミュニケーション間広域委員会についても、検査班を設けることができる。その構成員は表4-10のとおり。

表4-10 安全性コミュニケーション間広域委員会の検査班の構成

役職	人数
安全性コミュニケーション間広域委員会のメンバーでもある消防士（又は代理）	1
憲兵隊中隊長又は公安管轄区の長（又は代理）	1
メール（又は代理）	
安全性コミュニケーション間広域委員会のメンバーでもある県建設局の局員又はコミュニケーション間広域行政組織の職員（又は代理）	1

イ 高層建築物

高層建築物(immeuble de grande hauteur :IGH)については、建設・住宅法典(Code de la construction et de l'habitation)第 R122-2 条において、住居の用に供する場合には、消防自動車アクセスできるところから最上階の床までの高さが 50 mを超えるもの、その他にあつては 28mを超えるものと定義されており、用途により以下のように分類される。

GHA : 住居(habitations)
GHO : ホテル(hôtel)

GHR : 教育施設(enseignement)
 GHS : 古文書館等(dépôt d'archives)
 GHU : 病院(hôpitaux)
 GHW1 : 高さ 28m以上 50m以下の事務所
 GAW2 : 高さ 50mを超える事務所
 GHZ : 複数の用途に供されるもの(immeuble à usage mixte)

高層建築物については、上述の県安全性・アクセス容易度諮問委員会の意見（この下に特別小委員会が置かれている場合は、当該小委員会の意見）を聞いた後でなければ、建築許可を出すことができないこととされている。消防は当該委員会において、火災予防等の観点から建設計画に対して意見を述べるができるのみである。建築物の使用開始に当たっては、当該委員会（又は委員会に設けられる検査班）は使用開始前に検査(visite)を行い、使用開始の許可権者であるメール又は地方長官に対して同意(favorable)・不同意(défavorable)の意見を送付する。メール又は地方長官は、これを受けて使用開始を認めるかどうか決定するが、法的には何ら当該委員会の意見に拘束されることはない。使用開始後にあっても当該委員会は定期的に検査を行い、検査に係る報告をメールに対して送付し、メールが措置に係る決定を下すこととなる。

ウ 不特定多数を収容する建築物

不特定多数を収容する建築物については、建設・住宅法典により、収容人員の大きさに応じて5つのカテゴリーに分類され、かつ、20の用途に区分されている。

カテゴリー 1 : 1,500 人を超えて収容するもの
 カテゴリー 2 : 701 人以上 1,500 人以下を収容するもの
 カテゴリー 3 : 301 人以上 700 人以下を収容するもの
 カテゴリー 4 : 300 人以下を収容するものでカテゴリー 5 に入らないもの
 カテゴリー 5 : その他

また、20の用途区分のうち例を挙げると、以下のとおりとなる。

SP : 劇場施設
 M : 店舗、ショッピングセンター
 N : レストラン、カフェ、ブラスリー、飲料の小売店、バー
 O : ホテル、民宿
 P : 舞踏場、ディスコ、遊技場
 Q : 会議場
 R : 教育施設、林間学校
 S : 図書館、古文書館、文書センター、美術館
 T : ホール、展示場
 U : 治療施設
 W : 銀行、行政機関
 X : 有蓋の運動施設

不特定多数を収容する建築物についても、消防の関わり方は高層建築物の場合とほぼ同様であるが、所管する安全委員会がカテゴリーにより異なる。カテゴリー1については県安全性・アクセス容易度諮問委員会（特別小委員会が設置されている場合は、同小委員会）が担当し、カテゴリー2～4は郡安全委員会（場合によっては、コミューン委員会又はコミューン間広域委員会）が担当し、カテゴリー5については法的義務はない。

エ 住居

住居については、安全委員会の監督は受けないが、建築許可の審査に当たってコミューン又は県建設局から送付されてくる書類についての検査(examen)を消防が行い、火災予防等の措置について審査当局に意見を述べることとなる。住居については、4つに分類されている。

第1族：個人住宅

第2族：集合住宅であって、3階建てまでのもの

第3族：3階を超え、最上階の床までの高さが28mを超えないもの

第4族：最上階の床までの高さが28mを超え、50m未満のもの

オ 工場・指定施設

基本的には、上述の住宅の場合と同様に建築許可の審査の段階で火災予防の観点から審査当局（メール又は県建設局）に意見を述べるのみである。ただし、指定施設に該当するものにあっては、危険物規制の項で後述するように一連の審査の中で消防は火災予防上の観点から意見を述べる等して関わることとなる。

カ ムルト・エ・モーゼル県の例

図4-2にムルト・エ・モーゼル県における安全性委員会の例を示すが、この県においては県安全性・アクセス容易度諮問委員会に小委員会が設けられると共に、郡委員会及び郡委員会の検査班が設置されているが、コミューン委員会等は設けられていない。

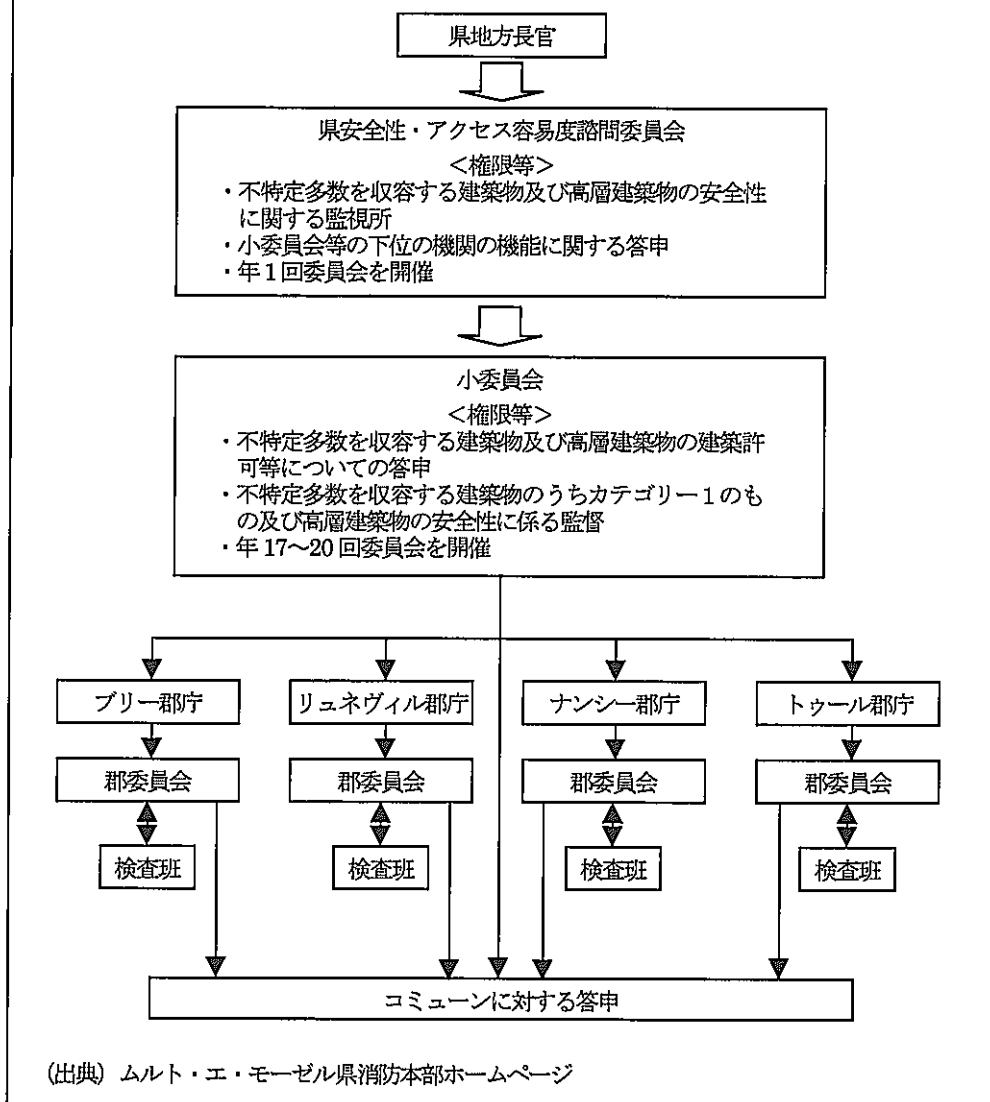
また、小委員会、郡委員会の1997年～2000年の活動状況を表4-11に示す。

表4-11 郡委員会及び検査班の活動状況（ムルト・エ・モーゼル県）

	2000	1999	1998	1997
使用開始前検査 (カテゴリー2～4)	170	179	164	43
定期検査 (カテゴリー2～4)	544	291	362	489
検査(カテゴリー5)	62	86	134	55
総数	776	556	660	587
同意	585	484	529	460
不同意	156	60	94	76
意見なし	35	12	37	51

(出典) ムルト・エ・モーゼル県消防本部ホームページ

図4-2 ムルト・エ・モーゼル県の安全性委員会



キ その他

建築物材料の火災時の挙動については、火災に対する耐性(resistance au feu)及び火災時の反応性(réaction au feu)の2つの面から見なければならない。火災に対する耐性は、機械的耐性(résistance mécanique)、火災に対する遮蔽性(étanchéité aux flammes)及び断熱性(isolation thermique)からなる。機械的耐性は火災時の安定性(stabilité au feu)を意味し、機械的耐性に火炎や煙の遮蔽性が関係すると、遮炎性(pare-flamme)になり、さらに断熱性が加わると防火性(coupe-feu)になる。火災時の反応性については、耐火性(incombustible :M0)、不燃性(non inflammable :M1)、難燃性(difficilement inflammable :M2)、可燃性(moyennement inflammable :M3)、易燃性(facilement inflammable :M4)の5つのカテゴリーに区分される。火災時の安定性については、高さ10m未満の等級別施設(危険物の規制の項を参照。)及び労働法典で規定される高さ8m未満の建物については適用されないこととされている。火災時の反応性については、フランス規格(Normes françaises :NF)により表示されている。

(2) 火災予防運動

2000 年から始められ、2001 年は第 2 回目の火災予防運動が展開された。ただし、2000 年は民間主導で行われ、2001 年は内務省主導で行われた。

ア 火災予防運動期間

10 月の第 2 週又は第 3 週に約 1 週間（月から土）かけて行われ、最後の土曜日はフランスの「市民安全の日(journée de la sécurité civile)」(2001 年は 10 月 20 日)と重なるように配慮している。

イ 火災予防運動の規模

全国的に行っているが、地方では県地方長官庁や県消防本部が主体となって行っている。各県ごとにビラ（付録 1 参照）が大量に（2001 年の場合は、80 万枚）配布される。

テレビやラジオを使った運動は、予算の関係から現在のところ実施していない。その代わりに、記者会見や地方紙への記事掲載を実施している。

5 危険物規制

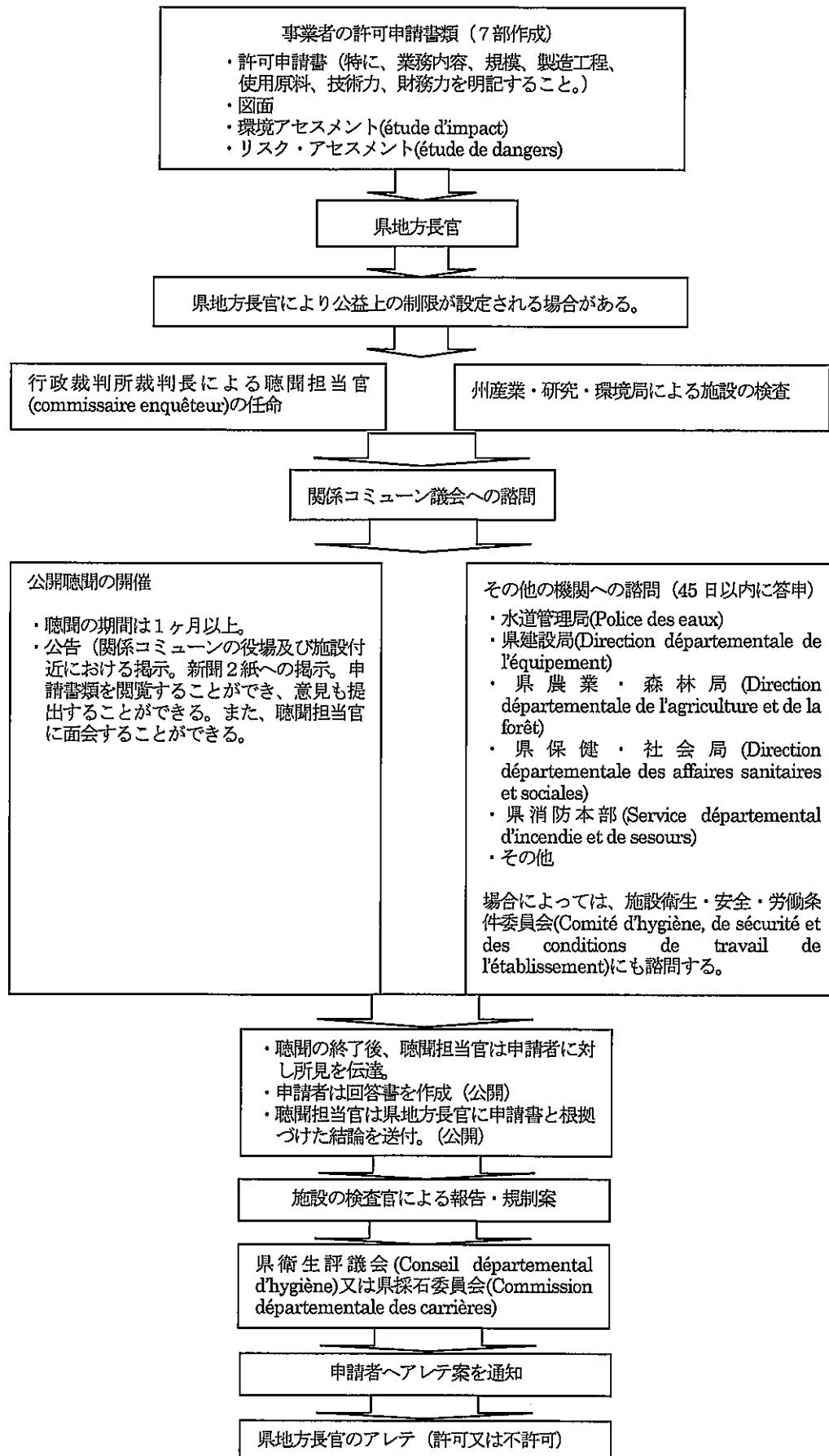
(1) 危険物に係る規制（輸送を除く。）

フランスにおいては、環境保護という観点から、毒性物質、助燃性物質、爆発性物質、引火性物質、可燃性物質、腐食性物質、放射性物質等の物質に基づいた規制及び事業の形態に基づいた規制を同じ範ちゅうの中で行っており、日本の消防法の危険物に係る規制はその一部にすぎない。このため、石油化学工場、原子力発電所のような施設からと畜場、養豚場のような施設まで事業の許可又は届出の規制の対象となっている。

このように環境保護の観点から規制の対象になっている施設は指定施設(installations classées)と呼ばれるが、物質に着目した規制の場合には、その施設において貯蔵し、又は取り扱う毒性物質等の危険性を有する物質の種類・量に応じて許可又は届出の規制を受けることとなる。規制の対象となる物質（種類・量）及び施設は 1953 年 5 月 20 日付けデクレにより示されている。この規制を行っているのは、地方団体ではなく国であり、国は県地方長官を介して関わる仕組みになっている。規制の対象となる施設については、産業危険のみならず、大気、水、土壌、騒音、振動といった環境への影響すべてについて、環境の保護という観点に立って総合的に判断し、許可等を行っている。許可の手の続の流れは、図 4-3 に示すとおりである。この中で消防は諮問機関の 1 つとして位置づけられているのみである。

届出については、申請書類を県地方長官に対して提出し、申請者は届出の受理証を受け取ることとなる。届出の対象となる施設に対する個別規制内容(prescriptions=[処方])は標準化されているが、許可の対象となる施設に対する規制内容は施設ごとによって異なるものである。1999 年現在における届出対象施設は 50 万件であり、許可対象施設は 6 万 4,600 件である（ただし、このうち 2 万 1 千件が家畜飼育関係施設であり、6,800 件が採石関係施設である。）。

図 4-3 指定施設の許可手続の流れ



許可を要する指定施設の中で、大規模な化学工場など危険性の高い物質を貯蔵し、又は取り扱う施設については、その物質の性質や量に応じて、さらに県地方長官により土地利用に係る公益上の制限(*servitude d'utilité publique*= [公益上の地役])が設定される場合がある。公益上の制限とは、例えば工場の敷地の周辺に一定のゾーンを設定し、そのゾーン内では民家を建築したり、学校を建設したりすることを制限したりすることである。さらに、公益上の制限が設定される施設については、施設内で事故が起きた場合の対応について定めた内部作戦計画(*Plan d'opération interne :POI*)が事業者自らの責任において定められなければならない、また、事故が施設外へ及ぶ場合の対応について定めた出動特別計画(*Plan particulier d'intervention :PPI*)が県地方長官によって策定されることとされている。

また、化学工場、石油精製工場、毒性物質の倉庫等、火災、爆発又は毒性ガスの放出の可能性のある施設については、1976年7月10日にイタリアのセベゾで発生した事故を契機として出されたセベゾ指令(1982年6月24日付けEU指令第501号)により欧州で統一した規制をとることとされていたが、この後継指令である1996年12月9日付けEU指令第82号(通称「セベゾII指令」と呼ばれる。)が適用範囲の拡大及び規制の強化を図る形で発出された。フランスにおいては、2000年3月20日付けデクレ第258号(以下「258号デクレ」という)、1999年12月28日付けデクレ等によ

表4-12 セベゾII指令による規制を受ける事業所数(州別)

州名	カテゴリー1	カテゴリー2	合計
アルザス	11	31	42
アンティエ・ギューヤヌ	12	15	27
アキテーヌ	28	47	75
オーヴェルニュ	16	9	25
バス・ノルマンディ	24	9	33
ブルゴーニュ	22	16	38
ブルターニュ	38	27	65
サントル	32	36	68
シャンパーニュ・アルデンヌ	25	10	35
コルス	2	7	9
フランシュ・コンテ	17	9	26
オート・ノルマンディ	19	54	73
イル・ド・フランス	46	46	92
ラングドック・ルシオン	16	19	35
リムーザン	3	5	8
ロレーヌ	20	24	44
ミディ・ピレネー	8	29	37
ノール・パ・ド・カレ	44	55	99
ペイ・ド・ラ・ロワール	29	21	50
ピカルディ	37	31	68
ポワトゥ・シャラント	45	18	63
プロヴァンス・アルプ・コート・ダジュール	24	64	88
レユニオン	0	2	2
ローヌ・アルプ	49	88	137
合計	567	672	1239

(出典) Dossier d'information La prévention des risques industriels, novembre 2001, Ministère de l'aménagement du territoire et de l'environnement

り、セベゾII指令を自国内の法令に取り込んでいる。258号デクレによるセベゾII指令の適用は、個々の指定施設に対してではなく、複数の指定施設を含む事業所

(établissement)に対して適用される。この適用を受ける事業所にはカテゴリーが2段階設けられており、カテゴリー1（カテゴリー2と比べると危険性の低いもの）とカテゴリー2に分類されている。カテゴリー1の基準については2000年5月10日付けアレテの別添で定められ、カテゴリー2については従前の公益上の地役を受ける許可施設からなる事業所に対応している。参考のため、セベゾII指令による規制を受ける事業所を表4-12に示す。2001年10月時点でセベゾIIの規制を受ける事業所は1,239にものぼっている。

指定施設の検査は、主として経済・産業省の地方出先機関である州産業・研究・環境局(Direction régionale de l'industrie, de la recherche et de l'environnement : DRIRE)が実施している。ただし、パリと周辺3県（オー・ド・セーヌ県、セーヌ・サン・ドゥニ県、ヴァル・ド・マルヌ県）については、パリ警視庁の指定施設検査県間技術課(Service technique interdépartemental de l'inspection des installations classées : STIIC)が担当し、また、国防省が管轄する施設については軍総合監督局(Contrôle général des armées)が担当する。1999年における検査の状況を表4-13に示す。

表4-13 許可・届出の件数、行政罰数及び検査数（1999年）

内容	数
初期の許可(Autorisations initiales)	3,900
補足的アレテ(Arrêtés complémentaires)	5,790
不許可アレテ(Arrêtés de refus)	113
事業変更アレテ(Arrêtés de changement d'exploit)	470
届出(déclarations)	18,120
行政罰(sanctions administratives)	
厳命(mises en demeure)	3,920
供託金(consignations)	315
一時停止(suspension)	200
閉鎖命令(fermetures)	65
その他	37
調書(procès-verbaux)	1,170
訪問・検査(visites et inspections)	31,560

（出典）州産業・研究・環境局ホームページ

施設の検査は、新設時だけではなく、拡張時及び変更時にも行われる。また、告訴された場合、事故時の場合にも検査が行われ、規制内容が適切でない場合は補足的な規制内容が出される。事業者が規制内容を順守していない場合には、行政罰及び刑罰が課されることとなる。例えば、無許可で指定施設を営業している場合には、1年の禁固及び50万フランの罰金が課され、違反状態での操業は、廃業、許可の取り消し又は許可の一時停止、並びに2年の禁固及び100万フランの罰金とされている。

指定施設に係る法制度を所管しているのは、国土整備・環境省(Ministère de l'aménagement du territoire et de l'environnement)であり、主な関係法令は環境法典(Code de l'environnement)、指定施設の一覧に係る1953年5月20日付けデクレ等である。

（2）危険物の輸送

道路による危険物の輸送については、危険物の国際道路輸送に係る欧州協定(Accord européen relatif au transport international des marchandises dangereuses par route :ADR)に従って行われており、鉄道による輸送については、危険物の国際鉄

道輸送に係る規則 (règlement concernant le transport international ferroviaire des marchandises dangereuses :RID。国際鉄道輸送に係る協定[convention relative aux transports internationaux ferroviaires :COTIF]の付録Bを構成している国際鉄道貨物輸送契約に関する統一規則[règles uniformes concernant le contrat de transport international ferroviaire des marchandises :CIM]の付録Iを構成している規則。)に従って行われている。

危険物の道路輸送及び鉄道輸送を所管しているのは、運輸担当省（現在は建設・運輸・住宅省[Ministère de l'équipement, des transports et des logements]）であり、主な関係法令は、道路輸送については、危険物の国際道路輸送に係る欧州協定に係る1960年6月22日付けデクレ第794号、危険物の道路輸送に係る2001年6月1日付けアレテ、鉄道輸送については、危険物の鉄道輸送に係る2001年6月5日付けアレテである。

第5章 消防財政

1 県消防本部の財政

県消防本部の予算の歳入は、以下の項目からなっている。(地方自治法典規則第1424-30条)

- ・ 県、コミューン、コミューン間広域行政組織（消防に関する業務を行っているもの）からの毎年の負担金(contribution)
- ・ 欧州連合、国、地方団体及び公施設法人からの補助金(subvention)、助成金(fonds de concours)、交付金(dotation)及び分担金(participation)
- ・ 債券の収益
- ・ 動産及び不動産の償却に対する交付金(dotation aux amortissements des biens meubles et immeubles)
- ・ 他県等に出動した場合の費用の払い戻し
- ・ 贈与及び遺贈
- ・ その他

県消防本部の予算の歳出は、以下の項目からなる。(地方自治法典規則第1424-31条)

- ・ 経常費
- ・ 債務の償還及びこれに付随する費用
- ・ 福利厚生委員会の同意を得た補助金又は補償金等
- ・ 県消防隊に属する志願消防士に係る費用
- ・ 消防用資機材及びその付属品の購入、レンタル料及び維持費
- ・ 消防に係る庁舎等の取得又は建設に係る費用、又は賃借料、管理費等
- ・ 消防庁舎の設備、維持管理に係る費用
- ・ 不動産及び動産の償却等
- ・ 引当金等
- ・ その他

ガール県の実例を示すと次のとおりである。

表5-1 ガール県消防本部当初予算歳出 (2001年)

項目	額 (百万 FF)	割合(%)
経常部門支出	270	76.06
人件費 (職業消防士)	154	43.38
時間報酬 (志願消防士)	50	14.08
コミューンへの補助金	0	0.00
償却費	12	3.38
公債の利子	7	1.97
その他	47	13.24
投資部門支出	85	23.94
機材等	33	9.30
建築等	39	10.99
公債元本の償還	13	3.66
合計	355	100.00

(出典) ガール県資料

表5-2 ガール県消防本部当初予算歳入 (2001 年)

項目	額 (百万 FF)	割合(%)
経常部門収入	270	76.06
県負担分	122.6	34.54
コミューン負担分	142.0	40.00
その他 (国、周辺の県等)	5.4	1.52
投資部門収入	85	23.94
公債等	85	23.94
合計	355	100.00

(出典) ガール県資料

経常分は、ガール県及び県内のコミューンで大部分を負担しており、投資分は公債等の収入でまかなわれていることが分かる。

2 消防財政の負担率計算法

県、コミューン、コミューン間広域行政組織の負担率の計算法については、県消防本部理事会において出席者の3分の2以上の多数決をもって決定することとされており、基本的には各県が諸般の事情を踏まえつつ負担率の計算法を決定することとなる。県、コミューン、コミューン間広域行政組織の負担金については、義務的支出に使用されなければならない。県、コミューン、コミューン間広域行政組織が負担する暫定総額は、前年度（フランスの会計年度は暦年と同じ）の11月1日前までに県消防本部理事会において決定され、各メール、各コミューン間広域行政組織の長及び県議会議長に通知されなければならない。この日までに負担率が決定しない場合は、人口、財政力及び直前の年の決算額に対する負担を考慮して決定される（地方自治法典第1424-35条）。

ヴァル・ド・ワーズ県消防本部を例にとると、まず県とコミューン全体の配分は県消防本部の予算の経常収入のうち、県が70%、コミューン全体が30%となっている。この予算の経常収入のうちの30%の配分方法については、まず各コミューンの最低限度額を決定し、その残りの3分の1は各コミューンの人口に応じて配分し、3分の1は営業税（日本の事業税に相当する税）の徴収額に応じて配分し、残りの3分の1については住居税（日本の固定資産税に相当）に応じて配分することとなる。各コミューンにとって最低限の負担額は、直近の国勢調査を基にした人口に住民1人当たり3,00FFを乗じた額となる。ヴァル・ド・ワーズ県消防本部の場合、10月15日までに予算方針とコミューンの負担金の暫定総額を県消防本部理事会において議決し、11月1日までにコミューンの負担額を各メールに通知することとされている。予算は最終的に翌年（新年度はじめ）の1月又は2月に採択される。

3 全国の財政負担率

次に、県、コミューン（コミューン間広域行政組織も含む）が、全国各県でどの程度負担しているかを示す。負担の割合については、経常部門及び投資部門を合計したものに対する割合となっている。

表5-3 消防予算の県、コミューン等の負担割合(%) (2000年、カテゴリーAの県)

県名	県	コミューン等	その他
アルプ・マリティム	42.03	51.53	6.44
ブーシュ・デュ・ローヌ	32.73	58.23	9.04
カルヴァドス	24.36	67.21	8.43
フィニステール	19.46	74.13	6.41
ガール	63.53	30.06	6.41
オート・ガロンヌ	48.08	46.38	5.54
ジロンド	38.5	53.32	8.18
エロー	-	-	-
イル・エ・ヴィレーヌ	18.52	76.47	5.01
イゼール	33.8	61.92	4.28
ランド	48.34	32.68	18.98
ロワール	21.37	74.51	4.12
ロワール・アトランティック	47.78	31.1	21.12
ロワレ	9.39	86.15	4.46
メーヌ・エ・ロワール	25.06	67.74	7.2
マルヌ	17.77	77.98	4.25
ムルト・エ・モーゼル	20.31	68.02	11.67
モーゼル	42.49	51.61	5.9
ノール	15.4	81.0	3.6
オワーズ	38.54	46.56	14.9
パ・ド・カレ	48.81	46.4	4.79
ピュイ・ド・ドーム	46.47	43.15	10.38
ピレネー・ザトランティック	39.49	48.08	12.43
バ・ラン	16.02	68.31	15.67
オ・ラン	25.61	69.13	5.26
ローヌ	59.13	32.31	8.56
セーヌ・マリティム	31.67	61.86	6.47
セーヌ・エ・マルヌ	74.61	17.11	8.28
イヴリーヌ	61.32	33.03	5.65
ヴァール	33.23	57.73	9.04
ヴォークリューズ	40.66	50.85	8.49
エッソンヌ	95.2	0.09	4.71
ヴァル・ドワーズ	67.44	28.97	3.59
レユニオン	58.04	40.73	1.23

(出典) STATISTIQUE DE L'ANNEE 2000, Ministère de l'intérieur, 2001

(注) コミューン等とは、コミューン及びコミューン間広域行政組織を示し、その他とは、建設整備費総合交付金、TVA 補償基金等を示す。

表5-4 消防予算の県、コミューン等の負担割合(%) (2000年、カテゴリーBの県)

県名	県	コミューン等	その他
アン	63.48	26.55	9.97
エーヌ	49.91	38.09	12.0
アリエ	35.38	57.44	7.18
アルデンヌ	16.48	71.53	11.99
アリエージュ	12.29	66.52	21.19
オーブ	42.72	49.0	8.28
オード	33.75	56.86	9.39
アヴェロン	38.31	49.56	12.13
シャラント	41.52	50.72	7.76
シャラント・マリタイム	44.56	43.22	12.22
シェール	46.03	45.71	8.26
コレーズ	33.56	55.89	10.55
コルス・デュ・シュッド	55.98	37.94	6.08
オート・コルス	56.76	22.81	20.43
コート・ドール	22.92	61.97	15.11
コート・ダルモール	19.87	66.55	13.58
ドルドーニュ	34.65	51.99	13.36
ドゥー	27.17	68.85	3.98
ドローム	42.1	49.52	8.38
ウール	39.32	55.53	5.15
ウール・エ・ロワール	28.59	59.07	12.34
アンドル	41.52	50.72	7.76
アンドル・エ・ロワール	47.94	45.78	6.28
ロワール・エ・シェール	34.78	53.18	12.04
ロット・エ・ガロンヌ	38.5	50.18	11.32
マンシュ	18.32	71.67	10.01
オート・マルヌ	42.67	48.71	8.62
モルビアン	65.56	16.57	17.87
ニエーヴル	25.59	65.21	9.2
オート・ピレネー	35.88	55.19	8.93
ピレネー・ゾリオンタル	48.77	37.77	13.46
ソーヌ・エ・ロワール	20.32	73.22	6.46
サルト	44.31	38.45	17.24
サヴォア	25.66	68.04	6.3
オート・サヴォア	27.01	58.26	14.73
ドゥー・セーヴル	48.33	45.44	6.23
ソム	40.0	50.88	9.12
タルヌ	44.0	37.55	18.45
ヴァンデ	49.97	40.05	9.98
ヴィエンヌ	27.37	66.76	5.87
オート・ヴィエンヌ	21.43	68.42	10.15
ヴォージュ	28.67	52.68	18.65
ヨンヌ	16.67	73.44	9.89
テリトワール・ド・ベルフォール	19.25	70.6	10.15
グワドループ	44.42	36.53	19.05
マルティニーク	33.7	51.79	14.51
ギューヤンヌ	62.97	18.07	18.96

(出典) STATISTIQUE DE L'ANNEE 2000, Ministère de l'intérieur, 2001

(注) コミューン等とは、コミューン及びコミューン間広域行政組織を示し、その他とは、建設整備費総合交付金、TVA 補償基金等を示す。

表5-5 消防予算の県、コミューン等の負担割合(%) (2000年、カテゴリーCの県)

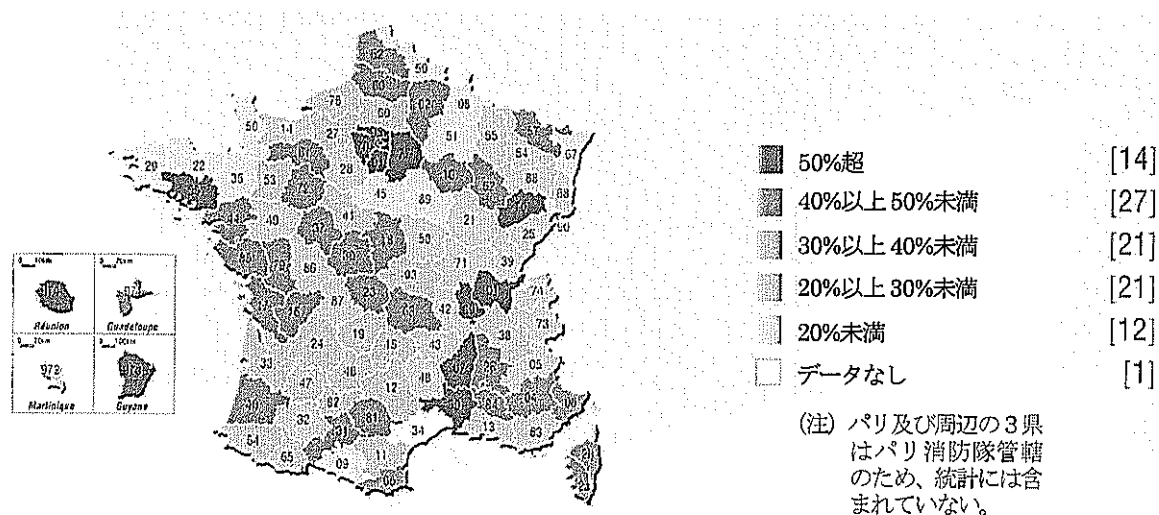
県名	県	コミューン等	その他
アルプ・ドゥ・オート・プロヴァンス	46.17	43.85	9.98
オート・ザルプ	27.16	55.38	17.46
アルデッシュ	50.21	41.58	8.21
カンタル	30.1	58.84	11.06
クルーズ	44.7	44.71	10.59
ジュール	25.06	62.11	12.83
ジュラ	24.31	62.57	13.12
オート・ロワール	25.73	62.6	11.67
ロット	30.61	59.8	9.59
ロゼール	24.54	62.23	13.23
マイエンヌ	32.26	59.9	7.84
ムーズ	29.32	65.08	5.6
オルヌ	42.51	51.43	6.06
オート・ソーヌ	55.4	33.68	10.92
タルヌ・エ・ガロンヌ	32.32	58.35	9.33

(出典) STATISTIQUE DE L'ANNEE 2000, Ministère de l'interieur, 2001

(注) コミューン等とは、コミューン及びコミューン間広域行政組織を示し、その他とは、建設整備費総合交付金、TVA 補償基金等を示す。

各県における県消防本部の予算に対する県の負担率は次に示すとおり。

図5-1 県消防本部予算に対する県の負担率分布



(出典) Statistiques de l'année 2000, Ministère de l'Interieur, 2001

第6章 採用、昇進・昇任、教育・訓練

1 採用

(1) 県消防本部

新規の採用を行っているのは、職業消防士については、2等消防士のレベルと中尉のレベルのみである。これらについては、外部用の選抜資格試験があり、これに合格することにより採用の可能性が開ける。しかし、合格即採用というわけではなく、合格者名簿に一定期間掲載され、ポストが空いており、かつ、自ら採用されるように働きかけなければならない。2等消防士の試験については、県消防本部により行われ、中尉の試験については内務省市民防衛・市民安全局が行っている。

ア 職業2等消防士

職業2等消防士については、外部の者に対する選抜資格試験(*concours externe*)と志願消防士に対する選抜資格試験(*concours réservé aux sapeur-pompier volontaires*)が用意されている。これらの選抜資格試験は県消防本部により毎年実施されている。合格者は、有資格者名簿(*liste d'aptitude*)に登録されるが(有効期間は3年)、直ちに採用となるものではなく、空いているポストに対して就職活動をしなければならない。3年の有効期間の間に空いているポストが見つからない場合には、試験を受け直さなくてはならない。

(ア) 外部選抜資格試験

外部の者が職業消防士として2等消防士になるためには外部選抜資格試験に合格しなければならない。

a 外部選抜資格試験の受験資格

外部選抜資格試験の受験資格は、次のとおり。

- ・フランス国籍を有していること。
- ・市民権を享受していること。
- ・国民役務法典に規定する要件を満足していること。
- ・選抜資格試験のある年の1月1日において17歳以上24歳以下であること。
ただし、24歳を超える者については、国や地方団体の正規又は正規でない職員として就いていた場合にあっては、その経験年数(16歳以降に限る。)を考慮して制限年齢を引き上げることができる。同様に、軍役に就いていた場合はその期間を、扶養すべき子供がいる場合は子供1人に対して1年の割合で、制限年齢を引き上げることができる。一方、下士官や士卒では、公の職に就いた経験がなく志願兵であった場合には、制限年齢を最大10年引き上げることができる。
- ・選抜資格試験のある年の1月1日において、以下の免状のうち1つを有していること。

職業適性証書(*certificat d'aptitude professionnelle :CAP*)、職業学習免状(*brevet d'études professionnelles :BEP*)、第1課程学習免状(*brevet d'études du premier cycle*)、中学免状(*brevet des collèges*)、その他第5レベルの修了免状、バカロレア。なお、この認定は雇用・連帯省の技術教育免状・証書認定国家委員会(*Commission nationale d'homologation des titres et diplômes de l'enseignement technologique*)が所管している。

b 選抜資格試験の内容

○身体・運動能力試験

受験者は、以下の順番どおりにテストを行うが、当該テストにおいて基準表で定めらる成績を収められない限り次のテストに進むことができない。

- ・泳力テスト（50mを1分未満で泳ぐこと。）
- ・心肺持久力テスト
- ・腹筋持久力テスト
- ・腕筋持久力テスト
- ・柔軟性テスト
- ・走力テスト及び身体調整・判断能力テスト

○筆記試験

試験は、受験者が状況を把握し、忠実に状況を再現し、分かりやすく要点をまとめ、内容を整理する能力を測ることを目的としている。なお、受験者は試験内容が紹介されている間、メモを取ることを認められている。

・短答記述式試験

一般的な事柄に関係のある視聴覚資料（フィルム、スライド、写真）を用いて行う。受験者はウイ・ノンで回答するのではなく、短く自由に自らの考えを述べる。時間は1時間で、このうち10分間が試験内容の説明に当てられる。

○数学試験

以下に掲げる試験科目の中から2問を含む試験が行われる。試験時間は1時間半である。

- ・整数、小数、分数。長さ、面積、体積、密度の計測、比例分割等
- ・直線（垂直、斜線、平行線、）
- ・面積（三角形、四辺形、その他の多角形、円、扇形）、円周、弧等
- ・体積（平行六面体、角柱、円柱、円錐）
- ・複雑な数（時間、時間の単位、換算、平均速度）

○口頭試験

・審査委員会(jury)での面接

受験者の志望理由を交えた5分間の自己紹介で始まる。この面接により、受験者の人物、思考力、一般知識及び動機を評価する。時間は全体で15分である。

(イ) 志願消防士専用選抜資格試験

志願消防士として務めていた者が職業消防士の2等消防士となるためには、志願消防士専用選抜資格試験に合格する必要がある。

a 志願消防士専用選抜資格試験の受験資格

志願消防士専用選抜資格試験の受験者は、志願消防士としての資格を有し、志願2等消防士の初期教育を正規に受講し、又は同等の教育を受け、かつ、以下に掲げる立場で3年の実務経験を有すること。

- ・志願消防士
- ・市民安全ボランティア(volontaire civil de sécurité civile)
- ・消防士補
- ・パリ消防隊消防士、マルセイユ海軍消防隊消防士

- ・市民安全訓練・出動部隊消防士
- ・ジュニア消防士

b 選抜資格試験の内容

○身体・運動能力試験

外部選抜資格試験の内容と同じ。

○筆記試験

- ・短答筆記式試験

外部選抜資格試験の場合と同じ。

- ・志願 2 等消防士の教育に関連した履修単位に係る質疑
試験時間は 1 時間。

○口頭試験

- ・審査委員会での面接

受験者の準備なしで行われ、職歴について自己紹介することから始まる。これによって、一般的適性、職業的適性及び動機について評価する。試験時間は 15 分である。

イ 職業消防中尉

職業消防中尉については、外部選抜資格試験(concours externe)と内部選抜資格試験(concours interne)がある。内部選抜資格試験については性質が異なるため、昇任・昇進の項で後述することとし、外部選抜資格試験について述べる。なお、この選抜資格試験は、毎年内務省によって実施されている。選抜資格試験の合格者は有資格者名簿に登録され、この有効期間は 3 年である。就職希望者は、消防中尉の空席ポストを捜し、当該県消防本部に対して就職活動を行う必要がある。3 年の有効期間のうちにポストが見つからない場合は、再度受験しなければならない。

(ア) 外部選抜資格試験の受験資格

外部選抜資格試験の受験資格は次のとおり。

- ・フランス国籍を有していること。
- ・市民権を享受していること。
- ・国民役務法典に規定する要件を満足していること。
- ・選抜資格試験のある年の 1 月 1 日において 29 歳以下であること。

ただし、29 歳を超える者については、国や地方団体の正規又は正規でない職員として就いていた場合にあっては、その経験年数（16 歳以降に限る。）を考慮して制限年齢を引き上げることができる。同様に、軍役に就いていた場合はその期間を、扶養すべき子供がいる場合は子供 1 人に対して 1 年の割合で、制限年齢を引き上げることができる。一方、下士官や士卒では、公の職に就いた経験がなく志願兵であった場合には、制限年齢を最大 10 年引き上げることができる。

- ・レベル 2 の大学免状又はそれと同等のレベルであることが公認されていること。以下に免状のリストを掲げる。

○技師資格委員会によって認められた技師免状

○建築士免状

○運動科学士免状

○次に掲げる分野におけるレベル 2 の大学免状又はそれと同等と認められる

資格（2001年10月18日付けアレテ）

危機管理、衛生・安全・環境、労働衛生、物理、化学、機械工学、土木工学、材料工学、建築学、企業経営、行政管理、地方自治行政、経済学、経営学、社会科学、公法、地理学、国土開発。

(イ) 外部選抜資格試験の内容

○身体・運動能力試験

受験者は、以下の順番どおりにテストを行うが、当該テストにおいて基準表で定めらる成績を収められない限り次のテストに進むことができない。

- ・泳力テスト（50mを1分未満で泳ぐこと。）
- ・心肺持久力テスト
- ・腹筋持久力テスト
- ・腕筋持久力テスト
- ・柔軟性テスト
- ・走力テスト及び身体調整・判断能力テスト

○筆記試験

筆記試験は、以下の3つの試験からなっている。

・総合論証テスト

与えられた複数の書類から、事実に沿って重要部分をまとめる能力を測ることを目的としている。（小論文とは異なり、自らの意見を述べるのではない。）

・一般教養に係る選択式テスト

このテストでは、受験者の一般的知識を測ることを目的としており、現代世界の政治、経済、文化及び社会に関する問題が出題される。試験時間は2時間。

・筆記式テスト

市民安全、市民防衛に係る問題が出題される。試験時間は2時間。

○口頭試験

・審査委員会での面接

受験者の志望理由を交えた自己紹介で始まる。この面接により、受験者の人物、思考力、一般知識及び動機を評価する。時間は25分で、志望の動機を交えた自己紹介が最大5分。次にくじで選んだテーマについて時事問題に関する発表を行い、それに対する審査委員の質問に答える。20分間の試験時間のうち、最大5分が発表に当てられる（ただし、発表に当たって25分間準備時間が与えられている。）。

・外国語試験

英語、ドイツ語、スペイン語、イタリア語の中から1つ選択し、受験者側の準備時間なしで行われる。試験時間は15分。なお、言語の選択は受験者の書類作成時に行われる。

ウ 志願消防士

志願消防士は、最初2等消防士として採用される。その後、キャリア等を積み重ねることにより昇進・昇任していくこととなる。

志願消防士の応募資格は以下のとおり。

- ・18歳以上45歳以下であること。
- ・自筆で申告していること。

- ・国民役務法典の規定に適合していること。
- ・医学的、身体的適性があること。

消防士、伍長消防士、下士官については、契約は5年単位とし、満 55 歳（下士官の場合）まで契約することができるが、条件により 57 歳まで延長可能である。

士官については、期間の制限無く任命され、原則として 60 歳までであるが、条件により 62 歳（医師と薬剤師については 65 歳まで）まで延長が可能である。

また、特定の季節に危険が増加することに対応するために、短期の契約（最大 2 ヶ月）も行っている。

エ 市民安全ボランティア

市民安全ボランティア(volontaire civile de la sécurité civile)は、2000 年 3 月 14 付け法律第 242 号及び 2000 年 11 月 30 日付けデクレ第 1159 号により新しく創設された身分で、志願消防士とは異なり、月々の手当を受け取る。この応募窓口は、内務省市民安全・市民防衛局消防士部身分・管理課市民ボランティア係(Ministère de l'Interieur, direction de la défense et de la sécurité civiles, sous-direction des sapeurs-pompiers, bureau des statuts et du management, section volontariat civil)、又は各県消防本部である。

市民安全ボランティアへの応募資格は以下のとおり。

- ・18 歳以上 28 歳以下であること。
- ・1978 年 12 月 31 日より後に生まれているか、又はそれ以前に生まれている場合は国民役務を果たしており、市民安全活動に参加する意志がある者に限る。
- ・消防士としての職務に求められる道徳心や医学的適性に係る要件を満たしていること。
- ・電話の応対等、職業的な受付の応対ができること。
- ・国民役務法典の規定を満足していること。

(2) パリ消防隊

パリ消防隊では、選抜資格試験は特になく、一定の要件を満たす者が志願するかたちで入隊することとなる。入隊に係る形態は、初期入隊(engagement initial)、後期入隊(engagement ultérieur)、志願兵役(volontariat de l'armée de terre)の 3 通りある。

ア 入隊資格

入隊資格は以下のとおり。

- ・フランス国籍を有すること。
- ・満 18 歳以上であること。
- ・消防士として要求される医学的適性を有すること。
- ・少なくとも職業適正証(CAP)を有していること。
- ・名誉又は誠実に反する罪で有罪の判決を受けたことがないこと。
- ・以下の身体的要件を満足すること。
 - 身長が 1.63～1.90m であること。
 - 身長に応じた体重を有すること。
 - 頑丈な体格であること。
 - 裸眼視力が、片方で 10/10、もう片方で 6/10 あること。

イ 入隊の形態

入隊の形態には、初期入隊(engagement initial)、後期入隊(engagement ultérieur)、志願兵役(volontariat)の3種類がある。

(ア) 初期入隊

この制度は、1979年1月1日より前に生まれながら諸般の事情により、兵役等の国民役務を果たしていない青年のためのものである。契約期間は5年で、入隊を希望する者は居住する県に所在する陸軍広報・募集センター(Centre d'information et de recrutement de l'Armée de Terre)に問い合わせをすることとなる。入隊に当たって、考慮される要件は以下のとおり。

- ・スポーツ、特に陸上競技、体操、水泳を行っていること。
- ・入隊の日には、懸垂10回、6キロを30分で走ること、100m以上泳ぐことができること。
- ・一般教養があること。
- ・場合によっては、救助法に係る免状(応急手当教育証明書[Attestation de formation aux premiers secours]、応急救助活動教育証明書[Certificat de formation aux activités de premiers secours en équipe])を有していること。

(イ) 後期入隊

この制度は、国民役務を終えた者を対象にしている。契約期間は3年で、入隊を希望する者は居住する県に所在する陸軍広報・募集センターに問い合わせをする必要があるが、求められる専門性のうちの1つの分野において職業資格及び経験を有していることが求められる。

(ウ) 志願兵役

この制度は、18歳から26歳までの青年を対象にしており、契約期間は1年である。1979年1月1日以降に生まれ、国民役務を果たした者を対象にしており、必要な要件は初期入隊のものと同じであるが、選抜はそれよりは緩やかである。主として以下の者を対象にしている。

- ・志願入隊する前に経験を積もうと考えている青年
- ・初期入隊を希望しているが要件を満たすことができない者
- ・学歴の点で少し不足しているが(職業適性証(CAP)には至らないが、例えば前記中等教育修了証(brevet d'études du premier cycle :BEPC)を有している等)、強く入隊を希望している者
- ・国民役務の延長を希望している者(パリ消防隊に属しているかいないかに関わらない)。2回契約を更新すると勤務成績によっては初期入隊への道が開ける。

(3) マルセイユ海軍消防隊

マルセイユ海軍消防隊では、選抜試験(ただし、志願形式によるものは運動能力テスト、面接のみ)を行うが、合格即採用ではなく、その合格者は就職活動を行わなければならない。入隊の形態は、正規の入隊によるものと、志願形式によるものの2通りある。

ア 正規入隊

(ア) 受験資格

受験資格は以下のとおり。

- ・フランス国籍を有すること。
- ・満18歳以上25歳以下であること。

- ・市民権を享受し、良好な道德心を有すること。
- ・以下の身体的要件を満足していること。
 - 身長 1.6m 以上であること。
 - 裸眼視力が、片方で 10/10、もう一方で 6/10 であること。
- ・予備役軍人にあつては、軍役の中断が 5 年未満であること。
- ・学歴で、少なくとも職業教育修了免状(BEP)を有していること。

(イ) 選抜試験の内容

選抜試験は、学力試験、運動能力試験、面接の 3 つからなっている。

・学力試験

数学 (45 分)、電気 (30 分)、物理 (30 分)、国語能力 (計 55 分) を問うものである。

・運動能力試験

腕立て伏せ、腹筋運動、垂直跳び、5 m の棒のぼり (腕のみ使用、腕と足を使用の 2 種類)、水泳 (100m 自由に泳いだ後、休みなく 5 m の潜水) 等が課され、規定の成績を収める必要がある。

・心理学的面接

イ 志願によるもの

(ア) 受験資格

受験資格は以下のとおり。

- ・フランス国籍を有していること。
- ・18 歳以上 26 歳以下であること。
- ・国民役務法典の規定に適合していること。
- ・良好な道德心を有していること。
- ・身長 1.6m 以上であること。
- ・海軍消防隊として医学的に適性を有していること。

(イ) 選抜試験の内容

選抜試験は、運動能力試験、心理学的面接からなっている。

2 昇進、昇任

(1) 職業消防士

パリ消防隊とマルセイユ海軍消防隊以外の職業消防士は地方公務員であり、他の地方公務員と同様に A、B、C のいずれかの職群 (通常、カテゴリー A 等という。) に属している。一般に同一の職群内で上位の階級になることを昇進(avancement)といい、部内試験等により職群を超えて上位の階級になることを昇任(promotion)と区別している。

ア カテゴリー C における昇進

職業消防士の場合、カテゴリー C に属するのは、2 等消防士、1 等消防士、伍長、軍曹、曹長であり、採用の項で述べたとおり新規に 2 等消防士になり、その後実務経験等を踏まえて昇進していくこととなる。

(ア) 1 等消防士への昇進

2 等消防士として 1 年実務経験を積むことにより 1 等消防士への昇進が認められる。

(イ) 伍長への昇進

1等消防士として2年実務経験を積み、かつ、必要な履修単位を収めることにより伍長への昇進が認められる。

(ウ) 軍曹への昇進

伍長として5年実務経験を積み、かつ、必要な履修単位を収めることにより軍曹への昇進が認められる。

(エ) 曹長への昇進

軍曹として6年の実務経験を積み、かつ、必要な履修単位を収めることにより曹長への昇進が認められる。

イ カテゴリーCからBへの昇任

カテゴリーCの最高位の階級である曹長(adjutant)からカテゴリーBの准尉(major)への昇任(promotion)については、内部選抜資格試験(concours interne)によるものと選考試験(examen professionnel)によるものの2つの方法がある。

また、カテゴリーCから少尉又は中尉への昇任も別の内部選抜資格試験により可能となっている。

ここでは、例として、准尉に係る選考試験、少尉、中尉に係る内部選抜資格試験を示す。

(ア) 准尉に係る選考試験

○受験資格

試験のある年の1月1日現在において、44歳以上54歳以下の職業消防士である曹長で、かつ、曹長として5年の実務経験を有すること。

○試験内容

・審査委員会による職歴に対する評価

受験者から提出される書類に基づいて行われる。受験者は、ここで20点中5点以上を取らないと次の口頭試験に進むことができない。

・審査委員会との面接による口頭試験

受験者側は何も準備することなしに15分間行われ、このうち最大5分が受験者の自己紹介に当てられる。試験は受験者の自己紹介から始まり、受験者はここで職歴、上級准尉への志望理由等について発表する。審査委員会は、受験者から提出されている書類に添付された志望理由に基づいて面接を行うこととなる。

(イ) 少尉、中尉に係る内部選抜資格試験

○受験資格

試験のある年の1月1日において39歳以下であり、職業消防士として4年の実務経験を有すること。ただし、年齢制限については、新規に採用される場合と同様その職業経験等により考慮される。

○試験内容

・筆記試験

●技術的内容に関する小論文等

技術的内容の書類が受験者に渡され、受験者はこれについて総合的な小論文を作成するとともに、これに関連する質問に回答する。試験時間は4時間。

この試験の目的は、具体的な事例を用いて、受験者の理解力、表現力、分析力、総合力、論証力及び意見を主張する能力を測ることである。

●選択式問題

一般教養に関するもので、これにより、現代社会の政治、経済、文化、社会に関する一般的知識を測るものである。試験時間は2時間。

●筆記式問題

リスク管理、安全、環境に関するもので、試験時間は2時間。

・口頭試験

●審査委員会での面接

受験者の志望理由を交えた自己紹介で始まる。この面接により、受験者の人物、思考力、一般知識及び動機を評価する。時間は25分で、志望の動機を交えた自己紹介が最大5分。次にくじで選んだテーマについて環境に関する発表を行い、それに対する審査委員の質問に答える。20分間の試験時間のうち、最大5分が発表に当てられる（ただし、発表に当たって25分間準備時間が与えられている）。この試験では、受験者の人物、行政的知識、技術的知識、職業的知識、志望理由を測ることを目的としている。審査委員会は、思考力のみならず、反応や決定に係る適性も重要視している。

●外国語試験

英語、ドイツ語、スペイン語、イタリア語の中から1つ選択し、受験者側の準備時間なしで行われる。試験時間は15分。なお、言語の選択は受験者の書類作成時に行われる。

ウ カテゴリーBにおける昇進

カテゴリーBには、准尉、少尉、中尉が含まれる。少尉及び中尉への昇進は選考試験による。

(ア) 選考試験の受験資格

試験のある年の1月1日において44歳以上であり、かつ、職業消防士の准尉として5年の実務経験を有すること。

(イ) 選考試験の内容

○筆記試験

・技術的レポートの作成

受験者に渡される書類の中で示されている具体的な事例の災害に関して技術的レポートを作成する。この試験の目的は、1つには、職業消防士としての知識を問うものであり、もう一つには、文章作成能力、理解力、論説力、提案力を問うている。試験時間は4時間。

・短答式筆記試験

受験者の技術的、職業的知識を問うものである。試験時間は2時間。

○口頭試験

・審査委員会との面接

受験者の発表から始まるが、受験者はこの発表の中で職業消防士の下士官として任命されて以来の職務及び志望理由を交えて発表しなければならない。これにより、審査委員会は、受験者の人物、一般的な職業的知識、職業消防士の士官としての職務の遂行に係る志望動機を評価することとなる。試験時間は25分で、このうち5分間は自己紹介、志望動機について費やされ、残りの20分は環境に関するものの中からくじ引きでテーマを決め、受験者はこれについて

最大5分間発表し、残りの時間はこれに対する審査委員会との質疑応答に費やされる（なお、発表に当たっては、25分間の準備時間が与えられる）。

・外国語試験

英語、ドイツ語、スペイン語、イタリア語の中から1つ選択し、受験者側の準備時間なしで行われる。試験時間は15分。なお、言語の選択は受験者の書類作成時に行われる。

エ カテゴリーBからAへの昇任

カテゴリーBの中尉からカテゴリーAの大尉への昇任は、内部選抜資格試験により行われる。

（ア）内部選抜資格試験の受験資格

試験のある年の1月1日において、職業消防士の中尉として実務経験が3年あること、かつ、少なくとも方面部隊長として3年間作戦指揮官の経験を有すること。

（イ）内部選抜資格試験の内容

・消防長からの報告

受験者の属する県消防本部の消防長は、受験者の作戦指揮に係る適性及び職歴について詳細な報告を提出する。審査委員会は、特にその書類を基にして評価点を与える。20点の配点のうち5点未満しか得点できない受験者は面接試験に進むことができない。

・審査委員会との面接

受験者側は準備することなく、面接に臨まなければならない。面接は受験者の職務経験に関するもので、試験時間は15分、このうち最大5分が受験者の自己紹介に当てられる。審査委員会は、特に受験者から提出されている書類に添付されているものに基づいて面接を行っていく。

オ カテゴリーAにおける昇進

カテゴリーAには、大尉、少佐、中佐、大佐が含まれる。

（ア）少佐への昇進

少佐への昇進については、選考試験による方法と実務経験を積む方法と2通りあるが、ここでは例として、経験年数等による場合を示す。

この場合、大尉として10年実務経験を積み、必要な履修単位を取得していること。しかし、試験において5人のうち1人が任命されるのみである。

（イ）中佐への昇進

少佐として5年実務経験を積み、かつ必要な履修単位を取得することにより、中佐への昇進が認められる。

（ウ）大佐への昇進

大佐への昇進は2通り存在する。中佐として3年の実務経験を積み、かつ、その期間において消防長としての経験を有する場合、5年の実務経験を積み、かつ、その期間において指揮を採る立場での経験を有する場合である。

（2）志願消防士

採用の項で述べたとおり、全く新たに志願消防士として職務に就く場合は、2等消防士から始まる。この後、経験年数、受けた教育・訓練により段階的に階級が上がっていくこととなる。

ア 1等消防士への昇進

志願消防士として1年間経験を積み、かつ、消防制度、人命救助、火災、財産・環境の保護に関して教育・訓練を受けた場合には、1等消防士への昇進が認められる。

イ 伍長への昇進

伍長への昇進は、志願消防士として10年間経験を重ねるか、又は、志願消防士として3年間経験を積み、かつ、火災と人命救助については既習し、さらに、火災、人命救助、財産・環境の保護に関して教育・訓練を受けている場合の2通りある。

ウ 軍曹への昇進

志願消防士として3年経験を積み、かつ、火災については既習し、さらに火災、人命救助、行政的枠組み、司法的枠組みについて教育・訓練を受けた場合には、軍曹への昇進が認められる。

エ 曹長への昇進

軍曹として2年間経験を積み、かつ、火災、行政的枠組み、司法的枠組みについて教育・訓練を受けた場合には、曹長への昇進が認められる。

3 教育・訓練

(1) 国のレベル

国のレベルでは、来るべき災害を管理する準備のため、定期的に演習が行われ、この演習にはすべての関係代表（省庁、評価本部、管区参謀本部、防衛管区事務総局、防衛司令本部を伴った県地方長官庁、県消防局司令部、専門的協力者）が参加している。特に、核災害について、1998年11月にハンガリーと行ったInex 2と1999年4月にカナダと行った演習を引き合いに出すことができる（SGDNの代表が集まった省庁横断的な演習であり、農業省、保健省、産業省、専門機関、イオン化放射線保護事務局、核保護・安全研究所）。1998年12月に行われた演習においては、ヨーロッパ規模での災害対策本部間の情報網の実現可能性を試し（4箇所において行われた）、仮想された大災害を契機として多重の交流を生んでいる。

1999年9月には、TGV（仏の新幹線）の事故を想定した演習がヨンヌ県地方長官庁によって行われ、特別計画において予定されている救助対策が試された。また、県地方長官庁のために召集本部の設置を実験する機会を得た。

(2) 地方のレベル

消防士は、初期訓練を受け、訓練は職務に就いている間続く。

2等消防士については、採用されると1年間は2等消防士研修生として任命され、県の消防学校で最低16週間の初期訓練を受けなければならない。地方公務員の職群のカテゴリーCに属することとなる。

士官については、中尉は採用されると職群のカテゴリーBに属する。1年間の研修の後、国立消防士官学校（*école nationale supérieure des officiers de sapeurs-pompiers* :ENSOSP、国立市民安全研究所[institut national d'études de la sécurité civile :INESC]の一部でエソンヌ県ナンヴィル・レ・ロッシュに所在する。国立市民安全研究所はパリにも支部を有し、INESC Parisと呼ばれており、パリ13区に所在する。）において修了証を受けると正式な士官となる。

士官の教育・訓練については、理論と実践に、観察と応用の研修が加わる。観察の研修時には、士官研修生は活動、作戦に観察者として参加する。応用の研修時には、

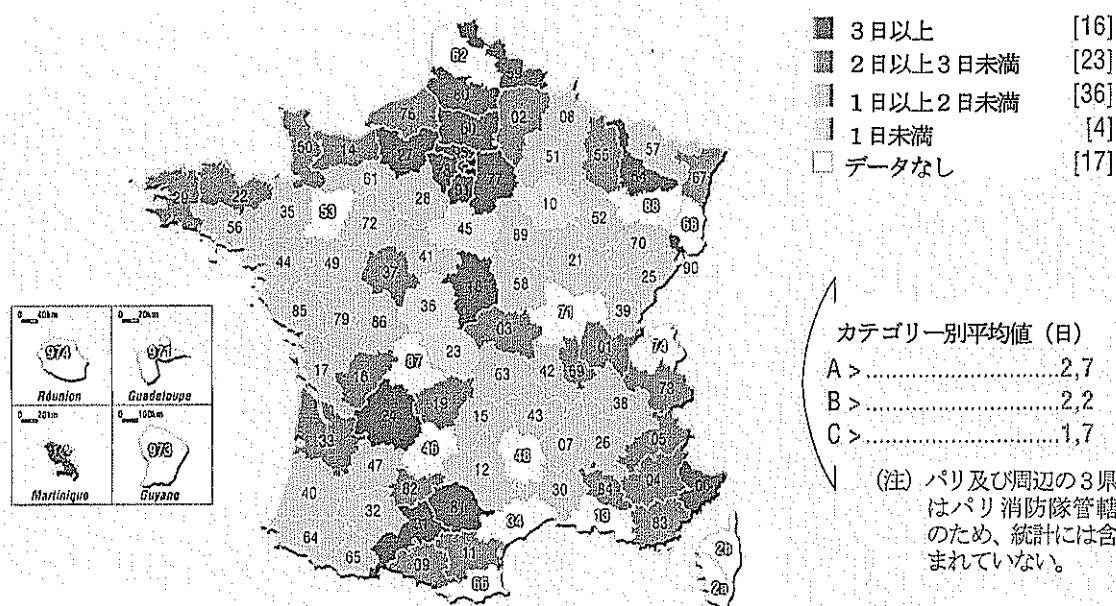
中尉研修生の場合は中隊長として、大尉研修生の場合は中隊長及び大隊長として参加する。

志願消防士については、その職業訓練は、活動開始から3年の間に割り振られた最低30日の初期職業訓練（そのうち10回は最初の1年間に実施）と、1年に最低5日間の新技能修得職業訓練（生涯職業訓練）から構成される。

以下においては、例としていくつかの教養・訓練の内容を示すにとどめる。

なお、参考までに各県別の消防士1人当たりの教育・訓練に当てている日数を図6-1に示す。

図6-1 消防士1人当たりの教育・訓練の日数に係る県別分布



(出典) Statistiques de l'année 2000, Ministère de l'Intérieur, 2001

ア 職業消防士

(ア) 2等消防士

採用されると直ちに2等消防士研修生としての初期教育・訓練が始まる。この教育・訓練により県消防本部において隊員(équipier)としての任務を勤めることができる能力を身につけることができる。この教育・訓練には以下のことが含まれている。

なお、参考のため、エッソンヌ県消防本部で行われている2等消防士の初任教育訓練第13週目の日程表を表6-1に示す。

表6-1 2等消防士初任教育訓練第13週目のメニュー（エッソンヌ県消防本部）

	月	火	水	木	金
8:00～9:00	スポーツ	スポーツ	スポーツ	スポーツ	スポーツ
9:00～11:00	理論の評価	燃焼	火災時にとるべき注意事項	実践の評価	実践の評価
11:00～12:00	作戦の一般的進行	消火の過程及び消火器具		鉤つきはしご	引きばしご
12:00～13:00	昼食	昼食	昼食	昼食	昼食
13:30～17:30	G1～G4 までの4つのグループに分かれて、G1とG2は外部からの救助、G3とG4は洞穴での救助	G3とG4は外部からの救助 G1とG2は洞穴での救助	G1とG2は外部からの救助 G3とG4は洞穴での救助	G3とG4は外部からの救助 G1とG2は洞穴での救助	

(出典) POMPIER JÉOUTE, Robert JAUZE, 2000

・義務教育

以下に掲げるレベル1の教育・訓練の履修単位からなる理論・実践課程により構成され、評価も含めて約450時間が費やされる。

- 行政的教養(culture administrative)
- 通信(communication)
- 様々な出動(interventions divers)
- 作戦管理及び指揮(gestion opérationnelle et commandement)
- 火災(incendies)
- 広報(relations publiques)
- 科学技術災害及び自然災害(risques technologiques et naturels)
- 人命救助(secours à personnes)
- 作戦技術(techniques opérationnelles)

また、身体的適性を高めるためにスポーツからなる履修単位を取らなければならないが、評価も含めて約100時間が費やされる。

・補完教育

必要な場合には、県消防本部が企画する補完教育が課されることがある。この補習教育は、特に地域的災害（例 林野火災）を考慮しなければならない時に設けられる。

(イ) 伍長

伍長が隊長(chef d'équipe)としての任務に就くため、受けなければならない教育・訓練は以下のとおり。なお、教育・訓練時間は評価も含めて約70時間費やされる。

- ・作戦管理及び指揮（レベル2）
- ・人命救助（レベル2）
- ・作戦技術（レベル2）

(ウ) 軍曹

軍曹は隊長(chef d'agès)としての任務に就くため、受けなければならない教育・訓練は以下のとおり。

- ・人命救助（レベル3）
- ・作戦技術（レベル3）

- ・火災（レベル2）
- ・行政的教養（レベル2）
- ・教官(formateur)（レベル1）
- ・運営(management)（レベル1）

（エ）曹長

曹長は中隊長(chef de groupe)としての任務に就くため、受けなければならない教育・訓練は以下のとおり。

- ・作戦管理及び指揮（レベル3）
- ・広報（レベル2）
- ・作戦技術（レベル4）

（オ）中尉

ここでは、外部選抜資格試験により中尉になった場合の初任教育について記述する。初任教育は35週継続し、内容は以下のとおり。

- ・隊員観察研修（4週間）
- ・初期段階（2週間）
- ・用法理解研修（隊長として2週間、操車長として3週間）
- ・結束研修（1週間）
- ・中隊長研修（理論5.5週間、実践3週間）
- ・実践観察研修（2週間）
- ・応用研修（2週間）
- ・共通研修（10.5週間）

イ 志願消防士

（ア）2等消防士

2等消防士の初任教育・訓練により、人命救助、消火、財産・環境の保護に係る出動に対応できる能力を身につけることになる。この教育・訓練には行政、司

表6-2 2等消防士（志願消防士）の初任教育・訓練の内容

モジュール	履修単位	内容	作戦活動内容
行政・司法	行政的教養 広報	消防の組織 協議と経営参加 消防士の制度的環境	このモジュールは作戦上のものではないが、これを取得することで消防士として正式に任命される。
財産・環境の保護	その他の出動	排水用具の認識 動物に係る出動の危険性と獣医の役割 金鋸の使用	このモジュールを取得すると、排水、スズメバチの巣の撤去等の作戦に参加できる。
火災	作戦管理、指揮	通報の受信及び救助出動 通信 作戦の展開	このモジュールを取得すると消火に係る出動に参加できる。 消防出張所で使用できる資機材を考慮し、場合に応じて訓練時間が短縮される。
	消火	燃焼 火災になる物質 出動時の個人・団体の安全 消防車と用法 施設の操作 消火に係る技術及び理論	
チームでの人命救助	作戦技術 人命救助	地形 救助技術	人命救助作戦への観察者としての参加
		チームによる応急技術	このモジュールを取得すると、人命救助作戦へ参加できる。

（出典）POMPIERS J'ÉCOUTE, Robert JAUZE

法に関するものも含まれている。表6-2に初任教育・訓練の内容を示す。

(イ) 伍長

伍長の事前教育・訓練とそれに続く教育・訓練の内容を表6-3及び表6-4に示す。

表6-3 伍長（志願消防士）の事前教育・訓練の内容

モジュール	履修単位	内容
	火災	呼吸の保護 救助に係る器具等
	科学技術災害及び自然災害	洪水災害 崩壊危険及び地滑り
	作戦技術	水利
班での人命救助	人命救助	神経系及びその障害 呼吸器系及びその障害 循環器系及びその障害 運動系及びその障害 生命機能の相互作用 特別な状況 衛生及び用具の整備 県内の救助の組織

(出典) POMPEIRS J'ÉCOUTE, Robert JAUZE

表6-4 伍長（志願消防士）の教育・訓練の内容

モジュール	履修単位	内容
	火災	救助の理論と技術
	科学技術災害及び自然災害	洪水災害 崩壊危険と地滑り
	作戦管理、指揮	通常の任務及び補強 作戦でのストレス 作戦の一般的進展 通信 報告書の作成
	科学技術災害及び自然災害	放射線災害 環境汚染災害 化学災害
	作戦技術	班の安全
財産、環境の保護	その他の出動	特別な危険
班での人命救助	人命救助	特別な用具 法的枠組み

(出典) POMPEIRS J'ÉCOUTE, Robert JAUZE

(ウ) 士官

士官の教育・訓練は1週間を単位としたモジュールで組み立てられず、1日を単位としたモジュールで組み立てられている。例として中尉の初任教育・訓練の内容を示す。

- ・消防士及び下士官の（志願消防士の）職業に対する理解の実践モジュール
志願消防士と職業消防士の混在する消防出張所又は職業消防士のみの消防出張所において10日間行われる。
- ・県消防としての実践に関する観察モジュール
県消防本部において5日間行われる。
- ・防衛管区における情報モジュール

防衛管区参謀本部において1日間行われる。

- ・中隊長としての理論モジュール

国立消防士官学校で5日間行われる。

- ・中隊長としての実践モジュール

国立消防士官学校から委任された消防学校又は消防本部において10日間行われる。

- ・機能モジュール

国立消防士官学校において5日間行われる。

なお、知識や作戦ノウハウを維持するために、志願消防士は定期的に教育・訓練を行う必要がある。

第7章 啓発

1 ジュニア消防士

ジュニア消防士(jeune sapeur-pompier)とは、県ジュニア消防士連盟(union départemental de jeune sapeurs-pompiers)やジュニア消防士協会(association de jeune sapeurs-pompiers)が中心となって行っている事業で、子供達に連帯の精神を育て、発育を支える活動を提供し、消防士が有する技術を学び始めることを目的としている。フランスでは、約840のジュニア消防隊があり、計18,000人以上の子供が参加している。



ジュニア消防士になると、火災に関連する物質やそれをどのように取り扱うべきかを学んだり、定期的に演習に参加したり、スポーツや体操を行い、救急法や規律に従うことや市民意識について学び初め、ジュニア消防士の州レベル、国レベル、国際レベルでの集まりに参加したりすることができる。

ジュニア消防士になるためには、年齢が10歳から18歳までであること、身体的適性に係る医師の証明書があること、未成年者については親の許可があることが求められる。これらの条件が満足されている場合は、県ジュニア消防士連盟やジュニア消防士協会にジュニア消防士として登録することができる。



ジュニア消防士は、以下の3つの分野で訓練を受ける。

- ・人命救助：緊急時の技術や救助用具を用いた人命の救助
- ・消火：消火用機械を用いた消火用ホースの設置
- ・財産、環境の保護：保護用資材（シート、はしご）の使用

また、さらに消防制度についての国のレベル、地方団体でのレベル等で行政面、司法面から学ぶ。

ジュニア消防士の課程を普通に終わると、年少消防士免状(brevet de cadets de sapeur-pompier)を受領できる。この試験に臨むために必要とされる条件は、試験の当日において満16歳以上18歳以下であること、及び応急手当教育終了証明書(attestation de formation aux premiers secours :AFPS)を有していることで



ある。

年少消防士課程における学習は、将来志願消防士や職業消防士になるときに考慮される。



2 救急法（応急処置）の普及

フランス赤十字によると、1998年時点で国民の20%しか緊急時の対処法（マウス・トゥ・マウスなどの人工呼吸、心臓マッサージ等）の初歩の教育を受けたことがなく、そのうち約20万人しか救助が到着するまでの間に正しい方法で犠牲者に対処することができないとのことである。このような状況になっているのには、3つの理由が考えられ、1つは無知（学んだことがない）、2つ目は能力不足（学んだことはあるが訓練をせず、反復していない）、3つ目は世間体（学んだことはあるが、専門家ではないので、救助を待って、専門家に任せてしまう）である。

毎年、フランスでは5万人もの人が心臓発作で死亡しているが、専門家によれば、このうち3万3千人は、すぐに応急処置（3時間もあれば学べる）が施されていれば助かったはずだと言われている。

1998年においてフランスでは延べ約500万時間が救急法の研修に当てられているが、そのうち180万時間、すなわち36%以上を消防士が担当して教えている。

3 企業に対する教育

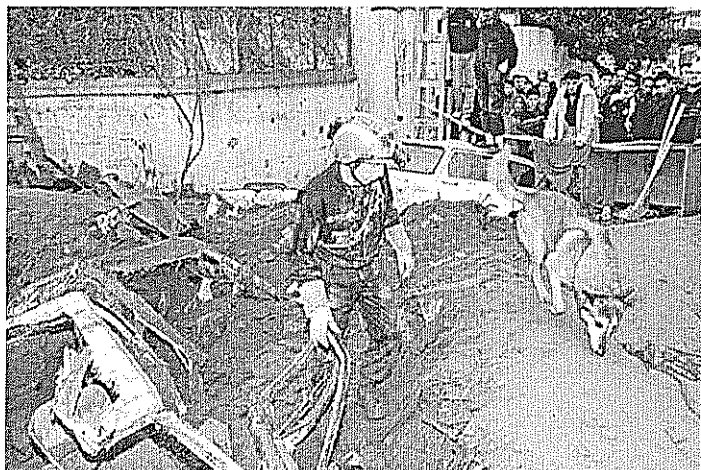
消防の重要な任務の1つに、企業（特に工場など）に対する研修があるが、これは消防の側にとっても、企業の側にとってもメリットがある。消防にとっては、まず建物の配置を知ることができ、それがどのように有機的につながっているか知ることができる。これは、企業内で災害があった場合に、出動する際に大いに参考になることである。また、安全に関わる器具・装置がどのように管理され、安全に関する規則がどのように適用されているかを実際に見ることができる。一方、企業側では、建物の管理組合に属しているような人にとっては、安全に対して関心を持ち、それまで以上に建物をよく監視することができるようになるいい機会となる。また、安全担当者にとっては、消防士と接することによって、社内における信頼度が増したり、発言力が強化されたりすることとなる。安全というものが、特定の人の課題ではなく、全員の課題であることを知らしめ、規則や制約を遵守することによって得られるものであることを知らせるよい機会なのである。

第8章 国際協力

消防は、政府の決定に従って外国に出動することができ、また、地方分権型協力に係る協定を締結している場合には、これにより出動することができる（地方自治法典規則第 1424-50 条）。以下においては、他国での災害時において実際に行った救助活動等を例に挙げる。

1 アルジェリア洪水

2001年11月9日より10日にかけて首都アルジェが集中豪雨に見舞われ、11月16日時点では、700名以上の犠牲者が出ていた。特に被害が集中したのはアルジェの下町、人口が密集するバーブルウェッド(Bab-el-Oued)というカスバの東側に位置する地域であった。アルジェリアの北部地方全体が山あり、溪谷あり、川ありの峻険な地勢であるが、アルジェはこのよう



な地勢を代表するかのごとく、平地の部分は海岸線より数キロだけで、そこを過ぎるとすぐ丘や山が迫り、街全体がそれにへばりつくような感じで作られている。道路は山と山の間の谷間の部分、あるいは崖っぷちを走り、さらに山あいには無数の道が作られている。バーブルウェッドに通じる首都高速道路は、まさにこの山あいの谷を利用して作られているが、大雨で大規模な山崩れ、崖崩れが起こり、高速道路が川のような状態になり、そこに土砂が鉄砲水になって流れ込んだものと推測されている。多くのバスやタクシー、乗用車があつという間に巨大な濁流に巻き込まれて流され、犠牲者数を著しく大きくしたようである。

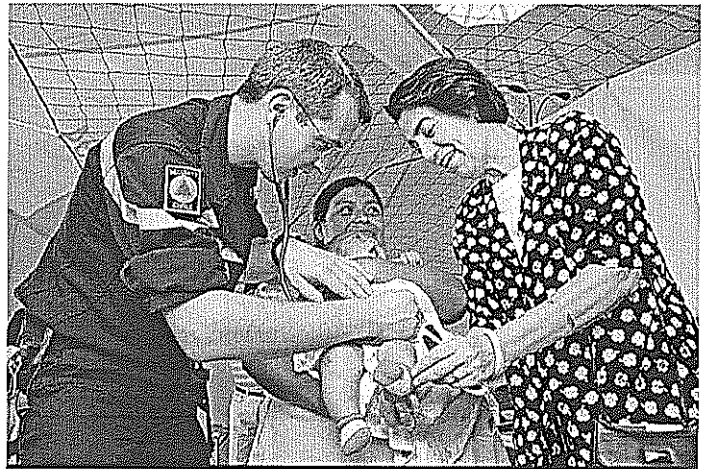
11月13日（火）の午後には、既にフランス国内において30名の市民安全訓練・出動部隊がいつでも活動できる状態にあった。ノジャン・ル・ロトゥルー隊の救助犬担当者は、バーブルウェッド界隈に到着するとすぐに救助犬を投入した。また、そこからほど遠くないところでも、ノジャン・ル・ロトゥルー隊がモロッコの救助隊と一緒に、泥が流れ込んだ技術教育センターの片づけを行った。17日からは、別働隊が新たな災害現場にのぞみ、1週間給水停止されたままになっているバブ・エル・ウエッドの産院の水道の清掃と正常化に取り組んだ。

2 エルサルバドル地震

2001年1月13日午前11時35分頃メキシコ南部から中南米にかけて強い地震が発生した。震源は、東部の都市サンミゲルの約105キロ南南西の太平洋沖で、地震の規模はマグニチュード7.6であった。エルサルバドル政府の発表によると、死者844名、負傷者8,727名、罹災者約132万人以上の大惨事となった。エルサルバドルの首都サンサルバドル西郊のラスコリナスでは大規模な崖崩れが発生し、住宅約300世帯が倒壊した。東部の都市サンミゲルでも病院の壁が崩れるなどの被害が出たほか、首都から55キロ北西のサンタアナの町では教会が倒壊した。

フランスからは、1月15日から29日にかけて市民安全訓練・出動部隊43名（第1

隊（ノジャン・ル・ロトゥルー
[仏ウール・エ・ロワール県に
所在]）、第7隊（ブリニョール
[仏ヴァール県に所在]）及び
市民安全軍事司令部（アニエー
ル・シュル・セヌ [仏オー・
ド・セヌ県に所在]）からなる。
）が出動して災害活動を行
い、救急医療援助組織のチーム
（パリ、セヌ・サン・ドゥニ、
ヴァル・ド・マルヌの救急援助

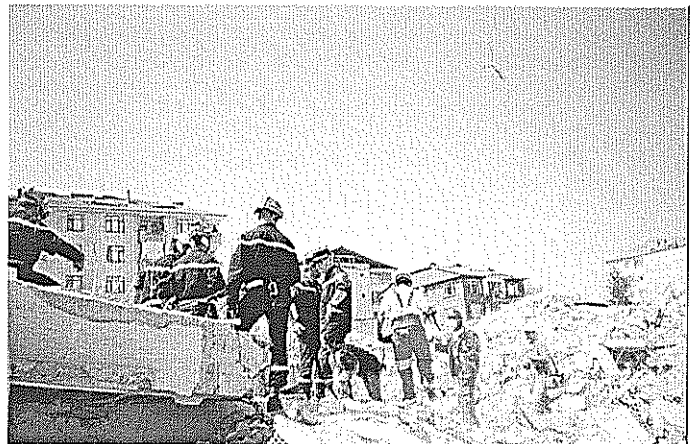


組織からなる。）が14名のドイツの市民保護組織(Technisches Hilfswerk :THW)とともに、1,500名の治療に当たり、20万リットルの飲料水を配給した。

3 トルコ地震

1999年8月17日（火）午前3:02（現地時間）にトルコ北西部で強い地震が発生した。地震の規模を示すマグニチュードは7.4で、震源はイスタンブールから東へ約110キロのトルコ北西部に位置するイズミット市である。この地震で、工業都市イズミットとその周辺部に大規模な被害が発生した。イスタンブールでも数十のビルが倒壊し、イズミットでは石油精製所で大規模な火災が生じ、鎮火に時間を要したほか、トルコ政府の発表によると死者17,262人、負傷者は43,953人、被害を受けた建物は17,500棟に及んだ。

フランスにおいては、地震発生から数時間後には市民安全訓練・出動部隊60名を派遣し、翌18日10:10には大規模災害出動派遣隊東部部隊(Détachement d'intervention de catastrophe Est :DICA-Est)が派遣が決定された。



第9章 活動の状況

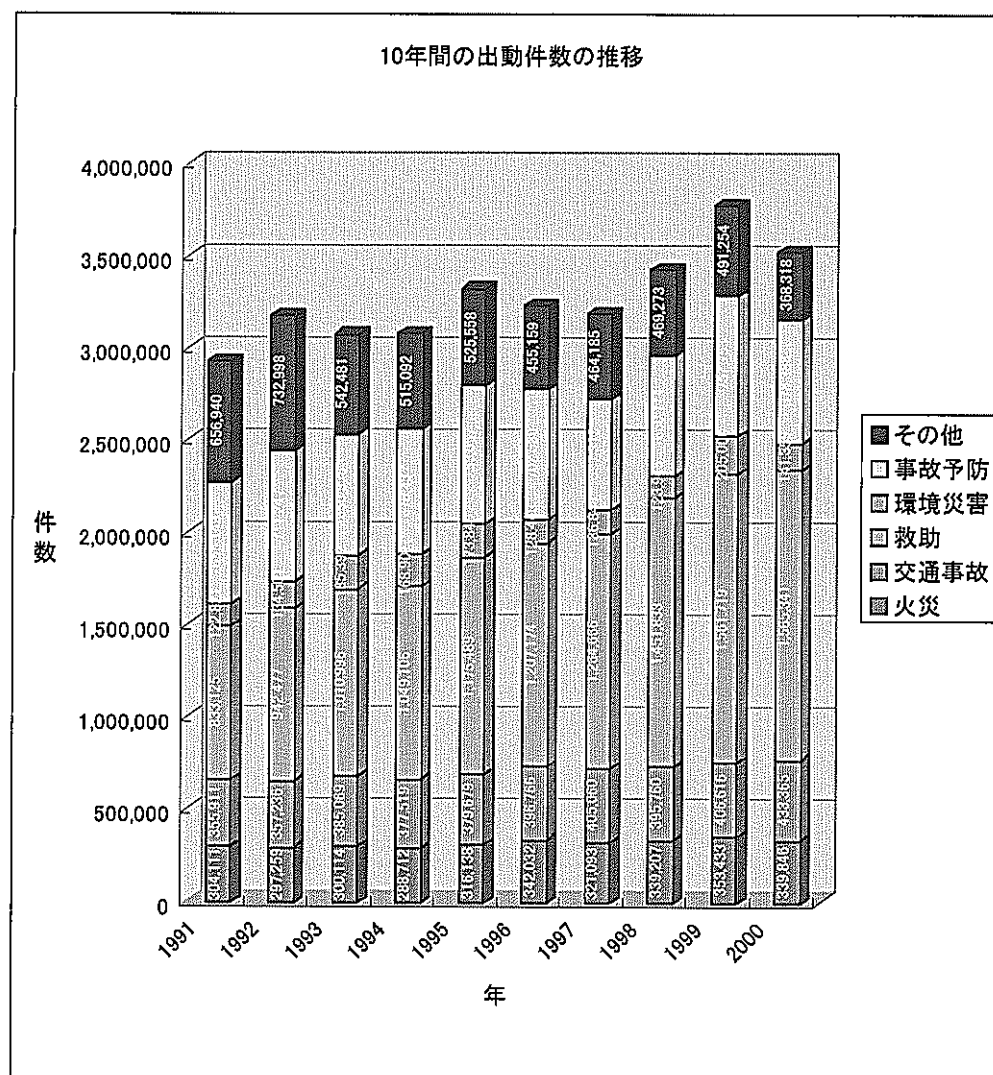
1 消防

(1) 全国での状況

2000年においては、パリと周辺の3県及びマルセイユを除く、フランス全土（本土のみならず海外県も含む。）における総出動件数は約350万回にのぼり、フランス人の5人に1人が消防の恩恵を受けていることとなる。後掲する図から分かるとおり、出動件数のうち主たるものは45%を占める救助となっている。出動総数は3,526,617件であり、1日当たりでは9,660件、9秒に1回の割合で出動していることとなる。

（なお、以下に掲げる図及び表については、次のことに留意されたい。パリと周辺の3県（オー・ド・セーヌ県、セーヌ・サン・ドゥニ県、ヴァル・ド・マルヌ県）についてはパリ消防隊の管轄であること、マルセイユについてもマルセイユ海軍消防隊の管轄であることから、この統計には考慮されておらず、これについては後述する。また、フランス県別の地図中において県番号が白抜きになっているものについては、2000年のデータが得られないために、それ以前のデータを使用している。）

図9-1 全国での10年間の出動件数の推移（パリ・周辺3県、マルセイユ以外）



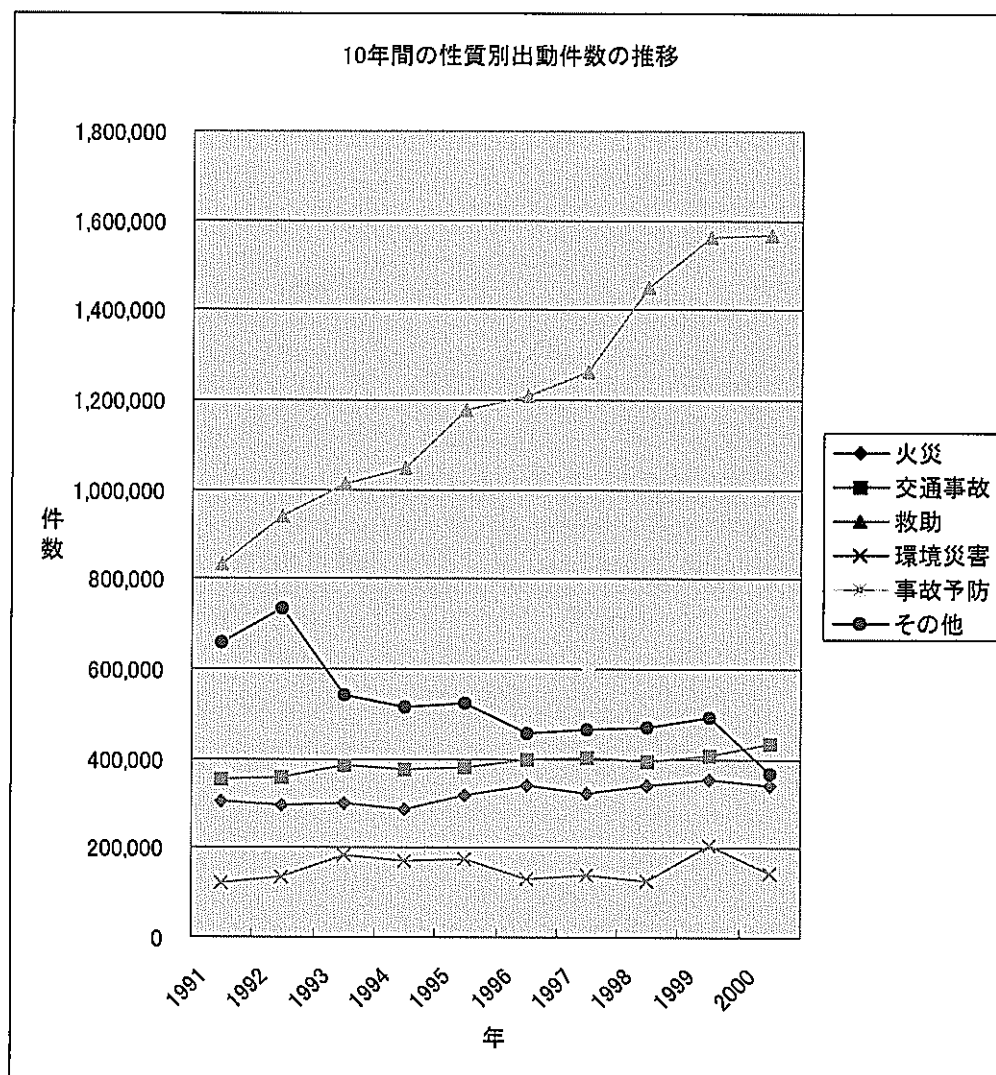
（出典）Statistiques de l'année 2000, Ministère de l'Intérieur, 2001

(注) 2000年のデータに関して、全く情報が得られていない県は、コルス・デュ・シュッド県、エロー県、パ・ド・カレ県、ピレネー・ゾリオンタル県、ソーヌ・エ・ロワール県、ヴォージュ県、ギュイヤヌ県、レユニオン県の8県であり、一部しか情報が得られていない県は、オート・コルス県、ブーシュ・デュ・ローヌ県、ドルドーニュ県、オート・ガロンヌ県、ロット県、ロット・エ・ガロンヌ県、ロゼール県、マイエンヌ県、オ・ラン県、オート・サヴォア県、イヴリーヌ県、オート・ヴィエンヌ県、ヨンヌ県の14県である。

1991年から2000年の10年間の全国の消防の出動状況を図9-1に示す。ここで、「火災」とは、不特定多数を収容する建築物、住居、事務所、工場等、倉庫等、自動車、林野火災に係る出動を表し、「交通事故」とは、道路その他における事故に係る出動を表し、「救助」とは、中毒、窒息、水面、山岳、労働災害における出動を表し、「環境災害」とは、公害、洪水、爆発、落盤、倒壊、汚染に係る出動を表し、「予防出動」とは、危険な状態にある人命、脅威にさらされている財産、動物、重要人物の輸送に係る出動を表し、「その他」とは、捜索、誤報等を表している。

また、各出動の10年間の推移を図9-2に示す。この図から分かるとおり、救助

図9-2 全国での10年間の性質別出動件数の推移（パリ・周辺3県、マルセイユ以外）

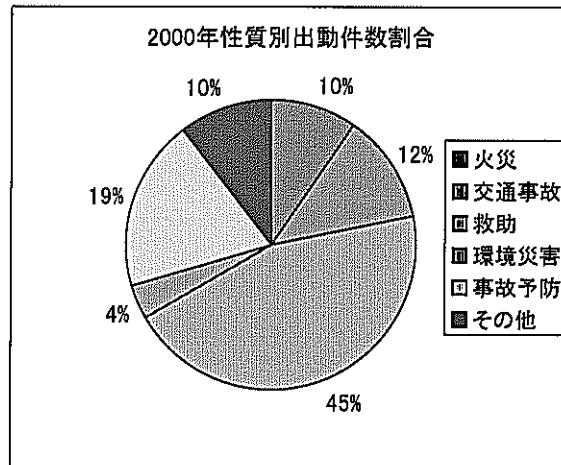


(出典) Statistiques de l'année 2000, Ministère de l'Intérieur, 2001

以外の出動件数の推移については、ほぼ横這いか下がり気味なのに対し、救助はここ10年間で倍増している。

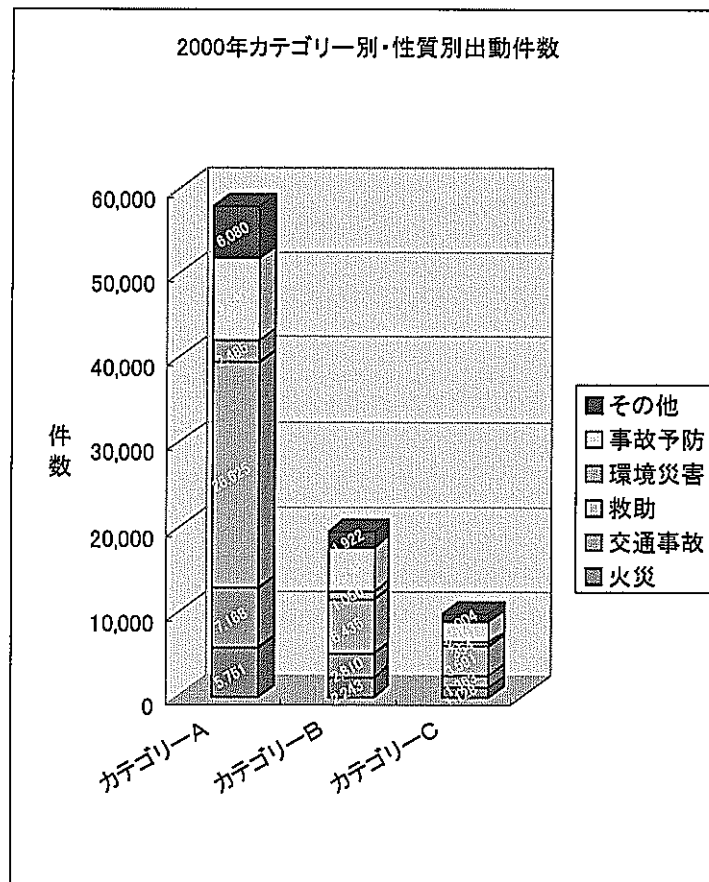
次に、2000年の出動の状況を性質別に見てみると図9-3のとおりとなる。救助に係る出動が最も多くを占め45%、次いで事故予防に係る出動が19%、交通事故に係る出動が12%、火災に係るものが10%、その他が10%、環境災害に係るものが4%となっている。

図9-3 全国での性質別出動件数割合（2000年）



(出典) Statistiques de l'année 2000, Ministère de l'Intérieur, 2001

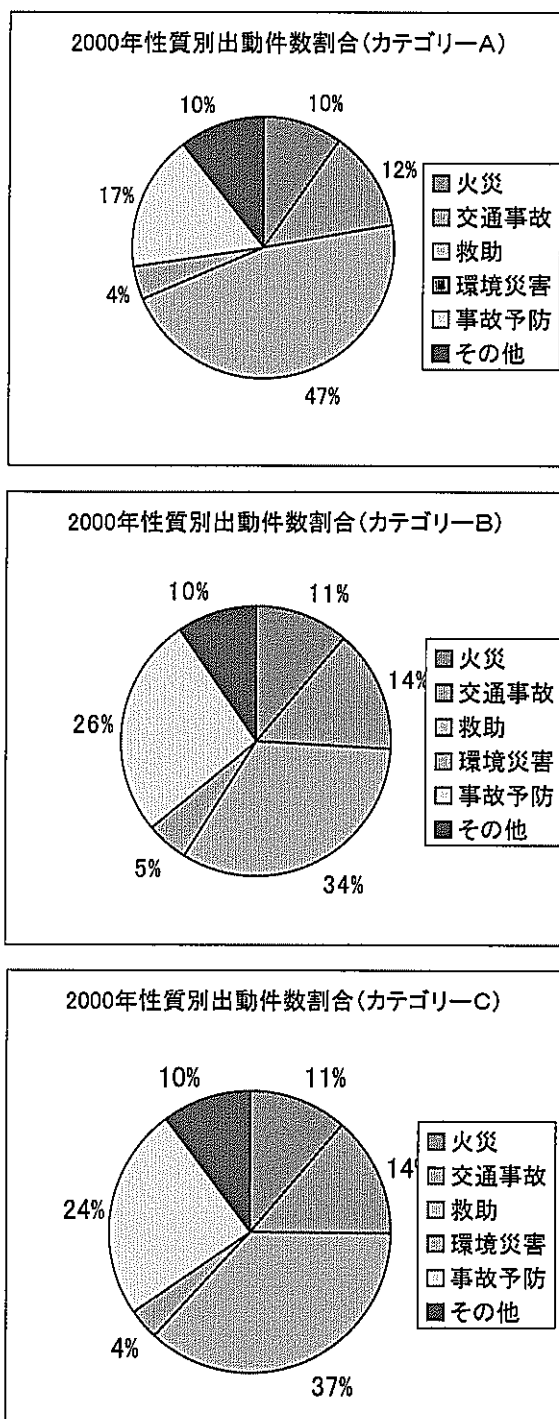
図9-4 全国でのカテゴリー別・性質別出動件数（2000年）



(出典) Statistiques de l'année 2000, Ministère de l'Intérieur, 2001

さらに、県のカテゴリー別で見ると、各カテゴリーの県での性質別出動件数は図9-5のとおりとなり、これを、それぞれの割合で見ると図9-5のようにな

図9-5 全国におけるカテゴリー別・性質別出動件数割合(2000年)

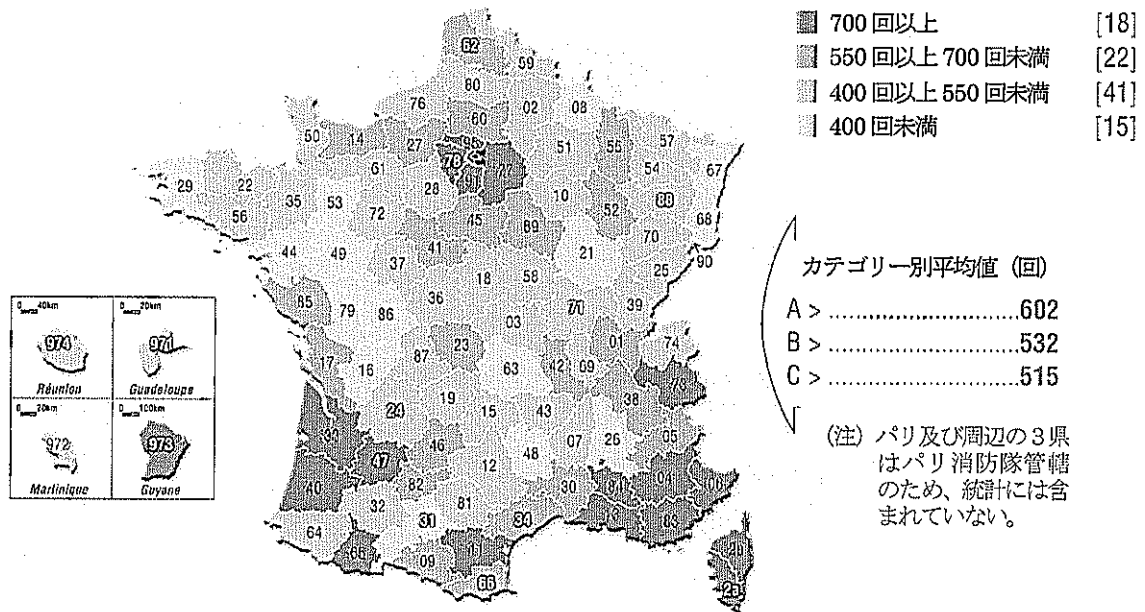


(出典) Statistiques de l'année 2000, Ministère de l'Intérieur, 2001

る。人口の最も多いカテゴリーAの県では、1県当たりの平均出動件数は、カテゴリーBの約4倍、カテゴリーCの約3倍となっている。出動件数の割合についてみると、カテゴリーAでは救助が約半分を占めるのに対し、カテゴリーB及びCではその割合がやや下がり、代わって事故予防が増加傾向にある。

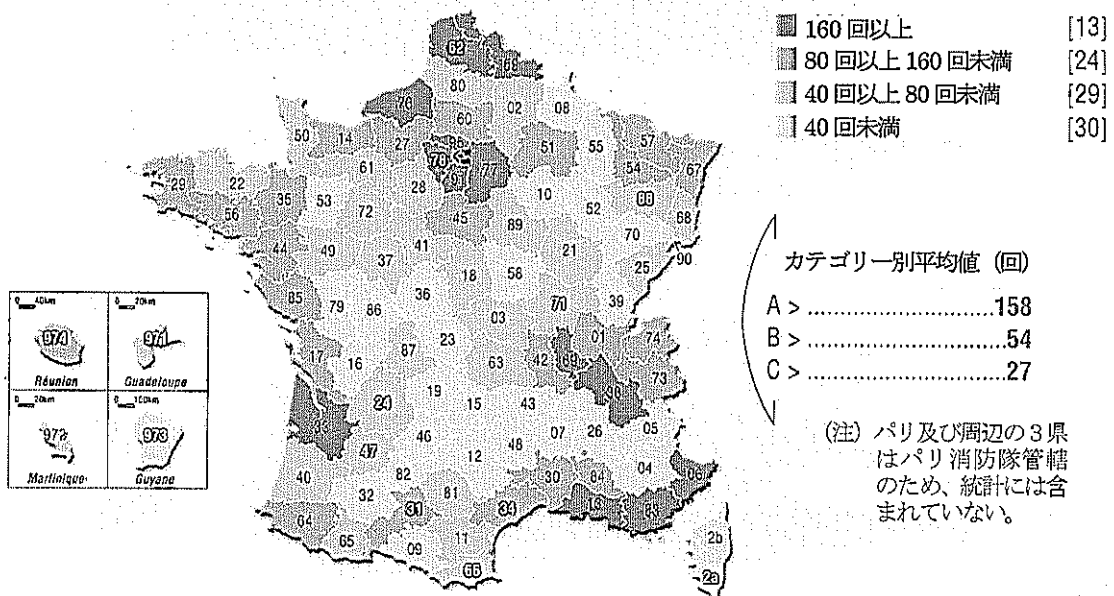
次に、各県消防本部における人口1万人当たりの出動件数の状況と1日当たりの出動件数の状況を図9-6と図9-7に示す。1県当たりの平均出動件数では、人口の多いカテゴリーAが圧倒的に多かったが、人口当たりでならしてみるとカテゴリーA、B、Cの順にわずかに減少するもののそれほど大差がないことが分かる。また、1日当たりの出動件数では人口の多いカテゴリーAが圧倒的に多いことが分かる。

図9-6 各県消防本部における人口1万人当たりの出動件数分布



(注) 県番号が白抜きになっているのは2000年のデータを採集できないため旧データを使用していることを表す。
(出典) Statistiques de l'année 2000, Ministère de l'Intérieur, 2001

図9-7 各県消防本部における1日当たりの出動件数



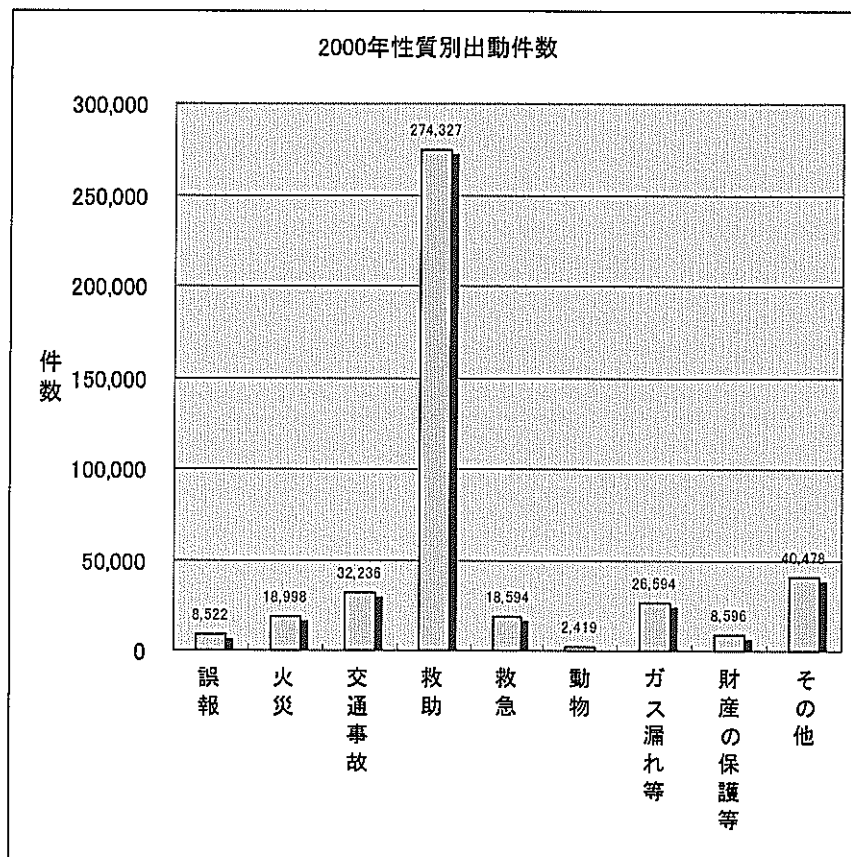
(注) 県番号が白抜きになっているのは2000年のデータを採集できないため旧データを使用していることを表す。
(出典) Statistiques de l'année 2000, Ministère de l'Intérieur, 2001

(2) パリ消防隊の状況

前述したとおり、パリ消防隊は陸軍の工兵部隊からなっており、2000年時点で総員6,840人、81の消防署から構成され、1日当たり1,180回の出動を行っている。

2000年の出動総数は、430,764回であり、70秒に1回の割合で出動していることとなり、出動総数の63.66%を救助が占めている。図9-8に性質別出動件数を示す。なお、「誤報」とは誤報による出動を、「火災」とは火災による出動を、「交通事故」とは交通事故による出動を、「救助」とは交通事故、火災時の死傷者に係る出動を、「救急」とは病人等に係る出動を、「動物」とは動物関係の出動を、「ガス漏れ等」とは水、ガス、電気等の流出に係る出動を、「財産の保護等」とは危険にさらされている個人・団体の財産に係る出動及び環境汚染に係る出動を、「その他」とは踏査等に係る出動を示す。

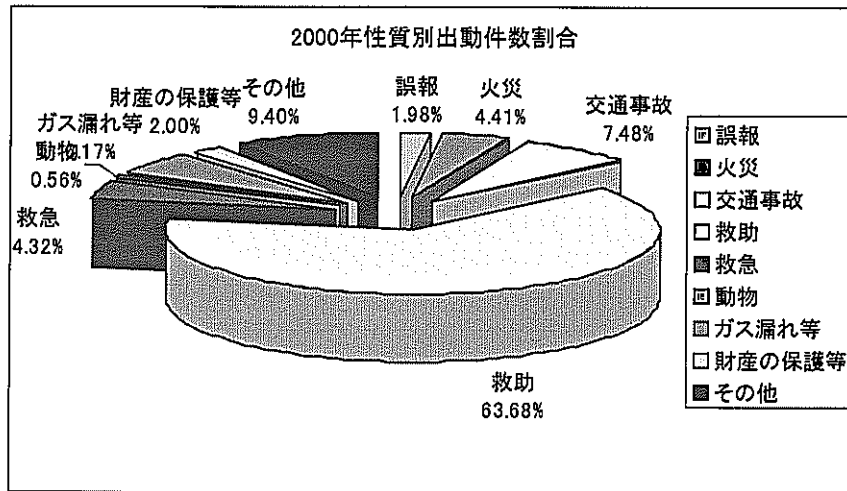
図9-8 パリ消防隊性質別出動件数（2000年）



(出典) Synthèse annuelle, Sapeurs-pompiers de Paris, 2000

出動総数に対する性質別出動件数の割合は、図9-9に示すとおりである。図から分かったとおり、全国（45%）に比べて救助の割合が格段に多く6割以上を占め、交通事故、火災の割合は少なくなっている。

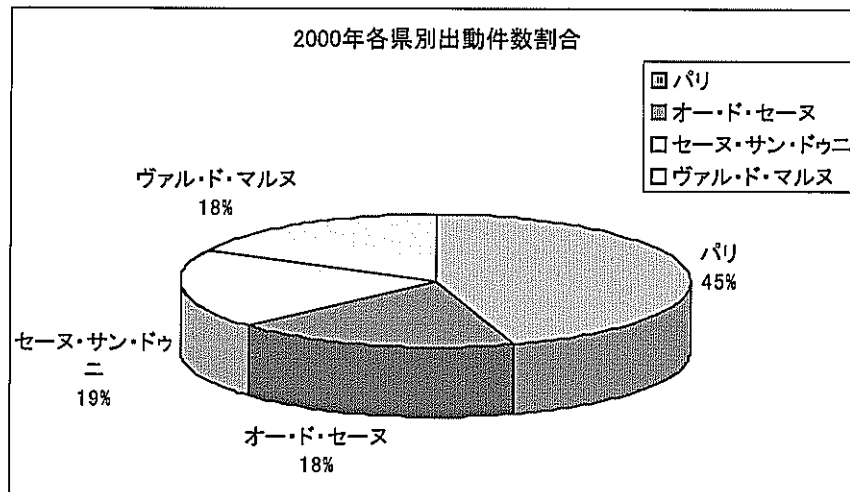
図9-9 パリ消防隊性質別出動件数割合 (2000 年)



(出典) Synthèse annuelle, Sapeurs-pompiers de Paris, 2000

また、パリと周辺3県での出動の割合は、図9-10に示すとおりである。パリ及び

図9-10 パリ消防隊の各県別出動件数割合 (2000 年)

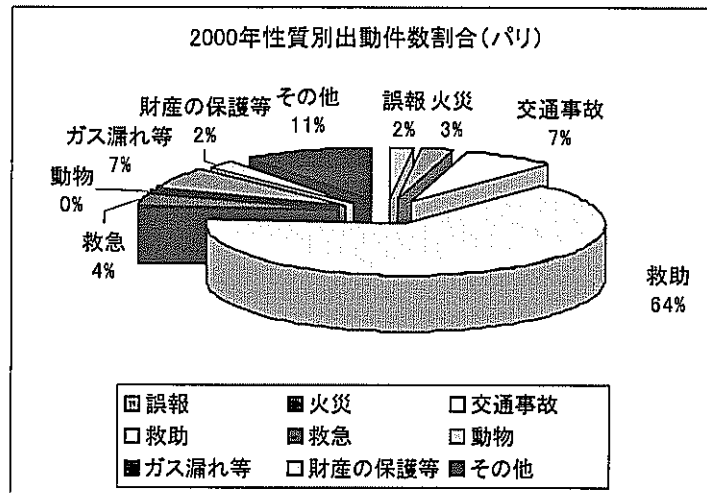


(出典) Synthèse annuelle, Sapeurs-pompiers de Paris, 2000

周辺3県の総人口に対するそれぞれの県の人口比は、パリが34.5%、オー・ド・セーヌ県が23.2%、セーヌ・サン・ドゥニ県が22.4%、ヴァル・ド・マルヌ県が19.9%であり、人口比から見るとパリの出動件数割合は他の3県に比べて多いことが分かる。

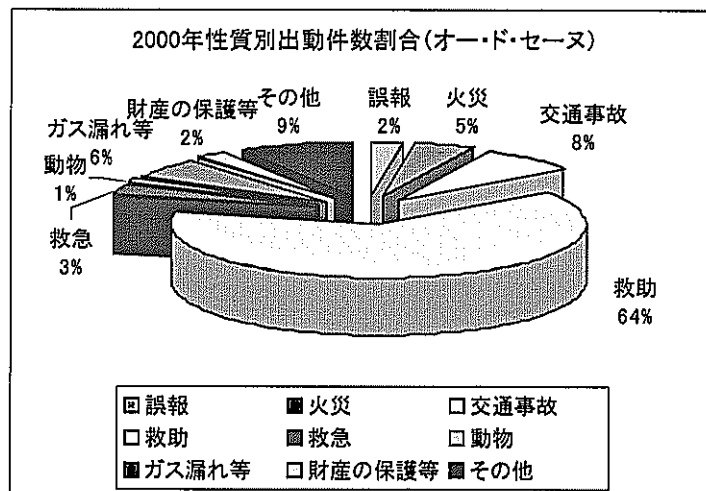
また、各県の出動に関する詳細は、図9-11から図9-14に示すとおりである。これから、パリ及び周辺3県では出動の性質別件数割合は、ほぼ同様なものとなっており、全国レベルからすると、救助が圧倒的に多い（ほぼ3分の2を占める。）ことが分かる。

図9-11 パリ県でのパリ消防隊性質別出動件数割合（2000年）



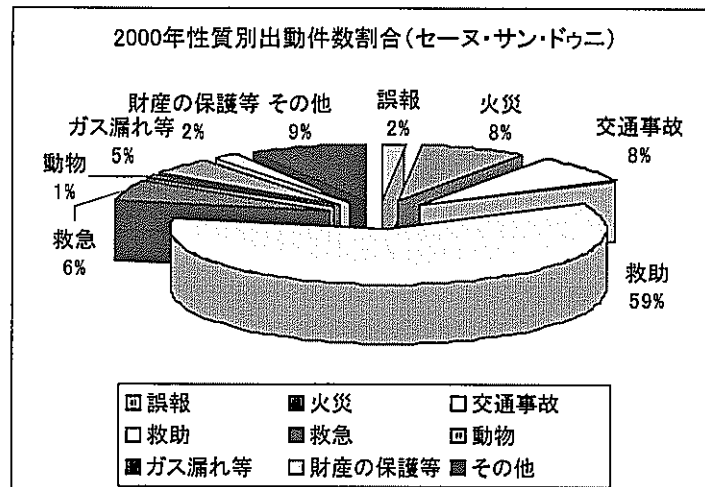
（出典）Synthèse annuelle, Sapeurs-pompiers de Paris, 2000

図9-12 オー・ド・セーヌ県でのパリ消防隊性質別出動件数割合（2000年）



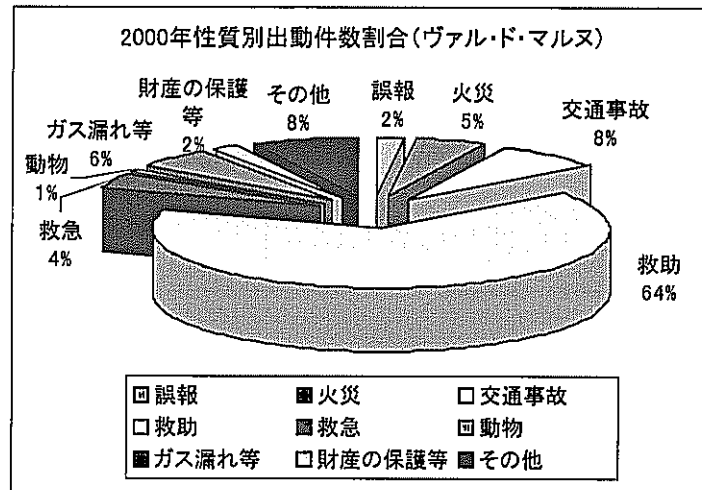
（出典）Synthèse annuelle, Sapeurs-pompiers de Paris, 2000

図9-13 セーヌ・サン・ドゥニ県でのパリ消防隊性質別出動件数割合（2000年）



（出典）Synthèse annuelle, Sapeurs-pompiers de Paris, 2000

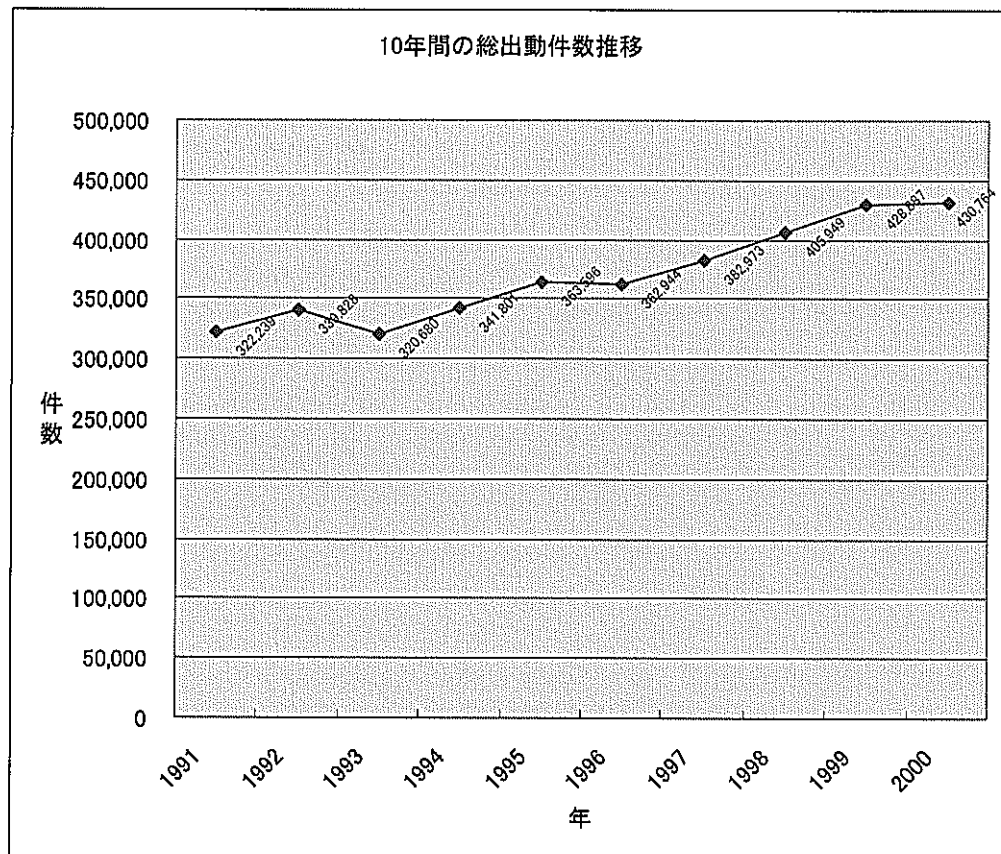
図9-14 ヴァル・ド・マルヌ県でのパリ消防隊性質別出動件数割合（2000年）



（出典） Synthèse annuelle, Sapeurs-pompiers de Paris, 2000

次に、1991年から2000年の10年間に於いて、出動件数がどのように推移しているか見てみる。総出動件数の推移は図9-15に示すとおり。ほぼ右肩上がりに件数が増加しているのが分かるが、件数を主に押し上げている原因となっているのは、10年の間にほぼ倍増（約15万件から約27万件に増加）している救助の件数である。

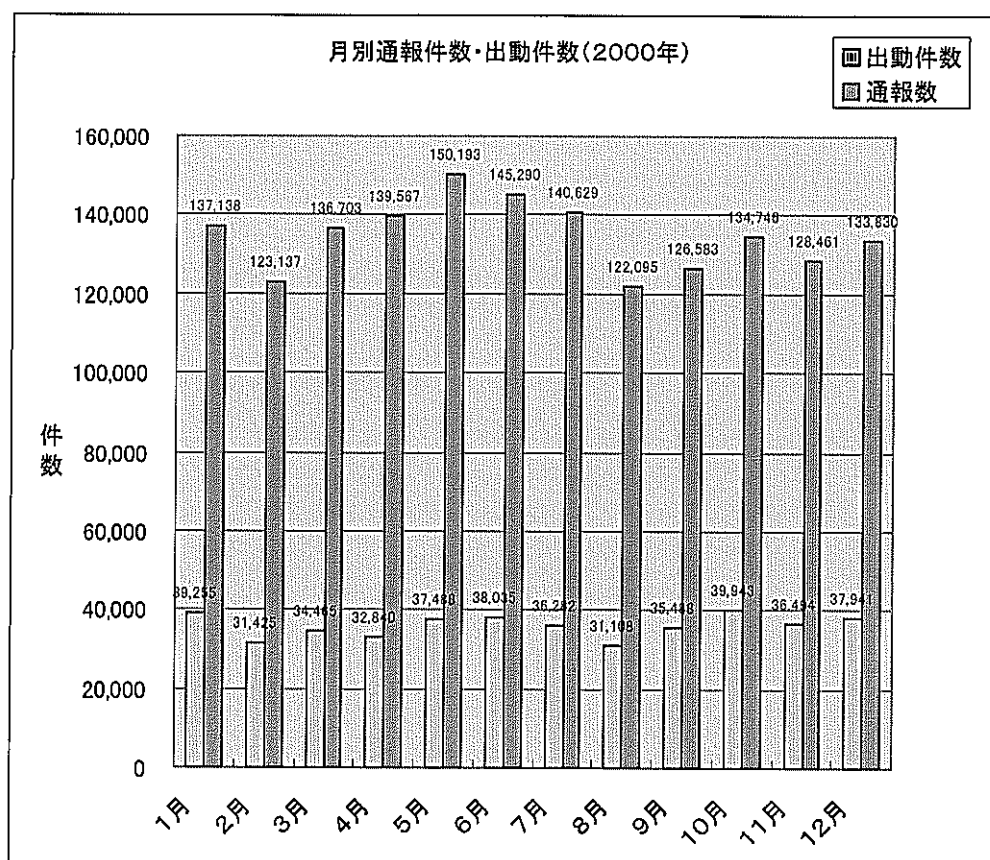
図9-15 パリ消防隊総出動件数の10年間の推移



（出典） Synthèse annuelle, Sapeurs-pompiers de Paris, 2000

次に 2000 年における月ごとの通報数と出動件数を図 9-16 に示す。年間の通報総数は 1,618,372 件であり、このうち出動数は 430,764 件であり、約 74%は口頭での応答にすぎない。これは、通報内容が消防の扱うものではないため、警察等へ通報をまわしていることによるものである。出動件数についてはあまり季節的な変動はなくほぼ年間を通じて一定していることが分かる。

図 9-16 パリ消防隊の年間月別通報件数・出動件数 (2000 年)



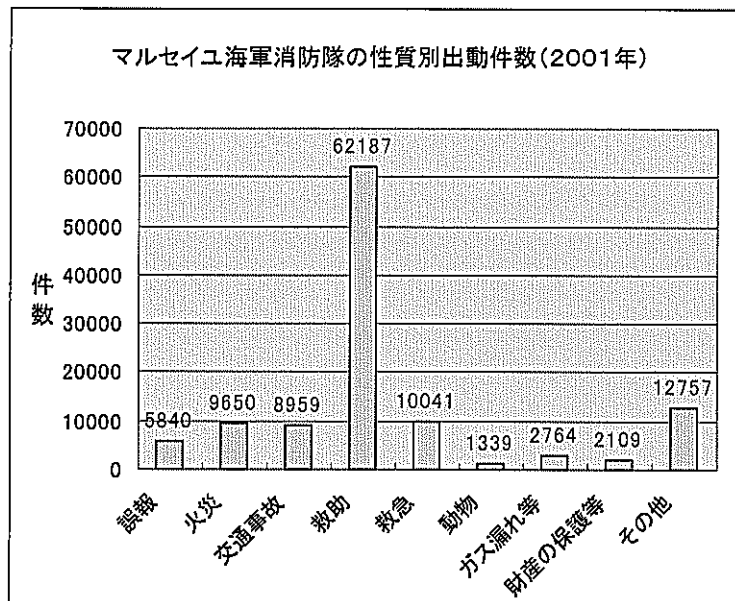
(出典) Synthèse annuelle, Sapeurs-pompiers de Paris, 2000

(3) マルセイユ海軍消防隊の状況

前述したとおり、マルセイユ海軍消防隊は海軍の部隊からなっており、2001年時点で総員約1,700人、1日当たり316回の出動を行っている。

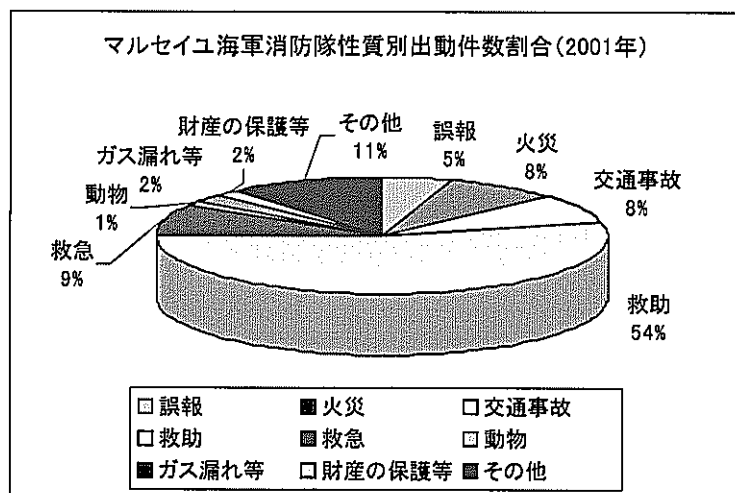
2001年の出動総数は、115,646回（2000年は120,534回）であり、4.5分に1回の割合で出動していることとなり、出動総数の53.87%を救助が占めている。図9-17に性質別出動件数を示す。なお、「誤報」とは誤報による出動を、「火災」とは火災による出動を、「交通事故」とは交通事故による出動を、「救助」とは交通事故、火災時の死傷者に係る出動を、「救急」とは病人等に係る出動を、「動物」とは動物関係の出動を、「ガス漏れ等」とは水、ガス、電気等の流出に係る出動を、「財産の保護等」とは危険にさらされている個人・団体の財産に係る出動及び環境汚染に係る出動を、「その他」とは踏査等に係る出動を示す。

図9-17 マルセイユ海軍消防隊性質別出動件数（2001年）



(出典) マルセイユ海軍消防隊関係資料

図9-18 マルセイユ海軍消防隊性質別出動件数割合（2001年）

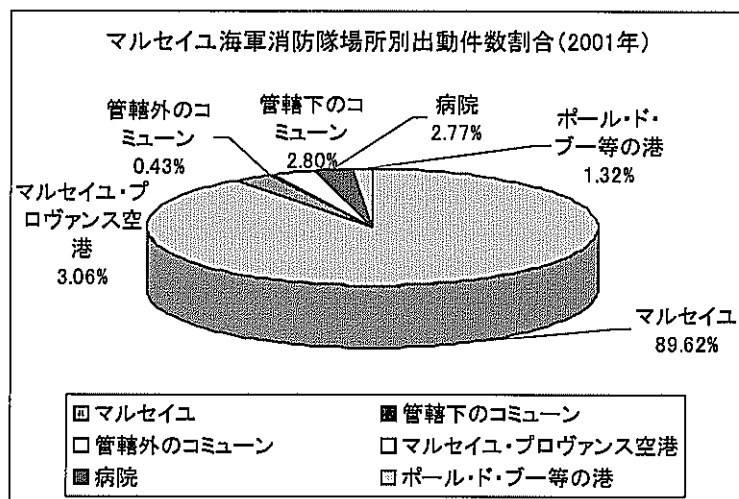


(出典) マルセイユ海軍消防隊関係資料

出動総数に対する性質別出動件数は、図 9-18 に示すとおりである。図から分かる
とおり、全国（45%）に比べて救助の割合が多く 5 割以上を占め、交通事故、火災の
割合は少なくなっている。

また、マルセイユと管轄下の周辺コミューン、管轄外のコミューン、マルセイユ・
プロヴァンス空港、病院、港の出動割合は図 9-19 に示すとおりである。

図 9-19 マルセイユ海軍消防隊場所別出動件数割合（2001 年）

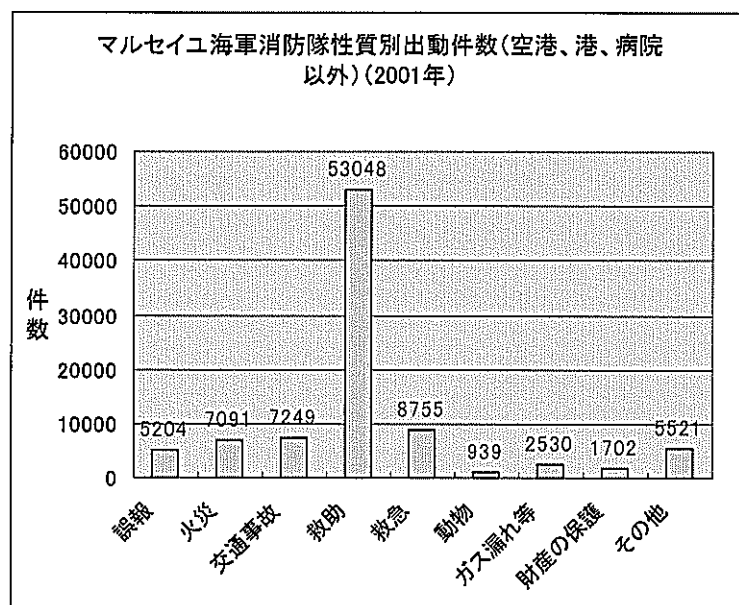


（出典）マルセイユ海軍消防隊関係資料

マルセイユ海軍消防隊では、出動件数の約 9 割がマルセイユを対象としたものであり、その他の出動件数は非常に小さい。

次に、空港、港、病院に係る出動を除いた出動件数、つまり、マルセイユ、管轄下のコミューン及び管轄外のコミューンに係る出動件数について見てみる。図 9-20 に 2001 年におけるその性質別出動件数を示す。

図 9-20 マルセイユ海軍消防隊性質別出動件数（空港、港、病院以外）（2001 年）

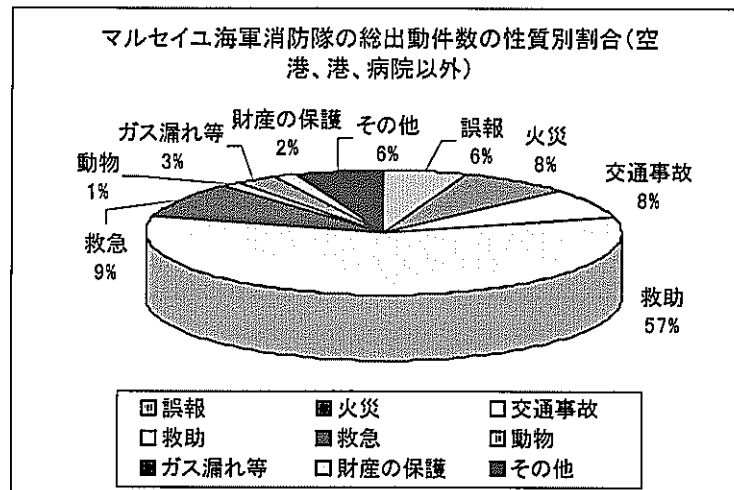


（出典）マルセイユ海軍消防隊関係資料

図 9-21 に 2001 年の性質別出動件数割合を、図 9-22 に 2001 年の各コミューン

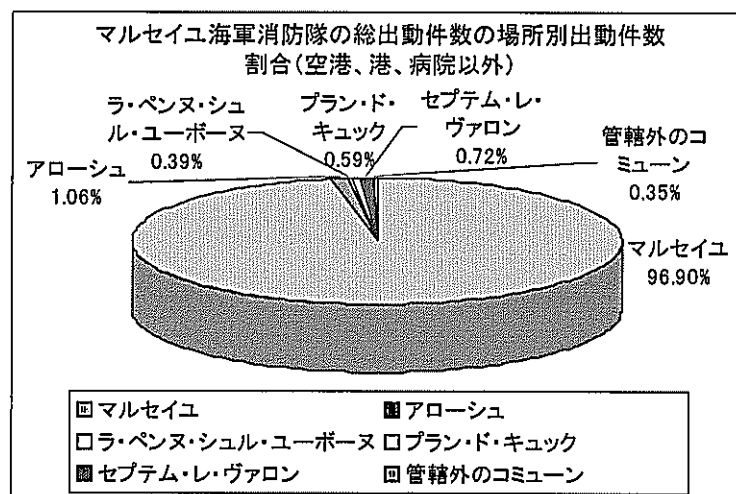
別出動件数割合を示す。

図9-21 マルセイユ海軍消防隊性質別出動件数割合（空港、港、病院以外）（2001年）



（出典）マルセイユ海軍消防隊関係資料

図9-22 マルセイユ海軍消防隊コミューン別出動件数割合（2001年）



（出典）マルセイユ海軍消防隊関係資料

出動の性質の傾向については、救助がわずかに増えている他は総出動件数の性質別割合とほぼ変わりはない。コミューン別の出動件数については、管轄外のコミューンを別にすれば、人口比はマルセイユが94.60%、アローシュが2.24%、ラ・ペヌ・シュル・ユーボーヌが0.71%、プラン・ド・キュークが1.24%、セプテム・レ・ヴァロンが1.21%であり、出動別件数割合もほぼこれに準じている。

2 救急医療援助組織

救急医療援助組織(SAMU)の活動状況は表9-1のとおりである(消防の場合とは異なり、この表にはパリ及び周辺3県も含まれている)。通報件数については、単純に件数だけを比べると、全人口の6分の1が集中しているイル・ド・フランス州が最も多く、次いで人口の多いローヌ・アルプ、ノール・パ・ド・カレが件数としては飛び抜けている。しかし、人口1万人当たりの件数(人口については1999年の国勢調査時のものを使用)で見えてみると、プワトゥ・シャラントと海外州のギューヤンヌが圧倒的に多い以外はおよそ似たような状況である。

また、出動件数についても、人口1万人当たりの件数で見ると、コルスとギューヤンヌが飛び抜けている以外はおよそ同じといえることができる。

表9-1 各州におけるSAMUの通報受信及びSMURの出動状況(1997年)

州名	SAMU			SMUR		
	設置数	通報数 (千件)	通報数 /1万人	設置数	出動数	出動数 /1万人
イル・ド・フランス	8	2,447	2,235	37	93,768	85.6
シャンパーニュ・アルデンヌ	4	237	1,769	13	16,841	125.7
ピカルディー	3	411	2,210	16	26,319	141.5
オート・ノルマンディ	3	337	1,893	11	18,287	102.7
サントル	6	299	1,225	15	19,448	79.7
バス・ノルマンディ	3	166	1,169	10	10,923	76.9
ブルゴーニュ	4	168	1,043	15	24,929	154.8
ノール・パ・ド・カレ	2	937	2,343	17	51,973	129.9
ロレーヌ	4	261	1,130	13	22,295	96.5
アルザス	2	167	965	7	27,703	160.1
フランシュ・コンテ	5	137	1,223	12	13,805	123.3
ペイ・ド・ラ・ロワール	6	364	1,130	17	17,308	53.8
ブルターニュ	4	443	1,522	20	22,786	78.3
プワトゥ・シャラント	4	646	3,939	10	18,324	111.7
アキテーヌ	6	544	1,869	16	28,692	98.6
ミディ・ピレネー	8	313	1,227	23	30,085	118.0
リムーザン	3	79	1,113	6	8,286	116.7
ローヌ・アルプ	9	1,139	2,016	34	52,773	93.4
オーヴェルニュ	4	195	1,489	10	17,174	131.1
ラングドック・ルシオン	5	484	2,104	11	33,285	144.7
プロヴァンス・アルプ・コート・ダジュール	6	742	1,645	22	53,531	118.7
コルス	2	65	2,500	4	12,422	477.8
アンティール・ギューヤンヌ	3	77	4,813	5	8,676	542.3
レユニオン	1	100	1,408	3	5,259	74.1
合計	105	10,759		347	634,892	

(出典) Les appels d'urgence au centre 15 en 1997, Ministère de l'emploi et de la solidarité, 2000

第10章 まとめ—日本の制度との比較

1 消防・防災制度

(1) 消防・防災体制

フランスにおいては、日本で用いられる「消防」という概念は、市民防衛・市民安全（ここでは *civile* という言葉を「市民」と訳している。概念的には “*militaire* 「軍」でないもの” のことなので、日本語でこの概念に最も近いのは「文民」という言葉であるが、言葉全体の響き等を考慮して「市民」とした。）というさらに広い概念の中の一部として位置づけられているものの、軍と明確に分離した組織体系とはなっていない。市民防衛という概念は、イギリスなどでも見られ、フランス特有の概念ではない。

国のレベルで市民防衛・市民安全を所管している内務省市民防衛・市民安全局は、実働部隊として陸軍工兵部隊に属する市民安全訓練・出動部隊を指揮下に置き、県消防本部等から応援要請があった場合にはこれを派遣する。市民防衛・市民安全局においても、市民安全訓練・出動部隊の統轄官が軍事補佐官として市民防衛・市民安全局長を補佐している。

火災等の災害の対応についても、原則として、県域で処理できるものについては県消防本部、県域を超え複数の県にまたがるような災害については防衛管区、さらに大規模なものについては国レベル、というように災害の規模に応じた体制となっており、指揮権も県レベルの最終指揮権は県地方長官（県レベルの国の出先機関で国の地方行政を統轄する。）、防衛管区レベルでは防衛管区地方長官（県地方長官のうち管区の中心都市に所在する地方長官が兼任）、国レベルでは内務大臣又は首相に委ねられている。

日本においては、市民防衛・市民安全という概念はなく、消防の主役は市町村であり、国は実働部隊は有しておらず市町村消防の支援・調整機関にすぎない。自衛隊との連携についても協定等により災害時等に派遣を要請することができるのみである。災害の規模に応じた体制については、国と市町村の中間レベルでは、フランスの防衛管区のようなものは存在しないが、消防相互応援協定、広域防災応援協定などにより地域レベルで行っており、これを補完するものとして緊急消防援助隊が創設されている。

(2) 消防本部

フランスにおいては、消防本部は1県に1つ存在するため、全国的に平均すると、消防本部は人口約 60 万人に1つ設けられていることとなる。一方日本においては、2001 年 4 月時点で全国の消防本部は 904 存在し、平均すると人口約 13 万人に1つ設けられていることとなる。

(3) 消防職員

ア 階級

フランスにおいては、軍の部隊であるパリ消防隊、マルセイユ海軍消防隊はもちろんであるが、県消防本部の職業消防士、志願消防士の階級についても、いわゆる軍の階級を借用した形になっている。一方、日本では、消防には消防独自の階級があり、かつての軍の階級や自衛隊の階級とは全く異なったものとなっている。歴史的にもフランスにおいては軍が消防を所管している時期が長く、その影響が今日ま

で残っているのではないかと推察される。

イ 消防士数

消防士数は、フランスでは職業消防士が約 3 万人、志願消防士が約 20 万人、軍消防士が約 9 千人で、全国平均で見ると、消防士 1 人当たりが住民約 250 人を担当していることとなる。職業消防士のみに着目すると、職業消防士 1 人が住民約 1,800 人を担当し、志願消防士に着目すると住民約 270 人をカバーしていることになる。

日本の場合は、2001 年現在で、全国で消防職員数が約 15 万人、非常勤消防団員数が約 94 万人、消防職団員数は総計約 110 万人であり、全国平均で見ると、消防職団員 1 人当たり住民約 109 人をカバーしていることとなり、フランスの 2 分の 1 未満の住民を担当している。消防職員のみに着目すると、消防職員 1 人当たり住民約 800 人、消防団員のみに着目すると、消防団員 1 人当たり住民約 130 人をカバーしている計算になる。どちらもフランスの半分以下の住民数を担当していることとなり、少し乱暴な言い方をすればフランスより手厚く守られていると言える。

しかし、フランスにおける志願消防士の位置づけは、基本的に他に職業を有し、フルタイムで勤務はしていないというほかは職業消防士と何らかわらない。日本のように消防団が別に設けられているのとは異なり、同じ消防署等内で勤務し、勤務内容も職業消防士と何ら変わらない。フランスにおいても職業消防士の数を少しずつでも増やそうとしているようであるが、財政的な制約等からあまり進んでおらず、依然として志願消防士の果たす役割は非常に大きい。なお、志願消防士については、イギリス、ドイツなどでも見られフランス特有の制度ではない。

一方、日本では、基本的には消防は常備化（プロ化）を促進し、2001 年 4 月時点で常備化している市町村は 3,163 にものぼり、市町村数では 98.0%、人口では 99.8% が常備消防によってカバーされている。消防団の地域の消防防災に果たす役割は依然として大きい、次第に常備消防を側面から支援・補佐する体制となりつつあるのが現状である。

2 消防・防災行政

（1）救急における連携

フランスの救急業務については、大きく分けると担い手には消防と救急医療援助組織（ここでは救急機動組織も含める。以下同じ。）の 2 つの組織が携わっている。救急医療援助組織は、各県に指定された病院内の 1 組織として設けられ、救急を要請する通報に対する調整役となっているが、必要な場合には当該組織等の医者が現場に急行する形態をとっている。

業務の分担は、基本的には、公道上での救急の要請に対しては消防が、住宅等内での救急の要請には救急医療援助組織が当たり、また、救助を必要とする救急の要請には消防が、医療援助を必要とする救急の要請には救急医療援助組織が担当することとされているが、実際は緊密に連携を取りながら活動している。このため、消防司令センターと救急医療援助組織の通報受信調整センターは内部的につながっており、通報に対して互いに連絡調整を行っており、県によっては消防司令センターと通報受信調整センターが融合しているところも存在する。

一方、日本においては救急は消防の業務であるが、基本的に搬送を主たる業務としており、医療行為については救急救命士の資格を有する者が限られた内容を行っているのみで、フランスの救急医療援助組織のような組織はないのが現状である。

(2) 火災予防行政

ア 建築物に係る火災予防

フランスにおいては、建築物の火災予防での消防の役割は、非常に限定されている。高層建築物や不特定多数を収容する建築物の火災予防については、県地方長官が主宰する安全性委員会等が担当し、建築許可時に書類審査を行ったり、使用開始時に検査を行い、建築許可の許可権者であるメール等に意見を述べる。しかし、許可権者であるメール等は必ずしもその意見を採用する必要はなく、また、安全性委員会そのものにも建築物の施主等に対する命令権等はなく、あくまで諮問機関であるにすぎない。消防は、この安全性委員会等のメンバーとして加わっており、書類審査や検査時に意見を述べることができるに過ぎない。既存のものについても検査等を行い、意見をメール等に送付する。住宅等の建築物については、建築許可の許可権者であるメール等が、建築許可の審査時に消防に対して意見を求めるのみである。

一方、日本においては、一定のものを除き、建築物の建築許可時には、火災予防の観点から消防長又は消防署長の同意を得ることが必要であり、同意を得ない限り建築許可等を与えることができないこととされている。また、既存の建築物についても立入検査等を行い、火災予防上必要と認める場合は、命令等を行うことができる。

イ 火災予防運動

フランスにおいては、全国的規模で火災予防運動が始められたのはようやく 2000 年になってからである。10 月の第 2 週又は第 3 週に約 1 週間かけて行われる。

日本においては、年に 2 回全国で、春と秋にそれぞれ 1 週間ずつ行われている。

(3) 危険物行政

フランスにおいては、日本の消防の概念である危険物だけを別に規制しているのではなく、環境保護という観点において、石油化学工場、原子力発電所のような施設から、と畜場、養豚場のような施設まで同じ規制の範ちゅうで捉えられており、これらの施設を新築等する場合には事業の許可を受け、又は届出を行わなければならないこととされている。この規制の対象となる施設は、指定施設と呼ばれており、産業危険のみならず、大気、水、土壌、騒音、振動等環境への影響すべてについて総合的に判断し、許可等が行われている。許可権者は県地方長官であり、消防は許可手続の流れの中における諮問機関の 1 つにすぎない。施設の検査についても、主として経済・産業省の地方出先機関である州産業・研究・環境局が実施している。

日本においては、消防法で規定される危険物については、一定量以上貯蔵又は取扱いを行う場合は許可が必要とされ、原則として当該許可は市町村長が行うこととされているが、実務上は消防機関が書類審査、検査等を実施している。

3 消防財政

フランスの消防財政は、各県によって多少の差はあるものの、基本的には県と県内のコミューンの分担金によりまかなわれている。財政規模では、2001 年度の当初予算ベースで見ると、ガール県では 3 億 5,500 万フラン、ヴァル・ド・ワーズ県では 4 億 5,000 万フランであり、住民 1 人当たりで見ると、ガール県は 562 フラン（約 10,100 円。1FF=18 円で計算。以下同様。）、ヴァル・ド・ワーズ県は 407 フラン（約 7,300 円）である。

一方日本では、消防財政は、1999 年度において市町村全体で見ると、地方税、地方交

付税等の一般財源等が約 90%、国庫補助金が約 1 %、地方債が約 7 %となっている。財政規模では、1999 年度において、市町村における消防費の総額が約 19 兆円で、国民 1 人当たりでは 1 万 5 千円となっている。

4 活動状況

フランスでは、マルセイユを除くフランス全土において、2000 年における総出動回数は約 400 万回で、人口 1 万人当たりで見ると約 667 回で、火災は約 60 回、救助（これには日本の救急も含まれる。）は約 307 回である。

日本においては、全国において 2000 年中における総出動件数は約 780 万回で、人口 1 万人当たりで見ると約 650 回で、火災は約 9 回、救助及び救急は約 417 回となっている。

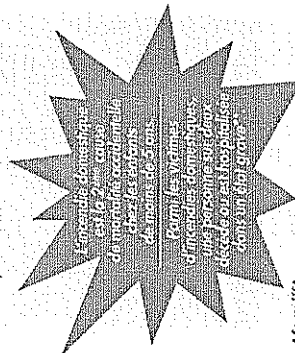
出動区分の定義が必ずしも一致しているわけではないので厳密に比べることはできないが、総出動回数で見るとフランスにおいても日本においてもほとんど差がないが、火災はフランスが日本の 7 倍、救助は日本がフランスの 1.4 倍となっている。

Revised: 10/10/2011 - 10/10/2011 - 10/10/2011

QUE SAVEZ-VOUS SUR LES INCENDIES DOMESTIQUES ?

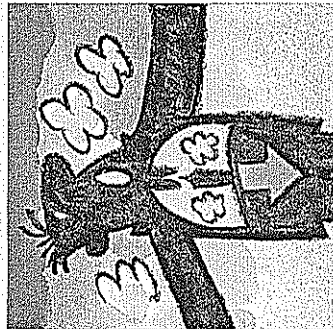
Les incendies domestiques sont :

- **fréquents**
en France, un incendie toutes les 2 minutes* ;
- **dangereux**
par les blessures et les destructions qu'ils provoquent ;
- **responsables**
de plusieurs centaines de morts par an (70% des incendies meurtriers ont lieu la nuit).



Les incendies d'habitations
sont une cause majeure
d'accidents domestiques.

QUELLES SONT LES CONSÉQUENCES ?



- Les fumées toxiques et les gaz chauds qui se dégagent peuvent tuer en quelques minutes seulement.
- Les flammes et la chaleur peuvent provoquer des brûlures effroyables.
- La panique pousse certains à se jeter par la fenêtre.

Dans les incendies,
les fumées sont la première cause
de décès.

COMMENT ÉVITER DE PROVOQUER VOUS-MÊME UN INCENDIE ?

Parmi toutes les mesures
de prudence,
voici quelques exemples

- Méfiez-vous des allumettes et briquets hors de portée des enfants.
- Ne fumez pas au lit.
- Évitez de surcharger les circuits sur une même prise électrique.
- Méfiez-vous de l'huile sur le feu et des grille-pain.
- N'utilisez jamais d'alcool ou d'essence pour raviver les braises d'un barbecue ou d'un feu de cheminée.
- Évitez la surcharge de stockages (papiers, cartons, textiles...), ne stockez pas de produits inflammables à proximité des sources de chaleur (convecteurs, ampoules électriques...)
- Faites entretenir régulièrement vos installations de gaz et d'électricité. Faites ramoner la cheminée et les conduits.

En suivant ces conseils simples,
beaucoup d'incendies
seraient évités.

COMMENT S'EN PROTÉGER ?

- Veillez à ce que les personnes vulnérables (enfants et personnes âgées) ne soient jamais laissées seules.
Ne pouvant ni fuir rapidement, ni maîtriser seules un début d'incendie, elles sont souvent les premières victimes.
- Installez ou faites installer chez vous des détecteurs d'incendie autonomes de fumée (certifiés NF), de préférence à proximité des zones de sommeil, qui vous avertiront jour et nuit dès le début de l'incendie.
Pour être efficaces, ces appareils doivent faire l'objet d'un entretien régulier.
- Ayez chez vous un dispositif d'extinction approprié vérifié et entretenu régulièrement.



Toute habitation peut prendre feu.
Vous pouvez
éviter d'en être la victime.

付録2 県消防本部と救急医療援助組織の協定（SAMU80 の例）

本協定は1990年に両者によって規定された活動方法を、1992年9月18日の厚生省（DGS No. 92-53）および内務省（NOR/INT/E/92/00266/C）の省際通達の規定に適応させることを目的とする。

両組織間の関係

各組織は自らの出動を組織し、自らの手段を管理する。

1. 相互接続

県全体について電話の相互接続が確立され、15番または18番の通報を相互に再送信することができる。

救助・救急医療網の無線による相互接続は、他の協定により定める。

2. 活動情報

両組織に関係する出動に関する相互情報提供は、救助の実施にとって非常に重要な要素である。これは単なる通報の内容の提供にとどまるものではなく、出動の開始から結果までの活動に関係する。一方の組織はもう一方の組織に対し、任務の遂行に必要となるすべての情報を、順々にすべて伝える。一方が他方に再送信した通報に続いて、後者が単独でその後の出動を担当する場合、後者は前者に対しその続きを連絡する。

3. 医療調整

医療調整は救急医療援助組織の15番通報受信調整センター（CRRA15）の所管である。この任務は医療調整担当医によって遂行される。医療調整は、すべての治療の要請に対し適切な医学的助言を提供し、患者の状態によって必要とされる治療が患者に対して効果的に施されているか留意し、かつ、利用可能な手段を最善の形で利用することを目的とする。

医療調整はすべての可能な救急関係者を例外なく考慮に入れて行われ、病院の有する手段、及び県消防本部とその保健・医療救助部（SSSM）の手段については、本文書の規定に従う。

医療調整は医療調整担当医への最大限の情報提供と公的救助組織の活動原理の調和を前提条件とするものであり、救急医療援助のすべての関係者について最善の管理を行い、特に病院が濫用や不適切な利用に使われないようにすることが必要である。

救急援助要請通報に係る初期再送信

これは通報受信調整センターと消防司令センター、又は県消防本部が指名した組織の間の通報の再送信に関することである。

1. 公道、および一般市民が利用する場所

両組織間の初期再送信はすべての通報について行われる。

2. 自宅や私的な場所

消防司令センターから通報受信調整センターへの電話相互接続（3者間通話）による初期再送信はすべての通報について行われる。住所は消防司令センターの当直スタッフが聴き取り、その後医療調整のために通報受信調整センターに電話を回す。

3. 災害の場合

災害とは、犠牲者の概念を外して物的損失のみを先験的に含む事故で、その規模が出動

部隊および近隣の住民や関係住民に危険のおそれがあるもの、と定義される。消防が直ちに出勤する。

通報を 15 が受信した場合には、出勤要請は電話相互接続（3 者会議）により、直ちに消防司令センターに送られる。

消防司令センターは大規模な救助活動や犠牲者が存在する可能性のある活動について S 救急医療援助組織に連絡する。救急医療援助組織はこの連絡により状況を判断し、場合によってはその変化、進展を予測する。

出勤

1. 公道での事象について 15 番への通報があった場合には、18 番に通報が再送信され、消防士の部隊が出勤するが、窒息・傷病救助車の班による報告後、又は直ちに、医療調整担当者が行う評価の深刻度によって、救急機動組織の部隊の派遣が決定される。
2. 公道での事故について 18 番への通報があった場合には、消防士の部隊が出勤し、救急医療援助組織に連絡される。

この場合、通報者は医療調整担当医とは直接話さない。医療調整担当医はまず当直スタッフによって直ちに評価された深刻度によって、また二次的には現場の消防士による評価の深刻度によって、救急機動組織を補助的手段として出勤させることを決定する。

消防士の医師は消防司令センターが出勤を決定する。

3. 自宅および私的な場所

すべての要請は部隊の出勤に先立って必ず医療調整の対象となる（即時救助を除く）。

消防士の部隊は救急医療援助組織の医療調整担当医の要請により出勤する（非常事態の状況、民間手段の欠如、救急機動組織がすでに出勤していて利用できない場合）。

18 番への通報を受けて医療調整後にとられる決定は、救急医療援助組織への通報後にとられる決定と同一である。しかしながら民間の傷病者搬送手段の派遣の場合には、特殊な場合を除き（慢性疾患、疾病が明らかに軽い場合）、手段は 5 分未満で見つけられなければならない。

4. 即時救助

即時救助は一般市民の利用する場所や私的な場所および自宅からの 18 番への通報で、当直スタッフが医療調整に先立って消防士の部隊を発動するものである。

この発動は応急処置により患者の命を救うことができる場合に行われる。対象となる状況は次のとおりである。

- ・呼吸停止
- ・血液循環停止
- ・絞首
- ・一酸化炭素又はガスの中毒
- ・深刻な外傷（火器や刃物による傷、切断、大量出血）
- ・救出（車両内閉塞、下敷き、溺れなど）

これらの状況については、当直スタッフはまず消防士の部隊を出勤させ、次に二次的医療調整のために救急医療援助組織の医療調整担当医に通報を回す。

5. 災害

県消防本部の部隊の出勤は自動的であり、特にチームの医療援助を確保するために保

健・医療救助部が出動する。

救急医療援助組織は必然的に出動することはないが、受けた情報により変化を予測する可能性を保持する。

救急医療援助の必要性和手段の評価については、救急医療援助組織の医療調整担当医が県消防本部の保健・医療救助部を考慮する。

6. 反復決定

救急医療援助組織の通報受信調整センターと消防司令センターは初期段階（すなわち第1次出動の決定）の後、活動の進展によって決定（補強の決定など）を下す可能性を保持する。

出動部隊との連絡・患者の搬送先決定・出動の指揮

1. 出動部隊との連絡

県消防本部の出動チームによって活動中に行われた報告や、保健・医療救助部の士官による医学的メッセージは、消防司令センターと救急医療援助組織の通報受信調整センターに同時に届けられる。

これにより県消防本部の出動者と救急医療援助組織の医療調整担当医との間で直接通話ができる。この通話は「救助と救急治療」無線連絡網の設置によって容易になり、その原則は1992年9月18日付け厚生省（DGS No. 92-53）及び内務省（NOR/INT/E/92/00266/C）の省際通達により定められ、県内において実施することは他の協定による。

2. 患者の搬送先決定

医療調整担当医は受け取った情報と報告の内容に応じて患者の搬送先を定める。

医師が現場にいる場合には、患者の搬送先については、現場にいる医師との協議により医療調整担当医が決定する。

3. 出動の指揮

県消防本部の救助部隊又は医療部隊が最初に出動した場合には、救急医療援助に係る出動の指揮は、病院治療部隊による医療調整の後、患者の医学的な対応が始まる時点で移行される。

病院治療部隊が保健・医療救助部の医師を伴わずに現場にいた場合には、この病院治療部隊が医学的に患者の対応を行う。消防本部の責任者は、この場合、有する情報をすべて提供する。

保健・医療救助部の医師が現場にいる場合には、医学倫理法典に定められる条件において救急医療援助組織の医師に患者を託する。

救出・搬送

医療調整担当医は患者の搬送先と利用可能な手段に応じて、傷病者の搬送を組織する。

1. 公道及び公衆が利用する場所

公道からの患者の救出又は医療搬送は、医療調整後に行われる。

一般に、病院チームが到着する前にすでに消防の窒息・傷病救助車に乗せられた患者は、絶対的な理由がなければ車両を変えることはない。同様に民間の傷病者搬送車に乗せられた被害者は、絶対的な理由がなければ消防の窒息・傷病救助車に移されない。

病院機動部隊は消防の窒息・傷病救助車の内部で治療が行われた患者に対して自ら看護を行う場合には、県消防本部の職員の協力を得ることができる。機材面では消防の窒息・傷病救助車は病院チームが固有の医療機器を使えるように整備される。

2. 自宅および私的な場所

医療調整後、容態により民間救急車又は病院救急車により患者の搬送が行われる。

例外的に（民間救急車のない場合）、搬送は消防の窒息・傷病救助車により行われる。

特別規定

消防の任務以外の保健・医療救助部の開業医

保健・医療救助部の医師は県消防本部の義務的任務（公道での事故、災害、特殊危険）以外に、救急医療援助組織の医療調整担当医によって派遣されうる。

保健・医療救助部の医師が開業医としての通常の活動の枠内で患者のために医療搬送手段を必要とする場合には、その通報は「発動」の章で規定される規則に従って処理される。

多数の犠牲者が発生しうる状況において

医療手段の増大の決定の発動は、救急医療援助組織が活用しうる保健・医療救助部の手段を考慮に入れた上で行う。医療救助指令は赤計画の発動の有無にかかわらず、救急医療援助組織の医師長またはその代理者が、県医師長の協力を得て行う。

医療救助指令者の到着まで、この任務を遂行しうる医師の名簿が両組織によって認可される。

保健・医療救助部および病院機動部隊の各隊員の固有の任務が、状況の評価（特殊リスク、利用可能なチームの数と資格など）に応じて医療救助指令者が定める。

指揮ポストにおける、また消防司令センターと救急医療援助組織との間における恒常的な相互情報提供は必然的に行われる。

評価

県消防本部および救急医療援助組織は、相互接続および本協定の実施の方法を定期的に評価する。このために県消防本部の消防士官と救急医療援助組織の責任者を集めた会合が少なくとも年に一回開かれる。

県消防本部と救急医療援助組織は日常の救助活動の管理において遭遇する困難を、直ちに解決するために、かかる困難をできる限り速やかに相互連絡することを約束する。

当事者は県救急医療救助委員会の仲裁を要請しうる。

1994年10月1日、アミアンにて

消防本部理事長

SAMU80 が置かれるアミアン大学病院院長

ピカルディー州・ソム県地方長官

参考資料

日本語の文献

- ・海外消防情報センター「フランスの消防事情」2001年
- ・海外消防情報センター「イギリスの消防事情」2000年
- ・海外消防情報センター「ドイツの消防事情」2000年
- ・消防庁「消防白書（平成13年版）」2001年
- ・日本火災学会編「火災便覧第3版」共立出版株式会社、1997年
- ・消防行政研究会「基本消防六法12」ぎょうせい、1999年
- ・消防法規研究会編集「消防基本六法（平成10年度版）」東京法令出版
- ・社団法人日本損害保険協会「海外の安全防災に係わる法令・規則に関する調査・研究報告書（フランス編）」2001年
- ・新倉俊一他 編集「事典 現代のフランス（増補版）」大修館書店、1997年
- ・中村紘一他 監訳「フランス法律用語事典」三省堂、2000年
- ・滝沢 正 著「フランス法」三省堂、2000年
- ・草場安子 著「現代フランス情報辞典（増補版）」大修館、2001年
- ・（財）自治体国際化協会「フランスの地方自治」2002年
- ・（財）自治体国際化協会「現代フランス都市計画の手法（2）」1994年

フランス語の文献

<一般書籍>

- ・François BERTIN, Sapeurs-Pompiers. Techniciens du risque et de l'urgence, Rennes, Editions Ouest-France, 2000
- ・Robert JAUZE, *Pompiers. J'écoute*, Paris, Robert JAUZE, 2000
- ・B.de Gunten, A.Martin, M.Niogret, *Les institutions de la France*, NATHAN, 2000
- ・J.M.Fontanella, *Les SAMU-CENTRE15. Organisation. Activités. Techniques de régulation médicale. Eléments historiques*, Paris, SFEM Editions, 1997
- ・Société Française d'Éditions Médicales, *Guide des SAMU et SMUR de France*, Le Mans, 2001
- ・Jean-Paul Kihl, Les sapeurs-pompiers en France, *regards sur l'actualité No.259 pp.43-54*, documentation française, Paris, 2000

<政府等刊行物>

- ・*Les Collectivités locales en chiffres 2000*, Ministère de l'Intérieur, 2000
- ・*Les sapeurs-pompiers volontaires et professionnels. Mesures pour soutenir le volontariat et améliorer la situation des professionnels*, Ministère de l'Intérieur, 1999
- ・*Direction de la Défense et de la Sécurité civiles. DDSC*, Ministère de l'Intérieur
- ・*La situation des sapeurs-pompiers volontaires en France. Bilan de l'enquête nationale réalisée en 1997 et 1998*, Observatoire national du volontariat dans les corps de sapeurs-pompiers, 1998
- ・*Service d'incendie et de secours. Statistiques de l'année 2000*, Ministère de l'Intérieur, 2001
- ・Sapeurs-Pompiers de Paris, *Synthèse annuelle 2000*, 2000

・ *Brigade de Sapeurs-Pompiers de Paris*

<法令集>

- ・ Jacques MOREAU, *Code général des collectivités territoriales 2001*, Litec, Paris, 2000
- ・ Jean-Michel DE FORGES, Didier TRUCHET, *Code de la santé publique 2000*, Dalloze, Paris, 2000
- ・ Patrice CORNELLE, Alain DURANCE, *Code de la construction et de l'habitation 2000*, Litec, Paris, 2000
- ・ Fernand BOUYSSOU, Jean HUGOT, *Code de l'urbanisme 2000, Litec*, Paris, 2000
- ・ Christian HUGLO, *Code de l'environnement 2001*, Litec, Paris, 2001
- ・ *Sapeurs-pompiers. Organisation des services d'incendie et de secours. Statuts*, Les éditions des Journaux officiels, 1998
- ・ *Textes généraux. Commissions de sécurité, vérifications réglementaires, qualification des personnels permanents. Établissements de droit public*, Les éditions des Journaux officiels, 1997
- ・ *Installations classées pour la protection de l'environnement. Textes généraux-Nomenclature*, Les éditions des Journaux officiels, Paris, 1999
- ・ *Installations classées pour la protection de l'environnement. Arrêtés- Circulaires et instructions*, Les éditions des Journaux officiels, Paris, 2000

インターネットのサイト

- ・ フランス内務省(<http://www.interieur.gouv.fr/>)
- ・ フランス国防省(<http://www.defense.gouv.fr/>)
- ・ フランス国土整備・環境省(<http://www.environnement.gouv.fr/>)
- ・ フランス建設・運輸・住宅省(<http://www.equipement.gouv.fr/>)
- ・ フランス雇用・連帯省(<http://www.emploi-solidarite.gouv.fr/>)
- ・ 全仏消防士連盟(<http://www.pompiersdefrance.org/>)
- ・ パリ消防隊(<http://www.bspp.fr/>)
- ・ マルセイユ海軍消防隊 (非公式サイト:<http://www.multimania.com/>)
- ・ ガール県消防本部(<http://www.sdis30.fr/>)
- ・ ヴァル・ド・ワーズ県消防本部(<http://www.pompiers95.fr/>)
- ・ ムルト・エ・モーゼル県消防本部(<http://www.sdis54.fr/>)
- ・ フランス SAMU(<http://www.samu-de-france.com/>)

<執筆者>

監修 所長 山下 茂
担当 所長補佐 中本 敦也

<表紙写真提供>

ヴァル・ド・ワーズ県消防本部(SDIS du Val d'Oise)

フランスの消防・防災制度

平成14年3月31日発行

編集・発行 (財)自治体国際化協会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル19F

TEL 03-3591-5483 FAX 03-3591-5346
